道路局試驗場新芝町分室新築工事	芝區	七六〇、〇〇〇	三月十五日―三月卅日	米倉由藏	試驗用
道路局水谷橋自動車庫新築工事	京橋區	四、六〇〇、〇〇〇	三月二十二日―三月卅一日	飯田篤一郎	自動車格納用
道路局一ツ橋自動車庫風害修繕工事	麹町區	一〇六、一〇〇	二月十日―二月十五日	田中英吉	同
建築課古石場番人詰所其他三件新築工事	京橋區	六、五五〇、〇〇〇	七月廿三日―十月廿九日	川鍋鼎三郎	詰所用
廳舍分館二階手洗器修繕工事	麹町區	一八、〇〇〇	十二月十五日―十二月十五日	關谷多藏	手洗用
調査課屋根一部其他倉庫床板及棚修繕	同	三五、〇〇〇	十二月八日―十二月九日	松田定一	修繕
調査課統計係事務室棚取付及小使室炊事場煙突繼足其他修繕工事	同	四六七、〇〇〇	十二月廿七日―二月十二日	同人	同
水道課赤羽橋出張所事務室改增築其他七廉工事	市外	一八、五〇〇、〇〇〇	三月十九日―八月廿四日	飯田篤一郎	事務用
羽村派出所屋根修繕工事	同	三七〇、〇〇〇	六月四日―六月廿日	森田仲藏	派出用
淀橋淨水場水引入口及引出口樋其他修繕工事	同	一〇七、九〇〇	五月五日―五月十日	下村藤之助	淨水場用
水道課第一號倉庫修繕工事	麹町區	一、七八〇、〇〇〇	七月二日―八月同日	飯田篤一郎	修繕
水道課赤羽橋出張所敷地々均及倉庫修繕工事	市外	六六二、〇〇〇	二月二日―三月三日	同人	同
氣象觀測所風力塔修繕工事	同	六九、六七〇	六月廿五日―六月卅日	田中豐吉	同
水道課第一號倉庫修繕追加工事	麹町區	一二五、〇〇〇	八月十日―八月十九日	飯田篤一郎	同
水道課赤羽橋出張所事務室手洗器取付工事	市外	六八、〇〇〇	八月廿一日―三月卅日	同人	手洗用
水道課新大橋出張所外三廉模樣替工事	日本橋區	五〇〇、〇〇〇	十一月廿日―十二月五日	小田末吉	出張用
新大橋水道課出張所公舍新築工事	同	二二二、五〇〇	十一月廿四日―十二月三日	吉田久吉	同
水道課吏員職工住宅新築工事	深川區	七、四五四、六五〇	十一月廿六日―一月十七日	小田末吉	住居用
淀橋淨水場各所修繕工事	市外	二、〇九五、〇〇〇	一月廿一日―三月廿二日	飯田篤一郎	修繕
水道課構内假設自動車置場新築工事	麹町區	一、四七六、〇〇〇	二月廿九日―三月卅一日	米倉由藏	自動車置用
水道課神樂河岸出張所修繕工事	神田區	四九〇、〇〇〇	三月廿七日―三月卅一日	關谷多藏	出張用
水道課元町出張所外三ケ所新築工事	本郷區	五、九五一、一八〇	九月廿日―十月廿日	大塚盛一	同
水道局カード倉庫修繕工事	麹町區	九八、〇〇〇	四月廿日―四月廿四日	田村武八郎	修繕
長窪合宿所移轉其他工事	市外	九九五、〇〇〇	五月十八日―七月廿三日	小島證作	移轉

村山貯水池下堰堤事務所外十件建物移轉工事	市外	八、七〇〇、〇〇〇	五月廿六日―七月十四日	清水忠助	同
和田堀淨水池動力室新築工事	市外	一、三五〇、〇〇〇	五月廿九日―七月二日	大庭次郎吉	淨水用
境淨水場溜井上屋新築工事	市外		六月十五日	島崎新太郎	淨水用
境淨水場事務所新築工事	同	七、四〇五、〇〇〇	六月十五日―九月卅日	井野久太郎	事務用
水道擴張課月島荷物自動車格納庫新築工事	京橋區	八三〇、〇〇〇	六月廿七日―七月廿二日	米倉由藏	自動車格納用
月島鐵管試驗場內水道擴張課材料掛詰所增築工事	同	一、七八〇、〇〇〇	八月八日―八月廿五日	前田春吉	詰所用
水道擴張課廳舍應急修理工事	麹町區	五四〇、〇〇〇	十二月廿日―十二月卅一日	米倉由藏	擴張
芝區役所各建物模樣替其他工事	芝區	八〇〇、〇〇〇	一月四日―一月九日	同人	模樣替
日本橋區役所假廳舍新築工事	日本橋區	七、二八七、〇〇〇	九月廿八日―十月十二日	福本常太郎	事務用
本所區役所假廳舍建築工事	本所區	八、七九〇、〇〇〇	二月四日―三月三日	高島博代 吉澤長藏	同
下谷區役所湯呑所排水及爐新設工事	下谷區	三五、〇〇〇	一月八日―一月十三日	葛和安太郎	排水其他
下谷區役所出入口及窓增設工事	同	六〇、〇〇〇	三月三日―三月七日	大久保才太郎	增設
本郷區役所假廳舍造修工事	本郷區	四八六、〇〇〇	三月十日―三月廿五日	瀬田太郎吉	造修
麹町區役所裏門及本柵新設工事	麹町區	二〇六、五〇〇	三月九日―三月十五日	葛和安太郎	園用
麹町區役所夜廳舍床修繕工事	同	一九、〇〇〇	二月十一日―二月十五日	同人	修繕
京橋區役所假廳舍一部模樣替工事	京橋區	四八、二五〇	一月六日―一月十日	同人	模樣替
日本橋區役所防寒工事追加工事	日本橋區	二九〇、〇〇〇	二月五日―三月廿日	同人	防寒用
芝區役所假廳舍各出入口レール取設工事	芝區	三四、二〇〇	二月十日―二月十五日	關谷多藏	出入口レール
京橋區役所カウンター取設其他工事	京橋區	一四六、五一〇	十一月一日―十一月四日	植村克巳	カウンター取付
神田區役所一部模樣替工事	神田區	一〇六、三七〇	三月一日―三月五日	關谷多藏	カウンター移轉
小石川區役所震災應急工事					
牛込區役所增築外三廉工事	牛込區	一一、四八六、四三〇	五月廿二日―十一月三日	庄司保之助	增築
淺草區役所假廳舍防暑並換氣裝置工事	淺草區	一、〇四七、〇四〇	六月十四日―七月四日	川鍋鼎三郎	防暑及換氣

麻布區役所應急修理工事	麻布區	二四〇、〇〇〇	十月廿六日—十一月二日	朝倉福之助	應急用
淺草區役所應急修理工事	淺草區	八七、七四〇	十月十八日—十月廿日	渡邊隆平	應急用
赤坂區役所應急修理工事	赤坂區	七二三、一〇〇	十月十六日—十月廿五日	吉田久吉	應急用
四谷區役所應急修理工事	四谷區	一六八、〇〇〇	十月十六日—十月廿一日	葛和安太郎	應急用
牛込區役所假廳舍新築工事	牛込區	四、〇七三、三〇〇	十月九日—十月十九日	大塚盛一	新築
京橋區役所假廳舍新築工事	京橋區	四、二五七、〇〇〇	十月十二日—十一月四日	植村克巳	同
神田區役所假廳舍新築工事	神田區	四、三八五、〇〇〇	十月十二日—十一月一日	大林組	同
下谷區役所假廳舍新築工事	下谷區	四、五〇四、七〇〇	十月十二日—十月廿二日	錢高作太郎	同
芝區役所假廳舍新築工事	芝區	五、四二八、〇〇〇	十月十二日—十月廿六日	松田登三郎	同
深川區役所假廳舍新築工事	深川區	五、九一七、一五〇	十月八日—十月卅日	伊澤貞一郎	同
麴町區役所假廳舍新築工事	麴町區	四、二四八、〇〇〇	十月八日—十月十七日	葛和安太郎	同
本所區役所假廳舍新築工事	本所區	五、三五〇、〇〇〇	十月十二日—十月十七日	田中英喆	同
牛込區役所階上取解工事	牛込區	一、三〇〇、〇〇〇	十月十六日—十一月五日	池谷昌吉	取解
本郷區役所假設事務所新築及元車置場模様替工事	本郷區	一、二七三、〇〇〇	十月廿四日—十一月廿六日	大塚精一	新築及模様替
神田區役所廳舍燒殘建物取毀工事	神田區	一、二七〇、七五〇	十一月七日—十一月廿一日	臨時爆破作業所	爆破
麻布區役所構內バラック建物置新設及在來建物置屋根葺替工事	麻布區	三九二、〇〇〇	十一月廿四日—十一月廿八日	吉田久吉	新設及葺替
本郷區役所便所及渡廊下增設其他補修工事	本郷區	一、三五四、九五〇	十一月廿日—十二月十日	關谷多藏	增設及補修
牛込區役所物置及人夫溜移轉模様替其他工事	牛込區	六一七、二五〇	十一月廿四日—十二月三日	佐藤浩治	移轉模様替
赤坂區役所假廳舍新築工事	赤坂區	八、五七八、〇〇〇	十二月廿四日—一月十七日	三浦逸平	新築
各區役所假廳舍防寒工事	牛込、深川、芝、神田、日本橋、京橋、本郷、麴町、下谷	一三、六六五、九八〇	十二月廿五日—三月十日	佐藤浩治 關谷多藏 葛和安太郎	防寒用
芝區役所假廳舍內カウンター取付工事	芝區	一一四、〇〇〇	十月廿九日—十一月四日	松田登三郎	カウンター取付
赤坂區役所屋根應急修理工事	赤坂區	一六、〇五〇	十一月十五日—同	宮下增吉	應急用
東京市實科高等女學校改築工事	下谷區	七二、九九〇、〇〇〇	四月十八日—七月十八日	荒川常吉	改築
芝浦小學校增築工事	芝區	一十、三二〇、〇〇〇	五月十二日—八月十日	竹田源次郎	增築

東京市立三笠尋常小學校改築工事	本所區	九六、三〇〇、〇〇〇	五月廿八日—十二月一日	清水釘吉	改築
猿江小學校窓欄織物新設工事	深川區	六五〇、〇〇〇	六月十六日—六月廿九日	米倉由藏	新設
芝浦絶江玉姫各尋常小學校窓硝子修繕工事	芝區	九三、〇〇〇	四月十日—五月廿八日	關谷多藏	修繕
菊川小學校運動場日覆取付及修繕工事	本所區	一三八、〇〇〇	七月九日—七月十九日	蔭山留五郎	修繕
萬年小學校運動場日覆取付及修繕工事	下谷區	一一一、〇〇〇	七月十五日—七月廿四日	本橋友吉	同
旭町鮫ヶ橋小學校分教場日覆新設工事	四谷區	三三五、〇〇〇	八月廿一日—八月廿六日	林藤次郎	新設
林町小學校運動場日覆取付及修繕工事	本所區	三四、二八〇	七月十七日—七月廿一日	松本久吉	修繕
玉姫小學校運動場日覆取付及修繕工事	芝區	三八、八五〇	七月廿日—七月廿四日	寶戸辯之助	同
靈岸小學校運動場日覆取付及修繕工事	深川區	五九、二〇〇	七月廿日—七月廿六日	石渡竹次郎	同
太平小學校運動場日覆取付及修繕工事	本所區	四八、六五〇	七月廿日—七月廿四日	同人	同
谷町鮫ヶ橋小學校運動場日覆取付及修繕工事	四谷區	一二〇、五〇〇	八月六日—八月十日	米倉由藏	修繕
絶江小學校運動場日覆取付及修繕工事	深川區	五六、〇〇〇	八月六日—八月十日	同人	同
市立直營小學校舍震災應急工事（絶江、鮫橋、同分校林町）	同	一、八六二、八〇〇	十月廿日—十一月廿一日	葛和安太郎	應急工事
芝浦機械工場內木工場外五廉造修工事	芝區	三一、八一五、一一二	三月廿日—九月一日	鴨志田新太郎	造修工事
佐久間河岸セメント倉庫增築工事	神田區	一一、四二〇、〇〇〇	八月十一日—十一月十三日	池谷昌吉	增築
水道材料試驗場事務室及工場屋根瓦葺替其他工事	京橋區	七七七、〇〇〇	六月九日—七月三日	金杉榮太郎	葺替
芝浦機械工場內鍛錬鐵工場及旋盤仕上工場改築杭打試驗工事	芝區	一三九、〇〇〇	六月十二日—六月十四日	鴨志田新太郎	試驗工事
芝浦埋立地セメント倉庫新築工事	同	六、〇八〇、〇〇〇	十月十六日—十月廿三日	葛和安太郎	新築
佐久間河岸セメント倉庫新築工事	神田區	二、五七〇、〇〇〇	十月廿日—十一月廿日	關谷多藏	同
市役所構內車馬掛詰所新築工事	麴町區	三八〇、〇〇〇	十一月廿日—十一月廿四日	米倉由藏	同
東京市職員食堂假設工事	同	三三六、五〇一	九月廿五日—九月卅日	大庭次郎吉	假設工事
地理調、調査課統計保室各所造修工事	麴町區	一七〇、〇〇〇	一月廿二日—一月卅一日	田村武八郎	造修
猿江小學校々舍應急工事	深川區	三七、八二六、九九〇	十二月十八日—三月廿四日	坂東縫藏	應急工事
靈岸、龍泉寺萬年小學校假校舍新築工事	深川區、下谷區	三五、九九四、二二〇	一月四日—二月廿七日	宮本本作	新築
市立玉姫小學校假校舍建築工事	芝區	一七、三六一、〇〇〇	一月七日—二月七日	宮長平作	新築
市立芝浦小學校假校舍建築工事	同	六、〇三〇、〇〇〇	一月七日—二月廿一日	同人	同
市立菊川小學校假校舍建築工事	本所區	一〇、三〇七、〇〇〇	一月七日—二月七日	同人	同
市立三笠小學校假小學校假校舍建築工事	同	一六、七四三、〇〇〇	一月七日—三月八日	同人	同

龍泉寺小學校排水外一件工事	下谷區	九四、〇〇〇	三月廿九日—三月卅一日	葛和安太郎	排水
絕江小學校各所修繕工事	深川區	二四六、五〇〇	三月廿五日—三月卅一日	山野莊吉	修繕
衞生試驗所增築工事	麹町區	六四、五七五、七〇〇	二月廿一日—十一月二日	牟田口悦次郎	增築
療養所臥室其他造修工事	市外	二四、六七六、三〇〇	二月十二日—七月十六日	平岡寅市	造修
衞生課龍閑橋塵芥取扱場詰所新築其他工事	神田區	三、九六六、二〇〇	四月十三日—六月十七日	前澤元之助	新築
今戸橋塵芥取案場棧橋築造其他造修工事	淺草區	三、四〇〇、〇〇〇	四月十六日—六月廿九日	中澤惣彌	造修
市兵衞河岸塵芥取扱場棧橋築造及模樣替其他工事	麻布區	二、九八五、〇〇〇	四月十日—五月十日	平島林藏	模樣替
赤坂見附街頭便所改築工事	赤坂區	一、六二四、〇〇〇	六月十四日—九月廿五日	中澤惣彌	改築
厩橋際及花川戸街頭便所改造工事	淺草區	一、四二三、六〇〇	五月六日—六月四日	村山宇之助	改造
水道橋自動車庫扉修繕工事	神田區	四一、〇〇〇	四月廿一日—五月四日	田村武八郎	修繕
特監橋塵芥取扱場棧橋增設其他工事	芝區	九二五、〇〇〇	五月六日—六月二日	岩崎郁太郎	增設
深川消毒所塀其他改築工事	深川區	五、八四〇、〇〇〇	五月九日—七月四日	荒川常吉	改築
駒込病院各所造修工事	本郷區	一二、五六九、〇〇〇	七月廿一日—一月十九日	葛和安太郎	造修
衞生課本材木町街頭便所取毀工事	芝區	二五、〇〇〇	五月廿四日—五月卅日	中澤惣彌	取毀
衞生課美倉橋街頭便所取毀工事	神田區	五五、〇〇〇	五月廿四日—五月卅日	同人	同
衞生課古石場吏員詰所用物置增築外一件工事	深川區	一、一三〇、〇〇〇	六月廿一日—七月廿一日	前澤元之助	增築
松淸町外二ヶ所街頭便所新設工事	淺草區	四、四八〇、〇〇〇	七月三日—十月十五日	村山宇之助	新設
本所區四ノ橋街頭便所取毀工事	本所區	三五、〇〇〇	七月十九日—八月一日	加藤繁藏	取毀
二重橋前假設公衆便所新築工事	麹町區	一、〇〇〇、〇〇〇	十月十六日—十月廿一日	葛和安太郎	新築
各區應急假設便所新築工事	麹町區外十五區	一六、一九六、〇〇〇	十月廿一日—十二月十五日	長義三郎	新築
衞生課薬品材料倉庫並ニ配給所新築工事	麹町區	二六七、六〇〇	十月廿六日—十月卅日	鈴木由三郎	同
桶町外四ヶ所塵芥取扱場應急棧橋設備工事	京橋區	二、二九八、〇〇〇	九月廿一日—十月三日	葛和安太郎	設備工事
養育院跡臨時救療所修繕工事	小石川區	一、二〇〇、〇〇〇	十一月廿日—十一月廿七日	佐藤十太夫	修繕
衞生課上野救護所構内排水溝工事	下谷區	七六、〇〇〇	十一月廿日—十一月廿二日	逸見金平	設備工事
バラック組立材料運搬契約ノ件	芝區	四、〇九五、〇〇〇	十月廿三日—十一月九日	石垣建庫	運搬
外來患者診療所新築工事	各區	二六、六四七、〇〇〇	十二月一日—十二月十五日	大塚盛一外二名	新築
上野救療所食糧倉庫新設工事	下谷區	六〇〇、〇〇〇	十一月廿九日—十二月五日	米倉由藏	同
衞生課厩橋際揚水場新築工事	淺草區	二六〇、〇〇〇	十二月八日—十二月十七日	同人	同

療養所假病舍其他建設工事	市外	二八、一〇六、七五〇	十二月八日—一月十二日	大塚盛一	建設
古石場衞生課出張所事務室及倉庫新築工事	深川區	六八〇、六〇〇	十二月八日—十二月廿七日	關谷多藏	新築
菊屋橋糞尿投棄場修理工事	淺草區	一、七八〇、〇〇〇	十二月廿一日—一月十九日	杉浦伊三郎	修理
衞生課水道橋際假設自動車庫新築工事	小石川區	一、二二四、〇〇〇	一月十日—二月四日	岡田喜藏	新築
衞生課芝浦假設車庫及在來事務所修繕工事	芝區	二、二五四、〇〇〇	一月十日—三月廿一日	朝倉福之助	修繕
外來患者診療所新設工事	淺草、本所二區	四、二五〇、〇〇〇	十二月廿八日—一月十七日	佐藤浩治	新設
同上	京橋、日本橋、麹町三區	三、四〇〇、〇〇〇	十二月廿八日—一月十七日	須賀龜太郎	同
同上	深川、本所二區	三、四〇〇、〇〇〇	十二月廿八日—一月卅日	吉田久吉	同
大久保隔離病舍バラック建築工事	市外	二、三五八、〇〇〇	九月十二日—九月廿八日	渡邊豊吉	建設
大久保隔離所バラック建築工事	同	二、三二〇、〇〇〇	九月十二日—九月廿八日	荒川常吉	同
舊第三第六砲臺地在來建物應急修理工事	芝區	二、三八六、六五〇	二月四日—三月廿日	飯田篤一郎	修理
春日町消毒所震災應急修理工事	小石川區	三六三、〇〇〇	一月廿八日—二月十一日	太平竹松	同
衞生課厩橋際揚水場內部羽目板張工事	淺草區	一二、五〇〇	一月十八日—一月十九日	關谷多藏	羽目板張
廣尾病院假病舍其他建築工事	麻布區	二二、七三九、七七〇	九月十五日—十一月廿三日	大塚盛一	建築
西平井町河岸外來新療所新築工事	深川區	七九八、〇〇〇	二月一日—三月四日	田村武八郎	新築
本所病院跡產院新築工事	本所區	一三、四四三、七五〇	二月十二日—三月五日	太田庄之輔	同
赤坂見附便所目隱用幕張工事	麹町區	三六、〇〇〇	一月廿五日—一月廿五日	秋田善藏	幕張
消毒所赤羽橋支部應急修繕工事	芝區	一、七〇〇、〇〇〇	二月廿五日—三月廿六日	野村專太郎	修繕
金六町診療所臺處及便所移轉模樣替工事	京橋區	八八、七五〇	一月廿日—一月廿三日	三浦逸平	模樣替
衞生課藥品倉庫新築工事	麹町區	九八、〇〇〇	三月三日—三月九日	大久保方太郎	新築
川南小學校前街頭便所建設工事	深川區	六二、一五〇	一月廿日—一月廿五日	酒井榮藏	建設
本所病院敷地地均其他燒跡整理工事	本所區	三、三四六、二〇〇	九月廿六日—十月五日	田中榮喆	整理
駒込病院寄宿舍其他造修工事	本郷區			加古明義	工事中
三筋町糞尿投棄場箱番外二ヶ所新設工事	淺草區	六七〇、〇〇〇	三月廿六日—三月卅一日	神谷吉之助	新設
衞生試驗所廊下壁部分修繕工事	麹町區	一一〇、〇〇〇	三月廿九日—三月卅一日	葛和安太郎	修繕
上野池ノ端簡易療養所內部設備取解工事	下谷區	四八〇、〇〇〇	四月二日—四月四日	關谷多藏	取解
大塚簡易療養所病舍屋根其他修繕工事	小石川區	二、五九〇、〇〇〇	三月廿一日—三月卅日	同人	修繕
魚市場新築工事	京橋區	四〇、四七四、二二〇	十月十一日—十一月廿九日	坂本和吉	新築

秋葉原青物市場敷地整理工事	神田區	二,〇〇〇,〇〇〇	十月廿二日—十月廿八日	酒井榮藏	整理
秋葉ヶ原青物市場新設工事	神田區	二〇,五四五,四九〇	十月廿四日—十一月廿日	清水釘吉	新設
新網町公設市場新築工事	麻布區	七〇九,一八〇	十月廿六日—十一月五日	葛和安太郎	新築
秋葉ヶ原青物市場工事勞力供給	神田區	二〇〇,〇〇〇	十月廿二日—十月廿八日	酒井榮藏	勞力供給
横網町公園內青物市場新築工事	本所區	二二,二五三,七〇〇	十月廿六日—十二月十日	鈴木辰五郎	新築
青山公設市場附屬倉庫新築工事	赤坂區	一,〇七六,〇〇〇	十一月五日—十一月廿日	大塚盛一	同
業平橋際公設市場新築工事	本所區	七二四,五〇〇	十一月五日—十一月十七日	關谷多藏	同
林町隔勒寺際公設市場新築工事	同	九三七,〇〇〇	十一月五日—十一月十七日	葛和安太郎	同
飯田橋公設市場附屬倉庫新築工事	牛込區	六六三,〇〇〇	十一月五日—十一月十六日	長 義三郎	同
若宮公園內公設市場新築工事	本所區	四九〇,〇〇〇	十一月五日—十一月十七日	吉田久吉	同
龍泉寺町公設市場新築工事	下谷區	三,三三二,〇〇〇	十一月五日—十二月廿二日	大塚盛一	同
秋葉ヶ原青物市場追加敷地整理工事	神田區	七〇〇,〇〇〇	十一月八日—十一月十日	酒井榮藏	整理
築地魚市場臨設地敷地整理工事	京橋區	一三,一四五,〇〇〇	九月十六日—十月十一日	酒井榮藏	整理
築地新榮町一丁目公設市場新築工事	同	三七七,〇〇〇	十一月廿日—十二月三日	坂東縫藏	新築
淺草區電話局前公設市場新築工事	淺草區	七五〇,〇〇〇	十一月廿日—十一月卅日	佐藤浩治	同
築地備前橋公設市場新築工事	京橋區	八〇七,〇〇〇	十一月廿日—十二月三日	葛和安太郎	同
汐留公設市場新築工事	芝區	六五〇,〇〇〇	十一月廿日—十一月廿六日	吉田久吉	同
深川公園內公設市場新築工事	深川區	六七八,八〇〇	十一月廿日—十一月卅日	朝倉福之助	同
荒木町公設市場新築工事	四ッ谷區	五一七,〇〇〇	十一月廿日—十一月廿七日	葛和安太郎	同
泉岳寺構內公設市場新築工事	芝區	五二四,〇〇〇	十一月廿日—十一月廿日	關谷多藏	同
三味線堀公設市場新築工事	淺草區	一,三九七,三五〇	十一月廿日—十二月廿六日	小田末吉	同
水天宮構內公設市場新築工事	日本橋區	七二七,〇〇〇	十一月廿日—十一月廿七日	同 人	同
蓬來町假設市場外四ヶ所新築工軍	本郷區	二,四二〇,八三五	九月廿日—十月十日	荒川常吉	新築
魚市場敷地內海事機械庫建設工事	京橋區	二,五四五,二〇〇	十一月廿日—十一月廿六日	坂本常吉	新築
淺草橋公園內公設市場新築工事	淺草區	六八〇,〇〇〇	十一月廿日—十二月十五日	佐藤十太夫	新築
魚市場事務所新築工事	京橋區	一,九〇〇,〇〇〇	十一月廿日—十一月廿六日	酒井榮藏	同
横網町公園內青物市場用材料運搬契約ノ件	本所區	一,五五一,九〇〇	十一月九日—十一月廿四日	石垣建庫	材料運搬
佐久間河岸青物市場番地整理工事	神田區	一,一〇〇,〇〇〇	十一月廿日—十一月廿七日	酒井榮藏	整理

淺草公園裏公設市場新築工事	淺草區	一,七〇〇,〇〇〇	十一月廿日—十二月四日	大林組	新築
芝區南佐久間町公設市場新築工事	芝區	九〇七,〇〇〇	十一月廿日—十一月廿六日	田中英吉	同
佐久間河岸精米所新築工事	神田區	三,三七三,一〇〇	十一月廿四日—一月十八日	清水組	同
築地假設魚市場第二次敷地內地上整理工事	同	一〇,三三〇,〇〇〇	十月一日—十一月十日	酒井榮藏	整理
佐久間河岸青物市場新築工事	神田區	七,二三六,七〇〇	十一月廿四日—十二月十五日	清水釘吉	新築
深川本前町公設市場新築工事	深川區	一,〇六〇,〇〇〇	十二月十四日—十二月卅日	佐藤浩治	同
今川小路公設市場新築工事	神田區	一,五八七,〇〇〇	十二月廿日—三月廿四日	葛和安太郎	同
水谷橋區公設市場新築工事	京橋區	八〇〇,〇〇〇	十二月十五日—三月廿四日	吉田久吉	同
築地魚市場雨樋取付工事	神田區	一,六〇〇,〇〇〇	十二月廿日—三月廿九日	酒井榮藏	取付工事
赤羽橋公設市場前下水橋修理工事	芝區	八三三,一〇〇	十二月廿八日—三月廿四日	吉田久吉	修理
魚市場第一次敷地道路舖裝及砂利敷込其他工事	神田區	一,四六七,〇〇〇	十一月十日—十二月廿日	酒井榮藏	舖裝及砂利敷込
銀座尾張町公設市場新設工事	神田區	一,八八〇,〇〇〇	十二月廿一日—一月十四日	小田末吉	新設
眞砂町公設市場排水工事	本郷區	四二〇,〇〇〇	三月六日—一月十二日	岩崎郁太郎	排水
魚市場第一次敷地整理追加工事	神田區	三,六七〇,〇〇〇	十月十五日—十一月卅日	酒井榮藏	追加工事
築地魚市場雨樋取付追加工事	同	一六四,〇〇〇	一月九日—一月十三日	同 人	同
魚市場第一次敷地內賣捌所増設工事	神田區	二,二八九,五〇〇	十二月廿六日—一月廿八日	酒井榮藏	増設
飯田橋公設市場外三ヶ所模様替工事	麹町區	二六七,〇〇〇	二月二日—一月八日	田村武八郎	模様替
青山一丁目餅搗場造作取拂復工事	赤坂區	一六〇,〇〇〇	一月十九日—一月廿一日	葛和安太郎	復舊工事
駒込倉庫模様替餅搗場並青山商工課倉庫內餅搗場建設	本郷、赤坂二町	一,八九〇,〇〇〇	十二月九日—十二月廿一日	酒井榮藏	建設
銀座尾張町公設市場追加工事	神田區	二五四,〇〇〇	二月五日—十二月七日	葛和安太郎	追加工事
江東青物市場內食堂其他新築工事	本所區	八九一,八〇〇	二月廿五日—三月卅一日	鈴木辰五郎	新築
本村町臨時市場店舗一部取除工事	深川區	四八,〇〇〇	二月十日—三月十三日	佐藤浩治	取除工事
佐久間河岸青物市場護岸工事及事務所敷地整理工事	神田區	六八六,三〇〇	十一月廿日—三月卅日	酒井榮藏	整理
江東青物市場洗揚溜桝其他新設工事	本所區	三八三,〇〇〇	三月十一日—三月十三日	伊澤德太郎	新設
飯田橋公設市場附屬倉庫間仕切工事	麹町區	三〇,〇〇〇	三月三日—三月六日	大久保才太郎	間仕切工事
三味線堀公設市場模様替工事	淺草區	一,三六三,〇六〇	三月十五日—三月廿五日	佐藤浩治	模様替
築地魚市場事務所附屬物置其他設置工事	京橋區	三八七,〇〇〇	三月十日—三月廿日	石井嘉吉	設置
業平橋外二ヶ所公設市場釣戸棚取設工事	本所區	一二八,〇〇〇	三月十七日—三月廿七日	田村武八郎	取設工事

坂本公園及淺草橋際公設市場釣戶棚取設工事	日本橋區	八五、〇〇〇	三月十七日―三月廿七日	同人	同
荒木町公設市場釣戶棚取設工事	四谷區	四五、〇〇〇	三月十七日―三月廿四日	同人	同
三間町公設市場釣戶棚取設工事	淺草區	四五、〇〇〇	三月十七日―三月廿四日	同人	同
深川公園公設市場釣戶棚取設工事	深川區	四五、〇〇〇	三月十七日―三月廿四日	同人	同
備前橋外二ヶ所公設市場釣戶棚取設工事	京橋區	一二八、〇〇〇	三月十七日―三月廿四日	田村武八郎	同
蓬萊町公設市場釣戶棚取設工事	本鄕區	四五、〇〇〇	三月十七日―三月廿四日	同人	同
和泉町公設市場釣戶棚取設工事	神田區	四五、〇〇〇	三月十七日―三月廿四日	同人	同
築地魚市場運送組合事務所其他假設工事	京橋區	二、八一六、九〇〇	十一月廿六日―二月十日	酒井榮藏	假設工事
今川小路臨時市場窓取設其他工事	神田區	一八五、〇〇〇	三月廿九日―四月二日	葛和安太郎	取設工事
南佐久間町臨時市場取毀工事	芝區	一一五、〇〇〇	四月十日―四月十四日	關谷多藏	取毀工事
車坂公設市場新築工事	下谷區	一、三六〇、六四〇	九月廿一日―十月十日	錢高作太郎	新築
水天宮臨時市場取毀工事	日本橋區	一七三、〇〇〇	四月八日―十月十日	小田末吉	取毀工事
下水課廳舍修繕工事	麴町區	一、三九五、〇〇〇	六月二日―十月廿八日	高梨幾太郎	修繕
下水課工事監督員詰所新築工事	淺草區	二、六五四、四〇〇	六月十八日―八月十七日	米倉由藏	新築
月島市營住宅敷地內一部燒跡取片付工事	京橋區	一、三五〇、〇〇〇	一月廿八日―二月十三日	酒井榮藏	取片付工事
業平橋際牛乳配給所新築工事	本所區	二七〇、〇〇〇	三月十九日―三月卅日	岩崎郁太郎	新築
鐵砲洲罹災民收容バラック組立工事	京橋區	三、四四六、六八〇	三月一日―三月十一日	酒井榮藏	組立工事
京橋區鐵砲洲罹災民收容バラック模様替工事	京橋區	八八〇、〇〇〇	一月十七日―二月廿二日	酒井榮藏	模様替
宮城內號砲所火藥庫改築工事	麴町區	七三〇、〇〇〇	四月十六日―五月廿五日	大久保才太郎	改築
芝浦一號地ヨリ月島二號地マデ米角材運搬及片付工事	芝、京橋二區	一、四九五、四九〇	三月七日―五月十八日	田中四郎	取片付
麴町小學校跡罹災者收容バラック建設工事	麴町區	三、八〇〇、八六〇	九月十五日―五月卅日	葛和安太郎	建設
三區收容バラック天井防寒工事	京橋、麴町、日本橋三區	三、七五八、四四〇	二月一日―五月廿八日	同人	防寒工事
內務省委託罹災者收容バラック建設工事	深川區	一一、四三二、〇〇〇	九月十日―十一月十日	戶田利兵衛	建設
同	麴町區	七四、五五四、九五〇	九月十二日―十一月十五日	田中英喆	同
月島二號地木材格納庫組立バラック新設工事	京橋區	九、二四三、八〇〇	三月一日―十一月十日	酒井榮藏	新設
同上模様替工事	同	一、二九四、六〇〇	三月六日―十一月十六日	同人	模様替
內務省委託罹災者收容バラック建設工事	芝區	二二、九八七、八五〇	九月十三日―十月十日	杉田登三郎	建設
同	本所區	六九、二六三、五四〇	九月七日―十月十四日	竹田源次郎	同

內務省委託罹災者收容バラック建設工事	京橋區	四五七、二一〇、七三〇	九月十一日―十月十日	植村克己	建設
同	下谷區	一八三、五九八、〇四〇	九月十一日―十一月十五日	錢高作太郎	同
芝浦六號地より深川區古石場倉庫迄組立バラック材料運搬工事	芝、深川二區	一、九七三、〇八〇	三月三日―十一月十五日	前田馬城太	運搬
同上アンペラ運搬工事	同	三〇、〇〇〇	三月三日―十一月十五日	同人	同
內務省委託罹災者收容バラック建設工事	日本橋區	五五、三三〇、九七〇	九月十一日―十月十日	福本常太郎	建設
砲兵工廠內便所屋根葺替工事	小石川區	二六、三〇〇	十二月廿五日―二月十四日	酒井榮藏	葺替
砲兵工廠內收容バラック屋根平板鐵板葺及間仕切工事	同	八八二、九九〇	十二月廿五日―二月十四日	同人	葺及間仕切
坂本公園公衆食堂外二廠新設工事	日本橋區外二區	八二、四六〇、九七〇	十二年八月一日―十三年七月十八日	神谷太一郎	同　新築
幼少年保護所新築工事	本鄕區	五三、四五四、〇九〇	一月十七日―一月卅一日	大塚盛一	同
下谷職業紹介所新築工事	下谷區	一九、二九五、六〇〇	十一月廿四日―五月十五日	平岡寅市	同
右京原市營住宅第二期工事	本鄕區	五〇、三三四、五五〇	二月七日―七月八日	北田九一	新設
富川町勞働合宿所新築工事	深川區	四四、五九八、五二〇	二月十二日―八月卅日	荒川常吉	新築
深川產院建築工事	同	六、六二〇、三二〇	三月十七日―八月廿七日	丸山貞吉	建築
月島市營住宅第三期工事	京橋區	一一〇、九六七、〇五八	三月一日―六月廿三日	竹田源次郎	工事
右京原市營住宅第三期工事	本鄕區	一八、五〇二、九二〇	六月十九日―八月廿一日	大塚盛一	同
同住宅第二期敷地盛土、地均工事	同	九、二五八、八〇〇	八月廿一日―六月十五日	鈴木丑五郎	盛土、地均
太平町公衆食堂食卓設置工事	本所區	九九五、八一〇	五月十六日―六月四日	渡邊隆平	設備
施療病院增築工事敷地木柵取設工事	京橋區	一八〇、〇〇〇	五月五日―五月十一日	田村武八郎	取設
同一部排水工事	同	八九五、〇〇〇	五月卅一日―九月一日	增田一郎作	排水
三味線堀公衆食堂食卓設置工事	淺草區	八三八、〇〇〇	六月卅日―七月廿七日	田村武八郎	設置
太平町市設公衆食堂排水工事	本所區	三三八、〇〇〇	六月五日―七月十三日	高住勇	排水
三味線堀公衆食堂附屬生子板塀並鐵筋混凝土塀新設工事	淺草區	二八七、一〇〇	七月廿一日―九月一日	增田一郎作	新設
四谷職業紹介所各所模様替工事	四谷區	一四九、〇〇〇	六月十九日―七月十九日	中澤惣彌	模様替
太平町公衆食堂鐵柵其他增設工事	本所區	三四五、五〇〇	六月廿七日―八月四日	吉田榮次郎	增設
古石場市營住宅附屬食堂模様替工事	深川區	八三〇、〇〇〇	六月廿七日―八月二日	松浦力雄	模様替
日本橋區公衆食堂修繕及び模様替工事	日本橋區	三一五、〇〇〇	七月十九日―八月廿八日	同人	同
三味線堀公衆食堂排水工事	淺草區	三三〇、〇〇〇	八月廿三日―八月卅日	增田一郎作	排水
日比谷公園內假設浴湯外新築工事	麴町區	三五、三七八、一三〇	十月廿九日―二月廿日	山本梅彌	新築

共同炊飯及び濾所新設工事	麹町區	一、〇四〇、〇〇〇	十月卅日—十二月十日	大塚盛一	新設
右京原(第一期、第二期)市營住宅修繕工事	本郷區	九九三、〇〇〇	十一月七日—十二月二日	朝倉福之助	修繕
神田橋公衆食堂假設工事	神田區	二、八二〇、〇〇〇	十月卅日—十一月十六日	田中英喆	假設
數寄屋橋及び兩國公園假設公衆食堂外三廉工事	京橋區	一九、一〇〇、四五〇	十一月廿日—十二月十五日	葛和和太郎	同
車坂假設公衆食堂新築工事	下谷區	一、九九一、二〇〇	十一月廿日—十二月廿日	小田末吉	新築
黑江町及び入江町假設公衆食堂新築工事	深川、本所二區	五、五八四、〇〇〇	十一月廿六日—十二月十日	山本梅彌	同
築地施療病院建築敷地整理工事	京橋區	八七五、〇〇〇	九月廿七日—十月十日	酒井榮藏	敷地整理
丸ノ內市設食堂新築工事	麹町區	五、二六九、二五〇	十二月十四日—一月廿五日	田中英喆	新築
猿町假設浴場外十三ケ所建設工事	日本橋區外	二五、九三三、五五〇	十二月一日—二月廿六日	相原友治外九名	建設
明治神宮青山外苑內假設浴場其他排水設備工事	赤坂區	一一八、〇〇〇	十二月十四日—二月十六日	大塚盛一	排水
古石場市設臨時貿店新築工事	深川區	一、三五三、一〇〇	十二月十四日—一月十九日	松田定一	新築
馬道七丁目市設臨時貿店新築工事	淺草區	一、三六三、一〇〇	十二月十四日—一月十四日	葛和安太郎	同
本所簡易宿泊所跡市設臨時貿店新築工事	本所區	一、二九三、一〇〇	十二月十四日—一月廿八日	朝倉福之助	同
假設簡易宿泊所罹、爐及び物干新設工事	同	七二〇、〇〇〇	十二月十五日—一月廿四日	米倉田藏	
芝浦六號地より野方村療養所行組立バラック材料仕譯ノ件	芝區と市外	六五七、五〇〇	十月廿二日—十一月九日	酒井榮藏	仕譯
古石場市營住宅復舊工事	深川區	四、五八〇、〇〇〇	一月十日—二月廿日	葛和安太郎	復舊
施療病院內模樣替工事	京橋區	一二、九七二、三六〇	一月十日—三月廿五日	同　人	模樣替工事
大雲寺境內假設浴場外三ケ所土留、盛土其他工事	本所區外	六三二、五〇〇	一月十四日—三月廿四日	大塚盛一—相原友治	土留、盛土
牛乳配給所七廉新設工事	赤坂區外	三、七一八、〇〇〇	十二月廿八日—一月廿九日	大塚盛一	新設
古石場市營住宅水道衞生工事	深川區	一、三八二、四〇〇	一月廿八日—三月十二日	須賀豐次郎	衞生
牛乳配給所新築工事	淺草區外	一、七三七、〇〇〇	一月廿三日—三月十日	朝倉福之助	新築
入江町假託見所外三ケ所工事	本所區外	六、四七四、四〇〇	二月四日	小池忠藏	同
月島市營住宅敷地內市營臨時貿店新築工事	京橋區	八三二、〇〇〇	二月八日—三月四日	寺尾猛三郎	同
數寄屋橋公衆食堂前欄及び門柱取設工事	同	二二六、〇〇〇	二月六日—三月卅一日	飯田篤一郎	取設
入江町假設公衆食堂石炭置場工事	本所區	三七、〇〇〇	二月廿七日—二日廿九日	岡田喜藏	建設
淺草區第四方面事務所新築工事	淺草區	五八〇、〇〇〇	三月一日—三月廿日	吉田榮次郎	新築
神田橋假設公衆食堂附屬追加工事	神田區	七九四、四八〇	十二月十五日—三月廿二日	田中英喆	追加工事
三ノ輪市設臨時貿店新築工事	淺草區	六八八、〇〇〇	三月四日—三月廿四日	濱田太郎吉	新築
月島假設浴場及び橋場總泉寺境內井戸新鑿工事	京橋區	二、七六八、〇〇〇	三月十二日—五月五日	加藤繁造	新鑿
櫻田本郷町少年相談所及び紹介所新設工事	芝區	一、一二三、〇〇〇	三月十日—五月廿五日	大久保才太郎	新設
築地施療病院ボイラー室新築工事	京橋區	一、四九六、八〇〇	三月十日—五月卅日	泉　直	新築
下谷第二方面委員事務所新築工事	下谷區	三一六、五二〇	三月十二日—五月卅一日	大久保才太郎	同
深川第五方面委員事務所新築工事	深川區	三二〇、〇〇〇	三月十二日—五月卅一日	同　人	同
黑江町公衆食堂增築工事	同	二四九、三〇〇	三月十七日—三月卅一日	石井喜吉	增築

（二）交通恢復

1 橋梁假架

被害橋梁三百五十六橋の修理假架は、別記電氣局の外、道路局橋梁課を中心とし、水道擴長課、下水課一部の力を併せ、工兵隊の援助を得て、九月四日より著手し、大正十三年三月末日までに二百五十三橋の工を竣ふ、大正十三年四月十一日に於ける竹田技師（季一、工學博士）の講演其顛末を詳にすれば、左に土木學會誌を抄記す。

橋梁の被害及び其應急處置

昨年九月一日の震火災により、橋梁が如何なる程度に被害を蒙りましたかと申しまするに、大體次表に示す通りであります。

		木	鐵	石	混凝土	混凝土鐵筋	計
全市橋梁數		四一七	六〇	一七四	四	四七	六五七
被害橋梁數	燒失	二七	一六	—	—	—	二八九
	毀損	六	三九	一〇	二	一二	六五
	計	二七九	五五	一〇	二	一二	三五六

全市橋梁六百五十七橋の內、二百八十九橋即ち四四%を燒失し、六十九橋即ち一〇%は毀損したる割合であります、更に全市の木橋四百十七橋の間、二百七十三橋即ち六七%は燒失し、六橋即ち二%は毀損したる割合であります。

九月一日大震に引續き諸處に起りましたる火の手は、下町一面を火の海と化し、有らゆるものを燒き、罹災者は僅に身を以て免れた狀況でありました、從て市として其際當面の急務は罹災者の救護と之等の人々に對する食糧及び飲用水の配給でありました、夫れで最初の數日は市の全力を擧げて此方面の仕事に從事したのであります、只少數の吏員に橋梁の被害狀況を調査せしめ、愈〻應急工事に著手したのは九月四日からであります。

上述の如く多數の橋梁が一時に燒失したのでありますから、本所、深川兩區の如き川が多き處の橋梁の狀況を調査するに、非常に困つたのであります、特に周圍が全く燒け果て目標が全くなくなつた爲め、橋名を取違へたり、又橋臺までも跡形もなく燒失し、如何に橋梁が懸つて居つたか見當の附かない處も往々ありまして、當時被害橋梁の正確なる數を調べることに苦心致しました、夫れで兎に角あれ丈け大火災のことで御座いますから、燒失區域內の木橋は大部分燒失したるものと見做し、應急工事を進めることに致しました。

九月中旬における道路は名狀し難い混亂狀態を呈して居りましたが、道がある以上兎も角焦土を踏越えて通ると共往來することが出來ますが、最も始末の惡いのは橋梁の燒失したる場所であります、當時火災が鎭まると共に、罹災者其他救護の人々の往來は劇甚を加へて參りまして、共等の人々は橋が燒失して居るため、僅に燒殘さ

れた桁、彎曲若しくは垂下したる電車軌條、水道管、瓦斯管の類のものを傷ひ、非常なる危險を冒し命から〳〵川を渡つたのであります。彼の永代橋の如きは、川面に幾許と知れぬ死屍が漂流して居るのを下に眺めながら、死力を盡して燒け曲つた軌條の上を老若男女が四つんばひになつて渡つて居つた光景は、今尙ほ悲慘なりし當時の狀況を回想せしむるのであります、當時到る處に於て此の如き光景を目擊しまして、市內交通上先づ以て一時、一刻も早くせめて人の渡り得る程度の橋を架設しなければならぬと感じた所であります、當時本所、深川兩區には災害を免れたる人々が可なり多數に避難して居りました、從つて此等の人々に食物及び飮用水を給することが急務中の急務である、然るに橋が燒失して居る爲めに、骨が折れて、然かゝゆく所がない、何とかして配給を充分に一刻も早く少くとも單列の車なりとも通し得る橋を架けなければならなかつたのであります、此の如き狀況でありましたので、橋を二種に分ち、一は人のみの通用に供するものに幅 3—6 一は單列の車と人とを通ぜしむるもの幅 15—6 と定め、交通系統に應じ架橋工事を進めることに致し、一面工兵隊の援助を受くると共に一面市吏員にて二四班の架橋班を編成し、工事の速成を計りました。

偖愈〻應急工事を施行すると云ふ事に成つて、第一に最も困つたのは架橋材料及び器具が極めて乏しいことでありました、市橋梁課の材料置場は、京橋區水谷橋及び深川、平久町に設けてありましたので、兩所共火災の爲めに全燒し、材料及び器具一切のものを失つたのであります、夫れで二日以來山の手共他各方面に人を出し器具及び材料の取集めに懸らしむると共に、河港課、下水課等市の各課の工事用として持合せて居つた材料を一時此用に當てましたけれど、當時の事でありますから仲々思ふ樣に材料が集まらない、爲めに工事を思ふ樣に進める事が出來ませぬでした。

從來市では橋梁工事を概ね請負に附し、只小修繕のみ直營でやつて居りました關係上、建築工夫を僅しか使役して居りませぬ、夫れで材料及び器具を集めると共に大工及び人夫を集める手配を致しました、日の經過するにつれ可なり深山の修繕がありました、九月上旬には大工を得る事が仲々容易でなく、極めて貧弱なるものが多かつたのであります。

叙上の如く、種々苦心して手に入れました材料及び器具は、極めて僅でありましたが、出來る限り工事を進めると云ふ方針にて、其材料及び器具を配分し、大工、人夫を督勵し、九月四日に於て初めて六橋の架橋工事に着手しました、(此日平久町及び水谷橋の橋梁課材料置場から、貝打針及びボールト類を可なり多量に搬出しまして、大に有效に使用せられました)。

五日になつても依然として材料は得られない、氣計りあせつてもどうも思ふ樣になりませんでした、けれどもあの際徒に時日を空しくする譯に參りませぬので、永代橋工事のウエル荷重用軌條が永代橋畔にありましたので、出來る限り共れを利用し、深川、本所の如き方面は木場多き場所故、燒殘りの木材もあるであらうから、空手で乘込み現場で材料の都合を計れと云ふ事を命じ、幾班かを遣りましたが、是は幸にも見込通り現場で大分に材料の都合が付て、工事の進行上非常に好都合でありました。

斯樣に材料に就て種々苦心して居りまする折柄、九月七日でありましたが救護事務の方に於て、多量の米松材を鈴木商店から寄附申込があるから、共れを市に渡すゆへ橋梁用に使つたら良からうとお話がありましたので、早速鈴木商店の方へ懸合ひ、十四日に救護事務局から正式に引渡を受け、直ちに現品引渡の手續を致しました、今回の橋梁應急工事にとりまして、此材料は非常に利用せられたのであります。

之より先百方材料集收に努力しましたる結果、多少材料の集まりましたけれど、何れも丸太材又は角材でありまして、最も必要なる板が一向なかつたのであります、丸太材及び角材があるのですから、之を挽き、板を造りたかつたのでありますが、大規模の製材所は燒けて仕舞つたのでありますす、夫れで山手方面の製材所を取調べましたのが、動力其他の故障によつて製材が出來ない、是れにも一方ならぬ苦心をしました。

幸に大丸組にガソリン機關九馬力のサー・キユラーソーの持合せがあると云ふ事でありましたので、早速掛合まして、製材を初めさせることゝし、九月六日永代橋畔にて製材を開始し、之にて僅ではあるが板を手に入れることが出來ました、然れども此能力は僅のものでありましたから、尙之れ以上の製材所を設けることに色々工夫しましたが、仲々思ふ通りに進まない、一方現場の工兵隊及び市架橋班から八ヶ間敷材料の催促がきて誠に困りました、夫れで先に述べたる鈴木商店寄附の米松材の引渡を急ぎましたが、何分共材料は船にバラ積になつて居るので、一度永代橋下流に集め、筏を組み、周圍をかこみ流出を防ぐ必要がある、然るに此用意が出來はい內に再三暴風雨の襲來を蒙り、之が流失防止に可なり骨が折れました、兎に角此材料を受渡しました後、角材は大に豐富になりましたが、矢張り機に對する苦心は依然たるのでありました、夫れで遂に九月十七日から芝浦で木挽にて製材を始めましたが、仲々深山の板が出來ないで相變らず供給意の如く參りませぬので困りましたが、十月九日矢張り芝浦に機械挽の製材所が出來、共時分には共他にもぽつ〳〵民間に製材所を開くものが出來て來ましたので、玆に始めて仕事を順調に進め得る樣になつたのであります。

工事は最初の內雇上げの大工及び人夫を使役して直營一方にて進めましたが、大工は樋一挺持つて居る計りと云ふ程度のもの多く、人夫は自由勞働者にて、極めて能率の惡ひ連中でありました、此の如き大工、人夫を督勵して工事を急速に進行せしむることに努力した、現場從事員諸君の苦心は一方ならぬことであつたのです。

最初の內は罹災者救濟の意味で成べく自由勞働者を使役することにして居りましたが、何分橋梁工事の如き特殊の工事には、仕事に不慣のものでは非常に工事の進捗上影響する所がありまするので、九月十四日から一部工事を請負に附することにしました、初めの內は上述の通り材料も乏しく又製材品もないと云ふ狀況でありましたので、材料は支給し、橋面坪幾許と云ふ單價契約にて施工させましたが、其後材料も得易くなり、製材所も大分に出來ましたので、材料も請負人持にて橋面坪幾許と云ふ單價契約にて工事を施行させました、橋脚のあるものは夫れ〳〵現場に應じ請負金を協定しました、工程は先きに述べました通り、九月四日に六橋、引續き五日に五橋六日に四橋、七日に五橋と云ふ具合に著手して行きまして、七日に十四橋を竣工しましたのを手始めに、十五日迄に五十七橋、九月末日迄に八十六橋を竣工して、爾來引續き三月末日迄に約二百五十三橋を竣工しました、架橋工事は最初の內は幅のものと幅 15、のものとにて急架設致しましたが、其後第二期として主なるものは 24、位迄幅を擴大致しました、從つて橋によりては人の歩ける程度のものを架け、更に之を車の通り得るものに改め、斯て共幅を擴げたものもあります。

何分市內三百橋近くの橋が一時になくなつたのでありますから、彼方からも此方からも某橋は何日位に出來るかと矢の催促、然るに又

一方不完全ながらも橋の出來て居る地方の人は橋幅が狹い早く廣げて呉れとの注文を申込まれ、其申譯に誠に困りましたが、今日にては主要なる橋梁は不充分ながら大分出來ましたので、其聲も全くなくなりました。

橋梁應急工事の順序及び其時の槩況は大體叙上の通りでありまするが、當時現場監督に當られたる諸君が話されたる談片中、著しく心胸を打ち、當時の狀況を回想する資料となるものが多々ありまするが、時間がありませぬゆえ其紹介を省きます。

其工程は九月七日人の通過可能を程度としたる吾妻橋、彌勒寺橋、江東橋、富島橋、末廣橋、龜井橋、繁榮橋、大富橋、海邊橋、黒龜橋自動車通過可能を程度としたる湊橋を完成したるを初とし、十日迄に

區名	破損 人の通行可能	破損 不可能	修理完成 人のみ通行	修理完成 自動車通行
神田	―	八	六	―
日本橋	四	二七	―	二
京橋	二	三七	一	一
芝	二	―	―	二
本所	二	一五	四	一
深川	一	六四	一〇	四
計	五	一五一	二一	一〇
合計	―	一六五	―	三一

十七日までに、

日本橋區

橋名	人の通行可能時	作業者別	自動車の通行可能時	作業者別
汐入橋			九月七日	市役所
鎧橋			同八日	同
親父橋			同十二日	同
中ノ橋			九月十二日	市役所
小川橋			同	同
思案橋			同十五日	同
箱崎橋			同十六日	同
千島橋			同十七日	同
女橋	九月十七日	市役所		

京橋區

橋名	人の通行可能時	作業者別	自動車の通行可能時	作業者別
湊橋			九月七日	市役所
築地橋	九月八日	市役所	九月十四日	市役所軍隊共同
備前橋			同十三日	市役所
水谷橋	同十四日	市役所		
見當橋			九月十五日	市役所
小田原橋			同十五日	軍隊
新富橋			同十七日	市役所
元彈正橋			同十七日	同

本所區

橋名	人の通行可能時	作業者別	自動車の通行可能時	作業者別
吾妻橋	九月七日	軍隊		
彌勒寺橋	同	市役所	九月十二日	市役所軍隊共同
江東橋	同	軍隊	九月十日	軍隊
枕橋			同八日	同
廐橋	九月八日	軍隊	同十四日	同
三ノ橋	同九日	市役所	同十六日	市役所軍隊共同
業平橋			同十一日	軍隊
新辻橋			同十三日	市役所軍隊共同
南辻橋			同十四日	市役所軍隊共同
北辻橋			九月十四日	市役所

深川區

橋名	人の通行可能時	作業者別	自動車の通行可能時	作業者別
富島橋	九月七日	市役所	九月十三日	市役所
末廣橋	同	同	同十六日	同
龜井橋	同	同		同
繁榮橋	同	同	九月十六日	同
大富橋	同	同	同十七日	同
海邊橋	同	軍隊	同十五日	軍隊
黒龜橋	同	同	同十一日	市役所軍隊共同
永代橋	同	市役所		
伊豫橋			八月八日	市役所
北ノ橋			同	同
澤海橋			同	市役所軍隊共同

深川區

橋名	人の通行可能時	作業者別	自動車の通行可能時	作業者別
平野橋	九月八日	市役所軍隊共同		
福島橋			九月九日	市役所軍隊共同
舟木橋			同十一日	同
入舟橋	九月十一日	市役所		
扇橋			同十三日	市役所
黒船橋			同十六日	市役所軍隊共同
永居橋			同	市役所

神田、麴町、小石川、芝區

橋名	人の通行可能時	作業者別	自動車の通行可能時	作業者別
神田橋	九月八日	市役所軍隊共同		
一ツ橋	同	軍隊		
俎橋	九月八日	軍隊		
小石川橋	同	同		
御茶ノ水橋	同	同		
新三崎橋	同	同		
竹芝橋			九月十日	市役所
浦島橋			九月十日	同
潮路橋			同十四日	同
芝潟橋			同	同
香取橋			同	同

の如き速力を以て進行したりしなり。

是役下水課は、九月四日技師高木敏雄を主任として、技師一名、技手四名、雇員外六名を指揮し、晝夜兼行を以て準備をなし、先づ大富橋の應急修理に著手し、下水工事用現品を材料として作業し、同午後六時半、漸く人の通行に差支なき程度に修理し、五日完了す、六日午前には宮島橋、七日は末廣橋、龜井橋、繁榮橋を修理せり。

使用場所	種目	形狀 長	形狀 厚	形狀 幅	員數	摘要
宮島橋	米松挽材	一三・〇	〇・六	〇・六	一六	現場浮游物所有者不明
同	同	二四・〇	〇・六	〇・六	六	以下同じ
同	松板	三〇・〇	〇・一	一・五	二	半燒
同	同	六・〇	〇・五	〇・三	三〇	同
同	杉丸太	一五・〇	末口〇・四		一四	
末廣橋	米材角材	一八・〇	〇・二五	〇・三五	一三八〇	内二〇半燒
同	同	三〇・〇	一・〇	一・〇	四	
同	杉丸太	二〇・〇	末口〇・八		四	
同	同	一二・〇	同〇・五		一〇	
同	松押角材	一五・〇	一・〇	一・〇	四	

使用場所	種目	長	厚	幅	員數	摘要
末廣橋	松板	九・〇	〇・一五	一・五	二	
同	同	二四・〇	〇・二	二・〇	四	
龜井橋	米材角材	三〇・〇	一・〇	一・〇	二	
同	米松角材	二四・〇	〇・三五	〇・三五	一六	
同	同	二四・〇	〇・三五	〇・三五	四	半燒
同	同	一二・〇	〇・三五	〇・三五	五	
繁榮橋	松丸太	一五・〇	末口二尺		三二	
同	松板	三〇・〇	〇・一五	一・〇	四	
同	松押角	六・〇	六寸角		九	
同	同	二〇・〇	六寸角		八	
同	松挽角	二四・〇	〇・三五	〇・三五	八	

〔參考〕

大正十二年九月十日

助役　馬渡俊雄殿　　下水課長

徵發物件報告ノ件

發第四八號御照會標記ノ條、工務部長ノ命ニ依リ、當課ニ於テ深川區內大富宮島、末廣、龜井、繁榮ノ五橋、應急工事施行ノ際、現場附近使用致シ候、而シテ右用材ハ、所有者不明ニ就キ、警察官ヘ其旨申告致置候條、後日徵發ニ準シ處理ヲ遂クルノ必要相生シ候ヤモ難計ト被認ルニ付、一應報告候也

民有材料使用明細

使用場所	種目	形狀 長	厚	幅	員數	摘要
宮島橋	米松挽材	一三・〇	〇・六	〇・六	一六	現場浮游物所有者不明
同	同	二四・〇	〇・六	〇・六	六	以下同じ
同	松板	三〇・〇	〇・一	一・五	二	半燒
同	同	六・〇	〇・五	〇・三	三〇	同
同	松丸太	一五・〇	末口〇・四		一四	
末廣橋	米松角材	一八・〇	〇・三五	〇・三五	一三八	內二〇半燒

使用場所	種目	長	厚	幅	員數	摘要
末廣橋	同	三〇・〇	一・〇	一・〇	四	
同	杉丸太	二〇・〇	末口〇・八	一・〇	四	
同	松丸太	一二・〇	〇・五	一・五	一〇	
同	松押角材	一五・〇	一・〇	二・〇	四	
同	松板	九・〇	〇・一五	一・〇	二	
同	杉板	二四・〇	〇・二	〇・三五	二	
龜井橋	米松角材	三〇・〇	一・〇	〇・三五	二	
同	同	二四・〇	〇・三五	〇・三五	一六	
同	同	同	同		四	半燒
同	同	一二・〇	同	一・〇	五	
繁榮橋	杉丸太	一五・〇	末口二尺		三二	
同	松板	三〇・〇	〇・一五		四	
同	杉押角	六・〇	六寸角		九	
同	同	二〇・〇	六寸角		八	
同	松挽材	二四・〇	〇・三五	〇・三五	八	

水道擴張課は、九月四日材料自給を以て鎧橋外六橋の工事擔任を命ぜられ、六日午後より著手し十七日を以て工を卒ふ、其工事左の如し。

橋名	著手	竣工
鎧橋	九月六日午後	九月八日
親父橋	九月七日	九月十二日午後
中橋	九月十一日	九月十二日午前
小川橋	九月十一日	九月十二日午前
思案橋	九月十三日	九月十五日
箱崎橋	九月十三日	九月十六日午前
千島橋	九月十六日	九月十七日午後

2　道路整理

災後の道路整理は、道路局工事課、下水課及び電氣局に於て、工兵隊青年團等の援助を得、下水課長を主任とし、全市を三區に分ちて之を爲し、九月二十日頃までに電線を整理し、同二十一日電車殘骸を片付け十月二十頃までに路面を補理したり、同じく竹內技師の講演を抄す。

道路の被害及び其應急處置

大震災後、燒失區域內道路上の混亂狀態は、殆ど名狀し難い程甚しいものでありました、即ち人車道到る處、此處、彼處に焦土の山を築き、放棄物は散亂し、又所々に屍の横はれるあり、路傍の鐵柱或は折れ、或は傾き、破片は飛んで路上に横はり、倒れたる煉瓦、壁及び燒け焦たる電柱は、處々に行路を遮り、電車架空線、電話線、電信線、電燈線等の電線は、切斷せられ、地上に垂下し、路面上縱横に亂れ、電車車臺は是處彼處と或は一輛、或は數輛、或は十餘輛燒骸を線路上に晒し、路面は至る處凹凸を生じ、車馬の交通を阻害し、行人を苦しむる狀態を呈して居りました。

當事者として此混亂狀態を目擊し、一日も此儘に打捨て置くことは出來ないと考へ、一面陸軍工兵隊の援助を受くると共に、一面全市を第一、日本橋、京橋、芝等大川以西、神田川以南の或域、第二本所、深川兩區、第三、大川以西神田川以北の三大區に分ち、市吏員を以て班員を編成し、各區に一班を當て、整理作業に從事せしむることに致しました。

整理作業の一般方針としては、先づ最初主要幹線より始め、順次他の路線に及ぼすことゝなし、第一次整理として、幹線道路上に自動車が單列若くは併列通行し得る程度の整理をなし、次で其れ以上の整理を續行施行することにしました、而して此整理作業の種類を大別致しまするとの三種であります。

(a)　電線整理作業

(b)　電車殘骸整理作業

(c)　道路補修

整理作業として最初に著手したのは、電線整理であります、之を早く整理しないと車馬の通行が出來ないのみならず、夜間照光設備の絕無なりし當時に於ては、電線が是に絡まり附き、危險で仕方がないと云ふ有樣でありました、電線の整理上必要なるものは梯子とワイヤー・カッターであります、梯子は有合せの竹木にて造り間に合せ得たが、後者は何處を問合せてもありませんでした、夫れで仕方がないから鍛金及び鋸を以て出來る限り切り、吊下して居る電線は燒殘りの柱類に捲きつけ、兎も角路面上或部分に電線が縱横に亂れて居るものと吊下して、車馬に引懸ることがない丈けにしました、其內幸にも柳原にて燒殘りのワイヤー・カッターを二個購入することが出來ましたので、早速之を利用し作業を進め、六日には漸く主要路線に自動車が安全に通り得る丈けの整理が出來、其後範圍を廣くし作業を進めまして、九月二十日頃全部の整理を完了しました、電線整理が少しく進みまするに連れ、電車の殘骸が電車道到る處、此處彼處に點在して、車馬の通行を甚しく阻害して居りまするのを早く整理する必要があると認め、其方の手配をしました。

街路上にて電車の燒けましたる總數は九百六十三臺ありまして、芝口、尾張町、日本橋、京橋、萬世橋等の停留場には、何れも數輛多きは十輛計りも並列して殘骸を揃へて居りました。

最初電車殘骸を處置するに就て、一臺に對し約幾人にて、時間が何程掛るか一向見當が附かないものでしたから、九月七日であつたか約二十人を懸けて試みにやつて見た處、約一時間計り懸つて路傍に片寄せることが出來ました、夫れで之で大體の計畫を立て、此作業を進めましたが、其後仕事に慣れて參りまして、餘程此時間は短縮されました。

電車殘骸整理は、工兵隊の援助を受け、電氣局と協力して遂りました結果、九月二十一日位には大體片付きました、其内吾々の手にて片付けましたのは百九十二輛にて、其内八十三輛は直營、百〇九輛は請負の手に二輛三十五圓の現價契約にて整理せしめました。

斯く電線及び電車殘骸整理をやつて居ります一方、九月五、六日には大分罹災者が燒跡整理に元の居住所へ歸つて參り、此等の人が炭俵を道路へ放棄するものが多くなり、又二面交通が段々頻繁になつて參りましたので、路面の應急補路も急がなければならぬ事となりました。

路面の補修と申しても、燒跡區域のひどくなつた路面全部に渡り手を入れるると云ふ事は、非常時容易に且迅速には參りませぬので、差當り電車軌道、下水其他下埋設物工事施工中電災となり掘鑿された處になつて居る路面を埋めることが、特に路面が惡くなつて居つて、交通上非常に危險であると云ふ如き個所に、應急補修を加へることに致しました、それで工事中は孔は多く路傍に堆積してある土を用ひて埋め、特に路面の惡るくなつて居る場所には、夫れ〳〵相當の補修を加へました。

此外震災後救護の爲め諸府縣より多數の自動車が東京に運ばれ、此等自動車は極力活動致したのであります、從て丸ノ内一帶、芝浦、新宿、澁谷、田端より丸ノ内に到る道路、其地主要道路に於ては、修理に次ぐに修理を以てしても、尚追付かないといふ樣に路面が惡るくなるので、大に困却したのであります、特に持ち合せの砂利も澤山はなく、又鐵道にて輸送出來ないと云ふ譯にて、此の點に對しても可なり苦んだのであります。

此の如き次第にて、道路面修理も九月十四日に着手し、十月二十日頃大體一通り了つたのであります。

之が進行狀況左の如し。

道路整理第一回報告（九月十一日現在）

(1) 電車殘骸整理の分

一、萬世橋——鍛冶町及び弥生町——本郷間
二、萬世橋——上野廣小路町——北豊島町間
三、萬世橋——兩國橋——錦町間
四、兩國橋——須田町——住吉町間
五、新大橋——靈岸町間
六、靈岸町——高橋——海邊橋——永代橋間
七、鍛冶町——雷門間　（以上九月十日迄に完成）
八、下谷北稻荷町——淺草區役所間
九、芝口——赤坂見附間
一〇、土橋——數寄屋橋間
一一、櫻橋——芝場町間
一二、神田橋——小川町——須田町間
一三、水道橋——神保町——一ツ橋間
一四、神保町——九段下——飯田橋間　（以上九月十一日迄に完成）

(2) 電線整理の分

一、萬世橋——兩國——藏前町間
二、新大橋——蛎殼町間
三、銅御門橋——高橋——京橋——日本橋——京橋町間
四、永代橋——汐見橋間
五、萬世橋——鍛冶町——日本橋間
六、萬世橋——上野町——車坂町——北稻荷町間
七、兩國橋——須田町——住吉町間
八、遠州橋——兩國橋間
九、鍛冶町——數寄屋橋——土橋間
一〇、芝口——露橋——溜池橋——赤坂見附間
一一、日比谷——尾張町——鎭地三丁目間　（以上九月十日迄に完成）

一二、下谷北稻荷町——淺草區役所間
一三、淺草橋——本石町間
一四、神田橋——小川町——須田町間
一五、神田橋——神保町——水道橋間
一六、神保町——九段下——飯田橋間
一七、須橋——飯田町廣間　（以上九月十一日迄に完成）

(3) 路面整理の分

一、赤坂見附——溜橋——芝口間
二、芝口——數寄屋橋——鍛冶橋間
三、有樂町——鎭地三丁目——鎭地橋——幸橋間
四、幸子橋——鎗屋橋——起生橋間
五、新參橋——明石橋間
六、起生橋——勝岡淺間　（以上九月十日迄に完成）
七、本石町——淺草橋——駒形間
八、神田橋——萬世橋——車坂町——淺草區役所間
九、神田一ツ橋——須橋——飯田町廣間
一〇、神保町——九段下——飯田橋間
一一、萬世橋——淺草橋
一二、須田町——雷門間
一三、兩國橋——鍛冶橋間
一四、兩國橋——茅場町間
一五、兩國橋——永代橋——平久町間
一六、雷門——幸下町——鎗屋町——外手町間
一七、兩國橋——鎗屋町間
一八、櫻岸島——土洲橋——川口橋——新大橋——藏江町間
一九、住吉町——水天宮——中ノ橋間　（以上九月十一日迄に完成）

道路整理第二回報告（九月十二日現在）

(1) 電車殘骸の分（九月十二日完成）

一、赤坂見附——溜橋——芝口間
二、芝口——數寄屋橋——鍛冶橋間
三、有樂町——鎭地三丁目——鎭地橋——幸橋間
四、幸子橋——鎗屋橋——起生橋間
五、新參橋——明石橋間
六、起生橋——勝岡淺間　（以上九月十日迄に完成）
七、本石町——淺草橋——駒形間
八、神田橋——萬世橋——車坂町——淺草區役所間
九、神田一ツ橋——須橋——飯田町廣間
一〇、神保町——九段下——飯田橋間
一一、萬世橋——淺草橋
一二、下谷北稻荷町——淺草區役所間
一三、淺草橋——本石町間
一四、神田橋——小川町——須田町間
一五、神田橋——神保町——水道橋間
一六、神保町——九段下——飯田橋間
一七、須橋——飯田町廣間　（以上九月十一日迄に完成）

(2) 路面整理の分（九月十五日完成）

一、千住大橋——三ノ輪——淺草寺町——車坂町間
二、北大門町——本郷三丁目間
三、御徒町——和泉橋間
四、三ノ輪——光月町——御藏前片町間
五、南千住——鬼子町間
六、錦糸町——錦糸町廣間
七、深川淸澄町——三ノ橋間
八、淺草淺草町——三圍神社間
九、業平橋——吾妻橋間
一〇、番場町——荒井町間
一一、本所石原町——北二葉町間
一二、龜澤町——江東橋間
一三、淺草山ノ宿——光月町間
一四、深川冬木町——千住大橋——光月町間
一五、下谷車坂町——車坂町間
一六、深川二ノ橋——彌勒寺橋間
一七、深川福住町——洲崎橋間

(3) 架空線整理の分（九月十五日完成）

一、千住大橋——三ノ輪——淺草寺町——車坂町間
二、上野廣小路——本郷三丁目間
三、三ノ輪——光月町——柴久町間

四、彌勒寺橋——龜澤町——厩橋——吾妻橋——業平橋通
五、龜澤町——錦糸堀間
六、源森橋——松倉橋間
七、永倉町——三ノ橋間
八、錦絲町驛——錦糸堀間
九、吾妻橋——三圍神社
一〇、吉野町——聖天町——光月町間
一一、櫻橋——高橋——兩新堀町間
一二、有樂町——芝圓橋——薩摩原間
一三、薩摩原——金杉町間
一四、日本橋——通四丁目間
一五、新場橋——筑布橋間

（下略）

當時下水課に在りてに、道路局工事課の隅田川以東神田川以北を受持ちたるに對し、神田川以南を擔當整理區と爲し、金子、高木兩技師を主任に、技手九名、屬九名、工手、工夫三十六名、職工、人夫延四千七百十一人を以て、九月九日之に着手し、同月二十三日を以て整理を完了す。整理狀況左の如し。

整理區域ハ、京橋、日本橋、神田區ノ大部、麹町、赤坂、芝、麻布ノ一部ニシテ、此ノ整理路線總延長約八萬一千二百間ニ及ビ、道路上ノ灰燼其ノ他障害物ハ、應急ノ處置トシテ、歩車道ノ區別アル道路ニ對シテハ歩道上ニ取片付ケ、其ノ區別ナキ道路ニアリテハ、道路ノ幅員ニ應ジテ交通幅ヲ度ク兩側ニ取片付クルコトトシ、灰燼多量ニシテ右ノ如ク處置シ能ハザル場合ハ、交通ニ支障大ナルモノヨリ順次河岸地其ノ他ニ搬出シ、尙掘鑿個所ハ、成ル可ク灰燼ヲ以テ埋戻スコトトセリ、架空電線ハ路上ニ散亂セルヲ取集メ、又ハ切斷シ電柱ニ繫結シ、尙街路軌道上ニ於テ燒失セル電車三十四臺ハ、局部ヲ解體シ、之ヲ歩道若クハ路側ニ運搬セリ。

3　水上交通整理

A　河港課の活動

上、防災

（一）課　大災當時の活動は、各局、課何れも大同小異なるが、玆に一例として河港課の活動を擧げんに、課は當日河港課庶務掛長鈴木主事（佐助）、工務掛長田村技師（與吉）、先づ市長、課長の命令趣旨を體して課員の歸宅を止め、之を指揮して重要書類、貴重機械の保護に力め、一面課員の一部を三菱六號館に派して、市學務課及び社會教育課を援助せしむ。然るに猛火愈〻熾烈にして有樂町一帶將に災禍に罹らんとするを見、書類、器具移送のため、福田事務員（德太郎）を市內枝川工事出張所に派し、所屬汽船の回航を計らしむ。

福田事務員は、命を受けて午後三時半廳を發し、馳驅明石町出張所に至るに、同所は窓關破れ、壁瓦落ち、箱簞顚倒し、器具散亂して、居るに堪へず、裏河岸に到れば、船員數名猶共所屬船に居たれど、海嘯襲來の警報喧しく、潮水刻々增加し、橋間の隘路を逆流し、其狀凄慘を極む、此間事務員は辛うじて汽船都丸出航の準備を命じ、更に月島に渡りて荷足船の急航を計り、枝川出張所に引返して直ちに都丸を出航せしめたり。

都丸は、風浪を凌ぎ、永代豐海兩橋を經て日本橋川に入らんとせしに、箱崎町方面の火勢北新堀町に延び、火焰河上を蔽うて進む能はず、依て龜島川より日本橋川に入る、是時避難の船舶同川に輻輳して航行容易ならず、加ふるに靈岸橋を過ぐる頃より火片、燒木等の漂流するもの次第に多く、布片、繩屑推進機に絡り、進行意に任せず、猛火を背にして辛うじて鎧橋を過ぎ、江戸橋に至れり、兩橋間の船舶は、水面を見さるまでに充滿し、各船海嘯に備ふる爲め、綱繩を張ること蛛

蜘網の如く、一歩も航路を開く能はず、船員皆絶望して都丸を捨去らんとす、福田事務員之を激勵して進行を續け、遂に日本橋を過ぎ、一石橋を經て午後六時を過ぐる頃鍛冶橋際に達せり。

先是對馬雇（健雄）は、福田事務員の依囑に依り、渡船場河川管理員出張所間を奔走し、發動機艇を外濠に回航せんとしたれど、運轉船夫等不足の爲め其意を果さず、船夫和田助治に旨を含めて殘留せしめ、船夫兩三名を率ゐて歸廳す、未だ幾ならざるに、和田船夫發動機艇を操縱して鍛冶橋下に到着せり、回航の困苦は都丸に異らざりしが、熟練なる同船夫はよく其任を全うし、各船夫歸所後も、留まりて重要書類を都丸に積込む勞に服し、終夜船體の防火に盡力し、爲めに自家の燒失するを知らざりき。

是日白鳥事務員（篤）外十四名實皆ま〻居殘り、塚田事務員（壯太郎）は一旦牛込の自宅に歸り、家族の無恙を知るや、再び出廳して夜勤す。新て形勢觀望中日暮に及び、火勢益〻熾烈なるを以て、田村掛長は福田事務員以下を指揮し、蠟燭の光を賴りに重要書類、帳簿、臺帳、圖面其他器械等を搬出し、之を都丸に搭載するに、廳より鍛冶橋下迄の輸送も、廳前の道路避難民混雜の爲め容易ならず、其搭載を終りたるは夜十時頃にして、驅付けたる塚田事務員の援助、野上雇の外部活動は特筆に價するものあり。

當初都丸は重要書類、器具を積載して品川方面に避難する目的なりしが、土橋、京橋、日本橋、神田方面水運の利く處悉く火海に變じ、交通全く杜絶するに至りしかば、多數の避難船と共に終夜鍛冶橋下に停留せり是時在船者は野上雇と船員三名なり。

當夜鐵道省の火は第二技術建築物を燒盡したるに止り濠內の船舶にさしたる影響を與えざりしが、對岸の猛火は漸次都丸に接近し來り、船體の乾燥甚しく、極力注水して之を防禦し、又時々刻々彼方此方に回避して汽罐の過熱するに留意したり、二日午前二時頃呉服橋附近に於て類燒したる達磨船二隻千潮に連れて流下し來るに及び、都丸の運命は他の避難船と共に危機一髪の間に迫りしが、船員の防火功を奏して類燒するを免れたり。

（二）市川枝川工事出張所　大震當日明石町なる市內枝川工事出張所は、田中技手（八郎）宿直に當り、相當盡力の後、午後四時頃一旦歸宅して家族の安否を確め、午後五時三十分再び家を出で、途中萬難を冒して出所したり、此時火の手既に接近したりしかば、日本橋川筋より驅付けたる市川技手（利）芝浦機械工場前より來りたる金親雇（誠一郎）應援の吏員田內雇（久松）と協力し、萬一の用意に殘留せしめたる成川測量工夫（清）、人夫並に碇泊中の所屬船送水丸の船員等をして所內重要の書類、器具を送水丸に積込ましめ、折から歸航せる所屬船東丸に命じ、曳航の準備を爲さしめたり。

かゝる內に火は益〻接近し、危險は愈〻迫れるを以て、送水丸、東丸は避難場所を芝浦沖に定め、繫留の所屬各小船を曳きて出航せり、途中避難船の混雜甚しく、航行困難を極めたれど、無事目的地に達し、搬出書類の燒失するを防ぎたり。

東丸船體機關は、乘組員臨時火夫大重猛、同水夫眞家勝壽兩名の力に依りて危く類燒を免る、大重臨時火夫は大震當日宿直に當り、一意機關の故障の有無を檢し、不時の運轉に支障なき樣之を準備し居たり既にして猛火迫り、送水丸に重要書類の搭載せらるゝや、眞家水夫と共に機關の運轉を開始し、之を曳きて避難個所を更ふること前後三回、諸船の類燒して右往左往する間を縫ひて、遂によく砲臺側岸の安全地帶に脫出するを得たり。

送水丸の保存は乘組員火夫古田信一の努力に因る、古田は此日居殘れる運轉夫戶倉誠司と共に船體の警戒防護に任じ、戶倉の都丸に乘組

みたる後に單身之に當り、その重要書類を犧牲して東丸に乘曳せられ、危地を脫出せんとするや、速力を增さんとして自船運轉を爲し之を補助し、作業を繼續するには凡七時間に及べり。

(三)平久町派出所　市內河川工事出張所所屬平久町派出所は、大震來ると共に渡邊技手(勝太)宮下技手(清廣)は、人夫佐藤長藏をして工事現場より發動機付荷足船一隻を回漕せしめ、午後三時頃まで各現場の被害調査を爲せり午後四時に及ぶや、海嘯襲來の流言頻に起る、是に於て工夫高田寅之助、人夫佐藤長藏、同方川漠、同篠田和吉を使用し、方及篠田に飲用水の運搬配給を爲さしめ、猶四人に命じて、事務所の防火及び海嘯襲來の際諸材料の流失防備を爲す、即ち材料中流失の虞あるものにはロープを付し、錨を以て各所に卷付け置きたり。午後六時頃、洲崎警察署より海嘯の兆候あるを以て閘門閉鎖の依賴に接し、之を閉づ。午後七時三十分頃派出所は防火の嚴重く、水野屋(仙之助)重要書類並に測量器械の搬出を爲さしめ、且所內の避難民をして、安全地帶に立退かしむ斯して午後八時には派出所類燒の厄に罹る。

派出所の燒失するや、水野屋は直ちに第二號埋立地なる塩濱町各工事材料置場作業小屋の防火に努め、既に四名の傭人を督し部署を定めて河水を運搬せしめ、暫しも撒水を怠らず、水野自ら作業小屋上に登りて防禦に盡力し、辛うじて類燒するを免れたるが、住友屋(益三郎)水夫田邊正次の受持部署は不幸にして燒亡せり。此所は旋風起りて咽喉に火焰となり。人力の施す可き術なかりしなり。

是時飛火附近貯藏の石炭に延燒す、同所は實に百萬斤弱の石炭を貯藏したりしなり、其燒失は市に取りて巨額の損害なるのみならず、危險を增大するの虞あるを以て、住友屋は田邊水夫と共に消防に努め辛うじて之を鎭滅したり、其損害を僅少の程度に止めたるのみならず、災後河川應急整理の淺漲機運轉に支障を生ぜしめざりし功勞實に大なるものあり。

是日第五千代田淺漲機は、竪川筋に走りて其作業を爲し、技手市川利諸毅の指揮に任じたり。火災四方に起り延燒本機の附近に及ぶや、技手は防火方法を擔當員と船員とに示し、去つて日本橋川に作業中なる第八千代田淺漲機の視察に向ふ。

指示を受けたる擔當員等、先づオーニングを取外し、機關室の屋上へ四斗樽に水を盛りて萬一に備へ、船體各室に水を通して專心防火に努めたり、午後四時頃陸上より猛火襲來すると見る間に、火災を起せる屋根船、傳馬船、達磨船等上汐に乘じて二ノ橋方面より流れ來り本船に接するに至りしかば、銳意消防に從事せる中四邊の火焰川上を掩ひ、安全を保し難きに及び、工夫新井彌三郎重要書類を藏せる書箱を背負ひて明石町に之を運び殘員は猶防火に力めたれど遂に及ばず、本機を棄てゝ上流に避難せり。

第八千代田は、大震當日江戶橋、日本橋の中間稍ゝ西寄の地點にて作業し居り、乘組總數七名を算す、第一震來るや魚河岸臺船に避難したる者の中河中に陷りたるものあり、第八千代田は捜索の援助を爲し居る際、二震、三震の襲來するありて淺漲機の警戒を嚴にせる折柄技手市川利來りて警戒と避難準備とを指示して去れり。此時海嘯襲來の說頗る喧しく、潮水の增減甚しき者あり、當初其增量の大なるや、六本の錨を水中に投じ網索にて之を繫ぎ、如何なる海嘯にも堪へ得べき準備を爲し、油倉を掩ふてテントを以てし、之を密閉して防火に備へたり。

暫くして突然潮流の激退あり、此時約百噸積の陸奥丸は流されて、江戶橋臺の穹窿下に橫り以て航路を杜塞したり、同船は北海の鮭を滿載して魚河岸に在り、午前中は搭載物を揚陸し居りしが、大震來ると共に避難者先を爭うて船內に逃れ、猶多量の鮭を積みたる儘、老若男女の充溢するを見、爲に逃避の操縱意の如くならず、今又急激なる退潮に押流され、全く進退の自由を失ひたり。

陸奥丸の避難路を杜塞したる結果、日本橋筋に於ては死者を多く出し、第八千代田の如きも危機に際して其退路を失ひたり、蓋し外壕に向つて逃るは河流に隨つて下るよりも困難なるを以てなり、かゝる間に附近の延燒愈ゝ甚しく、火焰猛烈にして河中の船舶に迫り、各船燒死者を續出するに至り、陸奥丸に於ては船員其他の男子力を盡して頻に婦女幼兒を橋上に移し居たりしが事長くは繼續せざりき。

午後五時頃市川技手日本橋々畔に來り、第八千代田に向ひ頻に命を傳ふるものゝ如し、依て工手關根利三郎本船を出でゝ之に赴き命を聞くに、淺漲機保存上急遽機底に穴を穿ちて之を沈沒せしめ、船員はすゝ時も早く上陸せよとの事なり、此時までも第八千代田は猶監督船錨船兩隻を保持し居りしが、一大燒片の落下は不幸にして油倉の爆發を惹起し、復施す可き術なきに至れり、されども水夫肥沼辰藏、同鈴木千太郎二名は各一本の金具を携へて水底深く體を沈ませ、機の自沈作業を完成して陸上に逃れ、火夫丑久保儀八も甲板に在りて最後の注水を爲し、無事避難したり。

是夜三人は二重橋前に露宿し、翌早曉相携へて一石橋に至れり、時に日本橋北詰なる製麻會社盛に燒けつゝあつて前進する能はず、依て鈴木、丑久保二人同所に留り、肥沼水夫獨り挺身して駿河町を迂回し、日本橋に至りて第八千代田を見るに全燒して殘骸をも留めざるを確めたり。

河港課所屬船にして船員努力の結果難を免れたるものに艸筒船實田號あり、淺漲機第四千代田あり、其他河川管理員派出所の各種船舶あり、今其避難の狀況を具すれば下記の如し。

艸筒船實田號は、當時修繕の爲芝浦所在經理課機械工場外の水面に

あり、大震襲來するや、監督員技手土橋類平、機關長機關士荻沼英之助は海嘯の免れ難きを知り、運轉夫多田玉司外乘組員に其防備を命じ、錨を下して船體の繫留を嚴にせり、午後八時頃土橋監督荻沼機關長の再來を約して退去せる後、火災は益ゝ本船に接近し、午後九時に及んで附近一帶火煙に包まれ、危險刻々に切迫せり、火災に安全なる海上に出航せんとすれば海嘯の處あり、且つ水上避難船の密集するありて、進航も容易ならず、唯死力を盡して防火に努むるの外策なきに依り、多田運轉夫は油差岡野國松、水夫小西勝之助、同山田昌司、同渡邊定吉を督勵して、豫め船內の重要書類並に主要備品を荷足船に移し、附近に四個の四斗樽を索め、之を船上要部に据付け水を滿して防火の用意を怠らず、午後十時頃芝浦製作所延燒すと見る間に、風位一轉火焰頭上を掩ひ着衣の却て危險なるを感じたり、多田運轉夫は一同に脫衣を命じ、河水を全身に浴びつゝ極力甲板の防火を圖り、身を避るに由なきまで苦境に陷ること約一時間にして、辛くも本船を全うするを得たり。

淺漲機第四千代田は越中島に於て作業し居たりしが、本機機關取扱主任なる油差佐野良之助の盡力に依りて安全なるを得たり、佐野油差は監督員の命を受け、本機其他市有船舶の警戒に任じ、海嘯の場合に處する用意を爲し、身に傷痍を受けたるも屈せず、終始本機を離れず其任を全うせり。

(三)河川管理員派出所　築地に於ける日に在りては、大震當日午後二時三十分頃大川より築地川に向ひ突然激流進入し、派出所際に繫留せる所屬船舶五隻の纜を切斷して見る間に築地橋方面に押流したり、斯くと見るや岸頭なる所屬船夫白山市松、同小林益雄、同和田助治の三名は川中に流込みたる多數の筏船舶の間を奔走して直に之を引揚げたり、其燒失を免れたるは引揚の早かりしに因れり。

小林船夫は和田船夫と共に發動機艇を鍛冶橋に回航し、歸所せし頃

は同所一帶火焰に蔽はれ、既に危機に瀕したれば、直に重要書類を船に積みて明石海岸迄漕出たり、然れども猛火盛に身邊に逼り、徹夜の防火も其功無く書類は燒失せしめしが、船體は辛くも事なからしめたり。

派出所所屬の船夫吉野清次郎は是日番外船に乘じて神田川元柳原町地先に作業し居たり、大震來るや一時溜所に引上げしが、代地方面火焰盛に起り、加ふるに海嘯襲來の說傳はると共に、各種の船舶算を亂して神田川に避難し來れり、是時吉野船夫は所屬大傳馬船二隻を聯繫して上流に漕出で、死力を盡して混雜したる船舶間を通過し、辛くも佐久間河岸に逃れ、徹夜注水して船體を保護し、遂に二隻の燒失を免れしめたり。

船夫神戶八五郎は竪川一ノ橋なる船夫溜所の番外船に在り、同菊本平次郎は箱崎川土州橋際の溜所番外船に在り、大震當日何れも午前七時當直の溜所を發し、神戶は中川の荷揚場に、菊本は平久町荷揚場に赴きて作業し居たり、歸途大震に遭ひ、水上浪荒く風强かりしかば、神戶は北十間川柳島橋際に、菊本は仙臺堀川入口に避難し、終夜防火に努めて保管の船舶をして事なからしめたり。

(四)平久町土砂檢收所　に在りては大震と共に構內地盤各所に大なる龜裂を生じ、陷落一尺有餘に及びたる所ありたれど、幸ひ建物の倒潰したるものなく、見張所人夫小屋等皆被害を免れたり、當時所員雇藏澤基賢、同武藤新造の兩人は、餘震甚しきに依り、檢收臺帳其他公用書類搬出の準備を爲したり。

暫くにして市中各所に火は起れり、然れども風位南方にして檢收所は其風上に在り、之を以て附近より避難し來る者相踵ぎ、構內は忽ち群集を以て充されたり、所員も亦此處を安全地帶と信じたれば、其救護に努め假收容所の設備に着手したり。

午後五六時頃突如大旋風起りて堤上の避難者を捲揚げ之を水中に落すと見る間に北强風に變じ、火勢逆轉して今迄安全地帶たりし檢收所は忽ち猛火の襲ふ所と爲れり、是に於て武藤雇は殘留したる定人夫末績庄次郎、臨時人夫深澤進を督して最重要なる十二年度既記入土砂檢收臺帳三冊未記入同臺帳三冊を運せしめ、構內の避難者を導きて第一號埋立地なる見張所に逃れたり、斯て時移るまゝに多數の罹災者は續續見張所に殺到して其混雜名狀す可らず、既にして洲崎警察署燒失し、臨時署を見張所構內に移し、數矢竝常小學校にては一時御眞影を同所構內に奉安したり。

(五)月島勝閧兩渡船場　は、大震災起ると同時に、非番船員の召集を行ひ、以て渡船に從事せしめたり、當時島民は海嘯襲來の虞を抱き、繫留の船舶及び山手方面に向ひ避難する者頗る多く、混雜夥しかりしかば、水上警察署と協力して其整理に任ず、午後三時潮流の激變に因り危險は一層甚しく避難者更に殺到するに至れり。

一方市內各所の火災は炎焰天に沖するの狀なりしが、月島は火災に對し當初安全地帶と思惟せられたるを以て兩渡船場指して避難し來る者引きも切らず、島より逃れんとする者、島に渡らんとする者、互に殺到して極度の混亂狀態を呈したり、之を自然に放任せば無慮幾多の人命を失ふ可きは明白なれば、渡船從業員は萬難を排して、曳船を以て之を島の三號地に移し、非番船員は傳馬船にて之を汽船八丈丸、コトシロ丸、帆船オロツコ丸等の船舶に移して避難せしめ、辛うじて災厄を免れしめたり。

程なく風向は東より北に轉じ、猛火は漸次月島を襲ひ、火片粉々として渡船に落下し、類燒の危險目前に迫りたるを以て、午後九時三十分渡船を中止するの已むなきに至れり。

此時汽船第一、二、三、四、五有明丸も亦危險狀態に陷りしかば、非常汽笛を鳴して船員を召集し、乘組員必死に防火に努めつゝ全速力を以て芝浦方面に向けて出航せり、兩岸の猛火は烈風に煽られ炎焰水上を蔽ひて目前咫尺を辨ぜず、依て船首に見張三名を配置し、障害の狀を遞次操舵手に報じ、點在する流木筏、先を爭ふ避難船の間を航して辛うじて芝浦機械工場附近に達せり、休息すること約一時間の後、風向復西北に變じ猛火忽ち日出町に及べるを以て、再び拔錨して難を品川臺場沖合に避けたり。

斯て月島は翌二日午前一時頃全島殆んど燒失したりしが、渡船場の臺船のみは踏止りたる監督船長以下係員三名の防火效を奏して殘存するを得たり、然るに此時偶ゝ河上より流下し來れる發動船の火災に罹るものあり、之を回避せとん努めたるも遂に及ばず、臺船の繫留杭間に標着し、其塔載石油一時に爆發して臺船及び地の繫留船舶に延燒したり、斯と見るより數多の避難民は目前全燒を免れさるべき臺船目懸けて殺倒し來れり、監督船長等は之を見殺すに忍びず奮然蹶起して繫留中の渡船を持來り、咄嗟の間に四五百名を收容して、之を沖合に避難せしめ、猶踏止りて消火に努めたるも、兇焰益ゝ勢力を加へ、また奈何とも策の施すべき樣なく、筏を渡り僅に身を以て免れたり、時に二日午前四時半頃なりき。

下臨時作業

甲　事務分擔

九月二日災害救護事務開始せらるゝや、河港課は工務部に屬し左の作業を分擔す。

一、市役所よりする配給航路の復舊　　現業係分擔

右は潮留川、日本橋川、神田川、小名木川、大橫川其他主要河川の航路調査並に整理作業但橋梁課と聯絡作業を要す。

二、落橋箇所の渡船聯絡　　現業係分擔

右は永代、吾妻兩橋を始め、市內重要の十個橋梁に對する一時渡船計畫但橋梁課と聯絡作業を要す。

三、糧米、飮料水、ガソリン、救護資料の水陸輸送及び有合應急材料の仕出　　總務係分擔

四、渡船の復舊　　現業係分擔

右は月島、勝閧兩渡船の復舊作業但船夫を狩出し至急運轉を要す。

五、本課所屬建物、船舶並に本課管理護岸其他營造物の損害復舊箇所の豫算調査　　總務係分擔

右の事業に從事す可き課員の區別を定むること左の如し、但し分擔は最後に至るまで變更することなし。

一、總務分擔　一　河港課庶務掛長主事鈴木佐助　同課庶務掛員
　　一　同課工務掛長技師田村與吉　同課工務掛員

二、現業分擔　一　隅田川口工事出張所長技師梅田清次　同出張所員
　　一　市內枝川工事出張所長技師細田貫一　同出張所員

渡船の組合は、同日其細目を下記の如く豫定したり。

第一、左の箇所に於ては渡船の開始作業を爲すこと

一、永代橋　月島渡船にて作業すること、但汽船二隻乘客船三隻

右は工兵隊にて架橋の爲め本市に於て施行の必要なきに至れり、依て九月七日の決議を以て之が代として厩橋渡船開始に變更せり。

二、吾妻橋　汽船二隻乘客船二隻

第二、左の箇所に於ては渡船の復舊作業を爲すこと

三、月島渡船　木客船二隻但手押船

四、勝閧渡船　木客船二隻但手押船

第三、左の箇所に於ては渡船聯絡開始作業を爲すこと

五、猿江橋　同橋四辻四渡船を二船にて聯絡但手押

六、四ノ橋　手押

七、竈島橋　手押

八、末廣橋　手押

九、大富橋　手押

一〇、大榮橋　手押
一一、男橋(中洲)　手押
一二、備前橋　手押
一三、築地橋　手押
一四、稻荷橋　鐵砲洲との聯絡但手押
一五、水谷橋　手押

右の實情未詳に屬せしを以て先づ之を推定し、後に相當の調査を經て更に豫定を變更したるが、當時の急迫せる狀勢にありては已むを得ざる處置なりしなり。

而して河港課の所管範圍は殆んど分擔の全部に亘れり、然るに通信交通兩機關の根本的に破壞されたる結果、調査及び作業に困難を來せしは勿論にして、陸上は炎焰猶消滅せず、水路は橋梁船舶の燒沈するあり、爲に作業工程に意外の齟齬障碍を來し其效果の遲々たりしは實に遺憾の極みなりき。

乙　應急庶務

(一)庶務分擔　災害當初河港課に於ては庶務工務の區別なく上司の指揮する儘に臨機應變に又を處斷し、以て事務の進行に支障無からしめたり、然るに日を經るに隨ひ、諸般の作業を計畫し之を統率するは自ら庶務に屬するに至れり、蓋し外部の作業に從事する者は內部を顧るの餘地なければなり。

九月五日馬渡助役より號外を以て事務記錄に關する通牒あり、是に於て震災善後事業に關する記錄と其概要日報とは極めて重要なるものとなりたれば、此旨隅田川河口工事出張所並に市內河川工事出張所に通達し、之が實行を圖らしむ。

九月六日前記事務記錄及び日報を作成する必要上、左の內規を定め、以て庶務處理に便ぜんとしたり。

一、非常震災事務所取扱に關し、報告記錄其他の事項は、以下記載する手續に依り處理するものとす。

二、用務を帶びて出張したる者は歸所と同時に用紙(簡單なる分は傳票)を以て其取扱ひたる事項又は作業の狀況進捗程度等を上司に略報すること。

三、諸報告、用度品、食料品の取扱並に收容者の異動其他記錄に存すべき者は其都度之を上司に報告すること。

四、日記には日々刻々の出來事を登載し、尙前記の出張復命に對照し其遺漏を補充し、翌日には其概要を上司に於て非常災害事務總務部長に報告の手續を爲すこと。

五、同一作業數日に涉る分は日誌の別紙として該事項の進捗程度を日々記載し、其始末を明記すること。

六、分擔者にして命令あるときは各部を兼務すること。

而して事務の分擔は出勤者の增加と共に幾多の變更ありしと雖も、左記擔當者は終始異動なく之に從事したり。

一、震災作業の記錄　雇　沖津泰
二、災害事務報告　事務員　福田德太郎
三、震災書類保存、損害調査並雜務　事務員　岩崎春里
四、工事の打切並契約の解除　事務員　白鳥篤
五、實行豫算並應急施設費調査　事務員　塚田壯太郎
六、諫記(歲入內譯簿)事務員　塚田壯太郎(豫算推定簿)雇鹿戶保平(九月十七日より)(備品臺帳)雇甲斐田義雄(十月十五日より)(材料出納簿)雇北村義七(同上)
七、文書收受發送と諸書類の淨寫　收受發送淨寫　人夫　宮賀崎五郎　圖工　美田貞子
八、給料其他請求　雇　飯村資吉
九、收容並用度品の出納　收容　雇　染谷忠男　出納　雇　中村房吉
(二)震災作業の記錄　震災に關する記錄は雇沖津泰主として之に當れり、此記錄は日誌を骨子とし、實地調査及び作業の口頭又は書面の復命を以て之を補充し、出來得る限り細密に亘りて記載したるが、事件の終了相應長時日に及びし爲、其遺漏を補塡し完成するに苦心を要し、後又別冊として其終始を一貫したる河港課震災誌とも稱すべき者を作成するに努力したり。

(三)災害事務報告　災害事務報告は日々の發生事項を總務部長宛報告するものなり、初回は事務員塚田壯太郎之を寫し、次回以後は同福田德太郎之に當れり、抑〻此事務は災害當初の混雜期に在りては實査固より十分ならず、爲に前後作業は豫定に反すること甚しく、正確なる報告を發表するは頗る難事とする所なりしかば、任務を完了するに最も力を盡したり。

(四)震災關係書類の保存並雜務　震災に關する書類を保存し、庶務中の雜務處理に任じたるものは事務員岩崎春里なり、同人は初め芝浦に出張し居りしが、後本課に歸りて雜務に服したり、其內特記す可きは震火災の損害調査なり、蓋し同調査は實地踏査の結果なれども、審査、取捨、確認の三點は同事務員の鑑識に待つ所多かりき。

(五)震災に原因する工事の打切並契約の解除　損害の程度確認せられたる後、工事を繼續す可き者と打切に爲す可き者とに關し、至急調査を爲したり、此區分は直營工事に在りては決行すること比較的容易なれども、請負工事に於ては請負金支拂の要ありて事頗る困難なり、審査の結果繼續を要する者は多くは設計を變更して施行せんとし、打切に爲す可きは請負者に對し契約を解除し、請負金を支拂ひて之を始末したり、之に從事せるものは事務員白鳥篤なりき。

(六)實行豫算並應急施設費調査　災後の實行豫算は果して幾何を要するや、調査上頗る困難なる事項に屬せり、當時渾沌たる狀況に在りては被害實査固より容易ならず、延ては豫算の考査に少からざる障害を來さゞるを得ず、事務員塚田壯太郎は此間熱心事に當り、上司の指揮の下に急速に之を完成し、引續き應急施設費の豫算調査を終了したり。

(七)臨時支出と諫記　諫記は塚田事務員及び鹿戶條平雇之れに從事したり、前者は豫算差引簿を司り、後者は豫算推定簿を記入せり、而して鹿戶雇は當初芝浦に在りしを、中途召還せられて服務したりしなり。

(八)臨時文書の收受發送と諸般書類の淨寫　河港課分擔の事業に關する人夫の需給及び命令の傳達(主として公書文の送達)に隨時命を受けて出勤者に於て取扱ひたれども、又書の往復發送は傭員宮賀崎五郎之を擔當したり、又最も繁忙を極めたる諸般書類の淨寫は圖工美田貞子之に當り、よく其任を完了せり。

(九)傭上人夫賃銀其他請求　諸請求に關しては市訓令甲第三四號を以て九月一日以降の市內出張、宿直、時間外勤務に付ては特務手當支給規則の適用を爲さず、別に詮議する旨發表ありたれば、常時の諸請求は減じて單に吏員以下の給料のみに止まりたれど、震災に關する別種の請求は膨脹して事務の繁激を來したり、之を處理したるは雇飯村資吉なりき。

(十)罹災民の收容並用度品の出納　用度並收容の事務は震災當初以來殘留課員中特に用度部員之に任じたり、收容は雇染谷忠男擔當し、需要品出納は主として同中村房吉之に當りたり。

以上庶務に關するものを綜合すれば、庶務掛員の多數と工務掛員の全部とは何れも實地調査と作業とに從事し、庶務掛員の少數專ら內勤して事に當りたれば、其整理には非常の努力苦心を要したりと云ふに歸す。

× × × × ×

課が河港業務の外、救護部事務を援助して物資の蒐集を爲し、避難

民の救助及び輸送を爲し、物資の揚陸を援けたるは別に之を記す。

B　水上交通整理

上　障碍實査

河港課に在りては災後直に課員を派して、市内河川障碍の程度、橋梁墜落の實況を調査せしめたるに、其慘害意外に甚しく、到底豫定の方法を以て之を處理する能はず、依りて實地の踏査を爲すに隨ひ、應急的に其方法を變更して作業の能率を擧げんと欲し、本課に在りては庶務掛長主事鈴木佐助、工務掛長技師田村與吉並技師野澤靜男、市内枝川工事出張所に在りては技師細田貫一以下非常の苦心を以て共目的を貫徹するに努めたり、今九月四日より同十日に亘る七日間河川管理員をして實査せしめたる箇所を示せば左の如し。

水陸障碍調査箇所

年月日	派出員氏名	河川名
大正十二年九月四日	管理員	外濠川、日本橋川、西堀留川、東堀留川、箱崎川、楓川、神田川、濱町川
九月五日	雇門脇郁藏　外三名	
〃	雇法木晴治　外二名	小名木川、大横川、竪川
〃	雇高橋房吉	汐留川、三十間堀川、京橋川
九月六日	〃　雇生部作夫　外一名	大島川、大横川、油堀川、十間川、大島東支川、大横支川、南黒江川、大島四支川、荒川、二十間川
〃	雇樹下與四郎外一名	仙臺堀川、中ノ川、大横川、竪川六間川
〃	〃	楓川、箱崎川支川、龜島川、櫻川、京橋川、神田川
〃	雇高橋房太郎外一名	
〃	〃	神田川
〃	雇門脇郁藏	汐留川、櫻川、外濠川、櫻川、京橋川
〃	雇奥山友彦	

九月七日	管理員 雇時澤當一　外一名	小名木川、横十間川、
〃	雇門脇郁藏	竪川
九月八日	〃　雇牟田口末吉外一名	北十間川、横十間川
〃	雇高橋房太郎外一名	源森川、大横川
九月九日	〃　雇門脇郁藏	外濠川
〃	〃　雇高橋房太郎外一名	月島川、新月島川、佃川及佃川支川
〃	〃　雇高山義平　外一名	洲崎川、大横川、南支川、平久川支川、鹽濱川、平久川
九月十日	〃　雇高橋房太郎外一名	京橋川、三十間堀川入口、櫻川

而して此調査成績を綜合し、大震火災の與へたる交通障碍の狀況を河川別に揭記すれば左の如し。

交通障碍の實蹟

河川名（橋梁）現況	九月四日陸上交通	水上交通	摘要	調査員應急施設意見
外濠川	能否	能否		
自鍛冶橋至一石橋	支障ナシ	交通支障ナシ	交通不能	避難船ノ繫留、燒木片ノ漂著、死體ノ浮沈等アリテ障碍甚シ
日本橋川	一石橋以東港橋迄ノ間左ノ如シ	〃		
四河岸橋		交通不能	交通不能	一石橋、日本橋交通支障ナキ爲メ渡船ノ必要ナシ

江戸橋	落橋ナシ	交通ノ見込ナシ	船舶ノ燒失、木片ノ漂着アリ加フルニ死體浮集シ交通ノ見込ナシ	
鎧橋	梁板ノミ燒失	交通支障ナシ	交通不能	〃
港橋	落橋同樣	通路危險ト認ム	〃	燒失船ノ殘骸、燒木片ノ漂着、死體ノ浮揚等アリテ障碍甚シ
西堀留川				
四堀留橋	燒失	交通ナシ	交通不能	渡船ノ必要ナシ
東堀留川				
思案橋	燒失	交通不能	交通不能	燒失船ノ殘骸、燒材ノ漂着、死體ノ浮揚等ノ爲メ障碍甚シ
親父橋	〃	〃	〃	親父橋ニ渡船ノ必要ヲ認ム
中ノ橋	〃	〃	〃	
箱崎川				
女橋	燒失	交通不能	航行不能	燒船、燒材、燒潤死體等交錯シ障碍多シ
男橋	〃	〃	〃	
永久橋	〃	〃	〃	
箱崎橋	〃	〃	〃	
土州橋	〃	支障ナシ	〃	燒失船ノ殘材、燒木片、死體浮揚シテ障碍ヲ爲ス
汐入橋	燒失	交通ナシ	〃	
楓川			〃	
兜橋	燒失	交通ヲ絶ス	航通不能	河中ハ障碍物多シ
神田川	柳橋美倉橋間			

美倉橋	墜落	假橋架設通行差支ナシ		
濱町川				
川口橋	破損ナシ	航行不能	燒木、死屍浮揚シテ障碍多シ	
中ノ橋	大破損	通行差支ナシ	〃	〃
蠣濱橋	墜落	通行杜絶	〃	〃
久松橋	〃	交通杜絶	〃	〃
小川橋	〃	〃	〃	〃
高・砂橋	大破損	通行差支ナシ	〃	〃
榮橋	墜落	交通杜絶	〃	〃
千鳥橋	〃	〃	〃	〃
汐見橋	〃	〃	〃	〃
綠橋	〃	〃	〃	〃
鞍掛橋	破損ナシ	〃	〃	〃
竹森橋	〃	〃	〃	〃
橋本橋	墜落	通行不能	〃	〃
岩井橋	〃	〃	〃	〃
大和橋	〃	交通不能	〃	〃
柳原橋	破損ナシ	〃	〃	〃

以上管理員雇門脇郁藏、同奥山友彦、同高橋房太郎、同新井芳三調査

河川名	九月五日現況	陸上交通	水上交通	摘要	調査員應急施設見込
小名木川	小名木川ノ一部	西元町側ノミ小舟通航可能			
萬年橋	墜落				

大島東支川	非常用橋	電車軌道ニアル歩道	通航不能	アオ材漂流ノ為通航杜絶ス	三沈没橋ノ為通航不能	水面ハ木材ノ漂流多シ	水面ハ船ノ為メ通航不能	水面ハ多少ノ木材漂流ス	水面ハ船ノ為メ通航不能	水面ハ木材ノ為メ通航不能	水面ハ木材ノ為メ通航不能	水面ハ木材ノ為メ通航不能	水面ハ木材ノ為メ通航不能	水面ハ木材ノ為メ通航不能	水面ハ木材ノ為メ通航不能	水面ハ木材ノ為メ通航不能	水面ハ木材ノ為メ通航不能	水面ハ木材ノ為メ通航不能	水面ハ木材ノ為メ通航不能
舟木橋	非常用橋	電車軌道ニアル歩道	通航不能	アオ材漂流ノ為通航杜絶ス	三沈没橋ノ為通航不能	水面ハ木材ノ為メ通航不能	水面ハ船ノ為メ通航不能	水面ハ多少ノ木材漂流ス	水面ハ船ノ為メ通航不能	水面ハ木材ノ為メ通航不能	水面ハ木材ノ為メ通航不能	水面ハ木材ノ為メ通航不能	水面ハ木材ノ為メ通航不能	水面ハ木材ノ為メ通航不能	水面ハ木材ノ為メ通航不能	水面ハ木材ノ為メ通航不能	水面ハ木材ノ為メ通航不能	水面ハ木材ノ為メ通航不能	水面ハ木材ノ為メ通航不能
電車軌道ノ残骸存ス	交通可能	交通可能	交通不能	交通不能	交通不能	交通不能	交通不能	交通不能	交通不能	交通不能	交通不能	交通不能	交通不能	交通不能	交通不能	交通不能	交通不能	交通不能	交通不能
電車軌道ニアル歩道	交通可能	交通可能	交通不能	交通不能	交通不能	交通不能	交通不能	交通不能	交通不能	交通不能	交通不能	交通不能	交通不能	交通不能	交通不能	交通不能	交通不能	交通不能	交通不能
舟木橋	非常用橋	電車軌道ニアル歩道	通航不能	アオ材漂流ノ為通航杜絶ス	三沈没橋ノ為通航不能	水面ハ木材ノ為メ通航不能	水面ハ船ノ為メ通航不能	水面ハ多少ノ木材漂流ス	水面ハ船ノ為メ通航不能	水面ハ木材ノ為メ通航不能	水面ハ木材ノ為メ通航不能	水面ハ木材ノ為メ通航不能	水面ハ木材ノ為メ通航不能	水面ハ木材ノ為メ通航不能	水面ハ木材ノ為メ通航不能	水面ハ木材ノ為メ通航不能	水面ハ木材ノ為メ通航不能	水面ハ木材ノ為メ通航不能	水面ハ木材ノ為メ通航不能
大島東支川	非常用橋	電車軌道ニアル歩道	通航不能	アオ材漂流ノ為通航杜絶ス	三沈没橋ノ為通航不能	水面ハ木材ノ為メ通航不能	水面ハ船ノ為メ通航不能	水面ハ多少ノ木材漂流ス	水面ハ船ノ為メ通航不能	水面ハ木材ノ為メ通航不能	水面ハ木材ノ為メ通航不能	水面ハ木材ノ為メ通航不能	水面ハ木材ノ為メ通航不能	水面ハ木材ノ為メ通航不能	水面ハ木材ノ為メ通航不能	水面ハ木材ノ為メ通航不能	水面ハ木材ノ為メ通航不能	水面ハ木材ノ為メ通航不能	水面ハ木材ノ為メ通航不能

大横川	非常用橋	電車軌道ニアル歩道	通航不能	アオ材漂流ノ為通航杜絶ス	三沈没橋ノ為通航不能	水面ハ木材ノ為メ通航不能	水面ハ船ノ為メ通航不能	水面ハ多少ノ木材漂流ス	水面ハ船ノ為メ通航不能	水面ハ木材ノ為メ通航不能	水面ハ木材ノ為メ通航不能	水面ハ木材ノ為メ通航不能	水面ハ木材ノ為メ通航不能	水面ハ木材ノ為メ通航不能	水面ハ木材ノ為メ通航不能	水面ハ木材ノ為メ通航不能	水面ハ木材ノ為メ通航不能	水面ハ木材ノ為メ通航不能	水面ハ木材ノ為メ通航不能
大横川ノ一部	非常用橋	電車軌道ニアル歩道	通航不能	アオ材漂流ノ為通航杜絶ス	三沈没橋ノ為通航不能	水面ハ木材ノ為メ通航不能	水面ハ船ノ為メ通航不能	水面ハ多少ノ木材漂流ス	水面ハ船ノ為メ通航不能	水面ハ木材ノ為メ通航不能	水面ハ木材ノ為メ通航不能	水面ハ木材ノ為メ通航不能	水面ハ木材ノ為メ通航不能	水面ハ木材ノ為メ通航不能	水面ハ木材ノ為メ通航不能	水面ハ木材ノ為メ通航不能	水面ハ木材ノ為メ通航不能	水面ハ木材ノ為メ通航不能	水面ハ木材ノ為メ通航不能
大横川	非常用橋	電車軌道ニアル歩道	通航不能	アオ材漂流ノ為通航杜絶ス	三沈没橋ノ為通航不能	水面ハ木材ノ為メ通航不能	水面ハ船ノ為メ通航不能	水面ハ多少ノ木材漂流ス	水面ハ船ノ為メ通航不能	水面ハ木材ノ為メ通航不能	水面ハ木材ノ為メ通航不能	水面ハ木材ノ為メ通航不能	水面ハ木材ノ為メ通航不能	水面ハ木材ノ為メ通航不能	水面ハ木材ノ為メ通航不能	水面ハ木材ノ為メ通航不能	水面ハ木材ノ為メ通航不能	水面ハ木材ノ為メ通航不能	水面ハ木材ノ為メ通航不能

大横川	非常用橋	電車軌道ニアル歩道	通航不能	アオ材漂流ノ為通航杜絶ス	三沈没橋ノ為通航不能	水面ハ木材ノ為メ通航不能	水面ハ船ノ為メ通航不能	水面ハ多少ノ木材漂流ス	水面ハ船ノ為メ通航不能	水面ハ木材ノ為メ通航不能	水面ハ木材ノ為メ通航不能	水面ハ木材ノ為メ通航不能	水面ハ木材ノ為メ通航不能	水面ハ木材ノ為メ通航不能	水面ハ木材ノ為メ通航不能	水面ハ木材ノ為メ通航不能	水面ハ木材ノ為メ通航不能	水面ハ木材ノ為メ通航不能	水面ハ木材ノ為メ通航不能
大横川	非常用橋	電車軌道ニアル歩道	通航不能	アオ材漂流ノ為通航杜絶ス	三沈没橋ノ為通航不能	水面ハ木材ノ為メ通航不能	水面ハ船ノ為メ通航不能	水面ハ多少ノ木材漂流ス	水面ハ船ノ為メ通航不能	水面ハ木材ノ為メ通航不能	水面ハ木材ノ為メ通航不能	水面ハ木材ノ為メ通航不能	水面ハ木材ノ為メ通航不能	水面ハ木材ノ為メ通航不能	水面ハ木材ノ為メ通航不能	水面ハ木材ノ為メ通航不能	水面ハ木材ノ為メ通航不能	水面ハ木材ノ為メ通航不能	水面ハ木材ノ為メ通航不能
大横川	非常用橋	電車軌道ニアル歩道	通航不能	アオ材漂流ノ為通航杜絶ス	三沈没橋ノ為通航不能	水面ハ木材ノ為メ通航不能	水面ハ船ノ為メ通航不能	水面ハ多少ノ木材漂流ス	水面ハ船ノ為メ通航不能	水面ハ木材ノ為メ通航不能	水面ハ木材ノ為メ通航不能	水面ハ木材ノ為メ通航不能	水面ハ木材ノ為メ通航不能	水面ハ木材ノ為メ通航不能	水面ハ木材ノ為メ通航不能	水面ハ木材ノ為メ通航不能	水面ハ木材ノ為メ通航不能	水面ハ木材ノ為メ通航不能	水面ハ木材ノ為メ通航不能

大島東支川	非常用橋	電車軌道ニアル歩道	通航不能	アオ材漂流ノ為通航杜絶ス	三沈没橋ノ為通航不能	水面ハ木材ノ為メ通航不能	水面ハ船ノ為メ通航不能	水面ハ多少ノ木材漂流ス	水面ハ船ノ為メ通航不能	水面ハ木材ノ為メ通航不能	水面ハ木材ノ為メ通航不能	水面ハ木材ノ為メ通航不能	水面ハ木材ノ為メ通航不能	水面ハ木材ノ為メ通航不能	水面ハ木材ノ為メ通航不能	水面ハ木材ノ為メ通航不能	水面ハ木材ノ為メ通航不能	水面ハ木材ノ為メ通航不能	水面ハ木材ノ為メ通航不能
舟木橋	非常用橋	電車軌道ニアル歩道	通航不能	アオ材漂流ノ為通航杜絶ス	三沈没橋ノ為通航不能	水面ハ木材ノ為メ通航不能	水面ハ船ノ為メ通航不能	水面ハ多少ノ木材漂流ス	水面ハ船ノ為メ通航不能	水面ハ木材ノ為メ通航不能	水面ハ木材ノ為メ通航不能	水面ハ木材ノ為メ通航不能	水面ハ木材ノ為メ通航不能	水面ハ木材ノ為メ通航不能	水面ハ木材ノ為メ通航不能	水面ハ木材ノ為メ通航不能	水面ハ木材ノ為メ通航不能	水面ハ木材ノ為メ通航不能	水面ハ木材ノ為メ通航不能
電車軌道ノ残骸存ス	交通可能	交通可能	交通不能	交通不能	交通不能	交通不能	交通不能	交通不能	交通不能	交通不能	交通不能	交通不能	交通不能	交通不能	交通不能	交通不能	交通不能	交通不能	交通不能
電車軌道ニアル歩道	交通可能	交通可能	交通不能	交通不能	交通不能	交通不能	交通不能	交通不能	交通不能	交通不能	交通不能	交通不能	交通不能	交通不能	交通不能	交通不能	交通不能	交通不能	交通不能
舟木橋	非常用橋	電車軌道ニアル歩道	通航不能	アオ材漂流ノ為通航杜絶ス	三沈没橋ノ為通航不能	水面ハ木材ノ為メ通航不能	水面ハ船ノ為メ通航不能	水面ハ多少ノ木材漂流ス	水面ハ船ノ為メ通航不能	水面ハ木材ノ為メ通航不能	水面ハ木材ノ為メ通航不能	水面ハ木材ノ為メ通航不能	水面ハ木材ノ為メ通航不能	水面ハ木材ノ為メ通航不能	水面ハ木材ノ為メ通航不能	水面ハ木材ノ為メ通航不能	水面ハ木材ノ為メ通航不能	水面ハ木材ノ為メ通航不能	水面ハ木材ノ為メ通航不能
大島東支川	非常用橋	電車軌道ニアル歩道	通航不能	アオ材漂流ノ為通航杜絶ス	三沈没橋ノ為通航不能	水面ハ木材ノ為メ通航不能	水面ハ船ノ為メ通航不能	水面ハ多少ノ木材漂流ス	水面ハ船ノ為メ通航不能	水面ハ木材ノ為メ通航不能	水面ハ木材ノ為メ通航不能	水面ハ木材ノ為メ通航不能	水面ハ木材ノ為メ通航不能	水面ハ木材ノ為メ通航不能	水面ハ木材ノ為メ通航不能	水面ハ木材ノ為メ通航不能	水面ハ木材ノ為メ通航不能	水面ハ木材ノ為メ通航不能	水面ハ木材ノ為メ通航不能

大横川	非常用橋	電車軌道ニアル歩道	通航不能	アオ材漂流ノ為通航杜絶ス	三沈没橋ノ為通航不能	水面ハ木材ノ為メ通航不能	水面ハ船ノ為メ通航不能	水面ハ多少ノ木材漂流ス	水面ハ船ノ為メ通航不能	水面ハ木材ノ為メ通航不能	水面ハ木材ノ為メ通航不能	水面ハ木材ノ為メ通航不能	水面ハ木材ノ為メ通航不能	水面ハ木材ノ為メ通航不能	水面ハ木材ノ為メ通航不能	水面ハ木材ノ為メ通航不能	水面ハ木材ノ為メ通航不能	水面ハ木材ノ為メ通航不能	水面ハ木材ノ為メ通航不能
大横川	非常用橋	電車軌道ニアル歩道	通航不能	アオ材漂流ノ為通航杜絶ス	三沈没橋ノ為通航不能	水面ハ木材ノ為メ通航不能	水面ハ船ノ為メ通航不能	水面ハ多少ノ木材漂流ス	水面ハ船ノ為メ通航不能	水面ハ木材ノ為メ通航不能	水面ハ木材ノ為メ通航不能	水面ハ木材ノ為メ通航不能	水面ハ木材ノ為メ通航不能	水面ハ木材ノ為メ通航不能	水面ハ木材ノ為メ通航不能	水面ハ木材ノ為メ通航不能	水面ハ木材ノ為メ通航不能	水面ハ木材ノ為メ通航不能	水面ハ木材ノ為メ通航不能
大横川	非常用橋	電車軌道ニアル歩道	通航不能	アオ材漂流ノ為通航杜絶ス	三沈没橋ノ為通航不能	水面ハ木材ノ為メ通航不能	水面ハ船ノ為メ通航不能	水面ハ多少ノ木材漂流ス	水面ハ船ノ為メ通航不能	水面ハ木材ノ為メ通航不能	水面ハ木材ノ為メ通航不能	水面ハ木材ノ為メ通航不能	水面ハ木材ノ為メ通航不能	水面ハ木材ノ為メ通航不能	水面ハ木材ノ為メ通航不能	水面ハ木材ノ為メ通航不能	水面ハ木材ノ為メ通航不能	水面ハ木材ノ為メ通航不能	水面ハ木材ノ為メ通航不能

二十間川			
豐住橋	罹落	交通不能	通航不能
豐榮橋	〃	〃	〃

以上管理員雇生部作次、同牟田口末吉調査

仙臺堀川			
上ノ橋	破壞罹落	交通不能	通航不能
海邊橋	電車軌道ヲ殘シテ罹落	辛ウシテ軌道上ヲ行	〃
龜久衙	破壞罹落	交通不能	〃
要橋	〃	〃	〃
末廣橋	〃	〃	〃
崎川橋	〃	〃	〃
中ノ川			
汐見橋	電車軌道ヲ殘シテ全部罹落	軌道上ノミ徒歩スルヲ得	通航不能
鶴歩橋	罹落	交通不能	〃

木材筏河川一面ニ散亂シ燒失船沈沒ノ爲メ通航ハ絕對ニ不能トナレリ

以上燒失沈沒船一五渦燒死體一二アリH.河岸地ニアリタル家屋ノ燒失罹落モ交通障害ニ與フ力アリ

河川一般橋梁罹落及筏材木散亂シ水面ヲ塡シ通航ハ絕對不能ノ爲レリ

海邊橋東側ハ護岸ニシテ沈沒船二隻アルノミ筏材木等ノ障碍ナク渡船ヲ設クルニ適ス

海邊橋ハ向島方面ヨリノ大通ニシテ交通頻繁ナレハ筏ニテ船又ハ筏ニテ過セサレハ渡船ヲ危險ナリ至急施設ヲ要ス

河川ハ橋梁ノ罹落及筏木材散亂シ水面ヲ鎖セルニ因リ通航ノ不能ヲ來セリ

〃〇以上燒失沈沒船八〇隻溺死體三〇〇人內外

河川一般ニ亘リ橋梁筏材木等水面ヲ鎖シ通航不能トナレリ

〃〇以上燒失沈沒船五隻位溺燒死體十名位アリ

猿子橋	〃	〃	〃
中ノ橋	〃	〃	〃
北ノ橋	〃	〃	〃
山城橋	〃	〃	〃
松井橋	〃	〃	〃

燒失沈沒船ヲ殘ハンヤ發見モ得ラレサルモ家屋崩壞等ノタメ通航不能トナレリ

至急施設ヲ要ス

沙見死屍

以上河川管理員雇御下與四郎、同新井芳三ノ調査

（兩人復命ノ全體ニ渉ル分）沿岸ニシテ交通上最必要ナル個所ハ仙臺堀川ノ海邊橋及油堀川ノ黑髮橋ナリ其交通ヲ完全ニスルトキハ向島方面ヨリ永代橋ヲ渡リ得ルモノナレハ至急ヲ要スルモノト認メラル而シテ津川本所本場ハ渡船不能ナルカ爲メ筏木材ヲ以テ架橋スルヲ必要ト思考ス

楓川			
舊彈正橋	半燒	交通可能	少シク燒木材アリ
新彈正橋	〃	通航不能	燒船多大
久寄橋	落橋	交通不能	燒材多大
松屋橋	〃	〃	燒船アリ
新場橋	〃	〃	燒船燒木多大
千代田橋	落橋但電車線路殘レリ	電車線路上交通	通航不能

電車線路ハ軌條コンクリートナルニ依リ交通繁ナルモ危險ヲ免レストノ認メラル而シテ津川本所本場ハ渡船多大ナリ

相當ノ豫防竝置ヲ爲シ一般交通ヲ企圖スル可キ者ト思考ス

海運橋	〃	交通アリ	〃
兜橋	落橋	交通不能	〃

燒船燒木材多大ノ爲メ船ノ交通不能トナレリ

細川橋	燒失罹落	交通不能	通航不能
箱崎川支川			
女橋	落橋	交通不能	通航不能
男橋	〃	〃	〃
龜島川			
豐岸橋	〃	〃	〃
龜島橋	落橋	交通アリ	通航不能
新龜島橋	〃	〃	〃
新高橋	〃	通行可能	〃
舊高橋	落橋	交通不能	〃
櫻川			
稻荷橋	〃	〃	〃
京橋川			
炭谷橋	〃	〃	〃
仲之橋	落橋	交通不能	通航不能
白魚橋	〃	〃	〃

燒船燒木材多大ノ爲メ水上交通不能トナル

以上管理員雇高橋乃太郎、同高山操調査

神田川			
飯田橋	破損ナシ	交通自由	
小石川橋	罹落	交通不能	通航頗ル困難

小石川橋水道橋間ハ燒却船ノ殘骸多アリ

女橋際ヨリ渡船ノ必要アリ

稻荷橋際ニ渡船ノ必要アリ

下流二十間ノ個所ニ渡船ノ必要アリ

大和橋	罹落	交通不能	通航不能
大橫川	大橫川ノ一部		
大榮橋	罹落	交通不能	通航不能
扇橋	〃	〃	〃
猿江橋	〃	〃	〃
菊川橋	電車軌道ノ外罹落	辛ウシテ軌道上ノ交通アリ	〃
南辻橋	罹落	交通不能	〃
北辻橋	〃	〃	〃
竪川			
三ノ橋	破壞	辛ウシテ交通シ得ルモ危險	稍困難
竪川橋	罹落	交通不能	下記ニ同シ
二ノ橋	破壞	完全ニ交通シ得ルモ破壞ノタメ危險	〃
一ノ橋	罹落	交通不能	〃
新辻橋	〃	〃	〃
六間川			

〃〇以上燒失沈沒船約二〇隻位溺燒死體三〇〇名內外アリ

以上燒失沈沒船一五渦燒死體一二アリH.河岸地ニアリタル家屋ノ燒失罹落モ交通障害ニ與フ力アリ

河川一般ニ亘リ燒却ノ橋梁筏材木等水面ヲ鎖セリ

〃〇以上燒失沈沒船數五〇隻位、燒溺死體二〇〇〇名以上

竪川橋ヨリ大川合流點兩國迄ノ間ハ大傳馬船位ハ自由交通シ得ラルト認ムル水面ハ比較的障碍少シ

〃〇以上燒失沈沒船六〇隻內外溺燒死屍六七〇〇名位

	水道橋	破損ナシ	交通自由	通航不能	水道橋御茶ノ水橋間ノ中央ヨリ即チ本郷元町先ニ當リ約一丁間省線路及其上部ニ位セル崖崩壞シテ神田川ヲ埋メ爲メニ水流杜絶ス
	御茶水橋	九月六日橋ノ兩端ヲ破壞シツヽアリ	通行支障ナキカ如シ	〃	九月六日消防夫ノ防火ニ努メ橋ノ兩端ヲ破壞シツヽアルヲ見タリ
	昌平橋	破損ナシ	交通支障ナシ	〃	
	電車專用橋	〃	〃	〃	
	萬世橋	〃	交通自由	通航不能	萬世橋和泉橋間ハ高架鐵道工事中ナリシモ是亦燒却シ木燼甚多クシテ船舶ノ通行ニ支障アリ
	和泉橋	少シク破損	通行支障ナシ	〃	
	美倉橋	懸換工事中ニテ假橋アリ	〃	〃	美倉橋下流モ同樣ニシテ且死體ノ浮揚ヲ見ル
	左衞門橋	破損ナシ	〃	〃	
	淺草橋	〃	〃	〃	
	柳橋	少シク破損	通行支障ナシ	〃	以上ニ記載セル障碍ヲ除去スルニアラサレハ船舶ノ交通殆ント不能

以上管理員雇門脇郁藏調査

潮留川	鐵道橋	下ニ別記ス			芝浦ヨリ外濠川鍛冶橋際ニ至ル水路ノ調査トス即チ濱離宮ノ正門前ヲ經テ汐留川ニ入リ外濠ニ至ルヲ便トス
櫻川	稻荷橋			通航可能	以下ハ芝浦ヨリ大川ヲ經テ龜島川ノ上流ヨリ櫻川ニ入リ京橋川ヨリ外濠ニ至ル航路ノ調査トス
	櫻橋			〃	
外濠川	鍛冶橋以南土橋マテ	落橋ナシ	交通自在	通航可能	以上ノ間ニ燒失ノ傳馬船ハ十數隻アルモ沈沒セスシテ漂流シツヽアリ排除ハ容易ナリト認ム
			〃	〃	〃 河中多少ノ障碍物アルモ之ヲ排除スルハ容易ナラン
潮留川	汐留驛前鐵道橋	落橋	交通不能	通航困難	遞信省前ト汐留貨物驛ニ達スル鐵橋ナリ鐵桁水面ニ達ス
	潮留橋	〃	〃	〃	
櫻川	稻荷橋	落橋	交通不能		
	中ノ橋	〃	〃		
京橋川	白魚橋	落橋	交通不能		
	炭名橋	〃	〃		

以上管理員雇奥山友彦調査

河川名	橋名	九月七日現況	陸上交通	水上交通	摘要	調査員應急施設意見
小名木川	新高橋ヨリ小名木川橋マテ	燒落	交通杜絶	通航杜絶	新高橋ヨリ横十間川合流點ニ至ル間ハ處處ニ燒殘船アリタルモ標著物尠ク水面通航可能ナルモ上流ナル小名木川橋燒落テ上下ノ交通杜絶ス	
横十間川	三島橋	支障ナシ	陸上交通ハ平常ニ同シ	通航不能	三島橋大島橋附近ニハ燒殘船十餘隻散在セルヲ以テ通航不能ヲ來セリ	
	大島橋	燒落組橋臺ノ鐵骨ヲ殘セリ	橋臺鐵骨上陸歩可能	〃	橋臺鐵骨ノ上ニ丸太ヲ並ヘ板ヲ敷キアルヲ以テ陸上ハ徒歩交通可能ナリ尙ホ積載少量ノ荷車モ交通スルコトヲ得	
	清水橋	燒落	地下電線及水道鐵管上ヲ辛ウシテ徒歩	〃	水面ハ燒殘ノ船舶一二隻及同材木漂著ノ爲メ通航不能	
	旅所橋	〃	橋下ニ燒殘船ヲ置キ徒歩交通		深川區猿江橋對岸ハ大日本人造肥料會社工場前水面ニハ石炭滿載船參隻半バ沈沒ス其他燒殘船數隻アルヲ以テ通航稍困難ナラント思料ス	

以上管理員雇時澤當一、同高山義平調査

竪川	一ノ橋	墜落	交通不能	通航不能	竪川ト横十間川ノ合流點ニ近キ處ニ船舶一隻沈沒シアリ	
	二ノ橋	破損ナシ	交通自由	〃	一ノ橋二ノ橋間ハ通航支障ナシ但一ノ橋々下ダケハ上記ノ如シ	
	竪川橋	墜落	交通不能	〃	死屍ノ最モ多キハ二ノ橋竪川橋間ナリ二ノ橋ヨリ三ノ橋間ハ木燼浮揚シ且シ死屍多クシテ通航不能	
	三ノ橋	場面ノ木煉瓦燒却	交通支障ナシ	〃		
	新辻橋	墜落	交通不能		橋梁ノ處ハ橋脚ノ燒殘アリ又鐵管及地下線ノ懸垂アリ	
	四ノ橋	〃	〃			
	龜岡橋	〃	〃			

以上管理員雇門脇郁藏調査

河川名	橋名	九月八日現在	陸上交通	水上交通	摘要	調査員應急施設意見
北十間川		小梅驛ヨリ十間橋マデノ間ヲ調査ス				
	小梅橋	全數河中ニ墜落ス	交通不能	通航不能	燒失沈沒船、河中墜落ノ橋材ヲ取除クトキハ交通上支障ナシ	
	同假橋			〃	〃	
	新小梅橋	完全	交通自在	〃	〃	
	押上橋	全部河中ニ墜落ス	交通不能	〃	〃	
	京成橋	半燒	交通稍困難	〃	〃	
	西押上橋	〃	〃	〃	燒失沈沒船及墜落橋材ヲ取除クニ非サレハ交通ノ支障ヲ免レス	
	十間橋	完全	交通自由	〃	燒失船ヲ除ク迄ハ通航不能ナリ、小梅橋ヨリ十間橋迄ノ間ニ死體七燒失沈沒船十二隻アリ	
横十間川	梅島橋	完全	交通支障ナシ	通航自由	梅島橋ヨリ鐵道橋間ニ至ルノ間沈沒船ハ僅ニ八隻他ニ障碍數少ク天神橋ヲ除クノ外通航支障ナシ	
	栗原橋	〃	〃	〃		

天神橋	〃	〃	〃
旅所橋	燒失墜落	交通不能	通航不能
外鐵道橋二ケ所	完全	通航支障ナシ	以上死屍二個アリ

以上管理員雇生部作次同牟田口末吉調査

源森川			
枕橋	落橋假橋竣成	交通可能	通航不能
源森橋	落橋	交通不能	〃
業平橋	落橋但中央電線燒殘レリ	中央電線路上通行	〃
大横川			
横川橋	落橋	交通不能	通航不能
法恩寺橋	落橋但左右燒失中央電路殘レリ	中央電路上通行	〃
長崎橋	落橋	交通不能	〃

以上管理員雇高橋房太郎、同樹下興四郎調査

河川名	九月九日現況	陸上交通	水上交通	摘要	調査員應急施設意見
外濠川					
一ッ橋	墜落但假橋竣成	交通支障ナシ	通航不能	一橋附近ハ燒殘ノ橋脚ニ木燒停滯シ又地中埋沒線ノ纜垂スルアリテ航行不能ナリ	

雉子橋	破損ナシ	交通自由	通航不能
俎橋	電車線路ノミ殘リ居ルモ傍ニ假橋ノ設備アリ	交通完全	〃
堀留橋	破損ナシ	交通自由	航行稍困難
新川橋	墜落	交通不能	航行不能
新飯田橋	〃	〃	〃
新三崎橋	〃	〃	〃
三崎橋	墜落但假橋成ル	車馬ヲ除クノ外交通可能	〃
小石川橋	墜落但工兵隊ニテ架橋中	交通猶不能	〃

以上管理員雇門脇郁藏調查

月島川				
月島橋	西岸橋臺ニ龜裂ヲ生シタルモ別ニ被害ナシ	交通自由	航路狀態良好	燒失後沈沒シタル達摩船傳馬船等八隻アリテ交通支障ナシ沈沒船八隻ノ外死體一個アリ

新月島川			
濱前橋	半燒ノ上中央部ヨリ墜落	徒步交通支障ナシ	通航支障ナシ

新島橋	全壞墜落	徒步交通支障ナシ	通航支障ナシ

濱前橋新島橋間燒失沈沒船四隻死體二個アリ

佃川及同支川			
初見橋	橋臺龜裂ヲ生シタルモ別條ナシ	交通自由	通航差支ナシ
新月橋	處々燃燒ナシ	通行支障〃	
佃橋	全壞墜落	交通不能	通交上大ナル支障ナシ

小橋			

以上燒失沈沒船六隻死體三個アリ

洲崎川	全體ニ亘リテ落橋ナシ	交通自由	通航自由

全體ニ亘リテ障害物ナシ上流ナル水門兩側ノ臺ニ一條ノ龜裂ヲ生シタルモ最近ニ倒壞ノ虞ナシト認ム

千鳥橋	燒落	交通不能	通航不能
鹽濱川			
雲雀橋	燒墜	筏ヲ渉リテ通行	通航不能
平久川			
平久橋	燒落	燒材木上ノ板ヲ徒歩ス	通航不能
時局橋	橋漆骨ヲ殘シテ燒落	交通不能	〃
水門	故障	〃	

第二號地第三號地交通橋			

鷗橋	完全	交通支障ナシ	通航自由

以上管理員雇時澤當一、同高山義平調查

河川名	九月十日現況	陸上交通	水上交通	摘要	調查員應急施設定見
京橋川					
比久尼橋		通行支障ナシ			
紺屋橋		〃	燒却船ノ殘骸アリ		
京橋		中央不通	河ノ左右ヨリ燒船小船ノ通行ヲ見ル燒船二隻アリ		
白魚橋	落橋但コンクリート製橋板總體墜落	交通不能	通航不能	燒殘船六隻アリ燒材木亦多大	

雉子橋ニ近ツク二從ヒ避難船密集シテ目下ノ處航行不能ナリ

俎橋ニ至レハ燒却ノ橋杭ニ木燒停滯シ又電燈ノ地下線纜ノ墜垂等アリテ水上航行不能

新飯田橋ノ處ハ燒却船ノ殘燒ノ橋脚ニ橫ハリ又材木木燒等ノ停滯最甚シク又船舶ノ殘骸數隻牛ハ沈沒シ居レリ

墜落セル三崎橋ノ傍ニ水道鐵管ノ架設アリ之ヲ利用シテ假橋成レリ車馬ヲ除クノ外交通上支障ナシ水路ハ木燒等ノ停滯アリ交通不能

燒落但鐵管ノミ懸垂

鐵管上ヲ歩行スルモ危險

通航不能

燒材ヲ渉リテ通行

〃

同附近ハ漂著ノ燒材ヲ渉リテ平久町ヨリ鹽濱町ニ至ルコトヲ得但全體ニ渉リテ燒材燒船多ク水上通航ハ不能ナリ

燒却船舶ノ殘額アリ

中央不通

河ノ左右辛ウシテ小船ノ通行ヲ見ル燒船二隻アリ

燒殘船六隻アリ燒材木亦多大

角材數本ヲ並ヘ徒歩交通

通航不能

船近ハ燒木材ノ漂著多ク通航不能又下流ノ水門ハ故障ナキモ是亦附近ニ燒殘船數隻散在シ通航不能ナリ

燒材木上ノ板ヲ敷キ僅ニ徒歩交通ヲ爲ス水上通航ハ不能

橋際ナル燒材ノ上ニ徒歩附近ハ燒材木燒船アリテ水上ノ交通不能ヲ來セリ

燒材木燒船ノ爲メ通航不能

第二號地ヨリ第三號地ニ通ズル橋梁ハ架設中ノ者ナリ橋下ニ燒却ノ木船船漂著シテ通航不能

第二號地ヨリ第四號地ニ通スル橋梁ナリ

三十間堀川入口

水谷橋　落橋ニ付交通不能　通航不能　燒材木多數積重リテ通航不通トナル

炭名橋　落橋（木造）〃　〃　燒木材多數アルモ取除稍易シ大ナル者ナシ燒船三隻アリ　下流約二十間ノ處ニ渡船ノ必要アリ

櫻川

櫻橋　橋下ハ通航シ得ルモ不通　燒船五隻アリ○櫻橋中ノ橋間燒船十數隻燒木材多クシテ燒レトモ取片付比較的容易ナリ

入舟川入口

中之橋　橋板（木製）燒失　交通不能　取片付マテ通航不能　燒木材多數燒船十數隻アリ

稻荷橋　橋板（コンクリート製）墜落　橋間五間ノ內一間稍下記ノ如シ　通船ストル雖モ燒落ノ橋梁大丸太五本ヲ取片付クレハ全ク通航ノ見込

以上管理員雇高橋房太郎、同橋山與四郎調査

水陸交通の狀況は前記の如く九月十日を以て大體の調査を終りたるが、被害程度非常に大にして之か回復は容易の業にあらず、河港課長技師丹羽鋤彥は鋭意その進捗を計り、工務掛長技師田村與吉技師野澤靜男に命じ市內枝川出張所長技師細田貫一をして專ら其局に當らしめ臨時渡船を開始して陸上の交通聯絡を計ると共に水中の障碍を排除して先づ一部の切開を爲し以て船舶の通航を圖りたり。

〔附〕永代橋爆破

九月二日午後十一時頃、埼玉縣川口町より米一萬俵を輸送す可し、但陸送は到底不可能なれば、河港課所屬の汽船を使用し、隅田川より水上輸送を試む可しとの上司の指示あり、當時庶務工務兩掛長不在なりしを以て事務員中川愼平代つて其命を受く。

中川事務員は翌三日午前四時半手配の爲明石町に赴き、水上署の發動機艇を借受けて芝浦に到り、同所に碇泊せる渡船を呼戻し、所屬船第五有明丸に船長池畑淸松を同乘せしめて川口町に向はんとせり午後二時頃永代橋を過ぎんとするに假橋墜落して橋材水中に交錯し航路全く閉塞せるを發見し、乘船を引返すの已むなきに立ち至りたり。

當時陸送の困難なるは前項物資蒐集の條下に記するが如くなれば河港課にありては、中川事務員の復命を得ると同時に、永代橋門の大障碍を排除するに決し、市長の命を受けて、庶務掛長主事鈴木佐助は同日直に中川事務員を伴ひ、關東戒嚴司令部を訪ひ、具さに事情を陳述して障害物撤去の爲工兵隊の出動を要求せり、斯くて工務掛長田村技師道路局橋梁課工務掛長心得有元技師と打合を了し、翌四日午前八時橋梁課員を現に派し、工兵隊出動の下に永代橋下障碍物の爆破は行はれたるなり。

中水陸連絡

天芝浦陸揚設備

隅田川口改良の結果、芝浦は不完全ながらも、未來の東京港を代表し、帝都唯一の海口と爲り、大小の艦船來り集るに至りたるを以て、急に揚陸假設備を爲すの必要を生じ、陸軍配給司令部を芝浦に置くや河港課は、陸海軍援助の下に下水課と共に左の設備を爲したり。

一、陸軍の要求に基き、陸上物資輸送の爲、芝浦出張所をして長二哩（約五百間）の軌道を敷設せしめたり。

二、救濟物資貯藏の爲、芝浦出張所をして芝浦町一丁目附近の倉庫

震災と潮位表

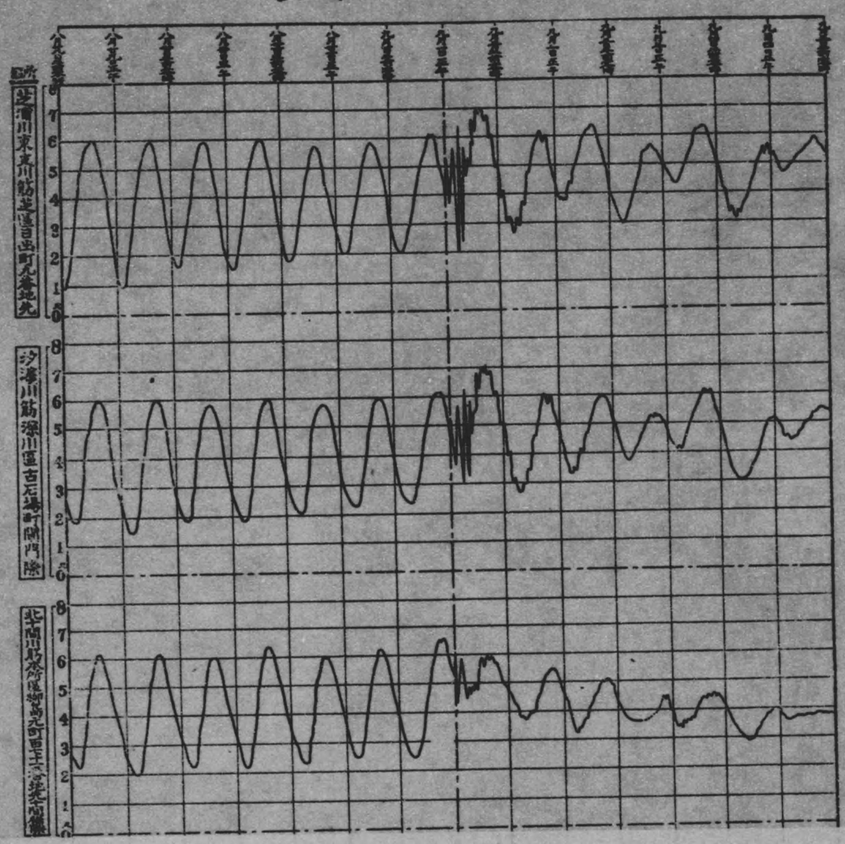

震災と潮位表

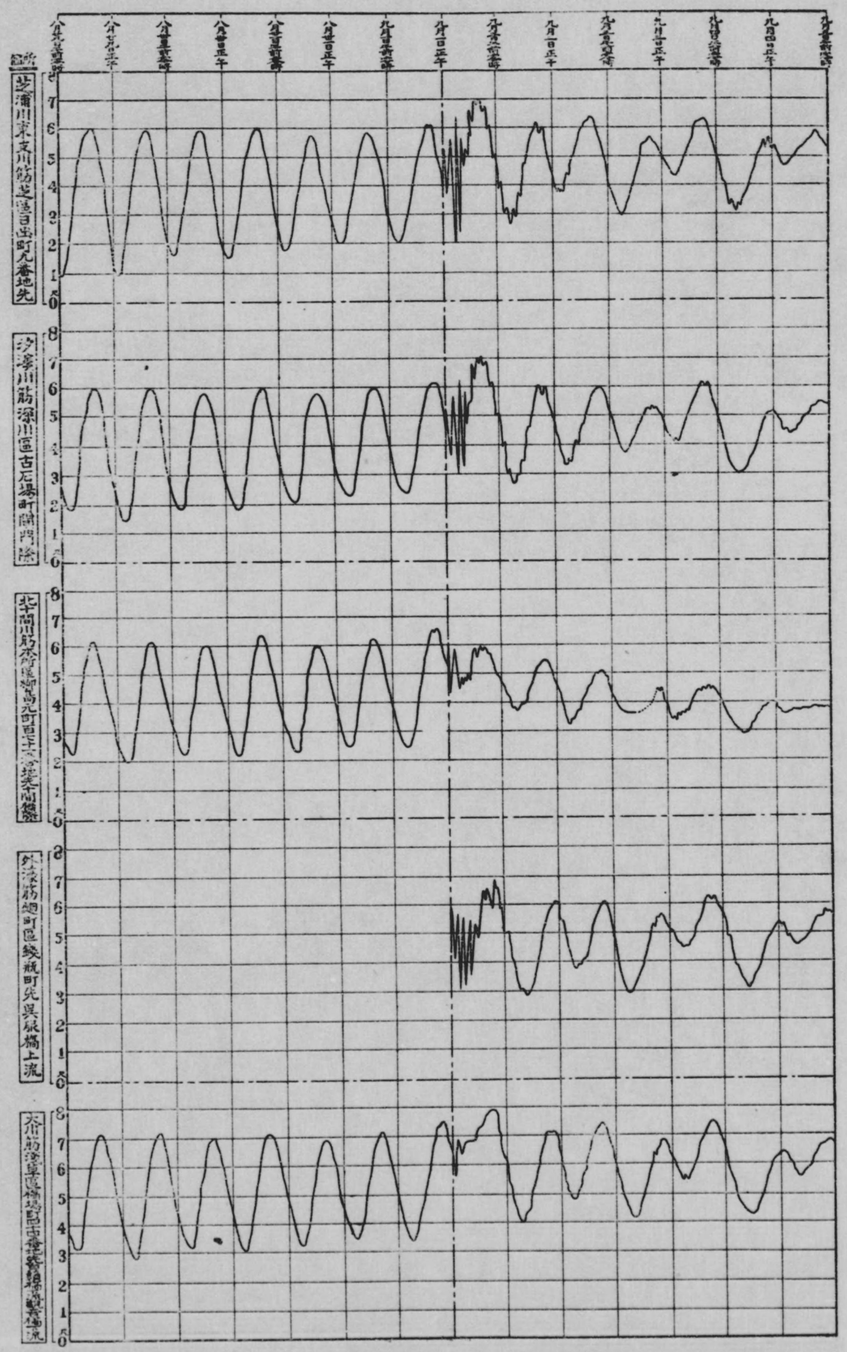

（河港課調査）

備考

●本表ハ自大正十二年八月二十九日午前零時至同年九月五日午前零時間ノ潮位線ニシテ「スクリュー」式潮位器記錄ニヨルモノナリ

●縱線ハ時刻ヲ示シ横線ハ尺數ヲ示セルモノニシテ本表零尺ハ靈岸島零點ニ一致スルモノナリ

●十間橋潮位線ニ於テ九月一日以後漸次低下ナシツヽアルハ激動ニ由ル器械軸部ノ故障ニ起因セルモノナリ

●呉服橋潮位線ノ如ク潮位線ノ中止セル部分ハ驗潮器時計ノ休止セルカタメニシテ……線ハ自

備考

●本表ハ自大正十二年八月二十九日午前零時至同年九月五日午前零時間ノ潮位線ニシテ「スクリュー」式潮位器記録ニヨルモノナリ

●縦線ハ時刻ヲ示シ横線ハ尺數ヲ示セルモノニシテ本表零尺ハ靈岸島零點ニ一致スルモノナリ

●十間橋潮位線ニ於テ九月一日以後漸次低下ナシツヽアルハ激動ニ由ル器械軸部ノ故障ニ因起セルモノナリ

●吳服橋潮位線ノ如ク潮位線ノ中止セル部分ハ驗潮器時計ノ休止セルカタメニシテ……線ハ自記不明ノ部分ナリ

●九月一日正午以後ノ潮位高低ノ激變ノ部分ハ地震ノタメニ生ゼシ海嘯ハ勿論ニシテ其他ノ不規則ナル波動ヲ示セルハ餘震ニ依ル波動ナル可シ

約四千坪を借上げ、契約を締結して之を陸軍に引繼かしめたり。

三、芝浦出張所材料置場を救濟物資陸揚場に充る爲、其設備を爲し棧橋を築造す。

ロ、道路施設棧橋築造等の用に供する爲、左の工事材料を陸軍に提供せり。

松丸太	約千五百本	椴蕨松	約三千枚
竹	約三百本	杉丸太	約五百本
杉押角	約三百本		

此他左記物件を避難者收容場座席設備の爲使用せり。

席	約千枚	空俵	約五百枚

五、警官及軍人を橫濱に輸送する爲、芝浦出張所々屬汽船綾瀨丸を海軍に貸付けたることは前項記する所の如く後羽田品海待乳の各汽船をも貸付けて材料運搬に從事せしめたり。

六、九月八日越前瀨の海運業者石丸某より借上たる發動機船字美丸(約三十噸)傳馬船五日丸(約六十噸積)を海軍救護司令部指揮官山下中佐に提供せり。

下水課よりは課長原全路北林主事、河港課の梅田技師以下技師二名事務員技手八名職人傭人八名と共に、人夫約七十名を使役して諸船の設備を整へ、陸揚及運搬用帆條の布設を爲し、海軍側亦援助して工事の進捗を計り、陸軍側よりは、棧橋材料として帆條、杉丸太、松板等の要求ありたるより、下水課工事用材料を交附す。

地　橋揭假渡舟

市內多數の橋梁燒失墜落せる爲、應急の措置として共重要なるものを假修し、或は之に渡船を通し、以て交通の便を計らざる可からず、河港課に於ては直に之が準備に著手し、先づ月島渡船場に通ずる要路たる堺橋、吾妻永代の二橋、厩橋、相生橋、稻荷橋、箱崎川筋の女橋油堀川筋の下の橋、小名木川筋萬年橋、大橫川筋の上の橋の十橋を選ひて、これに假修を加へ、又は渡船を開始せり。

(一)堺橋　月島渡船場に通ずる要路の堺橋は燒損して危險甚しきを以て直ちに渡船を開始せんとしたるも、通船困難なり、依て已むなく古材を以て簡單なる板橋を架設し、九月七日朝より交通を開始し、其整理は蒐人足を以て之に當らしむ。

(二)吾妻橋　永代橋　吾妻永代兩橋は當初渡船を開くの計畫なりしも工兵隊にて帆條上に板を打付け假修を急ぎたる結果、吾妻橋は九月六日竣成し、同夕より通行を許し、永代橋亦七日より渡橋を開始したり

(三)厩橋　厩橋は渡船と渡船用棧橋との施設を要したり、即ち九月七日棧橋架設に要する材料を同所に送付し、極力作業の進捗を計り、翌八日工事竣成渡船を開始せり、此日第三有明丸は所要の石炭を積込み永代橋上流に於て澤水の供給を受け、厩橋に至りて豪船其他の施設を了し、渡船の任に着きたる日午後二時なりき。

(四)相生橋　燒失せる相生橋跡は九月五日月島渡船をして之を引受けしめたれど、假棧橋架設の竣成する迄、手押小舟を以て之を開始せんとし、翌六日取敢ず交通を開きたり、九月九日に厩橋渡橋の運びに向ひたれば、同所渡船用棧橋を撤去して之を相生橋に移し、其架設に著手し、翌十日之を完成せり、然るに同所は海底甚淺くして汽船を通ずる能はず、已むなく手押小舟を換用す。

(五)稻荷橋　龜島川口稻荷橋燒失跡は九月七日假棧橋を架し、同夕刻より土運船二隻を以て渡船を開始す。

(六)男橋女橋　箱崎川筋に架したる男橋女橋は共に燒失したるを以て共中間に於て中洲濱町間を聯絡する爲、九月十四日渡船を開始し、交通の便を計り居たるに、日を經て男橋の修理完成したれば、九月十八日渡船を中止し、次で之を廢す。

（七）下ノ橋萬年橋上ノ橋　油堀川に架したる下ノ橋、小名木川の萬年橋、大横川に於ける上ノ橋附近に渡船の必要を認めたれば、九月二十五日下ノ橋に、同二十七日萬年橋上ノ橋に渡船を開始せり。

人　渡　船

渡船交通の任務は重く一日も之を忽諸に付す可からず、前日品川臺場沖に避難したる各船長はこゝに顧る所あり、翌九月二日乘組各員を督勵して假泊所を拔錨し、芝浦を經て渡船場に到著せり。

勝閧渡船場は月島側一部を除くの外、燒失して復舊狀を留めず餘炎猶熾なりしが船長等は危險を冒して石炭積込を終り、渡船を開始せんとす、時に南風猛烈にして火焰船舶に迫る、船員一段の勇を鼓して之が消防に努めたれど、猶燒炎を危れ難きを覩取し、止むなく殘存せる渡船を纜めて日出堰に避難せり。然るに彼處も不穩の報道頻繁に至りしを以て、各船は急遽之を避けて再び品川臺場附近に到りて假泊せり。斯の如くにして二日は遂に渡船の開始を見るに至らざりき。

九月三日早朝第一乃至第五の有明丸は假船所より引返して日出町地先澪沿護岸に繫留す、こゝに船舶捜索中なる吏員に會して直に出航準備を整へ、午後一時半明石町地先に到着し、船中に避難中なる船員多數の家族を上陸せしめて、一時之を河港課の事務室に收容し、斯くて渡船は全部水上警察署前に繫留す。當時月島殘留の市民は全く交通を缺き、糧食飲料水の缺乏甚しきものありたるを以て、水上署に協議し、應急處置として、同署の燒殘棧橋より月島西海岸通四丁目元澤村造船所跡に一線を設けて臨時渡船を開始せり、時に午後二時なりき。同日玆に月島三號地繫留の筏上より築地小田原河岸繫留筏上に至る一條の渡船をも開始し、以て同島二號三號地に架する橋梁燒失の爲、三號地に避難せる市民の困難を救ふに便せり、但し渡船運轉材料を得るに容易ならず、石炭を芝浦に求め、給水を明石町路傍に取る等、船員の努力實に大なるものありたり。

三號地より小田原河岸に至る渡船は九月三日より同九日に及ぶ七日間交通を繼續したり、然るに海軍造兵廠側一の交通は危險の虞あるを以て其位置を變更し、九月十日より月島西海岸通九丁目營渡船場を水上署假棧橋との間を往復する事にせり、勝閧の渡船は斯くして復興せり。

再興したる月島渡船は一日往復八十回以上、通過人員最少一萬二千最大一萬五千を算し、勝閧の渡は一日五十八九回、通過人員最少二千八最大三千九百に及ぶ。

月島渡船は九月二十七日より更に其往復回數を增加して一日百回以上と爲したるに、通過人員平均一日一萬五千を下らず、其最多の日即ち十月十一日には一萬六千を突破したり。

猶燒失せる相生橋は假橋の竣成を見る迄、手漕渡船を以て交通を開始し、九月五日月島渡船係に依りて繰航を見、其後は市河港課所屬河川工事本部事ら之を司りたり、然るに市交通政策の都合に依りて、十月八日以後復月島渡船係の手に移し、所屬船夫及河川掃除船夫各四名を以て之に當らしむ、其成績十月十八日以降は一日往復七十回以上に達し、通過人員最多數一日四千に及べり。

渡船の時限は月島に在りては棧橋工事落成後十月十八日より之を延長して午前五時三十分開始、午後十時終止となし、同時に相生橋渡船も日出より日沒までに延長したり。

月島勝閧南渡船の再興當初並に相生橋の月島渡船係に引繼以來、十月二十日に至る迄の成績を示すこと下記の如し。

區分	月島勝閧相生橋	往復回數	通過人員	往復回數	通過人員	往復回數	通過人員	摘要
日次								
大正十二年九月三日	晴	二一、六〇〇	六二	四、三四〇	—	—	—	勝閧ト稱スルハ九月九日迄ハ三號地トス
〃　四日	晴	八六	二、七四〇	六九	四、六八五	—	—	
〃　五日	晴	八〇	二、五六〇	五八	三、三五〇	—	—	相生橋ノ手漕渡船ハ九月五日ヲ以テ開始シタルモ計數ノ記錄ヲ缺ク
〃　六日	晴	八〇	二、八四〇	五九	二、〇八四	—	—	
〃　七日	晴	九七	三、三五八	五八	二、〇八五	—	—	
〃　八日	晴	八四	二、四二八	五六	二、八四四	—	—	
〃　九日	晴	八一	二、四二八	五六	三、〇〇九	—	—	
〃　十日	晴	八〇	二、五二〇	六〇	二、五六六	—	—	九月十日ヨリ三號地ハ勝閧ニ位置ヲ變更ス
〃　十一日	晴	九八	三、三五八	五八	二、六三九	—	—	
〃　十二日	晴	八四	二、九二〇	五六	二、八〇八	—	—	
〃　十三日	晴	八二	二、九二〇	五八	二、九二六	—	—	
〃　十四日	晴	九八	二、九二〇	五八	二、一二五	—	—	
〃　十五日	晴	八〇	二、八二〇	五九	二、〇九三	—	—	
〃　十六日	晴	八二	二、九二〇	五九	二、一三八	—	—	
〃　十八日	晴	八一	二、五九九	五九	二、〇〇八	—	—	
〃　二十日	晴	八四	二、五二八	五八	二、〇五九	—	—	
〃　二十一日	晴	八三	二、五九七	五七	二、六三四	—	—	
〃　二十二日	晴	八二	二、三五〇	五八	二、一〇二	—	—	
〃　二十三日	晴	八五	二、一八五	五九	二、九一六	—	—	
〃　二十四日	晴	六四	九、八五〇	五一	一、七五三	—	—	
〃　二十五日	晴	八四	二、五四二	五六	二、一九四	—	—	
〃　二十六日	晴	八三	二、一五八	五九	二、一三五	—	—	
〃　二十七日	晴	一一〇	二、五六八	五八	二、七三五	—	—	
〃　二十八日	晴	一〇八	二、五六〇	五六	二、一〇八	—	—	
〃　二十九日	晴	一一三	二、九二〇	五七	二、八五九	—	—	
〃　三十日	晴	一〇六	二、八四四	五七	二、八五九	—	—	
十月一日	晴	一一〇	二、九五五	五八	二、九六四	—	—	
〃　二日	晴	一一六	二、九八五	六一	三、〇二三	—	—	
〃　三日	晴	一一五	二、九〇六	五九	三、九七五	—	—	
〃　四日	晴	一一三	二、八五一	五九	三、〇七七	—	—	
〃　五日	晴	一一三	二、九四四	六〇	三、一八三	—	—	
〃　六日	晴	一〇九	二、八三五	五八	三、三五〇	—	—	
〃　七日	晴	一一三	二、九三五	五九	三、八〇八	—	—	相生橋手漕渡船ハ十月八日ヨリ月島渡船ノ手ニ移ス
〃　八日	晴	一一三	二、九二八	六〇	四、八三五	四八	二、八八〇	
〃　九日	晴	一一二	二、九〇八	六一	五、一二四	五〇	二、八六〇	
〃　十日	晴	一一三	二、九二〇	六一	五、一三〇	四九	二、五九〇	
〃　十一日	晴	一一四	二、九七二	六三	五、八九〇	四六	二、三二四	
〃　十二日	晴	一一三	二、九〇一	六一	四、八二六	二八	二、二四〇	
〃　十三日	晴	一一二	二、九三五	六二	五、三〇八	三三	二、四四三	
〃　十四日	晴	一一三	二、九七八	六一	四、八二三	三五	二、七三	
〃　十五日	晴	一一一	二、八一九	五八	三、三五五	六六	二、三五一	
〃　十六日	晴	一一三	二、九四九	六三	六、〇一八	六五	三、四八八	
〃　十七日	晴	一一三	二、九三八	六一	四、二〇四	六〇	二、一三五	
〃　二十日	晴	一一五	二、九八九	六一	五、一三〇	七八	三、八二三	
〃　二十一日	晴	一一五	二、九七七	六四	五、九〇八	七八	三、九八八	
〃　二十二日	晴	一一四	二、九三三	六三	五、八九〇	七六	三、九八八	
〃　二十三日	晴	一一五	二、九四一	六五	六、〇九四	七一	四、二三五	
〃　二十四日	晴	一一五	二、九四一	六五	六、〇九四	七一	四、二三五	
〃　二十五日	晴	一一三	二、九三六	六五	六、〇九四	七一	四、二三五	

災後月島渡船は、常務及び月島避難民救護の任務に服するの外、臨時下記諸役に從事したり。

九月五日相生橋の手漕渡船を開始し、後之を明石町出張所に引繼ぎ同八日交通斷絶したる既橋に渡船を開き、當日往復二十一回、人員一八九〇を通過せしめたること前項記する所の如し。

九月十二日上司の命に依り第五有明丸は午後三時頃より品川沖艦隊錨地近邊を巡航し、之を視察せり。

月島河岸の棧橋は筏を以て之に換へ居たりしが、激流の爲流失の虞あり、土船二隻を繫留してこれに陸上より歩板を架し、通行の安全を圖りたり。

九月二十六日午後五時三十分高潮の爲月島河岸假棧橋將に流失せんとす、依て直に非番船員召集之を防ぐ。

九月二十七日月島二號地勝閧渡船に鉛管を導き水道を通す。

九月二十九日兩國停車場横網より筏船二隻を明石町河岸に曳航す、第五有明丸之に當る。

十月一日第二有明丸勝閧渡船場航路の障碍物排除に從事す、是日第三有明丸は小田原町岸に臺船を曳引し、午後その試運轉を行ふ、工事竣成せるを以て也。

十月二日第四有明丸は月島海岸渡船場發着所の帆船繫留所變更の爲移轉曳船を爲す。

十月七日第三有明丸は芝浦出張所より工事材料船を曳航して之を渡船場に廻送す。

十月十日第二有明丸は芝浦出張所の工作船を相生橋より曳航し、第五有明丸は橋梁材料船二隻を芝浦に曳航す。

十月十一日第一有明丸は勝閧渡船バラック材料船を曳航す。

十月十二日第四有明丸は二號地より工作船を月島渡船場に曳航す。

十月十三日第一有明丸は工作船一隻を勝閧渡船場に曳航す、是日第二有明丸は油堀川・仙臺堀川・小名木川・竪川渡船の狀況視察を爲す。

十月十七日第四有明丸は勝閧小田原町岸の沈沒船一隻を芝浦に曳航す。

下航路疏通

震火後市内の諸河川は橋梁船舶・燒材浮揚死屍狼藉たるの狀を呈し、水上の交通全く杜絶するに至れり、依て河港課にありては其障碍を排除し、應急の施設を爲すべく、先づ河川支障の實況を調査し、九月四日より同十日に至る七日間速に管理を現場に派し之が視察に當らしめ、其得る所によりて整理方法を講じたり、斯て應急措置は主として市内河川工事出張所員共局に當り、九月二日より同六日に至る間は、重に出張所燒跡の整理、箱番の建設、渡船作業用材料の處理、所要傭人狩集等を爲すと共に、幾分重要河川の應急整理に從事し、此間實地踏査に基き先づ其大方針を定めたり、即ち大川を中心として、各河川を二大部に區分し、其重なるものを選擇して之が切開を爲し、以て航行上の大勢派を作り、而して餘の河川を浚渫して支派の聯絡を取るに在り。今試に大川を中心として其東西に位置し、舟筏を通ずる四十二箇川を區分すれば左の如し。

大川以東

源森川	小名木川	中ノ川	南黒江川		
北十間川	仙臺堀川	大島川	大横支川		
曳船川	同支川	同西支川	五間堀川		
大横川	二十間川	同東支川	北黒江川		
横十間川	同支川	中ノ堀川	竪川		
十間川	洲崎川	六間堀川	油堀川		
平久川	計二五				

大川以西

日本橋川	亀島川	東堀留川	入舟川		
外濠川	櫻川	西堀留川	山谷堀川		
神田川	京橋川	濱町川	箱崎川		
楓川	龍閑川	同支川	三十間堀川		
新川	計一七				

大川以西に在りては日本橋川を選びて極力之を掃除し、船舶を大川より外濠川に通じ、芝浦明石町兩出張所より本市區に達する主要の航路を開くことゝし、其以東に在りては竪川、小名木川、大島川、源森川を選擇して之を浚渫し、大横川に聯絡せしめて支派通航の便を開くに決せり。

（一）日本橋川及外濠川の一部

（甲）水路

日本橋川及外濠川の一部一石橋より鍛冶橋に至る間は九月七日障碍物除去に著手し、湊橋上流に航通上多少の不備を殘したれど、二日間を以て外濠川より大川に通ずる航路を開くを得たり。さりながら潮の干滿に因りて、沈沒木材の浮揚あり、航行の危險少からざるを以て、之が除去に努め、航路維持の方法を講じたり。本航路は避難其他の船舶蝟集して河川を遮斷し、浚渫せる水路の航通を不能ならしむるの虞あるを以て故らに通船を利用するを得策とし、特に土運船二三隻を運送船に仕立て、連日强行通過を計りたり。猶湊橋下の障碍物たる沈沒船は九月二十六日引揚を開始し、同時に第一次の作業後に現はれたる多數の沈沒物を排除し、月を越えて之を完成せり。

（乙）浚渫機第八千代田の引揚作業

浚渫機第八千代田は震火の爲、日本橋川に沈沒せること既記する所の如し、而して其引揚作業は九月十三日を以て着手せり、同日平久町附近に於て蒐集せる材料を同機沈沒個所に運搬すると共に同機附近の燒失船其他の障害物取除作業を行ふ。翌十五日は前日と略同一作業に從事し、かねて船體附屬品の取外しを爲し、十六日浮揚作業の準備に取懸り、午後の滿潮時に於て同機の一部浮揚を試み、約二尺の浮揚を見たれば鎖及ワイヤ、ロープを船底に曳通し終れり。十七日に至り、沈沒機四邊の障害物排除を完了したれば、更に浮揚用土運船二隻を增加し、午前の干潮時を利用して浮揚する豫定なりしも、偶荒川上流の增水あり、加ふるに潮時の關係にて約一尺の浮揚を見たるに過ぎず、依て一時其作業を中止し、轉じて竪川筋に沈沒せる第五千代田機引揚の準備に着手せり。爾來第八第五兩機の浮揚作業は並び行ひ、二十五日第八機浮揚の目的を達し、之を日本橋川右岸の淺瀬に移動し、二十七日更に臺船を引揚げたり。

（二）平久川外一水路

大川派川より潮見橋を經て平久町に至る水路は九月八日浮流障碍物を除去し、九日全川の自由通航を爲し得るに至れり、更に平久川に閘門間の整理は二十一日之を完成し、二十三日に進で時局橋枝川出張所平久町派出所前間の作業を了したれば、平久川筋は通航に些の遺憾を感ぜざるに至れり。

（三）竪川

（甲）水路

竪川は小名木川に先立ち其切開に著手せり、其作業計畫は先づ本川浚渫を完成し、後力を小名木川に集中せんとするに在り。九月八日竪川口大横川合流點間の作業を開始したるに、河身の障害物比較的僅少なりしかば、作業にさして困難を感ぜず、十月には三ノ橋迄を切開き十一日新辻橋迄に進行し、十二日四ノ橋、十三日市郡境界迄を完了し全川航行に不便を感ぜざるまでに至れり。然るに潮の干滿に從ひ、深く沈下せる障害物の浮揚ありたるを以て、十四日再整理を行ひ、主と

して三ノ橋に橋間を掃除し、十五日之を終りたり。

（乙）　浚渫機第五千代田引揚作業

浚渫機第五千代田の震火當時竪川に沈沒せることは既記を經たり、而して其引揚作業は九月十八日之を開始す、二十二日沈沒機四邊の障害物排除と該機附屬の錨鎖及びウキンチク取外しを終り、二十三日引續き障害物除去及び引揚材料運搬に從事し、爾後二十七日より二十九日に至る迄引揚準備進捗三十日臺船を引揚げ、月を越えて其作業の完成を見たり。

（四）　小名木川

小名木川は先づ小障害物の除去を目的とし、九月十日整理作業を開始し、翌十一日川口より郡市境界なる小名木橋までの急施工事を完了し、次で大障害物の排除に努め、二十一日に萬年橋下の再整理に著手爾後其作業を繼續して竣成したる橋梁に沈沒等の引揚を了せり。本川は川口萬年橋に材の航跡を遮斷せる以外は、大富橋迄の間障害物の沈沒左まで多からず、作業比較的容易なりとの見込通に進捗したる也。

（五）　大島本支川

（甲）　大　島　川

大島川は調査の結果、障害物甚多く作業最も困難なるものに數へられたり、依て深川埋立地及び洲崎方面へ聯絡を取るには、大川派川及び平久川を利用するを便とし、其整理を爲したること既記の如し、然れども平久川は水深少きをもつて、大島川の排除工事亦日を綴す可きにあらず。本川は九月九日先づ川口潮見橋間の工事を始めたれど、其困難豫期の如くにして、十二日川口石島橋間の切開きを了せるに過ぎず、十三日更に川口潮見橋間の再作業を行ひ、特に力を石島橋越中島橋間に用ひたり、十四日よりは越中島潮見橋間に全力を傾注して工事を繼續し、十七日更に黒船橋下の整理に從事せり、蓋し該橋は電車軌條と共に鋪裝混凝土彎曲して墮落せるのみならず、水道瓦斯管相交錯して沈下せるを以て、之が排除を終らされば、通航全く不可能なれば也、而して此工事は爾後繼續し、全川通航に支障なきに至れるは翌十月なりき。

（乙）　大島川西支川

本川の障害物除去は九月十八日之を開始し、十九日川口より十間に至る間、大島川合流點より上流に至る間、川口より福島橋に至る間の作業に從事せり、二十日福島橋上流五十間に至る間と川口福島橋間との工事を竣成し、船舶の航行に支障なからしめ、次で二十二日福島橋綠橋間を竣工せり。二十三日は專ら綠橋下の整理に努力したるが、此處は燒失殘材の沈沒殊に甚しく、通航の支障尠からず、依て二十六日まで作業を繼續して大體の工事を終り、二十七日綠橋と同一の狀況なる元木橋下沈沒物排除に著手、九月末日に至るまで之を繼續し、月を越えて全川航通の功成る。

（六）　仙臺堀川

仙臺堀川中海邊橋上流の整理は陸軍工兵隊之に當りたれば、九月九日共下流の障害物除却を始め、三隻の作業船を使用し、十日川口海邊橋間、十一日川口要橋間、十二日全川航通支障を感せざる程度に排除を了せり。是より第二次の整理に若手し、十三日川口大榮橋間を完成し、十四日龜久橋大榮橋間の工事を開始し、二十一日之を終る、龜久橋は橋脚燒失、橋桁墜落し、航路危險なれば、全部之を引揚るに數日を要したる也、二十一日要橋の再整理を爲す、此處は橋材水道瓦斯管を始め、其他の沈沒物夥多なりしを以て、二十五日橋下一部の航路を開き、二十六日要橋崎川橋間の切開を了し、二十八日要橋下の整理竣工、月を越えて全川無事通航を見るに至れり。

（七）　源　森　川

本川は竪川小名木川大島川仙臺堀川の四川と共に大横川に通ずる目的を以て整理したれど、工事の豫定は日本橋仙臺堀小名木の各川を終りたる後著手するの順次なりしかは、九月十一日共工事を開始したりと然るに陸軍工兵隊は本川に在りても障害物除去に力めたるを以て、著手當時は整理されたる箇所尠からず、今其工程を記すれば、十一日著手、十三日川口より北十間を通じ市郡境界に至る間、十四、五六日川口上流二十間、十七日川口閘門間、十八九二十日川口小梅橋間、二十一日より小梅橋下の排除を始め、二十八日を以て之を完成す、本作業に依て全川の沈沒船浮流木等を一掃したるは勿論、特に小梅橋下の掃除は東武鐵道會社の申請に依り、同社の人夫をも使役して第一項の工事を終り、三十日より全川第二次整理に移り、月を越えて之を完了す。

（八）　京　橋　川

京橋川は九月九日河川管理員先づ河中障害物の除却に著手し、十日より市內枝川出張所員協力して工事に從事したること他川と異れり、即ち管理員は掃除燒材焦物等の運搬に當り、出張所員は大燒材の緊縮片付沈沒船の始末を爲す、而して本川は當初より工事の困難なるを豫想せしかば、整理程度は發動機艇の航行し得る範圍に止むるを目的としせり。斯て十二日には川口櫻橋間を切開き、十三日龜島川口より櫻川を經て外濠川に至る航路を掃除し、是より第二次計畫に移り、十四日に櫻橋より外濠川に至る間の再整理を爲し、十五日川口より外濠川に至る全部の工事を完成せり。

（九）　油　堀　川

油堀川は障害物甚多く、殊に千鳥橋下ノ橋黑龜橋各橋下の沈沒物排除作業は頗る難工事に屬す、先づ川口千鳥橋間の切開より著手し、通航に支障を減せざる迄に運びたれど、千鳥橋は震動當初橋臺まで墜落し、全く河中を閉塞したるのみか、附近には十餘隻の船舶沈沒し居るを以て、之が處理後にあらざれば、航路を開く能はず、依て九月十一日一時工事を中止し、十七日千鳥橋の切斷工事を開始す、爾後作業を繼續し、二十一日までに小船艇の航行に支障せざるに至れり。二十二日橋體の一部河中に墜落したる下ノ橋の除却に著手し、二十六日に及びて大略之を終れり。二十七日黑龜橋下の整理に從事し、二十九日まで作業を繼續して橋下夥多の沈沒物を引揚ぐ、斯て三十日より第二次計畫に移り、千鳥橋下の橋間の沈沒船浮流材の排除に著手し、月を越えて之を完了せり。

（十）　外　濠　川

外濠川の一部一石橋鍛冶橋間の整理は九月九日日本橋川の條に之を記せり、其他は十六日を以て上流より組橋に至る間を掃除し、翌十七日完成十八日より二十日に亘り組橋一ツ橋間の整理に從事せり。二十一日神田橋小石川橋の障害物除去を開む、內小石川橋組橋間は再整理に屬するもの也、而して工事最も困難を極めしは神田橋組橋小石川橋の三箇所にして、少しく其狀を記せんに、組橋は鋪裝混凝土軌條と共に灣曲懸垂し、通航を不能ならしむ、依て二十一、二十二日の兩日共除却に力め、二十三日上流入口の浮流材引揚を了せり、二十四日神田橋下障害物除去竣成、神田組兩橋間大體の整理完了せり、二十五日組橋新三崎橋間完成したれど、新三崎橋下は墜落橋體河中に橫はり且沈沒物多數なりしかば、其切開に從事し、二十七日竣功す、二十八日再び一ツ橋下沈沒物引揚をなし、翌二十九日工を竣り、以て本川第一次作業を終りたり。

（十一）　箱　崎　川

箱崎川は九月十一日に箱崎橋女橋間の工事に著手し、十七日全川の疏通を見たり、十三日川口濱町川合流點間の排除を完了す、支川の障

碍物除却工事は十日十一日を以て全部完成を告ぐ。

（十二）神田川

（甲）御茶水橋上流以外の水路

神田川は初め川口より御茶水橋に至る間を開通する計畫にて、九月九日川口より作業に著手し、十二日萬世橋に達する間は通航の不便なきに至らしめたり、十三日試に餘力を御茶水崩壊箇所に注きたれど、到底其效果なきを知り、十六日之を中止し、同日水道橋小石川橋間の再整理に從事せり、二十、二十一日鐵道假橋下を完成、二十二日更に御茶水橋間掃除を終れり。

（乙）御茶水橋上流水路

神田川筋は御茶水橋上流に於る斷崖の震害は、其決潰約四十間に亘り、上部五間、上幅三尺、下幅九尺、下部高四間、平均幅四尺の練積堅間知石垣の崩壞にして零點上二十九尺の高さに河川を閉塞せるもの也、其切開は實に容易ならず、依て應急の方法として本郷區側を幅六尺に堀鑿し通水せしむ可き方策を定め、九月十三日工事に著手し、連日作業を進めたれと、隨て切開けば隨て土砂崩壞し、到底短日月に完成し得へきにあらさるを以て、十六日一時之を中止し、陸軍工兵隊に交渉して之と協力し、切開作業を行ふに決せり。二十二日ブリストマン式淺渓機第七千代田を運轉して堀鑿を開始し、二十三日以降三十日に亘り、工兵隊の爆破作業繼續せられ、其排除土石及び千代田の掴揚土石を極力運搬し去りて僅に狹少なる水路を開くを得たり、若夫工兵隊の活動は陸軍技術部後援の條に詳記す、宜しく參看して可なり。

（十三）潮留川外三水路

（甲）潮留川

潮留川は潮留驛新橋驛等に連絡する最要の航路にして、且芝浦出張所より本市役所に至る間の最近航路なり、之が疏通は極めて重要なる意義を有す、九月十二日川口新橋間の工事に著手し、千三日川口より上流三十間の整理を終り、十四日潮留線前までを竣工し、十六日蠣殻橋までの工を竣り、以て川口外濠川間の疏通を完成せり。

（乙）龜島川口より櫻川京橋川を經て外濠川

龜島川口より櫻川京橋川を經由し外濠川に通ずる航路は九月八日川口白魚橋間の工事に著手し、作業を續けて十一日之を全通せり。

（丙）南築地川及潮留川の一部

南築地川及潮留川の一部は、川口より潮留川を經て外濠川に通ずる航路濱離宮海軍大學間を、九月十一日を以て起工し、十四日之を竣工同時に潮留橋蠣殻橋間をも完成せり、本線は大川より外濠川に通ずる要路なれば、應急作業中主要なる工事に屬せり。

（丁）築地川

築地川は九月中旬川口より安藝橋に至る間の整理作業に著手し、十六日十七兩日は主として安藝橋下の掃除に努力し、十八日更に川口より小田原橋下流の工事を繰返し、月を越て之を完成せり。

（十四）大川及大川派川

（甲）大川

大川は九月八日浮流障害材除却に著手す、十四日より十六日に至る迄は主として永代橋下燒燼浮流物の整理に從事し、就中十五日には燒船二隻、米杉材直徑二尺長二間物二本、燒木材長九尺より十八尺に至る巨大の物を排除せり、十八日に至りて橋下流失物の整理を爲すと同時に航路切開作業に努め、航行の危險なきに至りたるを以て一時其作業を中止す。

（乙）大川派川

大川派川の障害物除却工事は主として相生橋の墜落橋梁の切斷作業に在り、即ち九月十四日同樣燒殘軌條取除工事に着手、十九日之を完成し、同時に同川の整理を了し、以て航路の安全を保てり。

（十五）佃川外四川

（甲）佃川

佃川の障害物除却は九月十日着手し、十一日其完成を告ぐ。

（乙）月島川

月島川は佃川の作業を終りたる後之に着手し、作業をして困難を感ぜず、十七日全川の完成を見たり。

（丙）入船川

入船川の障害物除却は其作業容易ならざるものありたり、蓋本川筋は北舟見橋、伊藤橋、南新富橋、新富橋、入舟橋の五橋何れも燒失落下し、船舶の航行全く不能になりたるを以て也、然るに本川は本市河川管理員派出品と本市役所とを聯絡する重要航路なるを以て早急之に著手し、燒木十四本燒船十隻を排除し、九月二十九日を以て全川の作業を完了せり。

（丁）櫻川

櫻川は稻荷橋燒落ちたる爲一時假渡船を開始したる程なりしが、櫻橋は墜落を免れ、橋下の通航可能にして、且川中の燒失傳馬船十數隻も沈沒に至らす浮流し居たるを以て、其排除も容易なりき、乃ち九月三十日川口稻荷橋間の掃除を行ひ、間も無く全川の航路を開通したり

（戊）古川

古川は上流の航路に堰渡の箇所あり、九月十二日共切開に著手し、翌十三日一ノ橋下流まで工を運び、十四日同橋上下流の全航路を切開きて其疏通を完成せり。

（十六）大横川外一川

（甲）大横川

大橫川の災害は非常なる慘狀を呈せり、乃ち本所區に在つては業平

橫川、長崎、江東、北辻、南辻の六橋、深川區にては猿江、扇、大榮嘉留、武市、澤海の六橋燒失墜落し、加ふるに死體・船舶・筏・材木等殆んど水面を鎖す狀況なりしかば、排除工事の困難推知す可く、九月十一日之に著手したるも、作業容易に進捗せず、或は中止し、或は纔に一進一退月末に及んで僅に一條の航路を通したり、乃ち廿六日川口より上流十間の作業を終り、二十八日業平法恩寺兩橋間を完了し、二十九日橫川橋下の沈沒物引揚を爲したる等其工程の大要にして、月を越て大小船舶の通航に支障なきに至らしめたり。

（乙）中ノ川

中ノ川障害物引揚工事は九月二十六日川口潮見橋間を著手し、二十七日完成、同日より月末に至るまで潮見橋下の沈沒物を引揚げ、月を越て其工を竣れり。

結　叙

災後の河川障碍物排除作業の一般に以上記述する所の如し、而してこは全く應急の處理に過ずして、後に再整理を爲し、更に幾回の整理を繰返したるものさへ有り、是潮汐の干滿に因り燒失船材沈沒材等の隨時水面に露出浮流するもの有るを以て也、且つ應急處理は一時船舶の航通路切開を目的と爲したるものにして、其全部の浚渫は他日を俟つ可きは論なき所也。

河川障碍物除去工事施行要領　其二

河川名	摘要	九月八日現況	九月九日現況
平久川	大川派川ヲ利用シテ深川平久町並埋立地方面ヘノ聯絡ヲ取ル計畫	自關門至汐見川交流點完成大川派川ヲ利用シテ深川平久町並埋立地方ヘノ聯絡ヲ得タリ	全川完成

日本橋川	九月九日正午迄ニ外濠筋トノ聯絡ヲ得ル見込	九月七日切開整理着手
竪川	竪川完成後ハ專ラ力ヲ小名木川ニ集中スル見込但障害物比較的僅少ニシテ九月九日川口ヨリ横川合流點迄完成ノ見込	整理着手
小名木川	木川ハ川口ノ萬年橋落橋材航路ヲ遮斷セル以外ハ大富橋迄障害物少ク作業比較的容易ノ見込ニシテ大富橋落ツ居ル潮位ノ關係ニ依リ橋迄ハ通船可能ナル期日ハ九月十日頃ノ見込	土運船二隻ニテ障害物除却作業開始航路ハ大體的ニ三ノ橋迄ハ作業容易ナリ
外濠川		著手準備
箱崎川		
神田川		
油堀川		
京橋川	京橋川航路ハ河川管理員ノ手ニテ障害物除却ニ從事セシムル豫定	著手河川管理員ノ手ニテ障害物除却ニ著手セリ
入船川	障害物最多作業最難ト認ムル深川埋立地及洲崎方面ヘノ聯絡ニハ大川派川及平久川ヲ利用スルヲ便トス但平久川ハ元來水深淺キヲ以テ大傳馬船等ハ滿潮利用ヲ要ス大島川ハ仙臺堀小名木堅川ノ各川完成後著手ノ豫定	著手準備
大島川		
仙臺堀川	海邊橋上流ノ聯絡ハ工兵隊ニテ作業中ナリ依テ九月九日海邊橋下流ノ除却工事ニ著手ノ見込	著手海邊橋下流ノ除却工事ニ著手シ三隻ノ作業船ヲ活動ス
汐見川		
源森川	日本橋川仙臺堀川小名木川ノ完成後著手ノ見込	
大川		

以上ノ河川ハ何レモ大横川迄ノ聯絡ヲ目的トス仍ホ源森川大横川大島川ノ聯絡ヲ主トス

亀島川	自一石橋至鍛冶橋水路開通
箱崎川	
神田川	
油堀川	
京橋川	
外濠川	
潮留川	本川ノ川口ヨリ御茶水橋迄開通セシムル豫定ナリ跨橋上流ハ土砂崩壞甚シク障害ノ爲ニ工兵隊ニテ極力障碍除去ニ努ムル筈
亀島川口ヨリ堀川經ヘ京橋川ヲ外濠川ニ通ス線	本航路ハ本課及芝浦出張所間ノ最短距離ナリ且附近汐留驛ノ航路ヲ開クニ必要ナル新橋驛等有スル最要ノ航路ト認ム
汐見川	著手
大川	自川口至平久町交流點完成 著手但浮流障害除却

南築地川及汐留川ノ一部	川口ヨリ汐留川ヲ經テ外濠川ニ通スル航路ダルᵗ濱離宮海軍大學問ヲ第一著トスル豫定	
箱崎川支川		
佃川		
古川		
大川派川		
築地川		
月島川		
大島川西支流		
大横川		
中ノ川		
入船川		
櫻川		

河川隘碍物除去工事施行要領　其二

河川名	九月十日現況	九月十二日現況
平久川		
日本橋川	開通但流木ノ爲メ危險ナルニ依リ繼持ヲ要ス依テ管理員ヲ以テ之ニ充ツ	木航路ハ逆纜船其他ノ船艇網亀甚シク爲ヲ出シ荷物ノ運送ニ使用ノ見込
竪川	自川口至三ノ橋通船ニ支障ナキ程度ニ切開ク	自川口至新辻橋右ノ間工事進捗通航可能
名木川	著手竪川トハ名木橋完成府下大島町方面トノ聯絡ヲ以テ聯絡ヲ取ル豫定	自川口至四ノ橋船舶航行支障ナシ全川完成
汐見川		枝川出張所ニ於テモ船夫付土運船二三隻ヲ出シ荷物ノ運送ニ使用ノ見込
大川	自川口至郡市境界小名木橋完成府下大島町方面トノ聯絡ヲ速ニ成ス	
南築地川及汐留川ノ一部	濱離宮海軍大學問著手	
潮留川	龜島川口ヨリ瀨川經テ京橋川ニ通ス線	自川口至白魚橋間竣成工事進歩繼續施行
神田川		自川口至萬世橋間完成航通支障ナシ上流切開未濟ノ分ハ工兵隊ニ引續ク
外濠川		
箱崎川	復舊作業增備中	自箱崎橋至女橋間著手
油堀川	川口ヨリ千鳥橋マテ水路切開ノ豫定ナリシモ千鳥橋ヨリ落ノ結果河口閉塞十餘隻ノ船舶沈沒シ居ルヲ以テ之カ處理ニアラサレハ通行不能依テ中止	自川口至千鳥橋航通可能千鳥橋下著手障碍物殊ニ落橋材多ク作業困難
京橋川	發動機艇ノ航行シ得ル程度ニ於テ作業中止但復舊ハ困難ナリ	工兵隊ノ手ニテ極力障害物ノ除去工事ヲ行ヒツヽアリ
源森川	自川口至海邊橋通船ニ支障ナキ程度ニ切開ク	自川口至吾橋間完成右ノ間船舶航行支障ナシ
仙臺堀川	自川口至汐見橋間完了右ノ間航通可能工事ハ頗ル困難	全川完成
大島川	工事經路工事頗ル困難ナリ	自川口至石島橋間完了船舶航行支障ナシ

箱崎川支川	柴手
佃川	著手
古川	全事完成
大川派川	
築地川	
月島川	
大島川四支川	
大横川	
中ノ川	
入船川	
櫻川	

河川障碍物除去工事施行要領　其三

河川名	九月十三日現況	九月十四日現況　九月十五日現況
平久川		
日本橋川		
竪川	自堅川至市郡境界完成	自三ノ橋至四ノ橋再整理著手　自戸口至市郡境界完成
小名木川		
大島川	自石島橋至越中島間作業自川口至汐見橋再作業開始沈没燒失船多大航行不充分ノ個所アリ	自越中島至汐見橋間再整理著手　自越中島至汐見再整理中
仙臺堀川	自川口至大榮橋完成	自龜久橋至大榮橋間再整理著手　自龜久橋至大榮橋再整理中
濵森川	濵森川口ヨリ北十間ヲ過シ市郡界ニ至ル間著手	自川口至上流二十間

外濠川　自上流至組橋間著手　自上流至組橋間完成　自組橋至一ツ橋間整理、自神田川合流點至一ツ橋障害物除却

箱崎川　御茶水通水作業中止

神田川　自水道橋至小石川橋再整理

汐留川　自川口至外濠川間完成

大川　永代橋浮流材料整理　上記浮流物整理並組立作業　流失物整理並航路切開作業永代橋下浮流材整理完成ヲ以テ航海上危險ナキ程度ニ達セルヲ以テ一時中止

南築地川及汐留川ノ一部　永代橋下浮游物整理　永代橋下燒燬浮流物整理完了

龜島川口ヨリ櫻川ヲ經テ外濠川ニ通スル線　濵離宮海軍大學間竣成自汐留橋至逢萊橋間完了但大川ヨリ外濠川ニ通スル壕路

箱崎川支川　一ノ橋下流通水作業　一ノ橋上下流航路切開通水完成

古川　（備考）一旦整理ノ個所ハ燒失船沈沒並潮汐ノ干滿ニ依リ流動甚シク航行不充分ノ爲メ再ビ整理ヲ繰返スモノトス　（備考）一般完成セル河川ニ對シテモ燒沈船舶其他航通上支障タル浮動物除却整理ヲ繰返シツツアリ

佃川

大川派川

築地川

月島川

大島川四支川

大横川

中ノ川

入船川

櫻川

河川障碍物除去工事施行要領　其四

河川名	九月十六日現況	九月十七日現況　九月十八日現況
平久川		
日本橋川		
竪川		
小名木川		
大島川	黒船橋整理作業中黒船橋ヘ電車軌道ト同時ニ舖裝混凝土桁曲シ居ルヲ以テ之カ整理ヲ施サザレバ通船不可能	黒船橋整理作業機械
仙臺堀川	自龜久橋至大榮橋再整理著手	
濵森川	自龜久橋至大榮橋再整理	龜久橋下整理作業　龜久橋整理ハ橋脚燒失桁落シ航路不充分ニ付引揚作業ヲ爲ス
源森川	自川口至枕橋上流二十間	自川口至小梅橋間整理作業自川口至濵森橋障害物除却
京橋川	自川口至閘門沈沒船流木整理	
油堀川		

外濠川　自上流至組橋間著手　自上流至組橋間完成　自組橋至一ツ橋間整理、自神田川合流點至一ツ橋障害物除却

箱崎川　御茶水通水作業中止

神田川　自水道橋至小石川橋再整理

汐留川　自川口至外濠川間完成

大川　永代橋浮流材料整理　上記浮流物整理並組立作業　流失物整理並航路切開作業永代橋下浮流材整理完成ヲ以テ航海上危險ナキ程度ニ達セルヲ以テ一時中止

南築地川及汐留川ノ一部　永代橋下浮游物整理　永代橋下燒燬浮流物整理完了

龜島川口ヨリ櫻川ヲ經テ外濠川ニ通スル線　濵離宮海軍大學間竣成自汐留橋至逢萊橋間完了但大川ヨリ外濠川ニ通スル壕路

箱崎川支川　一ノ橋下流通水作業　一ノ橋上下流航路切開通水完成

古川　（備考）一旦整理ノ個所ハ燒失船沈沒並潮汐ノ干滿ニ依リ流動甚シク航行不充分ノ爲メ再ビ整理ヲ繰返スモノトス　（備考）一般完成セル河川ニ對シテモ燒沈船舶其他航通上支障タル浮動物除却整理ヲ繰返シツツアリ

佃川

大川派川　曝落橋梁取除作業　上記切開整理作業

築地川　安藝橋整理作業繼續　安藝橋整理作業

月島川　全川完成　自川口全部完成

大島川四支川

京橋川	障害物除却完成
油堀川	龜島川口ヨリ櫻川ヲ經テ外濠川ニ至ル航路
外濠川	自櫻橋至外濠川間再整理著手　自川口至外濠川全部完成
箱崎川	自川口至濱町合流點間完成
神田川	御茶水橋上流塲壞個所通水作業著手　上記通水作業繼續
汐留川	自川口至上流三十間完成自川口至汐留驛前間作業　自川口至汐留驛前間竣工　自川口至澤萊橋前間作業
龜島川口ヨリ櫻川ヲ經テ外濠川ニ通スル線	
汐見川	
大川	築地川、汐留川各一部濵離宮海軍大學間作業
南築地川及汐留川ノ一部	
箱崎川支川	
佃川	
古川	一ノ橋下流通水作業著手

大横川
中ノ川
入船川
櫻　川

（備考）再整理個所ハ燒失沈沒船多大ニシテ浮流材料ノ爲メ航行不十分ニ付整理ヲ續行ス

河川障碍物除去工事施行要領　其五

河川名　九月十九日現況
平久川　自川口至開門整理著手
日本橋川　（燒沈淩漢機第八千代田引揚）
堅　川
小名木川
大島川　黒船橋整理作業繼續　航路障害物除却
仙臺堀川　龜久橋整理作業
源森川　自開門至小梅橋間
京橋川
油堀川　千鳥橋川航路障害物除却

外濠川　一ッ橋下整理作業
箱崎川
神田川　御茶水著手
汐留川
龜島川口ヨリ櫻川
京橋川ヲ經テ外濠川ニ通ズル線
汐見川
大　川
南築地川及汐留川ノ一部
箱崎川支川
佃　川
古　川
大川派川
月島川
大島川西支川

大横川　自川口至開島橋整理作業

中ノ川
入船川
櫻　川

（摘要）永代橋ニ於ケル浮流物ハ僅少ニシテ通船上危險ナキヲ以テ九月十八日中止シ大島川西支川筋ノ切開ニ著手セリ

（摘要）相生橋切斷ハ月島側ヨリ六番目ノ徑間ヲ切斷シ軌條並鋪裝混凝土ヲ除却セルニ依リ曳船ノ通航支障ナシ

河川障碍物除去工事施行要領　其六

河川名　九月廿二日現況
平久川　自開門至時雨橋完成、航路切開通船支障ナシ、自川口至平久橋間著手
日本橋川
堅　川
小名木川
大島川　黒船橋整理、橋下ヨリ混凝土電車軌條除却繼續
仙臺堀川　龜久橋前日完成、燒失落下セル橋體全部引揚完了ニ付通船差支ナシ
源森川　小梅橋整理、除却作業繼續
京橋川
油堀川　下ノ橋整理切斷作業繼續

九月廿三日現況

自時雨橋至派出所前航路整理通船差支ナシ
黒船橋整理、橋落物除却繼續
前日來要橋整理、燒落橋體失落橋體ト共ニ水道瓦斯管破落通行不能ニ付除却著手
小梅橋整理、除却作業繼續
黒船橋整理引續作業

外濠川　下ノ橋整理切斷作業繼續

九月廿四日現況

下ノ橋引續キ作業

箱崎川
神田川　自萬世橋至御茶水橋完成、航路切開キ通航支障ナシ
築地川
大川派川
月島川
大島川西支川　自福島橋至緑橋完成、航路切開通船支障ナシ
汐留川　龜島川口ヨリ櫻川　京橋川ヲ經テ外濠川ニ通ズル線
汐見川
大　川
南築地川及汐留川ノ一部
箱崎川支川
佃　川
古　川
大川派川
築地川
月島川
大島川西支川
大横川
中ノ川

下ノ橋整理切斷作業繼續　下ノ橋整體ノ一部落下通船不十分ニ付除却著手
組橋整理除却作業繼續　上流入口整理下流通水ナキ爲メ浮流材多大ニ付整理
萬年橋、第二次整理ニシテ川口ヨリ橋梁ノ落下セルモノ並沈沒物等十分整理ノ豫定
黒船橋整理引續作業
緑橋整理　河中ニ燒失殘材沈沒シ航路不十分ニ付引揚整理
小梅橋下記ニ同ジ

一ッ橋整理作業繼續

組橋下整理　軌條ト鋪裝混凝土ヘ共ニ彎曲通航不能ノ爲メ除却著手
鐵道假橋川下整理著手　鐵道假橋下整理完成、萬世橋下流ニ於テ障碍物除却完了通航支障ナシ

第二次整理著手萬年橋

黒船橋整理作業繼續　水道瓦斯管埋設混凝土軌條共ニ落下セルヨリ除却繼續中
龜久橋整理作業完了　通船差支ナシ
小梅橋整理作業繼續中　東武鐵道會社人夫ト協力除却作業繼續中
千鳥橋整理作業繼續　打切大船通行ハ不十分ナルモ下ノ橋整理ノ必要ニ迫リ之カ除却完了後再整理ヲ行フモノトス

相生橋切斷作業整理　全川完成、相生橋燒（重出）
安藝橋下整理作業繼續　航路障害物除却、自川口至小田原橋下流同上
自福島橋至上流五十間、自川口至福島橋竣成、航路整理通船支障ナシ

相生橋切斷作業完成

自川口至開門整理中　航路整理通船差支ナシ

入船川		
櫻　川		

河川障碍物除去工事施行要領　其七

河川名	九月二十五日現況	九月二十六日現況	九月二十七日現況
平久川			
日本橋川		湊橋下沈沒船引揚著手	湊橋下沈沒船引揚繼續　沈沒物多數通船不能ノ爲メ引揚作業中
堅　川			
小名木川	萬年橋引續キ障害物除却		
大島川	黒船橋整理引續キ障害物除却	黒船橋整理上記作業繼續	黒船橋整理引揚但沈沒物多數通船不十分ニ付引揚ヲナス
仙臺堀川	要橋整理完了（一部）通船支障ナキ程度ニ整理シ尙引續キ作業中	自要橋至崎川橋航路切開通路支障ナシ	要橋下完了沈沒物引揚但沈沒物多數通船不能ニ付引揚ヲナス
濱　森川	小梅橋整理引續キ除却中ノ處東武鐵道ノ交渉ニ依リ整理	小梅橋整理	小梅橋整理完了
京橋川			
油堀川	下ノ橋繼續作業	下ノ橋整理引續障害物除却作業	黒鍬橋整理黒船橋下沈沒物多數通船不能ノ爲メ引揚作業
外濠川	自堀橋至新三崎橋著手航路整理通船支障ナシ	新三崎橋整理喞落橋體整理航路切開作業	新三崎橋附近整理沈沒物多數通船不十分ニ付引揚從事
箱崎川			
神田川			

汐留川		
龜島川口ヨリ櫻川ヲ經テ外濠川ニ通ズル線		
汐見川		
大　川	湊橋下沈沒船引揚繼續　沈沒物多數通船不能ノ爲メ引揚作業中	
南築地川及汐留川ノ一部		
箱崎川支川		
佃　川		
古　川		
大川派川		
築地川		
月島川		
大島川西支川	綠橋繼續障害物除却	
大横川		
中ノ川	綠橋引續除却作業	自川口至上流十間業平橋附近沈沒物引揚但沈沒物多數通航不能ニ付引揚
入船川	元木橋橋下沈沒物引揚多數通船不能	自川口至汐見橋著手
櫻　川		自川口至汐見橋完成　河川整理通航支障ナシ

河川障碍物除去工事施行要領　其八

河川名	九月二十八日現況	九月二十九日現況	九月三十日現況
平久川			
日本橋川	湊橋繼續	湊橋附近沈沒物引揚　上記ニ同ジ	湊橋附近沈沒物引揚作業
堅　川			
小名木川			
大島川	黒船橋繼續作業	黒船橋完了　橋下沈沒物引揚終了	
仙臺堀川	要橋第二次整理著手　橋上沈沒物引揚作業	要橋上沈沒物引揚繼續作業	要橋上第二次完了、沈沒物引揚通船支障ナシ（第一次ニ於ケル整理セル沈沒船其他浮流物アリ航路不十分ニ付第二次著手）
濱　森川			
京橋川			
油堀川	黒鷄橋橋上沈沒物引揚	黒鷄橋上完成上記ニ同ジク繼續作業	自千鳥橋至下ノ橋間第二次著手沈沒船浮流材等排除
外濠川	一ツ橋橋上沈沒物引揚作業但橋上沈沒物多數通航不十分ニ付引揚	一ツ橋第一次完成通船差支ナシ	
大島川			
箱崎川			
神田川			
潮留川			
龜島川口ヨリ櫻川			
京橋川ヲ經テ外濠川ニ通ズル線			
汐見川			
大　川			

南築地川及汐留川ノ一部		
箱崎川支川		
佃　川		
古　川		
大川派川		
築地川		
月島川		
大島川四支川	川元木橋橋上沈沒物引揚作業繼續	
大横川	自業平橋至法恩寺橋完了航路整理通船支障ナシ	元木橋附近同上繼續
中ノ川	汐見橋橋下沈沒物引揚繼續作業	元木橋附近同上繼續　元木橋上記作業繼續
入船川	竣了　船入川筋ハ北見橋ノ伊藤入船橋ノ南新富橋新富橋ノ五橋何レモ全然船舶ノ航行不能ナリシモ河川管理ヨリ本課ト出所ト連絡ヲ以テ員數ノ木橋四本並ニ燒船等全部ヲ繫留スルヲ以テ航路ナルヲ以テ十數ヲ盡シタル結果航行可能ト爲レリ	橫川橋附近沈沒物引揚作業法恩寺橋マデ航路切開ノ處通船不十分ニ付再整理ニ著手	堺川橋橋上沈沒物引揚繼續作業　汐見橋橋上沈沒物引揚繼續
櫻　川		汐見橋附近同上繼續作業	自川口至稻荷橋間第一次ニ於ケル整理未濟ノ分ニ對シ航路支障ナキ樣第二次著手

ロ　擴張設備

A、水道擴張課の活動

上水道擴張設備の恢復は、管理者たる水道擴張課之に當りたるものなるが、同課は、大災當日、火災の免れ難きを思ひ、中野課長(昇)課員を指揮して重要書類を自動車二臺に搭載し、徹宵課内に在りて、何時にても避難し得るの準備を整へ、一方に水道課公舍の板塀を取毀ち、課の水道課公舍等に注水して僅に類燒を免かる、而して所管工事の被害に關しては、震動中突如見えたる吉田助役の命に依り、直に吏員數名を十里に亘る擴張工事現場の各所に派遣し、震害を調査せしめ、二日先づ左の報告に受く。

第一工區(羽村村山線)　被害ナシ。

第二工區(村山貯水池)　村山貯水池引入口南水吐側溝倒壞及變形、上堰堤前後ノ張石異動、場塘龜裂變形、盛土沈下、背面張石移動沈下、側溝移動變形、下水渠崩壞、下堰堤盛土龜裂及前面張石變形ヲ來セリ。

第三工區(村山境線)　隧道暗渠ニハ多少ノ毛細龜裂ヲ生ズルモノ又ハ從來ノ毛細龜裂增大シタルモノヲ認ム、其他村山堀ノ護岸石垣數間崩壞シ、又急下水路ノ底部、入口前後等ニ多少ノ龜裂ヲ生ジタル他、全線盛土幾分沈下シタリ。

第四工區(境淨水場)　濾池異狀ヲ認メズ、中開渠底部ト砂利側壁ニ大龜裂ヲ生ジ、用地周圍土壘ノ石垣ハ、全部孕出シ、又土羽ハ全部崩壞スルニ至レリ。

第五工區(境和田堀線)　施工面盛土及埋戻ノ地盤約五寸乃至六寸沈下シタルモノ約九百間、鐵管內部膠泥ニ多少ノ毛細龜裂或ハ管輪狀龜裂ヲ認ム、又膠泥ト鐵管トハ多少隔離セルノ疑アリ、其他石垣、卷石、煉瓦卷等ニ多少ノ龜裂崩壞ヲ表セルモノアリ、セメント倉庫ニモ多少ノ被害アリ。

第六工區(和田堀淨水池)　導水鐵管異動、周圍大堤土管石垣破壞、周圍法尻下水渠擁壁及混凝土一部崩壞シタル他、淨水池上床緣手ニ於テ二分乃至三分ノ開キヲ生ジ、混凝土ノ新シキ所ニ於テハ、約二寸ノ沈下ヲ見タリ、尙築堤鐵板挿入箇所全ク破損シ、柱約百五十本ニ大破壞ヲナセリ。

第七工區(市內配水管)　箱崎三ケ所及二噸積貨物自動車壹臺燒失シタリ、鐵管被害ノ狀況未ダ詳細ナラズ、月島ニ於テハ、倉庫壹棟在庫品共燒失シ、鐵管試驗器其他傾斜移動、其效ヲナサザルニ至ル。

非常災害事務の開始せらるゝや、課は工務部に屬して、水道復舊に從ふの外、道路局の道路整理、橋梁假修、河港課の芝浦食糧陸揚設備を分擔し、救護部事務を援けて、罹災者を課建物に收容し、糧食の運搬交付、ガソリンの運搬等に當り、又配給部に屬し建築材料の配給を爲したる事別記の如し。

九月三日課員を部略して、

非常災害事務分掌

總長(中野課長)
　附長附(井上、長谷川、岩崎各掛長、遠矢、田中各技師)
總務
　文書主任　大塚事務員(外應務員)
　人事給與主任　永峰事務員(外人事、計算員)
　罹災者掛主任　小泉事務員(外文書、臨時調査掛員)
經理
　食糧主任　杉浦事務員(外整理員)
　材料物品主任　石黑技手(外材料物品、工務、機械、及監査員)
現場
　總監督　根岸技師(外第七工區員)
市外現場
　第一工區主任　櫛引技手
　第二工區主任　菅原技手
　第三工區主任　加納技手
　第四工區主任　齋藤技手
　第五工區主任　永井技手
　第六工區主任　長谷川技師

と爲し、上水道恢復作業を開始するため、四日中島工學博士(銳治)及中野課長は、淀橋淨水所新水路の被害を調査し、一面臨時調査掛に市及郡部の給水計畫立案を命じ、五日は水道課の依頼に應じて、五工區在庫のセメント三百樽を貸與し、本鄕淨水池構內口徑千百耗管の漏水を發見するや之が復舊作業を準備す、たま〳〵工務部長より命あり、水道課を協議して市內配水區域を南北二道に分ち、課は之が北部を受持つ事と爲り、先づ主要線制水合計締切作業を爲し、專ら本管破損箇所の急速修理に著手す。

六日給水管破損十一ケ所を發見して、內六ケ所の修理を開始し、徹宵作業す、七日給水管損所發見二十三、修理着手八、竣工九、八日損所發見二十三、修理完了十四、九日損所發見四十八、修理着手二十二完了十二、十日損所發見二十四、修理着手二十四、完了二十三、十一日損所發見四十六、修理着手三十三、完了二十八、十二日損所發見七十、修理着手六十二、完了六十、十三日損所發見百十四、修理着手百十一、完了百十一、十四日損所發見三十五、修理着手四十三、完了四十三、十五日損所發見修理着手完成共に八十八、十六日損所發見十七修理着手及完成百七十九、十七日損所發見十、修理着手完成二百九十三、此くの如くにして給水管の破損を修理完成すること十八日までに累計八百九十一、十九日累計千八十五、二十日累計千三百六十一、二十五日には累計二千百四十三を完了し、三十日には累計三千二百七十三所に上る、其より十月十日に至り、累計六千二十七所、十五日に同七千五百五十所、二十日八千七百所、三十日同一萬千四十八所、十一月十日同一萬千九百九十七所と爲り、十二日には同一萬二千二百六十四所に及ぶ。

擴張工事の應急修理は、七日中島博士村山貯水池、境淨水場、和田堀淨水池を視察して指導する所あり、其工程は、

九月一日　各現場築造物ノ被害調査ニ從事ス。
九月二日　村山境線ニ本日ヨリ村山堀復舊、崩落間知石搬出、其他ニ從事ス。
九月三日　村山境線ニ本日ヨリ前日工事他暗渠復舊堀鑿、其他工事ニ從事ス。
九月六日　境淨水場ニ鮮人勞働者モ作業ニ從事セシム、軌條棧橋ノ手入レヲナス。
九月七日　村山貯水池ニ本日ヨリ破壞セル間知石取片付、及復舊用諸材料運搬軌條敷設ニ從事ス。
村山境線ニ本日ヨリ隧道復舊、龜裂手直シ工事ニ從事ス、猶前日來工事ハ三號暗渠軌條敷設其他ヲモ施行ス。
境淨水場ニ開渠崩土取片付、及軌條棧橋ノ手入レヲナス。
九月九日　境淨水場ニ前日來引續キ施工ノ他、砂升破壞個所取壞シニ從事ス。
九月十日　村山貯水池ニ基礎用コンクリート工及足場組立ニ從事ス。
村山境線ニ本日ハ村山堀及暗渠復舊工事ヲ休止シ、隧道龜裂手直シヲ施行ス。
境淨水場ニ前日來施工ノ他鐵管繼手直シニ從事ス。
九月十一日　村山貯水池ニ本日ヨリ間知石積及裏詰用コンクリート工ニ從事ス
村山境線ニ本日ヨリ引續キ村山堀復舊崩落土砂搬出、及一號暗渠コンクリート三號暗渠軌條敷設其他ニ從事ス。
境淨水場ニ應急架橋材料トシテ當工區所藏松板ヲ本課ヘ運搬ス。
九月十二日　村山境線ニ本日ヨリ村山堀復舊裏込コンクリート工事ニ從事ス。
境淨水場ニ引込鐵道玉川上水品川分水ノ復舊工事ニ着手ス。
土運車百臺ヲ本課ヘ送ル。
九月十四日　村山貯水池ニ間知石積及間知石小運搬ニ從事ス。
九月十五日　村山貯水池ニ本日ヨリ間知石積及裏詰用コンクリート工ニ從事ス
村山境線ニ引續キ施工中ノ村山堀復舊工事本日霖雨ノ爲休工ス。
配水管線ニ本日ヨリ澁谷川八千代橋及梨本宮邸裏附近災害復舊ニ從事ス。
九月十六日　村山境線ニ本日ヨリ一號暗渠埋戻ニ從事ス。

築淨水場＝喞筒ポンプ据付工事ハ鐵管復舊工事及暗渠復舊工事ノ一部ヲ以テ檢查ヲ了ス。

築和田堀線＝本日ヨリ鐵管復舊工事及暗渠復舊工事ニ從事ス。

鐵管復舊工事ハ鐵管內部モ細密調査ノ上必要ノ箇所ハ新管ト取換ヘ又ハ繼手ヲ改造シ且ツ漏水ノ箇所ハ悉ク填隙ヲ施シ水壓試驗ヲ行ヒ確實ニ復舊ヲ了スルモノトス、

和田堀淨水池＝本日ヨリ足場組立型枠手直シニ從事ス。

配水管線＝前日ノ他代々木練兵場岡部池附近ノ應急工事ニ從事ス。

九月十七日　村山貯水池＝問知石小運搬及線路移轉ニ從事ス。

配水管線＝前日來工事ノ他市山高樹町崩土處理其他ニ從事ス。

九月十八日　村山貯水池＝本日ヨリ問知石積及裏詰コンクリート工ニ從事ス。

築淨水場＝排水裏吐口問知石取除其他前日來ノ應急工事ニ從事ス。

配水管線＝前日來工事ノ他高田町演兵場附近ニ於ケル鐵管敷設未了個所應急工事其他ニ着手ス。

九月二十一日　村山貯水池＝問知石小運搬及足場等ニ從事ス。

村山築線＝村山堀崩落土砂搬出ニ從事ス。

築和田堀線＝前日來施工ノ他本日ヨリ支柱補強修繕型枠製作及鐵筋加工ニ從事ス。

和田堀淨水池＝本日ヨリ支柱補強修繕型枠製作及鐵筋加工ニ從事ス。

配水管線＝前日來工事ノ他市山七丁目電車軌道下鐵管入レ換取其他ニ從事ス。

九月二十二日　村山貯水池＝本日ヨリ問知石積及裏詰中玉石竝目潰砂利詰込ニ從事ス。

村山築線＝村山堀崩落問知石積出ニ從事ス。

九月二十三日　村山築線＝村山堀崩落石積出ニ從事ス。

九月二十四日　村山貯水池＝問知石小運搬及足場ニ從事ス。

村山築線＝本日ヨリ引鐵キ村山堀復舊維役其他ニ從事ス。

九月二十五日　村山貯水池＝就詰用コンクリート工ニ從事ス。

築淨水場＝前日來施工ノ外周圍築堤手直シニ從事ス。

和田堀淨水池＝暗渠數箇所假入造據應急修理ニ從事ス。

八月二十六日　村山貯水池＝問知石積及就詰中玉石竝目潰砂利詰込ニ從事ス。

和田堀淨水池＝本日ヨリ共壁修繕個所ノ據土一部堀下ニ從事ス。

村山築線＝村山堀崩落問知石積出ニ從事ス。

九月二十三日　村山築線＝村山堀崩落石積出ニ從事ス。

九月二十四日　村山貯水池＝問知石小運搬及足場ニ從事ス。

九月二十五日　村山貯水池＝就詰用コンクリート工ニ從事ス。

築淨水場＝前日來施工ノ外周圍築堤手直シニ從事ス。

和田堀淨水池＝暗渠數箇所假入造據應急修理ニ從事ス。

八月二十六日　村山貯水池＝問知石積及就詰中玉石竝目潰砂利詰込ニ從事ス。

和田堀淨水池＝本日ヨリ共壁修繕個所ノ據土一部堀下ニ從事ス。

十月十五日　第六工區＝破損支柱補强修繕工事本日ヲ以テ檢功ス。

十月十六日　第三工區＝前日來工事ノ外村山堀問知石積竝ニ裏込用割栗入混凝土工及第九號暗渠災害箇所復舊工事ヲ施行ス。

第五工區＝測點第七〇號ヨリ第九二號ニ鐵管復舊工事昨日修了、本日ハ測點第二號ヨリ第四號ニ至ル鐵管復舊工事ニ從事ス、神田上水路護岸石垣復舊工事ヘ引鐵キ施行シツヽアリ。

十月十七日　第五工區＝測點第四號ヨリ第五號ニ至ル鐵管復舊工事ニ從事ス。

十月十八日　第三工區＝第九號暗渠復舊工事ノ外村山堀問知石積竝ニ裏込用割栗入混凝土及崩壞個所ノ修理ニ從事ス。

第五工區＝測點第四八號ヨリ第五〇號鐵管復舊工事ニ從事ス。

十月十九日　第三工區＝村山堀問知石積竝ニ裏込用割栗入混凝土及崩壞個所ノ修理ニ從事ス。

石積出其他第九號暗渠復舊工事ニ從事ス。

十月二十日　第五工區＝測點第五一號ヨリ第五三號ニ至ル鐵管復舊工事ニ從事ス。

神田上水路護岸石垣復舊工事引鐵キ施行シツヽアリ。

十月二十一日　第三工區＝前日來工事ノ外第一號隧道手直シ工事施行。

第五工區＝測點第四四號ヨリ第四八號ニ至ル鐵管復舊工事ニ從事ノ外本日ヨリ暗渠(測點第四四三、五號ヨリ第五四五號ニ至ル鐵管)復舊工事ニ從事ス。

十月二十二日　第五工區＝鐵管(測點自第四〇號至第四八號)暗渠(測點自第四二號至第五四三、五號)復舊工事ニ從事ス。

十月二十三日　第五工區＝鐵管(測點自第五三號至第六一號)暗渠(測點自第四〇、六號至第五四三號)復舊工事ニ從事ス。

十月二十四日　第三工區＝村山堀問知石積其他及第九號暗渠復舊工事ニ從事ス

第五工區＝鐵管(測點自第五三號至第六一號)復舊工事ニ從事ス。

十月二十五日　第三工區＝村山堀復舊工事第三號及第九號暗渠工事ニ從事ス。

十月二十六日　第三工區＝第三號第九號暗渠復舊工事ニ從事ス。

第五工區＝鐵管(測點自第六一號至第七〇號)復舊工事ニ從事ス。

十月二十七日　第三工區＝第九號暗渠復舊工事ニ從事ス。

十月二十八日　第三工區村山堀埋戻及第九號暗渠復舊工事ニ從事ス。

十月十五日　第六工區＝破損支柱補强修繕工事本日ヲ以テ檢功ス。

十月十六日　第三工區＝前日來工事ノ外村山堀問知石積竝ニ裏込用割栗入混凝土及第九號暗渠災害箇所復舊工事ヲ施行ス。

第五工區＝測點第七〇號ヨリ第九二號ニ鐵管復舊工事昨日修了、本日ハ測點第二號ヨリ第四號ニ至ル鐵管復舊工事ニ從事ス、神田上水路護岸石垣復舊工事ヘ引鐵キ施行シツヽアリ。

十月十七日　第五工區＝測點第四號ヨリ第五號ニ至ル鐵管復舊工事ニ從事ス。

十月十八日　第三工區＝第九號暗渠復舊工事ノ外村山堀問知石積竝ニ裏込用割栗入混凝土及第九號暗渠災害箇所復舊工事ヲ施行ス。

十月十九日　第五工區＝測點第四八號ヨリ第五〇號鐵管復舊工事ニ從事ス。

十月二十日　第五工區＝測點第五一號ヨリ第五三號ニ至ル鐵管復舊工事ニ從事ス。

石積出其他第九號暗渠復舊工事ニ從事ス。

十月二十一日　第三工區＝前日來施工ノ外第一號隧道手直シ工事施行。

神田上水路護岸石垣復舊工事引鐵キ施行シツヽアリ。

十月二十二日　第三工區＝村山堀崩落土砂搬出ニ從事ス。

十月二十三日　第三工區＝村山堀崩落問知石積出ニ從事ス。

十月二十四日　第三工區＝村山堀問知石積竝ニ裏込用割栗入混凝土及崩壞個所ノ修理ニ從事ス。

十月二十五日　第三工區＝引鐵キ工事中ナリシ市山高樹町電車停留場附近ニ木練兵場岡部池附近ニ市山七丁目電車軌道下鐵管入レ換取其他ニ從事ス。

第七工區＝引鐵キ鐵管復舊工事及神田上水路護岸石垣復舊工事ニ從事ス。

第六工區＝破損支柱補强修繕工事準備ニ從事ス。

第七工區＝引鐵キ鐵管復舊工事及神田上水路護岸石垣復舊工事ニ從事ス。

十月二十六日　第三工區＝第三號暗渠復舊工事ニ從事ス。

十月二十七日　第三工區＝第三號暗渠統內掃除ニ着手ス。

十月二十八日　第三工區＝工事施行用砂利及砂ヲ運搬ス。

十月二十九日　第三工區＝村山堀問知石積竝ニ裏込用割栗石入混凝土工ヲ施行ス。

十月三十日　第三工區＝村山堀崩壞土砂搬出工事ヲ施行ス。

十月三十一日　第三工區＝軌條撤去竝ニ足場取壞シヲナス。

十月一日　第二工區＝軌條撤去竝ニ足場取壞シヲナス。

第五工區＝引鐵キ鐵管復舊工事及神田上水路護岸石垣復舊工事ニ從事ス。

第六工區＝破損支柱補强修繕工事準備ニ從事ス。

第七工區＝引鐵キ鐵谷川八千代橋附近、代々木練兵場岡部池附近、市山七丁目電車軌道撤去竝ニ足場取壞シヲナス。

十月二日　第三工區＝三號暗渠復舊工事ヲ施行ス。

十月四日　第三工區＝村山堀問知石積竝ニ裏込用割栗石入混凝土施行ス。

十月五日　第七工區＝引鐵キ工事中ナリシ市山高樹町電車停留場附近ニ木練兵場岡部池附近、市山七丁目電車軌道撤去竝ニ足場取壞シヲナス。

十月六日　第三工區＝暗渠材ヲ整理ス。

十月七日　第三工區＝破損支柱補强修繕工事準備ヲナス。

第七工區＝深川木場架橋架替準備ニ着手ス。

十月八日　第三工區＝第三號暗渠統內掃除ヲナス。

十月九日　第三工區＝村山堀問知石積竝ニ裏込用割栗石入混凝土工ヲ施行ス。

十月十日　第三工區＝第三號暗渠統內掃除ヲナス。

十月十一日　第三工區＝村山堀崩壞土砂搬出工事ヲ施行ス。

十月十四日　第三工區＝第三號暗渠統內掃除ヲ施行ス。

配水管線＝前日ノ他代々木練兵場岡部池附近ノ應急工事ニ從事ス。

九月十七日　村山貯水池＝問知石小運搬及線路移轉ニ從事ス。

配水管線＝前日來工事ノ他市山高樹町崩土處理其他ニ從事ス。

九月十八日　村山貯水池＝本日ヨリ問知石積及裏詰コンクリート工ニ從事ス。

築淨水場＝排水裏吐口問知石取除其他前日來ノ應急工事ニ從事ス。

配水管線＝前日來工事ノ他高田町演兵場附近ニ於ケル鐵管敷設未了個所應急工事ニ着手ス。

九月二十一日　村山貯水池＝問知石小運搬及足場等ニ從事ス。

村山築線＝村山堀崩落土砂搬出ニ從事ス。

築和田堀線＝前日來施工ノ他本日ヨリ支柱補强修繕型枠製作及鐵筋加工ニ從事ス。

和田堀淨水池＝本日ヨリ支柱補强修繕型枠製作及鐵筋加工ニ從事ス。

配水管線＝前日來工事ノ他市山七丁目電車軌道下鐵管入レ換取其他ニ從事ス。

九月二十二日　村山貯水池＝本日ヨリ問知石積及裏詰中玉石竝目潰砂利詰込ニ從事ス。

村山築線＝村山堀崩落問知石積出ニ從事ス。

九月二十三日　村山築線＝村山堀崩落石積出ニ從事ス。

九月二十四日　村山貯水池＝問知石小運搬及足場ニ從事ス。

九月二十五日　村山貯水池＝就詰用コンクリート工ニ從事ス。

築淨水場＝前日來施工ノ外周圍築堤手直シニ從事ス。

和田堀淨水池＝暗渠數箇所假入造據應急修理ニ從事ス。

八月二十六日　村山貯水池＝問知石積及就詰中玉石竝目潰砂利詰込ニ從事ス。

和田堀淨水池＝本日ヨリ共壁修繕個所ノ據土一部堀下ニ從事ス。

築淨水場＝喞筒ポンプ据付工事ハ鐵管復舊工事及暗渠復舊工事ノ一部ヲ以テ檢查ヲ了ス。

築和田堀線＝本日ヨリ鐵管復舊工事及暗渠復舊工事ニ從事ス。

鐵管復舊工事ハ鐵管內部モ細密調査ノ上必要ノ箇所ハ新管ト取換ヘ又ハ繼手ヲ改造シ且ツ漏水ノ箇所ハ悉ク填隙ヲ施シ水壓試驗ヲ行ヒ確實ニ復舊ヲ了スルモノトス、

和田堀淨水池＝本日ヨリ足場組立型枠手直シニ從事ス。

配水管線＝前日ノ他代々木練兵場岡部池附近ノ應急工事ニ從事ス。

九月十七日　村山貯水池＝問知石小運搬及線路移轉ニ從事ス。

配水管線＝前日來工事ノ他市山高樹町崩土處理其他ニ從事ス。

九月十八日　村山貯水池＝本日ヨリ問知石積及裏詰コンクリート工ニ從事ス。

築淨水場＝排水裏吐口問知石取除其他前日來ノ應急工事ニ從事ス。

配水管線＝前日來工事ノ他高田町演兵場附近ニ於ケル鐵管敷設未了個所應急工事ニ着手ス。

九月二十一日　村山貯水池＝問知石小運搬及足場等ニ從事ス。

村山築線＝村山堀崩落土砂搬出ニ從事ス。

築和田堀線＝前日來施工ノ他本日ヨリ支柱補强修繕型枠製作及鐵筋加工ニ從事ス。

和田堀淨水池＝本日ヨリ支柱補强修繕型枠製作及鐵筋加工ニ從事ス。

配水管線＝前日來工事ノ他市山七丁目電車軌道下鐵管入レ換取其他ニ從事ス。

九月二十二日　村山貯水池＝本日ヨリ問知石積及裏詰中玉石竝目潰砂利詰込ニ從事ス。

村山築線＝村山堀崩落問知石積出ニ從事ス。

九月二十三日　村山築線＝村山堀崩落石積出ニ從事ス。

九月二十四日　村山貯水池＝問知石小運搬及足場ニ從事ス。

九月二十五日　村山貯水池＝就詰用コンクリート工ニ從事ス。

築淨水場＝前日來施工ノ外周圍築堤手直シニ從事ス。

和田堀淨水池＝暗渠數箇所假入造據應急修理ニ從事ス。

八月二十六日　村山貯水池＝問知石積及就詰中玉石竝目潰砂利詰込ニ從事ス。

和田堀淨水池＝本日ヨリ共壁修繕個所ノ據土一部堀下ニ從事ス。

十月十五日　第六工區＝破損支柱補强修繕工事本日ヲ以テ檢功ス。

十月十六日　第三工區＝前日來工事ノ外村山堀問知石積竝ニ裏込用割栗入混凝土及第九號暗渠災害箇所復舊工事ヲ施行ス。

第五工區＝測點第七〇號ヨリ第九二號ニ鐵管復舊工事昨日修了、本日ハ測點第二號ヨリ第四號ニ至ル鐵管復舊工事ニ從事ス、神田上水路護岸石垣復舊工事ヘ引鐵キ施行シツヽアリ。

十月十七日　第五工區＝測點第四號ヨリ第五號ニ至ル鐵管復舊工事ニ從事ス。

十月十八日　第三工區＝第九號暗渠復舊工事ノ外村山堀問知石積竝ニ裏込用割栗入混凝土及第九號暗渠災害箇所復舊工事ヲ施行ス。

第五工區＝測點第四八號ヨリ第五〇號鐵管復舊工事ニ從事ス。

十月十九日　第三工區＝村山堀問知石積竝ニ裏込用割栗入混凝土及崩壞個所ノ修理ニ從事ス。

石積出其他第九號暗渠復舊工事ニ從事ス。

十月二十日　第五工區＝測點第五一號ヨリ第五三號ニ至ル鐵管復舊工事ニ從事ス。

神田上水路護岸石垣復舊工事引鐵キ施行シツヽアリ。

十月二十一日　第三工區＝前日來工事ノ外第一號隧道手直シ工事施行。

第五工區＝測點第四四號ヨリ第四八號ニ至ル鐵管復舊工事ニ從事ノ外本日ヨリ暗渠(測點第四四三、五號ヨリ第五四五號ニ至ル鐵管)復舊工事ニ從事ス。

十月二十二日　第五工區＝鐵管(測點自第四〇號至第四八號)暗渠(測點自第四二號至第五四三、五號)復舊工事ニ從事ス。

十月二十三日　第五工區＝鐵管(測點自第五三號至第六一號)暗渠(測點自第四〇、六號至第五四三號)復舊工事ニ從事ス。

十月二十四日　第三工區＝村山堀問知石積其他及第九號暗渠復舊工事ニ從事ス

第五工區＝鐵管(測點自第五三號至第六一號)復舊工事ニ從事ス。

十月二十五日　第三工區＝村山堀復舊工事第三號及第九號暗渠工事ニ從事ス。

十月二十六日　第三工區＝第三號第九號暗渠復舊工事ニ從事ス。

第五工區＝鐵管(測點自第六一號至第七〇號)復舊工事ニ從事ス。

十月二十七日　第三工區＝第九號暗渠復舊工事ニ從事ス。

十月二十八日　第三工區村山堀埋戻及第九號暗渠復舊工事ニ從事ス。

十月二十九日　第五工區＝鐵管測點自第八〇號至第九〇號)復舊工事ニ從事ス

神田上水路護岸石垣復舊工事引鐵キ施行シツヽアリ。

十月三十日　第三工區＝第九號暗渠復舊工事ニ從事ス。

第五工區＝鐵管(測點自第八〇號至第九〇號)復舊工事ニ從事ス。

九月二十八日　村山貯水池＝コンクリート連續井筒據置移轉等ニ從事ス。

九月二十九日　和田堀淨水池＝本日ヨリ天端玉石張石工ニ從事ス。

築淨水場＝共壁損部分除キ其他補强混凝土打據備ニ從事ス

金額九百八拾八圓七拾三錢　田栗高間町附近、市山七丁目電車軌道撤去竝ニ足場取壞シ工事

五八ナリ。

配水管線＝十五日以來着手シタル應急工事ニ從事ス。

渋谷川八千代橋附近、栗本宮邸裏、代々木練兵場岡部池附近、市山七丁目電車軌道撤去竝ニ足場取壞シ工事

十一月一日　第二工區＝軌條撤去竝ニ足場取壞シヲナス。

第五工區＝引鐵キ鐵管復舊工事及神田上水路護岸石垣復舊工事ニ從事ス。

第六工區＝破損支柱補强修繕工事準備ニ從事ス。

第七工區＝引鐵キ鐵谷川八千代橋附近、代々木練兵場岡部池附近、市山七丁目電車軌道撤去竝ニ足場取壞シヲナス。

十月二日　第三工區＝三號暗渠復舊工事ヲ施行ス。

十月四日　第三工區＝村山堀問知石積竝ニ裏込用割栗石入混凝土施行ス。

十月五日　第七工區＝引鐵キ工事中ナリシ市山高樹町電車停留場附近ニ木練兵場岡部池附近、市山七丁目電車軌道撤去竝ニ足場取壞シヲナス。

十月六日　第三工區＝暗渠材ヲ整理ス。

十月七日　第三工區＝破損支柱補强修繕工事準備ヲナス。

第七工區＝深川木場架橋架替準備ニ着手ス。

十月八日　第三工區＝第三號暗渠統內掃除ヲナス。

十月九日　第三工區＝村山堀問知石積竝ニ裏込用割栗石入混凝土工ヲ施行ス。

十月十日　第三工區＝第三號暗渠統內掃除ヲ施行ス。

十月十一日　第三工區＝村山堀崩壞土砂搬出工事ヲ施行ス。

十月十四日　第三工區＝第三號暗渠統內掃除ヲ施行ス。

十一月十日　第五工區＝鐵管復舊（測點自五二六、八至五二七、二）ニ從事ス。
十一月十一日　第五工區＝鐵管復舊（測點自五二七、二至五二七、三）ニ從事ス。
十一月十二日　第五工區＝鐵管復舊（測點自五二七、三至五二七、五）ニ從事ス。
十一月十三日　第五工區＝鐵管復舊（測點自五二七、五至五二七、六）ニ從事ス。
十一月十四日　第五工區＝鐵管復舊（測點自五二七、六至五二八、一）ニ從事ス。
十一月十五日　第三工區＝第三號暗渠埋戻及第九號暗渠復舊工事ニ從事ス。
第五工區＝鐵管復舊（測點自五二八、一至五二八、二）ニ從事ス。
十一月十六日　第三工區＝第九號暗渠復舊工事ニ從事ス。
第五工區＝鐵管復舊（測點自五二八、二至五二八、七）ニ從事ス。
十一月十七日　第三工區＝本日ヨリ引續キ第一號隧道手直シ及第九號暗渠復舊工事ニ從事ス。
第五工區＝鐵管復舊（測點自五二八、七至五二九）ニ從事ス。
十一月十八日　第五工區＝鐵管復舊（測點自五二九至五二九、二）ニ從事ス。
十一月十九日　第三工區＝本日ヨリ引續キ第九號暗渠復舊工事ニ從事ス。
第五工區＝鐵管復舊（測點自五二九、二至五二九、五）ニ從事ス。
十一月二十日　第五工區＝鐵管復舊（測點自五二九、五至五二九、七）ニ從事ス。

（三）上水恢復

A　既設上水の恢復

九月一日の大震あるや、水道課に在りては、先づ新水路の被害甚大なるべきを豫想して直に通水を遮斷したると共に、窖玉川上水路に二ケ所の喞筒場ありて總約九十箇の揚水能力を有し、新水路に故障ある場合、原水を新水路の末端に吸揚して淨水場に供給すべき裝置ありしもの、送電停止のため用を爲さず、三日午後五時に至り、送電を待ちて運轉を開始し、それまでは沈澁池及淨水池に殘留したる約一千三百十萬立方尺の水を以つて、比較的本管に損害少なき芝線の低地給水に宛て不滿足ながら給水を持續し、一面飲料水の配給をなして一時の急を救へり、而して新水路全線に亙りて損害を被り、就中第五號暗渠附近には水路堤防十間の崩壞あり、第十四號橋下流にも同じく堤防二十間の缺壞あるを以て、小川水道課長（識三）の指揮下に、日々六百名の曳員職工人夫を督して、二ケ所とも各延長四十間內面トタン張の木樋を假設して應急修理を爲し、其他人馬通行の暗渠の淨水暗渠の上部に於ける龜裂は十三年一月十五日の地震後、龜裂より水の滲出を見るに至り、人馬通行暗渠の上部は、水路に粘土を敷均らして、其上に板を張詰め、水路型に一種の木樋を設置し、他の一ケ所亦築堤の法敷に水の浸水を見るに及び同樣の設置をなしたり。

淨水設備に關する濾過池は二十四箇中の一箇龜裂著しく、濾床に隨所小孔を生じ、原水をして淨水渠內に侵入せしめんとしたるものに對し、一時濾過を休止して應急修理を加ふ。

配水系統に在りては、六臺の喞筒機中三臺のデリヴェリーパイプ（鑄鐵製フランヂ管）切斷し、喞筒室外に於て徑千百粍の高地給水本管破裂して燒失を免れたる山手方面の高地區域亦斷水の已むなきに至りたるものに對しては、應急修繕をなして、左の如く喞筒機運轉を恢復せり。

月日	記事	計
九月三日	午後五時、一臺運轉ヲ開始ス	一臺
四日	午前六時、一臺ヲ增ス	二臺
四日	午後二時二十分、一臺ヲ增ス	三臺
七日	午前十一時二十分、一臺ヲ增ス	四臺
九日	午後八時三十分、一臺ヲ增ス	五臺
十五日	午後十一時三十分、一臺ヲ增ス	六臺

此くの如くにして喞筒の運轉は九月十五日を以て全部恢復せるも、各部の故障を慮りて水壓力を輕減せると、鐵管の漏水、原水の不足等

より、猶滿足の配水を爲す能はず、一方に全力を擧げて鐵管其他の復舊工事を急ぎ、逐日水壓力を增加して、十月初旬頃より、芝區白金臺二本榎、高輪南町等、高臺地の局部を除く外、給水狀態稍良好の程度に復せり、日々の送水量は、九月下旬頃より夏期最大使用量の約三割を增加したり、蓋山手方面の避難者に依り一時急劇に人口を增したると同時に鐵管漏水に基けるものなるべし。

低地給水本鄕線は、震災と同時に、淀橋淨水場より本鄕元町給水場に至る千百粍本管に裝置したるヴェンチュリ、メーター指針最高水位以上に昇りたるより、本管に破裂あるものと信じ、直に阻水瓣を閉鎖して調査したるに、牛込區市ケ谷本村町二番地先道路に約三坪計りの凹所あるを發見し、三日午後復舊工事に著手し、種々調査したるが、損所は千百粍本管にあらずして之に併行埋設せる高地線六百粍直管の下部被裂したるを確め、依りて四日午後六時淀橋淨水所より徐々に本鄕給水場に送水を開始し、淀橋本鄕元町間の千萬粍管を調査したるに六日午前零時半、本鄕給水場構內に於て千百粍管の破裂せるを發見し即時阻水瓣を閉ぢて、同日午前九時より復舊工事に著手し、九日午前八時半を以て竣工したり、乃ち通水を開始したるが、漏水其他のためなほ本鄕淨水池に着水せず、更に阻水瓣を閉鎖して市ケ谷見附より四谷永住町に至る間の千百粍管接合部漏水箇所に修繕工事（カシメ直し）を施し、十三日午後三時阻水瓣を開きしに、午後四時三十分漸く本鄕淨水池に着水す、依りて之を貯水して、十四日午後一時本鄕給水場より御茶の水通り神田區旅籠町地先昌平橋迄の八・粍本管に通水し、次で十六日本鄕給水場より湯島切通を經て下谷區御徒町二丁目に至る九百粍本管に通水せんとせしが、貯水量少く、加ふるに午後四時頃より降雨となり作業困難なるため通水を中止し、十七日亦午前二時半頃四谷區新宿一丁目四番地先大宗寺裏通に於て千百粍管の破裂あり、直に斷水復舊に著手し、竣工したるは十八日午後八時也、竟に十九日午前九時淀橋淨水場本鄕給水場間の千百粍管に通水し、本管に滿水するを待ちて、御茶の水線八百粍管より神田區佐久間町和泉橋方面に、既橋線は下谷區御徒町二丁目迄九百粍本管に送水し、根津方面及上野停車場方面へ配水したるが、午後七時半及同八時五十五分、本鄕給水場に於て千百粍管二個破裂し、又々淀橋淨水場內の阻水瓣を閉鎖す、二十日復舊工事に著手し、二十一日午後六時上流の分一ケ所竣工、同日午後八時淨水池より送水し、引續き神田川筋を佐久間町和泉町及內神田多町方面に通水給水す、他の一ケ所修理は二十二日午後八時竣成せり、斯くて順次通水區域を擴め、十月一日に至り、本所方面の配水本管たる既橋架設三百七十五粍管中一條修繕成りて通水を開始し、殘の一條は十二月二十八日竣工す。

低地給水芝線は、鐵管線路の被害割合に僅少にして、災後も引續き淀橋淨水場より芝給水場に送水を續け、爲に丸ノ內方面は水壓不十分ながらも一日の斷水をも行はずして給水したり、初め麻布芝兩區の低地中燒失を免れたる區域に給水する方針なりしも、原水不足のため遲延し、三日送電を得て、原水吸揚喞筒運轉するに至りたるため山手方面の低地に給水する傍、鐵管の漏水箇所を修理して、芝給水場より芝區芝口町新橋まで九月五日に通水し、爾後鐵管の故障を檢しつゝ漸次京橋日本橋各區に及ぼし、深川區方面に至る既橋添架の配水本管二條（四百五十粍マシネスマン管）を新設し、九月二十六日內一條の竣成と共に通水を開始し、他の一條は十二月十八日を以て竣成す。

要するに低地給水も十月初旬に至り不十分ながら市內各方面に於ける當面の需用に應じ、爾後鐵管の復舊、各戶引込線の漏水整理に伴ひ次第に水壓をも增加し、佃島月島等特殊方面を除き、大體に於て十二月には給水を恢復したりしなり。

而して此等の復舊工事中、鐵管工事は、水道課水道擴張課協力して之に當り、本郷線を擴張課の擔任とし、一方に江戸川上水道町村組合、澁谷水道、大阪市、京都市、神戸市應援隊の應援を得て之を施工したり共工程進捗の狀況は左の報告書に一斑を概見すべし。

水道復舊工事鐵管施行報告

一、水道鐵管及附屬器具類ノ破損漏水復舊工事ハ、水道擴張課ト協力ノ上、本郷線ニ屬スル給水區域ヲ擴張課ニ於テ擔任、兩課全力ヲ擧ゲテ應急修理ニ努メタリ、右ノ內一日ヨリ二十日ニ至ル間、水道課ニ於テ施行シタル復舊工事施行件數左ノ如シ。

鐵管破裂及漏水復舊工事施行表（自九月一日至九月二十日）

區別	事故別	1,100耗	900耗	800耗	700耗	600耗	500耗	400耗	300耗以下	合計
麹町	破裂	—	—	—	—	—	—	—	一	一
	漏水	—	—	—	十七吋一	—	—	五	阻 一一〇	阻 一一六
神田	破裂	—	—	—	—	—	—	—	排二 五	排一 五
	漏水	—	—	—	—	—	—	一	二	三
日本橋	破裂	—	—	—	—	—	—	—	消 一	消 一
	漏水	—	—	—	—	—	—	—	—	—
京橋	破裂	—	—	排一	—	—	二	—	消二 一一	排一消二 一三
	漏水	—	—	—	—	—	—	—	五五	五五
芝	破裂	—	—	—	—	—	—	—	消一 一四	消一 一四
	漏水	—	八	一四	—	二	—	七	二六五	二九六
麻布	破裂	—	—	—	—	—	—	—	四	四
	漏水	—	—	—	—	—	—	—	八四六	八四六
赤坂	破裂	—	—	—	—	—	—	—	消五 一二	消五 一二
	漏水	—	—	—	—	—	—	—	阻三 五四六	阻三 五四六
四谷	破裂	—	—	—	—	—	—	—	一	一
	漏水	—	—	—	—	—	—	—	一二	一二
牛込	破裂	—	—	—	—	一	—	—	阻 一	阻一 一
	漏水	一	—	—	—	—	—	—	九八	九八
小石川	破裂	—	—	—	—	—	—	—	—	二
	漏水	—	—	—	—	—	—	—	七一二	七一二
本郷	破裂	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	漏水	—	—	—	—	—	—	—	—	—
下谷	破裂	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	漏水	—	—	—	—	—	—	消四	消四	—
淺草	破裂	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	漏水	—	—	—	—	—	—	—	—	—
本所	破裂	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	漏水	—	—	—	—	—	—	—	—	—
深川	破裂	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	漏水	—	—	—	—	—	—	—	—	—
郡部	破裂	一	—	一	—	—	二	—	—	—
	漏水	二	一	一	—	—	三	六	—	四
合計	破裂	一	—	一	—	一	四	—	五四	六一
	漏水	三	九	一五	十七吋一	二	三	一九	二六四六	二六四六
		—	—	—	—	—	—	—	一三	一三
		—	—	—	—	—	—	—	五	五
		—	—	一	—	—	—	—	二	三

橋梁架設鐵管應急施行濟箇所（自九月一日至九月二十日）

橋名	橋數	摘要
厩橋	一	內徑十五吋鐵管

橋梁架設鐵管復舊中ノモノ

洲崎橋　永代橋　舟木橋　澤海橋　汐見橋

臨時給水栓設置箇所

京橋區佃島町（京橋區明石町ヨリ隅田川底橫斷敷設）　一箇所

一、各市應援隊ニ於テ施行セラレタル本月二十日迄ノ水道復舊工事概要左ノ如シ。

（一）江戸川上水道町村組合應援隊　本月九日ヨリ赤坂區ヲ擔任シ、破損漏水ノ修繕工事ニ從事セリ、技師工務課長武田侃式氏外技師二名、技手、書記、雇、計二十二名、工手、職工、常傭人、計六十五名ヲ分割シ、隔日ニ吏員約十名、工手以下約三十五名、外ニ同組合供給人夫七八十名出動中ナリ。

（二）澁谷水道應援隊　本月七日ヨリ職工以下四名ノ派遣ヲ受ケタルヲ以テ、各所修繕工事ニ從事セシメ居レリ。

（三）大阪市應援隊　技師土井彌一氏書記浦野義顯氏技手林義正氏西澤幾太郎氏及職工以下三十三名、自動車運轉手一名、本月九日午前着京、十三日ヨリ麹町區內漏水修繕ヲ擔當セラレ、更ニ十五日ヨリ厩橋架設ノ鐵管修繕工事ニ着手、十八日ヨリ永代橋架設ノ鐵管工事ニ着手、續テ潮見橋其ノ他四橋ノ修繕工事ヲ施行セリ、永代橋ハ二十五日竣工ノ豫定ナリシモ、降雨ノ爲工事ヲ休止セリ。

（四）京都市應援隊第一班　技手川口松次氏同田邊九十九氏及職工十名、本月九日來着、水道擴張課分擔區域ノ內、小石川區江戸川沿岸低地ノ修繕工事施行中ナリ。

（五）京都市應援隊第二班　給水係長高橋鐵之助氏技手兒玉立哉氏及職工以下十五名、本月二十日着京、翌二十一日ヨリ芝公園內四百耗漏水修繕工事ニ從事セリ。

（六）神戸市應援隊　技手松井秀雄氏吉田龍二氏矢野敏定氏及職工以下十三名、本月十日來着、水道擴張課分擔區域ノ內、牛込區內江戸川沿岸低地ノ漏水修繕工事施行中ナリ。

大正十二年九月二十六日　　水道課長　小川織三

東京市長　永田秀次郎殿

水發第一八三九號

大正十二年十月五日　　水道課長　小川織三

總務部長　馬場俊雄殿

震災應急水道工事施行ノ件報告

九月二十一日ヨリ同月三十日ニ至ル間當課ニ於テ施行致候震災應急水道工事施行件數左記ノ通ニ有之候也

記

大正十二年九月（自廿一日至三十日）震災水道應急工事施行表（一）

一、鐵管工事　　五千四百八件

累計　　八千百二十九件

內譯

- 一、鐵管破裂修繕　　九十七件
- 一、同漏水修繕　　五千二百四十件
- 一、消火栓破損修繕　　二十三件
- 一、阻水瓣破損修繕　　十八件
- 一、排氣瓣破損修繕　　八件
- 一、橋瓣架設鐵管故障修繕　　二十二件

大正十二年九月（自一日至三十日）震災水道工事施行表（二）

一、鉛管工事　　五萬八千二百九十三件

內譯

- 一、臨時給水栓設置　　千二百六十六件
- 一、量水器取外　　三萬三百六十五件
- 一、閉栓　　壹萬五千六百五十一件
- 一、鉛管潰　　壹萬千十一件

因に應援隊中大阪市水道員技師行德直誠書記浦野義顯技手西澤幾之進外三十一名、京都市水道部員書記高橋鐵之助、技手川上松次同兒玉立哉外十七名、神戸市水道部員技手松井秀雄、同吉田龍二、技手補矢野敏定外十三名は九月二十九日任務を終へて歸國したり。

水道鐵管送水並配水本管修繕

		口徑	耗員數	修繕月日	摘要
一、	淀橋淨水場	五〇〇	一	九月一日	高地送水用喞筒機のデリヴエリー、パイプ（フランジ付鎔鐵管）
二、	同	五〇〇	一	同	同
三、	同	五〇〇	一	同	同
四、	同	一、一〇〇	一	同	高地線配水本管
五、	牛込區八幡一三	六〇〇	一	同	高地給水本郷線配水本管
六、	淺草區厩橋四詰	三七五	一	同	高地給水本郷線配水本管橋脚二箇の內西側鋼鐵直管三條架設、橋脚に鎔鐵曲管使用上流の曲管フランジ破裂
七、	本郷給水場	一、一〇〇	一	九月六日	淨水池用バイ、パッス
八、	四谷區番衆町	一、一〇〇	一	九月十七日	淀橋淨水場より本郷給水所に至る送水本管
九、	芝區三光町二九番地先	二四吋	一	九月十九日	高地給水芝線配水本管九十度曲管の繼手脫出
十、	本郷給水場	一、一〇〇	一	同	淨水池のバイ、パッス
十一、	同	一、一〇〇	一	同	同
十二、	麹町區大手町大藏省前	二四吋	一	九月廿六日	芝線低地配水本管（擴張）
十三、	芝區白金臺町にノ七	一六吋	一	十三年一月三十日	芝線高地配水本管（擴張）
十四、	牛込區市ヶ谷谷町九八	一、一〇〇	一	三月二十日	淀橋淨水場より本郷給水場に至る送水本管
十五、	牛込區富久町四〇	一、一〇〇	一	四月廿五日	同
十六、	同	一、一〇〇	一	五月十五日	同
十七、	牛込區山吹町三二〇	十六吋	一	八月廿二日	高地給水本郷線配水本管（擴張）
十八、	赤坂區檜町四	一、一〇〇	一	九月三十日	淀橋淨水場より芝給水場に至る送水本管
十九、	麻布區龍土町	一、一〇〇	一	十四年一月廿二日	同
二十、	麹町區有樂町三ノ二	二十四吋	一	八月五日	和田堀新宿線配水本管と和田堀青山線配水本管との連絡管（擴張）
廿一、	深川區森下町電車交叉點	五〇〇	一	十二月廿七日	芝低地線配水本管
廿二、	四谷區本村町五十官學校前	一、一〇〇	一	十五年一月五日	淀橋淨水場より本郷給水場に至る送水本管
廿三、	同區新宿二ノ七八	八〇〇	一	一月五日	高地給水本郷線配水本管

應急工事大正十三年一月卅日現在施工表

耗別	破裂	折損	漏水	計
一、一〇〇	五		一八四	一八九
九〇〇			六三六	六三六
八〇〇			四七四	四七四
七〇〇			一〇	一〇
六〇〇			三九〇	三九二
五〇〇			三七五	三七七
四〇〇			一、〇〇九	一、〇一〇
三五〇	三		二、九七四	二、九七七
二五〇	一		五、四七一	五、四七二
二〇〇			八、七一〇	八、七二九
一五〇	一九	一	二六、八七七	二六、九五一
一〇〇	六五	九	四七、六五三	四七、七五四
七五	八七	一四	八九九	九一五
計	一〇	六	九五、五六二	九五、七八六
一九四	三〇			二〇五
消火栓破損				四
消火栓兼用區畫量水器				一〇九
阻水瓣破損				二
排氣瓣破損				一
チェック側破損				

合計			三四一	九六、一二七	
合計					
備考	表中擴張課施工分ヲ含ム				

燒失區域に於ける各戶引込給水線の恢復は、大正十二年九月十八日初めて申込に應じて工事に着手し、十三年五月末日までに總計七萬五百五十四栓を施工す。

B、擴張設備の恢復

震災に損破したる上水擴張設備の恢復は、緊急を要するものと比較的緊急を要せざるものとを區分して復舊工事に從ひ、應急災害復舊工事と稱して前者を先にし、災害復舊工事の名を以て後者を第二次に施工したり。

其一　村山貯水池

A、應急災害復舊工事

一、實施設計　下貯水池吐口導水路ハ、上貯水池出隧道ノ下流ニ位置シ、上下貯水池ヲ連絡スル水路トシテ、大正十二年九月一日ノ强震ノ爲メ開渠間知石積全長約三十四間ハ崩壞センカ、之ヲ放置スル時ハ益崩壞スルノ虞アルヲ以テ、應急施設トシテ之カ復舊ヲ爲セリ。

一、實施設計數量　間知石積側壁　延長三十四間。

一、起工區域　北多摩郡大和村大字奈良橋。

一、工事施行方法　直營ニ依ル。

一、起工日時　大正十二年九月七日。

一、竣功日時　大正十二年十月三日。

一、從事員及其數　上堰堤工事從事員ト共通。

一、使役人夫及其賃銀　人夫延　千八十二人六九、此賃銀　金二千六十八圓七十錢。

一、材料費　金千百四十二圓二錢四厘、外ニ評價金千三百三十圓十九錢六厘。

一、工事經過　何等支障ナク豫定ノ如ク竣功シタリ。

B、災害復舊工事

一、實施設計　前記震災被害調査ニ於テ擧ゲタル被害ノ比較的大ナルモノニ對シ、夫々復舊工事ヲ施行ス。

一、實施設計數量

(一)堰堤側溝	十八間
(二)堰堤張石混凝土塊工	二百五十面坪
(三)波　除	二十七間八柱五基改造
(四)堰堤背面側溝	二十七間八柱三基修理
(五)上石川排水渠間知石積	三百四十間四四
(六)引入導水路排水渠間知石積	八十三面坪三八
(七)堰堤背面捨土及捨砂利工	十四面坪三
(八)周圍道路	二千二十七面坪
(九)吐口導水路開渠	二間幅　八百七十間
	三間幅　百三十間
一、實施數量	十間
(一)堰堤側溝	十八間（第五次起工案）
(二)堰堤張石混凝土塊工	三百五十面坪（第五次起工案）
(三)波　除	二十七間八（第五次起工案）
(四)堰堤背面側溝	柱八基修理（第六次起工案）
(五)上石川排水渠間知石積	三百四十間四四（第七次起工案）
(六)引入導水路排水渠間知石積	五十一面坪五（第七次起工案）
(七)堰堤背面捨土及砂利工	十四面坪三（第七次起工案）
(八)周圍道路	千六百八十二面坪（第七次起工案）
(九)吐口導水路開渠	二間幅八百七十間（第七次起工案）
	三間幅百三十間（第七次起工案）

一、起工區域　北多摩郡大和村芋窪。
一、工事施行方法　直營ニ依ル。
一、起工日時　大正十二年十一月十日(第五次起工案)、大正十二年十二月一日(第七次起工案)。
一、竣功日時　大正十二年十二月二十九日(第五次起工案)、大正十三年三月三十一日(第七次起工案)。
一、從事員及其數　上堰堤工事從事員ト共通。
一、使役職工人夫及其賃銀　職工人夫延四千六百二十四人三四(第五次起工案)、二萬八千三百五十二人八六(第七次起工案)、此賃銀金八千二百五十九圓四十三錢(第五次起工案)、金五萬二千六百六圓十九錢(第六次起工案)。
一、材料費　金千九百六十七圓七十八錢四厘(第五次起工案)、外ニ評價金四百五十八圓四十二錢六厘、金二萬二千八百三十一圓六十八錢四厘(第七次起工案)外ニ評價金八千九百六圓七十三錢一厘。
一、雜費　金六十五圓(第五次起工案)、金二萬三百八十三圓二十四錢八厘(第七次起工案)、外ニ評價金三百二十三圓五十錢。
一、工事經過　堰堤前面混凝土張石ノ隆起シタルハ削リ、沈下シタルハ增打ヲナシ、其ノ他被害ノ甚シキモノハ打直シ、又引入導水路吐口導水溝間知石ハ之ヲ積替ヘ、堰堤背面側溝ハ其ノ位置ヲ變シ、同張石(捨砂利工)ハ全部改造セリ、其ノ他波除周圍道路等ハ實施數量ニ於テ示スカ如ク之ヲ施行シタリ。

尙本工事施行中大正十三年一月十五日再度ノ强震アリ、殆ト修理ヲ終リシ上堰堤波除柱形八基ニ龜裂ヲ生シ、又引入導水路排水渠間知石積十四面坪三分ノ法面突出シタルヲ以テ、再ビ本工事ニ包括シテ復舊工事ヲ施行シタリ。

其二　村山境線

A、應急災害復舊工事

一、實施設計　大正十二年九月一日ノ强震ノ爲メ蒙リタル震害ノ內最モ緊急ヲ要スル應急復舊工事ニシテ、曩ニ改築セル村山堰護岸間知石空積ノ部三十五面坪七合ノ崩壞部分復舊、竝ニ第一號隧道及第三號第九號暗渠ノ龜裂箇所ヲ復舊スルモノナリ、即チ村山堰護岸石垣ノ崩壞ハ附道ノ一部缺潰シ、尙引キ續キ崩壞ノ處アリ、從ツテ交通ニ支障ヲ來スヘク又一號隧道及第三號第九號暗渠ノ龜裂ハ比較的大ナルモノニシテ之ヲ放置スルトキハ、築造物ノ破壞ヲ招致スルノ憂アルニ依リ、應急ノ復舊工事ヲ施行セリ。

一、起工延長

第一號隧道復舊區間	百七十間
第一號暗渠復舊區間	百四十三間
第三號暗渠復舊區間	二十間
第九號暗渠復舊區間	二百間
村山堰復舊區間	十九間五分

一、起工區域　北多摩郡大和村大字清水、同郡東村大字回田、同郡小平村字長窪。
一、起工日時　大正十二年九月二日。
一、竣功日時　大正十二年十一月三十日。
一、工事施行方法　直營ニ依ル。
一、從事員及其數　技手三名(兼務)、雇二名(兼務)、工手二名(兼務一名)
一、使役人夫及其賃銀　人夫延　千九百四人一八、此賃銀　金三千四百二十七圓三十二錢。
一、材料費　金千四百五圓九十六錢五厘。
一、監督補助費　金五百十一圓六十三錢。

一、工事經過　本工事着手幾何モナクシテ應急復舊ヲ要スル本工事ノ外ハ全部豫算ノ執行ヲ停止セラレ工事ヲ中止シタルニ依リ、全員協力シテ本工事ニ從事セルニヨリ、豫定工期タル大正十二年十一月三十日ニ完成スルヲ得タリ、尙他ノ起工案ニ依ル工事ハ全部中止シタルニ依リ、本工事ノ使役人夫及職工ハ殆ト全部定傭人ヲ以テ就業セシメタリ

B、災害復舊工事

(イ)　暗渠災害復舊工事

一、實施設計　大正十二年九月一日ノ强震ニ因リ蒙リタル震害ノ內、曩ニ應急復舊工事ヲ施シタルヲ除ク第一、二、四、六、七、八、十號ノ各暗渠ヲ復舊スルモノニシテ、第一、二號暗渠ニハ龜裂箇所二十箇所第四、六、七、八、十號ノ各暗渠ニハ龜裂箇所合計七十二箇所ノ外盛土ノ崩壞セシモノ約三十五立坪ヲ復舊スルモノナリ。
一、起工延長

暗渠內面上塗膠泥復舊區間	五千百二十二間
盛土復舊區間	千三百間

一、起工區域　北多摩郡大和村、同郡東村山村、同郡小平村、同郡保土ケ谷村、同郡田無町、同郡武藏野村地內。
一、起工同時　大正十二年十一月二十日。
一、竣功日時　大正十二年十二月三十一日。
一、工事施行方法　直營ニ依ル。
一、從事員及其數　技手一名(兼務)、雇二名(兼務)、工手一名、工夫二名。
一、使役人夫及其賃銀　人夫延八百七十八人一、此賃銀金千六百九十八圓二十九錢。
一、材料費　金四百三圓八十七錢五厘。
一、監督補助費　金三百三十三圓八十七錢。

一、工事經過　本工事ノ復舊區間ハ其ノ延長五千間以上ニ亘リシモ、內面上塗膠泥手直シハ之ニ使用スル材料ヲ既成暗渠內ヲ運搬スルコトヲ得タルヲ以テ、比較的容易ニ施工スルヲ得豫定工期タル大正十二年十二月三十一日竣功スルヲ得タリ。

(ロ)　暗渠災害復舊工事

一、實施設計　大正十三年一月十五日ノ地震ニ因ル被害即チ第七第八號暗渠及第九號第十號暗渠內ノ龜裂箇所竝ニ盛土ノ崩落セシ部分ノ復舊條理ヲナス。
一、起工延長

復舊區間　三千六百二十八間五分

內譯

第七號暗渠	千九百六十八間
第八號暗渠	四百五十間五分
第九號暗渠	二百間
第十號暗渠	千十間

一、起工區域　北多摩郡東村山村、同郡小平村、同郡田無村、同郡保土ケ谷村、同郡武藏野村。
一、起工日時　大正十三年二月十二日。
一、竣功日時　大正十三年三月十三日。
一、工事施行方法　直營ニ依ル。
一、從事員及其數　技手一名(兼務)、雇一名(兼務)、工手三名(兼務)工夫四名(兼務)。
一、使役人夫及其賃銀　人夫延三百十三人七、此賃銀金五百六十七圓五十六錢。
一、材料費　金五十二圓五十五錢。
一、監督補助費　金百五十五圓十一錢。

一、工事經過　本工事ノ施行區域ハ三千六百餘間ニ亘リテ內面膠泥ノ手直シヲナスヘキモノ數十箇所及盛土ノ復舊箇所十數箇所ニ及ヒタルモ、大正十三年二月下旬ニ通水スヘキ豫定ナリシヲ以テ、着手以來晝夜兼行ヲ以テ努力シタル結果、水路內ノ手直シハ通水ニ支障ナキ迄ニ施工ヲ終リ、二月中旬ニ完成セリ、從ツテ盛土ノ復舊モ亦其ノ工程意外ニ進捗シ豫定工期ハ三月三十一日ナリシモ、着手後三十一日間ニシテ同月十三日ニ竣功ヲ見タリ。

其三　境淨水場

A、應急災害復舊工事

一、實施設計　曩ニ竣功シタル境淨水場周圍石垣ノ內高サ一尺乃至八尺延長千五十九間四分及築堤七百十三間八分ハ大正十二年九月一日ノ震災ニ因リ孕出又ハ崩壞シタル爲メ、通路ヲ遮斷シ交通ニ支障アルノミナラズ、其ノ儘放置スルトキハ益々損害ヲ大ナラシムル虞アルヲ以テ、之カ應急復舊工事ヲナス。

一、起工數量

(一)石垣復舊　延長千五十九間四分

(二)土塀復舊　延長七百十三間三分

一、起工區域　北多摩郡武藏野村大字關前。

一、工事施行方法　直營。

一、起工日時　大正十二年九月十六日。

一、竣功日時　大正十三年一月三十日。

一、從事員及其數　技手一名、雇一名、工手一名、工夫二名。

一、使役人夫及其賃銀

(一)石垣復舊　人夫延　三千四百二十三人一、此賃銀　金九千四百九十四圓五十一錢五厘。

(二)土塀復舊　人夫延　六千六百六十四人六、此賃銀　金一萬九百三十一圓十一錢五厘。

一、材料費

(一)石垣復舊　金三百八十九圓。

(二)土塀復舊　金千二百三十五圓八十九錢。

一、雜費

(一)石垣復舊　金二百十五圓五十一錢。

(二)土塀復舊　金千五百三十五圓八十九錢。

一、工事經過　本工事ハ緊急ヲ要スルヲ以テ、從事員ヲ督勵シ工事ノ進涉ニ努力シタル結果、豫定工期期間內ニ竣功セリ。

B、災害復舊工事

一、實施設計　境淨水場ニ屬スル既成構造物中左記ハ大正十二年九月一日ノ震災ニ因リ被害アリタルヲ以テ、之カ復舊工事ヲ施行ス。

(一)大開渠引入口側壁ニ小龜裂ヲ生シタル箇所。

(二)中開渠底部ニ延長四十一間ノ縱走小龜裂ヲ生シタル箇所。

(三)濾池引入口鐵管(內徑十四吋)中央接合部ニ於ケル「カラー」接手箇所及淨水鐵管(內徑二十四吋)ノ內淨水渠取付箇所竝ニ排水混凝土管ノ接合桝又ハ人孔取付箇所。

(四)引込鐵道橋梁ノ內玉川水路及品川分水橋臺袖石垣及排水渠吐口袖石垣崩壞箇所。

(五)周圍築堤府道接續箇所。

一、起工數量

(一)大開渠引入口　六箇所

(二)中間渠龜裂箇所　延長西十一間

(三)淨水鐵管淨水渠取付　四箇所

排水混凝土管　二十四箇所

(四)玉川上水路及品川分水橋梁袖石垣竝排水渠吐口袖石垣　九坪七

一、起工區域　北多摩郡武藏野村大字境、同關前、同西窪。

一、工事施工法　直營。

一、起工日時　大正十二年九月一日。

一、竣工日時　大正十二年九月二十日。

一、從事員及其數　技手二名、雇一名、工夫三名。

一、使役人夫及其賃銀

(一)大開渠引入口(淨水渠及土管取付)　人夫延　五百三人四、此賃銀　金九百四十五圓二十七錢。

(二)中間渠龜裂箇所　人夫延　八十人八、此賃銀　金百四十七圓八十二錢。

(三)周圍築堤府道接續箇所　人夫延　千百五十人五一、此賃銀　金二千二百二十九圓五十一錢。

(四)玉川上水路及品川分水橋梁袖石垣竝排水渠吐口石垣崩壞箇所　人夫延　百四十八一、此賃銀　金二百九十八圓。

一、材料費

(一)大開渠引入口(淨水渠及土管取付)　金二百七十七圓九十六錢四厘。

(二)中開渠龜裂箇所　金九十七圓二十二錢四厘。

(三)周圍築堤府道接續箇所　金十九圓八十錢一厘。

(四)玉川上水路及品川分水橋梁袖石垣竝排水渠吐口崩壞箇所　金八圓二十六錢二厘。

一、雜費

(一)大開渠引入口(淨水渠及土管取付)　金二百二十八圓十二錢八厘。

(二)中開渠龜裂箇所　金二圓四十二錢一厘。

(三)周圍築堤府道接續箇所　金百九十九圓二十三錢。

(四)玉川上水路及品川分水橋梁袖石垣竝排水渠吐口崩壞箇所　金八十五圓十一錢。

一、工事經過　被害ノ程度ニ應シ夫々適當ナル補修ヲ施シ大正十二年九月二十日之ヲ終了シタリ。

其四　境和田堀線

第二篇　應急措置　第五章　東京市の活動

A、應急災害復舊工事

一、實施設計　測量第五二五號附近神田上水路ノ護岸石垣及ヒ崩壞シタル間知石造開渠延長三十七間ノ兩側ヲ積直シ、測量第五五〇號附近暗渠一部工事ノ掘鑿兩側法土砂二十立坪崩壞シタルヲ片付ケ、又既設鋼鐵管ノ內部測點第四三六號ヨリ同第四九六號ニ至ル六百間、測點第五四二號ヨリ同第五五三號ニ至ル百十間及測點第一號ヨリ同第二〇〇號ニ至ル二千間ニ膠泥塗裝面ニ生シタルモ毛細龜裂ノ部分ニ「セメント」汁ヲ塗裝ス尙測點第二號ヨリ同第九二號ニ至ル九百間及測點第五二一、五號ヨリ同第五三一、五號ニ至ル百間ハ施工盛土約五寸沈下シタルヲ以テ手直シヲナス。

一、起工區域　北多摩郡武藏野村大字關前ヨリ豐多摩郡和田村堀內村大字和泉ニ至ル。

一、起工延長　間知石積直シ八十六面坪四、土砂片付二十立坪、セメント塗裝二千七百十間、盛土手直シ千間。

一、工事施行方法　直營。

一、起工日時　大正十二年九月十六日。

一、竣功日時　大正十二年十二月十五日。

一、從事員及其數　技手三名(兼務)、雇四名(兼務)、工手二名、工夫二名。

一、使役人夫及其賃銀　人夫延三千三百三十九人一九、此賃銀金五千八百六十圓十五錢。

一、材料費　金百九十四圓六十五錢。

一、工事經過　工事單純ナル爲メ何等ノ支障ナク竣功セリ。

B、災害復舊工事

(イ)　暗渠災害復舊工事

一、實施設計　本工事ハ緊急ヲ要セサル復舊工事ニシテ測點第五二

一、五號附近ニ架設シアル里道架橋袖壁混凝土面ニ龜裂ヲ生シタル箇所ヲ修理シ、側點第五二一、五號、同第五三〇號ノ二箇所用水壁ノ倒壞セルヲ引起シ之カ修理ヲナシ、且ツ毛細龜裂箇所ノ補强工事ヲ施シ測點第五二八號ニ於ケル接續人孔蓋石ト混凝土ノ接觸面ニ離脫ヲ生シタル箇所ノ修理ヲナス。

一、起工區域　豐多摩郡和田堀內村大字和泉。

一、起工延長　龜裂箇所修理　二立坪三二二、倒壞壁引起　二箇所。

一、工事施行方法　直營。

一、起工日時　大正十二年十二月二日。

一、竣功日時　大正十二年十二月二十六日。

一、從事員及其數　技手一名(兼務)、工手一名、工夫二名。

一、使役人夫及其賃銀　人夫延三百三十四人五八、此賃銀　金七百四圓五十五錢。

一、材料費　金八百三圓七十五錢。

一、工事經過　工事單純ナル爲メ既定工期內ニ竣功セリ。

(ロ)　溜堰災害復舊工事

一、實施設計　暗渠內部ノ龜裂箇所約二間通リ厚二寸混凝土ヲ取壞シ鐵網「クリンプ」入膠泥ニテ塗リ上クルモノナク、暗渠入口ハ煉瓦破損ノ箇所ヲ取替ヘ笠石目地ノ龜裂箇所ハ膠泥ヲ塡充シ盛土沈下シタル箇所ハ置土ヲナシ復舊ス。

一、起工區域　北多摩郡武藏野村大字關前。

一、起工延長　溜堰內一部。

一、工事施行方法　直營。

一、起工日時　大正十二年十二月六日。

一、竣功日時　大正十三年一月三十一日。

一、從事員及其數　技手一名(兼務)、工手一名、工夫一名。

一、使役人夫及其賃銀　人夫延二百二十七人八、此賃銀金四千六百八十二圓九錢。

一、材料費　金千二百八十九圓四十錢。

一、工事經過　何等ノ支障ナク竣功セリ。

共五　和田堀淨水池

A、應急災害復舊工事

和田堀淨水池築造工事ハ、其ノ工程半ニシテ災害ニ遭遇シタルヲ以テ、被害甚タシク、殊ニ屋根床版ハ混凝土施行後旬日ヲ出テサリシ爲

沈下或ハ龜裂ヲ生シ、之ヲ支フル支柱亦被害甚タシク、放置スル時ハ一層其ノ度ヲ增スノ虞アルヲ以テ應急施設ヲナスコトヽセリ。

一、實施設計　屋根床版ノ沈下セル二箇所ヲ適當ナル足場ヲ設ケ、型枠ヲ設ケ假受シタル外、單獨ニ直立セル支柱ノ連絡補强又ハ旣設足場及型枠等ヲ以テ歪曲或ハ破壞セルモノノ補强修繕ヲ爲ス、而シテ沈下セル屋根床版ヲ支フル支柱ノ內五本ハ、被害特ニ甚タシク、克ク屋根ノ重量ヲ支持シ能ハサルノ虞アルヲ以テ、鐵筋混凝土ニテ其ノ部分ヲ包ミ應急補强ヲ施シタリ。

一、工事及數量　混凝土工(配合一二四)一立坪、鐵筋工(丸鋼鐵直徑一吋及八分ノ五吋)一噸三一五。

一、起工日時　大正十二年九月十六日。

一、竣功日時　大正十二年十月十五日。

一、從事員及其數　和田堀淨水池築造工事ト共通。

一、使役人夫及其賃銀　人夫延千八百四十一人二四、此賃銀金四千百五十三圓三十三錢。

一、材料費　金四百圓七十四錢、外ニ古材料金四千五百圓。

一、工事經過　專ラ工事ノ進捗ニ意ヲ用ヒタルヲ以テ豫定ノ如ク竣工スルヲ得タリ。

(二)　災害復舊工事

和田淨水池ハ工事中ニ震害ヲ蒙リタルヲ以テ、之カ復舊工事ハ別ニ豫算ヲ計上シ、淨水池築造工事ト併セテ施行シタリ、其ノ概要ヲ示セハ次ノ如シ。

第一回

淨水池

(一)池底　淨水池々底中央部長二〇二・尺幅一六二尺厚一・五尺伸縮繼手間隔二七尺乃至五四尺

伸縮繼手ノ大部分ハ旣ニ其ノ上面ニ防水「アスファルト」ヲ塗裝シ且抑ヘ混凝土ヲ施行シ又該混凝土ヲ施工セルモ鉛板ノ爲メ外部ヨリ其變化ヲ見ル能ハサルモ同鉛板ニ大ナル被害ナキヲ以テ異狀ナシト認ム

(二)側壁　被壁扶壁及之ヲ接續セル底版　徑間一三・五尺伸縮繼手間隔二七尺乃至五四尺

(イ)扶壁ノ尖端ヨリ一尺乃至三尺ハ鐵筋ノ被覆混凝土龜裂又ハ剝脫シ鐵筋ヲ露出セルモノ十箇所アリ(輕微)

膨泥ヲ以テ被覆修結ス

(ロ)東側第六扶壁尖端部斜上方ニ向ヒ破壞シ鐵筋露出ス同第七扶壁尖端部同者ト同樣ニ龜裂ヲ生シ混凝土剝脫ス(比較的大)

兩扶壁ノ兩側ヲ厚サ一尺五寸ノ鐵筋混凝土ヲ以テ修理補强ス

(ハ)東側第六、第七扶壁側壁ト屋根トノ繼目切斷シ同第七第八扶壁間側壁上部混凝土破壞シ殊ニ第七扶壁ニ近ク其程度大ニシテ鐵筋露出シ深度ハ內部「アスファルト」抑ヘ混凝土ノ表面ニ達ス(比較的大)

兩側壁ノ外部ヲ厚五寸ノ鐵筋混凝土ヲ以テ補强ス

(ニ)東側第十五第十六扶壁間側壁ハ屋根桁トノ繼目破壞ス南側第八第十一扶壁間側壁モ亦前者ト同樣ナリ(輕微)

膨泥ヲ以テ修繕ス

(ホ)側壁底版及底地中央部間伸縮繼手ノ鉛板浮上リ東側ニ於ルモノ最大ニシテ其高サ一寸五分ニ及フ西側「アスファルト」抑ヘ混凝土ハ前記伸縮繼手上ニ於テ延長百二十一尺五寸ニ亘リ一直線ニ龜裂ヲ生ス

鉛板浮上レルモノハ舊位置ニ復シ龜裂ハ「アスファルト」混凝土又ハ「アスファルト」ヲ以テ塡充ス

(三)支柱　二尺角高三一尺

支柱下部ニ龜裂ヲ生シ又鐵筋ヲ露出シタルモノアリ被害ノ程度ニ依リA・B・C・Dニ區別ス

甲型及乙型ニ分チテ厚六寸九分ノ鐵筋混凝土ヲ以テ包ミ補强ス」

（四）屋根床版及桁ノ下面ニ鉛板ヲ挿入ス

（イ）屋根伸縮繼手ハ全部大小ノ龜裂ヲ生ス　三五尺伸縮繼手間隔二七尺乃至五四尺　「アスファルト」ヲ填充ス

外周ヲ繞リ側壁ニ平行ナルモノ間隙二分乃至六分ナリ（最大）中央部ハ間隙一分乃至二分以下ナリ（輕微）

（ロ）伸縮繼手桁下面ノ鐵筋被覆混凝土破壞シ鐵筋ヲ露出シ又鉛板垂下セルモノアリ（比較的大）

川崎式鐵網ヲ張リ厚三寸膠泥ニテ被覆修繕ス

（ハ）東南部三、三徑間床版、大正十二年八月二十一日施工）及之ニ隣接セル二、三徑間床版（同年八月十七日施工）ノ一部ハ凡ソ一寸沈下シ又龜裂ヲ生ス（最大）此ノ部分ノ伸縮繼手ノ龜裂甚タシク間隙一寸一分乃至一寸七分ニ及フ

沈下箇所ハ上部ニ厚六寸五分ノ鐵筋混凝土ヲ施工ス「アスファルト」ヲ填充ス

周圍土壇（既成）

全長ニ亘リ土留石垣崩壞シ盛土陷沒ス（甚大）

親規築造ノ豫定（未着手）

場内周圍下水渠（工事中）

一部分崩壞ス（輕微）

同上（未着手）

第二回

淨水池

支柱十三本ハ前回D程度ノ被害アリ屋根伸縮繼手桁下面十五箇所ハ前回ト同樣ニ破壞ス

支柱D及完全ナルモノ全部ハ前回乙型ヲ以テ引入骨鐵口周圍八本ハ丙型ヲ以テ補強ス屋根桁ハ前回ト同樣ニ修理ス

復舊工事費

回數	豫算額	支出額	備考
第一回	三八、八四九、〇〇〇円	三一、四七一、六七円	大正十二年九月一日大震ニ因ル被害
第二回	一二、九三〇、〇〇〇	七、六八二、五六六	大正十三年一月十五日強震ニ因ル被害
合計	五一、八七九、〇〇〇	三九、一五四、二三二	

（四）下水恢復

震災當時、下水課に在りては、掛員を部署し、救護部に屬しては、糧食の運搬罹災者救護、ガソリン運搬、芝浦に於ける糧食の陸揚設備を爲し、工務部に屬しては、橋梁修理道路整理に當り、配給部に屬しては建築材料の配給に任じたると共に、所管下水の被害に對する應急修理を爲したり、試に大正十二年九月上半月に於ける活動を概記すれば

九月一日　午前十一時五十八分頃、俄ニ一大地震起ル、續テ各所ニ大火起リタルヲ以テ、吳服橋出張所ヨリ貨物自動車四輛人夫六名ヲ萬一ニ備ヘ置キタル處午後四時半前後ニ電氣局ニ飛火シタルヲ以テ、北林主事石原技手大河内事務員吉田屋梅津技手小林守衞等モ共ニ、重要書類物品ヲ自動車ニ積載シ、吳服橋出張所ニ向ケ送付シタリ、然シ電氣局ノ飛火ハ辛シテ消シ止メタリシカ、午後九時前後ニ至リ有樂座方面ノ猛火ハ遂ニ電氣局車庫及同本館ニ移リシヲ以テ、本課ノ運命決セリト爲シ、殘餘ノ重要圖面等ヲ持出シ、一方水道課公舍ノ扳塀ヲ取毀チ、本課竝ニ水道課公舍等ニ注水シ辛シテ類燒ヲ免レタリ。

而シテ經理課ヨリ自動車三輛廻付方交涉アリタルニ依リ、吳服橋出張所ニ交涉シタル處、同出張所ハ既ニ猛火ノ接近スル處トナリタルニ依リ、一輛ノミヲ廻送シタリ、然ルニ午後九時半頃同出張所モ亦類燒ノ厄ニ逢ヒタルヲ以テ、本課送付ノ書類及出張所ノ荷物一切ヲ自動車ニ積載シ和田倉門方面ニ避難シタリ。

九月二日　午前七時半、吉田助役ヨリ貨物自動車ニテ越中島糧秣廠ヨリ食料運搬方竝該所ニ至ル迄ノ交通關係調査ヲ命セラレタルニ依リ、調査スルニ避難民雜沓通行不能ナリト報アリ、又一方糧秣廠ハ既ニ火災ニ罹リタル旨通知アリタルニ依リ、此ノ計畫ヲ變更シ、板橋糧秣廠、公設市場等ヨリ適宜徵發スルコトト爲シ、之カ運搬ヲ本課自動車ニ依ルコトニ決定セラレタルニ付、二日午前十一時三十分十九臺ノ自動車ヲ經理課ニ廻付シタリ。

午前九時四十分京都府葛野郡中川村上田久五郎（廿三歳）ヲ日給六圓ニテ「オートバイ」運轉手ニ採用（應募）シタル處、一時間計リニシテ所在不明トナリ遂ニ歸リ來ラス。

午前十一時ヨリ自米二斗ヲ青山方面ヨリ下水課東員食料用トシテ隨意購入シタリ、續イテ世田ヶ谷ヨリ玄米壹俵ヲ購入シタリ。（三河島出張所ヘ送付分）

九月三日　午前九時、世田ヶ谷ヨリ購入シタル玄米壹俵ヲ本課ニ於テ自動車ニテ三河島出張所ニ送付ス。

「オートバイ」運轉手ヲ募集シタル所、京橋區新榮町四ノ二橋本榮太郎應募シ、三日午前六時頃來着シタリ、但シ給額ハ經理課長ニ於テ交涉濟。

吉田助役ノ命ニ依リ、埼玉縣川口町ヨリ玄米壹萬俵運搬方ヲ命セラレタルヲ以テ、三河島豐榮丸外吳服橋小舟四艘ヲ利用スルコトヽシ、左記人員ニ其ノ事務ヲ擔任セシメタリ。

監督主任技師　金子源一郎

技手　佐々木仁　吉田茂壯　山下經廣　工手　港開造

外工夫人夫二十人

右事務ニ關シテハ金子主任ニ於テ適宜ノ處置ヲ採ルコトヽシタリ、（玄米壹俵ヲ渡ス）

午後〇時三十分、豐榮丸（汽船）外傳馬船四艘ヲ引率シテ川口町ヘ出發、午前十一時頃吳服橋出張所直傭使役ノ朝鮮人十四名吉田技手ヨリ適當ノ措置アリタキ旨申送ラレタルニ依リ、臨機ノ措置ヲ採リ第九分區詰所（水道課正門前）ニ收容シ置キタリ、昨二日淺草出張所建物（倉庫ヲ除ク）及田町噸筒場建物全燒ノ報告アリタリ。

社會局高原囑託ヨリ船頭一名（松澤佐藏）ヲ深川越中島避難民救助ノ爲メ永代橋袂迄派遣ス。

午後三時三河島出張所ヨリ江木工手來ル、豐榮丸ハ種々ノ都合上本日出發準備整ハサルニ依リ、明日早朝川口町ヘ向テ出發致スモ差支無之否ヤ下命ヲ拜スル旨ノ使者ニ付、課長ヨリ差支無之旨返事ヲ爲ス、午後一時課内ノ約半部（庶務掛室、機械掛室、調査掛室、會議室）ヲ開放シ、一般市民ノ收容ニ充ツルコトニシタリ、右ノ爲朝鮮人十四名ヲ九分區詰所ヨリ引揚ケ室内ノ整理ニ使役ス。

午後三時半市民收容ニ付テハ、便所ノ設備ヲ必要トスルニ依リ、建築課ニ交涉ノ上充ツ、同橋ハ從事員極力工事進捗ニ努力ノ結果、午後六時半ニ至リ人ノ通行ニ支障ナキ程度ニ修理シタリ。

九月五日　大阪其他ヨリ廻送ノ食料其他陸揚場役ヲ命セラレタルニヨリ、同事務並工事施行ノ爲メ原下水課長（全路）外技師三名人夫（直傭）約二十名ヲ引率出張ヘ、午前十時道路局技師長ヨリノ要求ニヨリ、材料配給計畫ノ都合モアリ下

技師　山形瀧太郎　喜多川一司　清水安之助　伊藤數夫　八乙女正雇（材料）　有働哲二

午後六時臨時避難所ヲ掲示シ、設備シタル各室ヲ開放ス、本日和田倉門詰所ヲ同時ニ開放シ收容ス。

午後七時三十分川口町出發ノ途中ニ在ル金子技師ヨリ第一回報告ニ接ス、三河島ノ汽船到着セルニ依リ滯行スルコト、小蒸汽船ノ艀上ケ頼ム意味書狀ナリ之ニ對シ午後八時三十分人夫二名ヲシテ三河島所長ニ宛使ヲ出ス、小蒸汽ノ艀上困難ノ已ムヲ得サルニ依リ艀行アリタキ旨ヲ記シ金子技師ニ通達方ヲ依頼ス。

本日中收容シタル避難民階下約百名、階上約五十名ニシテ、會議室ヲ病者又ハ老衰者ノ收容室ト定ム。

午後七時電氣局燒跡風ニ煽ラレ火ヲ吹キ火ノ子ヲ吹キ付ケ危險ニ付、市本部ヘ通知シタルモ幸危險ノ程度ニ至ラスシテ止ム。

九月四日　河港課ト下水課ト協力シテ府下大島町所在「ガソリン」約四、五千鑵ヲ徵發シ積込運送積下シ執行スヘキ旨、吉田助役ヨリ下命有之、準備ニ着手ス下水課ハ積込ニ使用スヘキ人員（人夫）五名工手一名ヲ派遣シ、芝浦一號地當課材料置場ヘ運送、運送ハ河港課分擔、芝浦積下ノ上ハ當課ニ於テ差當リ保管ノ責ニ任スルコト。

右ノ爲十二時ヨリ工手以下傭人八名ヲ芝浦ニ派遣ス。

第九分區詰所及和田倉門詰所ニ收容セラレタル鮮人（傭人）二十五名ノ保護方ヲ交涉シ、全部ヲ警視廳ニ引渡シタリ。

本日非常火災害事務處理規程ニヨリ、其ノ事務分掌ヲ發表セラル。

昨日橋梁課ト協議決定シタル木場通大富橋ノ修理ノ爲メ、高木技師以下係員晝夜兼行ノ準備ヲ爲シ、工事ニ着手ス、而シテ右橋材料ノ大部ハ當課現在品ヲ以テ之ニ充ツ、同橋ハ從事員極力工事進捗ニ努力ノ結果、午後六時半ニ至リ人ノ通行ニ支障ナキ程度ニ修理シタリ。

九月五日　大阪其他ヨリ廻送ノ食料其他陸揚場役ヲ命セラレタルニヨリ、同事務並工事施行ノ爲メ原下水課長（全路）外技師三名人夫（直傭）約二十名ヲ引率出張ヘ、午前十時道路局技師長ヨリノ要求ニヨリ、材料配給計畫ノ都合モアリ下

水課材料取扱ヲ本部ニ詰切ラレ度照會アリ、
呼戻シヲ派遣スル等ノ本部ニ應援ヲ
有之モ、此際ニ於テハ各出張所ニ
備ヲ缺ス、機械應急工事用材料現場ニ付取調ヘタルモノ多々
ルヲ以テ之ヲ交付ス（白米六俵）
工事現場（機械工事）ニ關係アリタル
經理課ノ需求ニヨリ永代橋工事用材トシテ松丸太及松板ヲ大丸組ニ交付ス（機
械課（協議濟）
午後二時牛奥厩橋出張所ヨリ燒殘リタル倉庫ニ揮發油約
約百繩有之旨報告ニ接シタルヲ經理課ニ引渡ス。
川口町ヨリ引取廻送シタル船積玄米並俥來一襲、午後四時切渡濟ナル旨、梅
澤技手ヨリ報告アリ、午後三時玄米及千うと人ヲ積込ミ廻送ス、前記一襲ト共ニ
ニ日本橋區役所ヘ引渡濟ナル旨、小野寺技手ヨリ報告ニ接ス。
橋梁修理ニ伴出スベキ材料整理ノ爲メ、工務部ヘ派遣シタルモノ
當課出勤雜整理ヲ開スルヤ非常緊張ニシテ整理困難ニ付キ、奥厩橋出張所ヘ人
對スル出勤繰整理ヲ奥厩橋出張所ヘ員ニ任ス。
午後六時牛嶋出張（川口町ヘ）シタル令子技師外員、但人夫ヲ殘留ス、
芝浦荷揚場設備係ヨリ大工並人夫ノ請求アリタルニヨリ不取敢大工三名（直
（備）ヲ派シ、人夫ヘ本部供給係ヘ要求シ六日昼頃百名ヲ整フルコトトナリタ
リ。

芝浦陸揚ノ米倉庫借入交渉ノ顚末、左記交渉濟ノ旨越榮
日米水產會社　二百坪　承諾
日米自動車會社　四百七十坪　同
臨田自動車會社　約百七十坪　同
城商會倉庫　八十坪　繁業不明ノ爲メ交渉
水田工務所工場　四十八坪　中村組ヲ經テ交渉中
體軍ヨリ左ノ通リ通知アリタリ。

芝浦陸揚場設備係ヨリ「カーベイト」外三點ノ請求アリタルヲ以テ交付ス。
三河島出張所ヨリ一般的被害比較的少キ旨報告アリ、尚電力線ノ試驗中ニ屬スルモ可能性ヲ有スル旨報告アリタリ。

一、司令官
二、其他ノ殘員ハ營協會內
三、二、三ノ殘員ハ何港少將官舍
河港課出張所內ニ各事務所ヲ設ク。
一、樣橋司令部（港事）
二、關東戒嚴令
三、臨時震災救護事務局出張所
四、大阪商船會社出張所
五、大阪市總同盟本部
大阪其ノ他ヨリノ廻送來陸揚設備ノ爲メ課長以下
課長ヲ長トシ、梅田技師ヲ副長トシ、北林主事ヲ庶務係主任、金子技師ヲ設備
係主任、兵山技手ヲ物資受渡係トシ、陸揚場內ニ出張所ヲ開設ス。
九月六日　午前六時本部供給係ヨリ大工十人人夫百人派ヒタル旨通知ニ接シ、
直ニ自動車一臺ヲ以テ輸送ス。
芝浦陸揚所設備係ニ於テハ本部ヨリ供給シタル人夫ノ外不足ニ付、齋藤助六ヨ
リ人夫百人ヲ供給セシメ、一方港事側ニ於テハ陸揚ノ設備ニ從事スル人夫ヲ
要求ニ應シ機械材料（山谷工兵大隊）トシテ軌條、松丸太、松
板其他ヲ下水課在庫ヨリ支給ス。
三河島出張所並淺草出張所ニ對シ、近況報告方竝ノ爲メ使ヲ派ス。
馬渡助役ヨリ震災令ニ關スル通牒アリタリ。
芝浦陸揚場設備係ヨリ人員不足ノ旨通知アリタルヲ以テ吏員二名ヲ派ス。
淺草出張所長ヨリ同出張所ノ屆事務所ヲ町會館內ニ設ク旨通知アリタル
而シテ淺草出張所倉庫ヲ屆ケモセン爲、倉庫中ニ納メタル洋酒全部無事ニ付屆
務所ニ運送ナシ、燒失區域ニ於ケル材料整理ニ從事スル旨報告ヲ受付ス。
芝浦陸揚場設備ヨリ電話ヲ以テ交付ス。
金米及事務用雜品等ヲ交付ス。
芝浦陸揚場設備係ヨリカーベイト外三點ノ請求アリタルヲ以テ交付ス。
三河島出張所ヨリ一般的被害比較的少キ旨報告アリ、尚電力線ノ試驗中ニ屬
スルモ可能性ヲ有スル旨報告アリタリ。

一、立ツチタルモノ合計三十四梁ニシテ、內下水課ノ分十八梁ナリ。
一、在來下水道被害調査並復舊ノ爲メ、ソレ〳〵分擔區域ヲ定メ、之カ調査準
備ヲ爲シ、明日ヨリ一齊ニ着手ノ豫定。
一、淺草出張所管內ニ於ケル下水道幹線ノ被害調査ニ着手シタル旨報告ニ接ス
淺草菊屋橋外二ケ所ノ震災救護所ヘ二ケ所ノ燒失ヲ現レ、一ケ所ノ一部燒失シタ
ルモ、通水ニ支障ナキモノト加シ、但シ救護給水ノ「タンク」用「モーター」燒
失ノタメ給水不可能ニ付應急修理ノ要アリ、其他詳細ナル報告ハ略ス。
一、第二回工事用トシテ使用中ニ依ル機械器具第一期設備用機械器具竝ノ調
査ハ機械掛技師根本氏主任トナリ調査準備アリタリ。
一、明日通知ニ接シタル內務省設備ノ證券民政署所ヘ、明日當事務
所ヘタル安藤技手主任トナリ之カ準備ニ着手ス、明日移轉スヘキモノト豫定シ
ナリ、但シ現在人員二百五十名ナリ、而シテ明日移轉スヘキ證券ニ對シ、明
日（一日分）ノ食糧トシテ鍵詰濱干地方ヨリ送ラレタル慰問袋ヲ一人ニ對シ、明
日以後ハ市役所ヨリ當分食糧ノ配給アル旨通牒アリタリ。
一、本日芝浦陸軍倉庫ヨリ當直二輛借入方交渉アリ、下水工事現場ニ於テ使用セ
ルニ一臺ヲ都合交付ス。
一、午前十時停電局ヨリ今明日ノ內ニ天氣雙リ豪雨又ハ風雨アルヘシトノ通知
ニ接シ、若シ豪雨襲來セハ下水ノ際客ハ雨水ノ氾濫ヲ誘起スヘキヲ以テ、念速
之カ調査執行ト同時ニ際客アルモノニ對シテハ應急施設ヲ爲スコトヲ各係員ニ
注意シ、極力調査ノ急ヲクコトヲモリ。

陸軍ヨリノ請求ニヨリ、經理課ニ於テ雇上ケタル人夫七名及赤帽引
昔年團員五十名ノ陸軍ニ引渡シ、仝程ノ陸揚ケ機械工事ニ從事セシメタリ。
陸軍ヨリノ請求ニ依リ、四斗樽二十個分、白金巾十反、赤金巾三反、念袋二
十六名（職工人夫ヲ含マス）ナリ。
雇員二名、工手三名、臨時工手二名、工夫二名、村料係雇員一名、工手一名計
十六名（職工人夫ヲ含マス）ナリ。
大震災後本日ニ至ル迄、下水道第二期工事現場材料運物等整理並保護ノ爲メ各
現場ヘ相當人員ヲ配付シ夥敷ノ莫ニ達カシムル。
陸軍ヨリノ請求ニヨリ、經理課ニ於テ雇上ケタル人夫七名及赤帽引
昔年團員五十名ノ陸軍ニ引渡シ、仝程ノ陸揚ケ機械工事ニ從事セシメタリ。
陸軍ヨリノ請求ニ依リ、四斗樽二十個分、白金巾十反、赤金巾三反、念袋二

一日迄ト定ム。
橋梁應急修理工事ハ宮島橋ヲ引續キ修理シ、午前中ニ
ハ本日午後落成ノ豫定ナリシモ材料ノ配給遲ノ如クナラス、爲メニ竣成ス
ル迄ニ尚數日ヲ要スル見込ナリ。
至ラス、明日午前中竣成ノ見込、人夫ハ現場ニ於テ蓆張使用シタリ、從事
前日ニ同シ、同工事係ヨリノ請求ニヨリ芝浦材料監督品受取、依テ其他ノ給
付ヲ爲シタリ。
前日大島町ニ揮發油殘ノ爲メ出張シタル中村技手以下人夫八名、引續キ大
島町ニ滯在シ、第一回ノ殘ノ爲メ丁シタル報告アリタリ
五日夕中村技手ヲ臨時ニモ、其他屬託等勤務ス、而シテ中村技手ハ六日午後
六時人夫五名ヲ引連レ、芝浦陸揚場ニ出張シテ陸上ニ從事ス、但シ人夫ハ直
ヲ使役ス、中村技手芝浦行ノ途次自動車ニ現場（下水工事現場）所在ノ軌條ヲ
積込ミ廻送ス、明朝レール運搬作業ニ從事シタル人員六工人夫三名直（轉）監
督ノ爲メ、本日午後六時迄ニ修理完了ス、宮島橋ヘ午前中ノ據ル
本日午後六時牛嶋出張（川口町ヘ）シタル令子技師外員、但人夫ヲ殘留ス、
芝浦荷揚場設備係ヨリ大工並人夫ノ請求アリタルニヨリ不取敢大工三名（直
（備）ヲ派シ、人夫ヘ本部供給係ヘ要求シ六日昼頃百名ヲ整フルコトトナリタ
リ。

芝浦陸揚ノ米倉庫借入交渉ノ顚末、左記交渉濟ノ旨越榮
日米水產會社　二百坪　承諾
日米自動車會社　四百七十坪　同
臨田自動車會社　約百七十坪　同
城商會倉庫　八十坪　繁業不明ノ爲メ交渉
水田工務所工場　四十八坪　中村組ヲ經テ交渉中
體軍ヨリ左ノ通リ通知アリタリ。

一、芝浦へ陸上スヘキ揮發油(大島町ノ分)ト本日午後二時半傳馬船三艘ヲ以テ左記ノ通到着陸揚ヲ了セリ。

一、黒貝印　六百四十五鑵
一、赤貝印　三百七十四鑵

一、午後十一時河港課ヨリ使者アリ大島町揮發油積込ノ員數不足ニ付、尚十名(人夫)監督者一名付添派遣方照會アリ、之ヲ承諾ス。

一、橋梁應急修理工事ハ係員必死ノ活動ニヨリ、本日午後ヲ以テ左記二橋ヲ修理シ、爾持ノ全部ヲ終了セリ。

一、龜井橋　一、繁榮橋

九月八日　昨夜河港課ヨリ申來リシ大島町行人夫拾名經理課ヘ請求シ、午前七時受取工夫一名ヲ付添ハシメ河港課員ト同道出發ス、同所ヘ前日來出張ノ芝地區ト交替ノ爲工手阿部廣ヲ派遣ス。

一、内務省舊青山練兵場避難民收容所ヘ貨物自動車一臺ヲ配屬シ、下水事務室ノ收容人員移轉ニ從事ス。

一、下水道被害調査ノ手配付タルヲ以テ調査班ヲ組織シ七班ニ分ツ、其主任者左ノ如シ。

記

第一班	主任鈴木技手外十名
第二班	牛込方面　主任田中技手外十名
第三班	四谷方面　主任西村技手外十名
第四班	青山方面　主任小野寺技手外十名
第五班	芝白金三光町方面　主任笠原技手外十名
第六班	芝白金志田町方面　主任河部技手外十名
第七班	赤坂溜池方面　主任友田技手外十名

一、芝浦「ガソリン」陸揚監視並保管ノ爲メ、前日來中村技手任務ノ處交替トシテ奥村雇員一名ヲ派遣ス。

一、午前十一時和泉町噸筒場ヨリ排水用「ガソリン」三鑵ノ請求アリ經理課ニ請求ス。

一、根本技手ヨリ三河島處分場ニ關スル報告アリ、機關室ヲ始メ大損害ヲ蒙ヲサル見込。

一、淺草噸筒場同上雨水噸筒ハ無事ナルモ、配電盤變壓器其他大部燒損シ損害大ナル見込。

一、金子技師ヨリ芝浦陸揚場設備工事完了ニ關スル報告アリタリ、依テ本報告ニ基キ勞力供給者齋藤助六ニ對シ使役證明ヲナス。

一、人夫　三百十三人　一、大工　二十人

一、芝浦ニ陸揚スヘキ揮發油監視ノ爲メ、職工人夫合計七名ヲ前勤務者ト交替ノ爲メ派遣ス。

一、本月工務部長ヨリ災害地域ノ道路整理ノ下命ヲ決ス、從事スル課ハ道路局工事課下水課ノ兩課職員ヲ以テ之ニ充テ、下水課長ヲ主任トス、而シテ之カ區域ヲ三分シ、隅田川以東神田川以北ヲ道路局ノ整理區域トシ、神田川以南ヲ下水課ノ整理トス、目下電氣局並陸軍省ニ於テモ之カ整理ヲ爲スモ、本市ハ專ラ車道ノ整理ニ意ヲ注キ、車馬交通シ得ル程度ニ整理ヲ爲サントス、下水課整理區域ノ主任ハ金子高木兩技師ヲ以テス。

一、前記道路ノ整理ノ爲メ要スル器具類等ノ購買請求ヲ經理課ニ爲シタリ、勞力ハ齋藤助六ニ下命シ百人ヲ請求シ置キタリ。

一、大島町揮發油積込ノ爲メ今朝派遣シタル人夫(本部供給)十名直傭工夫(引卒者)一名午後十時大島町ヨリ到着シタリ。

一、本日在來下水道被害調査ニ出張シタル内ヨリ第五班、第四班、第二班、第六班ヨリ別紙ノ通リソレ〳〵被害ノ程度調査報告アリタリ。(第一回分)

一、舊青山練兵場内ノ避難民收容所ヘ移轉事務ノ爲メ吏員以下約十名從事收容所ニ當日ヨリ勤務セリ。

九月九日　本日ヨリ道路整理ニ着手課長並金子、高木兩技師外從事ノ爲メ出張。

二、和泉町停留所ヨリ排水用噸筒ニ使用スル揮發油五鑵請求アリ給理課ニ請求交付ス。

一、非常災害ニ付給與ニ關スル通牒アリ右通牒ニ基キ本員以下給料請求ノ調査

ニ着手。

一、佐々木技手ヲ衞生課ニ派遣シテ衞生材料ノ配給ニ當ラシム。(八日九日ヨリ)

一、道路整理工事ニ關シ人夫必要ニ付齋藤助六ト毎日三百人位ツヽ供給スヘキコトノ契約締結ヲ經理課長ニ照會シタリ。

一、前日請求シタル道路整理ノ一部經理課ヨリ受領シタリ。

一、道路整理避難者收容所用材ニ從事セルモノ以外當課職員ヲ二分シ二十四時間交替ニテ出勤セシメルコトヽ爲シ、之ニ關スル内規ヲ定メタリ。

九月十日　厩橋養屍投棄場ヘ噸筒据付工事用材料集中及運搬ノ爲根岸技師外九名出張ス。

一、四谷區南町家屋危險ニ付至急取除キ方申出アリタレハ、人員手配ヲ爲シ出勤セシムル樣原課長ヨリノ命ニ依リ四村技手外十五名程派遣セシメタリ。

一、芝浦當課貯藏材料中陸軍請求ニ依リ拂出スヘキモノ整理ノ爲吳服橋出張所勤務東工手田家工夫ヲ芝浦ニ差向ケ、河港課出張所梅田所長ノ指揮ニ屬セシム。

一、四谷區南町八十二番地先石垣崩壞個所取除工事ヲ終了シタリ。(午後四時)

一、路面整理用「ハンマー」其他工具調達竝裝作方三河島出張所長ヘ下命セリ。

一、三河島出張所ヨリ汚水ノ濾過ハ不完全ナラ應急施設ノ下ニ支障ナカラシムルモ、各淨流排出ハ目下不可能ナル旨報告アリ。

一、内務省西大條技師來所今後ノ都市計畫上下水設計圖必要ナル旨申出ニ付第三期事業地域分ヲ交付シ、第一、二期分ハ搜査ノ上明日交付スヘキ旨告ケタリ。

一、馬渡助役ヨリ瓦斯發物ニ關スル報告方示達アリタルニ依リ、大富橋外四橋應急工事ノ際使用シタル用材ヲ瓦斯發ニ準スルモノトシテ報告シタリ。

一、午後一時半ヨリ課長道路整理狀況視察ノ爲メ日本橋、京橋、下谷、本所、深川方面ヘ出張ス。

一、馬渡助役ノ通牒ニ依リ、當課福災者職氏名等取調十三日迄ニ報告ヘヽ旨各掛長出張所長ニ通達ス。

一、本日道路整理ノ爲メ派遣シタル人員原課長外六十二名ナリ。

第一篇　應急措置　第五章　東京市の活動

九月十一日　芝橋ヨリ芝浦下水課材料置場ニ至ル間、道路修繕ノ爲メ、石原技手ヲ派遣シ、人夫七十名ヲ引率シ之カ經營ニ任セシメタリ。

一、自九月八日至九月九日事務概要ヲ報告シタリ。

一、木村雇人夫一名ヲ引連、下水道關係被害個所ノ寫眞撮影ニ出ス。

一、芝浦陸揚場ヘ大島町積込ガソリン陸上ノ爲出張シタル奥村雇ヨリ、五〇〇箱(一、〇〇〇鑵)、十一日午前ニ五九九箱(一、一九八鑵)到着ノ旨報告アリ次テ芝地雇ト交替セシメタリ。

一、機械掛根本技師ヨリ糞屍投棄所噸筒据付ノ件ニ付調査スルモ、第二期工事現品使用ノ處接合ノ具合惡シク、三河島工作場ニ於テ手直シノ上完成ノ見込ナリト報告アリ。

一、本日道路整理ノ爲派遣シタル人員、原課長外九十二人ナリ。

九月十二日　糞屍投棄場噸筒修理ノ件ハ、其後附屬品ヲ三河島工作場ニ於テ手直シノ上「エンジン」ヲ解體組立、試運轉ノ結果、送水成績良好ナルヲ得タルニ依リ、衞生課ニ引渡シタリ。

本市下水道第二期工事第十分區材料置場トシテ借用シタル三菱銀行ニ向テ右側ノ内、二千坪ヲ東京府ヨリ應急救護所用地トシテ借用方申出ニ付之ヲ承諾シタリ。

一、芝浦出張中ノ揮發油受領係吏芝地雇ヨリ揮發油殘品(五百二十五箱)ハ、本朝ニ至ルモ未着ノ旨通知アリ。

一、建築材料配給ニ關スル事務ヲ當課ニ於テ處理スルコトヽ爲シタルニ付、之カ準備ニ着手シタリ。

九月十三日　本月七日以來青山外苑ニ收容シタル罹災者救護ニ關シ、外村事務員ヨリ收容所ノ設備及經過並其成績極メテ良好ナル旨報告アリ。

一、淺草出張所長ヨリ第一期區域内ニ關スル被害ハ、大體ニ於テ被害少ク幾分龜裂破損ノ箇所アルノミナリト報告アリ。

一、臨時建築用材料配給ニ關シ、專門的智識ヲ有スル元山林技手安藤得美外一名(西田某)ヲ囑託員トシ、之ニ關スル事務ニ從事セシムルコトヽシタリ。

九月十四日　建築材料配給係トシテ武田正次郎内田隆治ノ二名ヲ臨時囑託ト爲

シ、本日ヨリ執務スルコトヽシタリ。

一、大正十二年度歲出豫算執行止ニ關スル訓示アリタルニ依リ、各掛長各出張所長ニ通シタリ。

九月十五日　青山外苑救護所外村事務員ヨリ救護事務ヲ道路局ニ引繼方交渉ノ結果、兩三日中ニ同局ニ一切ヲ引繼、當課ハ全部引揚ラルコトヽシタリ。

一、建築材料配給係事務分擔左ノ如ク定ム。

本部　北林主事、高橋技師、片岡事務員外數名

隅田川配給所　武藤技師、工藤技師外十數名

新宿驛配給所　久保技手、梅津技手外十數名

濱町公園及築地明石町配給所　山形、山田兩技師外十數名

本所錦糸堀配給所　西村、小野寺兩技手外十數名

にして、其各方面に活動したるの狀況以て想ふべきなり。

下水、被害の應急工事は、左の如し。

大正十二年十一月末日狀況

牛込區在來下水震災應急施設工事は、十二年九月十八日着手、二十二日竣成本鄉區西片町より小石川區富坂町に至る地先在來下水渠震災應急施設工事は十月十日着手、十九日竣工。

小石川區、牛込區方面在來下水渠震災應急施設工事は、十月十二日着手、二十四日竣工。

麹町區、神田區、本鄉區方面在來、下水渠震災應急施設工事は十一月四日着手、十九日竣工。

赤坂區內在來下水震災應急施設工事十一月五日着手、十六日竣工。

日本橋區魚河岸附近震災應急施設工事は、十月二十六日着手、二十八日竣工。

京橋區本材木町河岸より城濠河岸に至る附近在來下水渠應急施設工事は、十一月七日着手、十七日竣工。

麻布區內在來下水渠震災應急施設工事は、十一月十五日着手、三十日竣工。

日本橋區本材木町河岸より城濠河岸に至る附近在來下水渠震災應急施設工事は十一月十七日着手、五分六厘の工程に在り。

牛込區方面在來下水渠震災應急施設工事は、十一月十六日着手三分三厘の工程に在り。

小石川區音羽町方面在來下水渠震災應急施設工事は十一月二十六日着手、工程二分五厘に在り。

日本橋區綠河岸及元柳原河岸より神田區柳原河岸に至る附近の在來下水渠應急施設工事は、十一月二十八日着、工程一分五厘に在り。

芝區、京橋區方面在來水渠震災應急工事は、十一月一日着手せるも、灰燼運轉のため、十一月十五日より工事を中止し、工程八分五厘に在り。

淺草區、下谷區方面雨水幹線開渠應急施設工事は、十一月十日着手し、二十九日竣成す。

大正十二月後の狀況

日本橋區蠣殼町附近在來下水渠震災應急施設工事は、請負とし、大正十二年十二月二十七日着手、十三年一月四日竣成す。

麻布區天現寺方面在來下水渠震災應急施設工事は、請負にて十二年十二月六日着手、二十五日成る。

淺草區山谷方面大下水震災應急施設工事は、同く請負にて十三年三月三十一日着手し、六月四日竣成す。即ち最後の應急工事なり。

本鄉區湯島新花町三十五番地震災應急施設工事は、請負にて十三年一月十一日著手、二十日成工。

小石川區原町十三番地及猫俣橋附近在來下水渠震災應急工事は、十三年一月二十一日着手、二月九日竣成。

本所區太平町一丁目より柳島橫川町橫十間川震災應急施設工事は、請負にて同く十三年一月二十一日の着手、二月二十五日の竣工なり。

日本橋區大傳馬町附近在來下水震災應急施設工事は、請負にて十三年一月二十七日着手し、二月十六日成る。

京橋區、日本橋區の一部在來下水渠震災應急工事は、請負にて十三年一月二十一日着手、二月六日竣工。

四谷區在來下水渠震災應急施設工事は、請負にて同一月二十二日着手、二月十二日竣工。

深川區齋藤網震災應急施設工事は、請負にて同二月十五日着手、二十九日竣工。

牛込區柳町方面四谷區坂町在來下水震災應急施設工事は、請負にて二月九日着手、二十四日竣工。

木所區南割下水被服廠前大下水震災應急施設工事は、請負にて三月三日着手、二十五日竣工。

麻布區富村町在來下水渠震災應急施設工事は、請負にて二月二十五日着手、三月十五日竣工。

麹町區在來下水渠震災應急施設工事は、請負にて三月八日着手、三十一日竣工。

淺草區東町地先在來下水渠震災應急施設工事は、請負を以て三月二十五日着手、三十一日竣工。

麹町區方面在來下水渠震災應急工事は、直營を以て一月八日着手す、十八日竣成す。

本所區方面在來下水渠震災應急施設工事は、直營を以て一月十九日着手、二月二十二日落成。

淺草區、下谷區方面在來下水渠震災應急施設工事は、直營を以て二月十六日着手三月十六日竣成。

深川區、本所區方面在來下水渠震災應急施設工事は、亦直營にて三月十七日着手し、三十一日竣工す。

(六)　燒跡整理

灰燼整理は、道路局に於て、九月九日震災區域を三分して、陸軍應援の下に取敢へず路面の整理を爲し、道路に於ける障碍物、電車殘骸、架空線等を除き、灰燼を片付け路面を修理清掃し、並に樋門を修理し、十月二十日までに車馬の單列又は併列通行を可能ならしめたるが、此等は其實路面の一部を取片付けたるに過ぎざるを以て、猶殘存せる灰燼、瓦礫等約七萬五千坪を一時河岸まで搬出するため、整理隊を三班に分ち、區域を定めて之に着手す。所謂三班は

班名	區域	着手
第一	日本橋、京橋區、本所、深川區	九月二十七日
第二	淺草、下谷、神田、本鄉、小石川區	〃
第三	麹町、四谷、赤坂、芝區	九月二十八日

にして、九月二十七日着手し、同月內に第一班は、車馬二九七輛、自動車四輛、計三〇一輛、常備人夫三三九人、臨時人夫一、四三三人、計一、七七二人を以て灰燼四〇二立坪五三〇、第二班は、馬車七八五輛、自動車六輛計七九一輛、常備人夫五九八人、臨時人夫一、八五九人、計二、四五七人を以て、灰燼四六九六坪六〇、第三班は、馬車二六二輛、常備人夫九一人、臨時人夫九八六人、計一、〇七七人を以て灰燼二四坪立坪二八〇を運搬整理したるを初めとし、第一班は十一月十日、第二班は、同十九日、第三班は同三十日までに、計五四、七五七立坪の運搬整理を爲したり。

名稱	單位	第一班 自九月二十七日至十一月十日	第二班 自九月二十八日至十一月十九日	第三班 自九月二十八日至十一月三十日	計
灰燼立坪		一八、二六三	二三、〇〇四	一三、四六九	五四、七五七
馬車輛	九	七九	一〇、四八九	三、七一〇	一四、二六九
手車〃	二六、三〇一	二六、三二四	二三、四九四	六七、三二九	
勞働者人	二八、二〇七	三〇、九二九	三四、一三二	九三、二六七	
〃	四、二九七	六、〇四四	八、八五六	一九、一九七	
直傭人	六六九	九	三	一、七二一	
自動車臺	二一九			二一九	
鍋トロ〃					

而して燒失地域內宅地上の灰燼は、五十萬圓を計上して、區域を五方面に分ち、之を請負工事に付し、乃ち

方面別	區域	請負者	契約月日	契約金額	摘要
第一方面	芝區	福澤桃介	十一月五日	三九五、〇〇〇円	水陸運
第二、三方面	京橋區	鈴木辰五郎	〃	四〇〇、〇〇〇	〃
第四、五方面	日本橋區	株式會社橋本店	十一月十日	一、三八〇、〇〇〇	〃
第六方面	淺草、下谷、神田、麹町區各一部	橋本組工業合資會社	十一月五日	坪當單價二、四〇円	陸送
第七方面	神田、本郷、小石川、麹町區各一部	齋藤助六	〃	二四〇、〇〇〇	〃

の契約を締し、九十日間に灰燼全部の搬出を了し、十三年三月二十五日までに之を本所、深川其他の指定地へ運搬せしむる事とし、內第六第七方面は、河岸地搬出作業に止め、水運は河港課の手に委し淺草、下谷の殘部は區に委託し、赤坂、麹町區の一部並に溝渠浚渫は、直營を以て併行せり、同時に市民の左の如く告示す。

東京市告示第二百五十七號

震災區域ニ於ケル宅地內ノ灰燼搬出方、左ノ通之ヲ定ム。

大正十二年十一月十日　東京市長　永田秀次郎

一、灰燼搬出ヲ要スルモノハ成ルヘク搬出ニ便利ナル通路ニ接近シタル各自數地ノ一隅ニ堆積シ不用ノ旨ヲ標示シ置クベシ。

一、前項ノ灰燼ハ大正十二年十二月十日迄ニ之ヲ堆積シ置クベシ、同日以後ニ係ルモノハ市ニ於テ運搬ヲ爲サザルモノトス。

一、運搬ヲ要スル煉瓦、壁其ノ他ノ破片ハ十貫目以下ノ小塊ニ破碎シ置クベシ。

河港課に在りては、災後引續き浚渫土運船を利用し各枝川の障碍物を除去し、灰燼運搬を爲し、航路の整理を爲せり、即ち

起工別　運搬灰燼量　運搬延船數　摘要

灰燼船運搬	一八、三四、八六坪	約七、九二〇	
第二次灰燼船運搬	二、四〇二、五三	約一、四四	木灰燼ハ主トシテ神田、小石川區方面ノ者ニシテ本所深川區ノ地盛用ニ供給ス
灰燼運搬	一六、三五一、二	約一、二五	
但シ、一部ヲ請負トス。			

而して之が工費及工程は、十三年十一月末現在の如し。

工事件名	金額	工事件名	金額
灰燼運搬工事	三、三、四〇〇円	竣功	灰燼整理並船運搬工事	三五、〇〇〇円
灰燼第二次船運搬工事	一六、一〇〇 〃		

〔參考〕大正十三年四月十一日に於ける土木學會に於ける竹內技師（季一、工學博士）の講演中、灰燼處分に關する條を、土木學會誌より抄錄す。

大震災直後、燒跡區域の路上には煉瓦、瓦、土、石、家具、什器の燒殘、鉄力板の類、其他の灰燼が、路上に散し、路傍到る處に山積となり狹い街路にては、通行し難い程度に堆積して居りました、九月四、五日頃になりますると、罹災者がぼつ〳〵各自の燒跡取片付に取掛るものが多くなりまして、灰燼を道路上に持出し、益〻交通支障の度を劇しくするものと成つて參りました、一方に於て路面整理をやつて居るに拘らず一方には支障物が澤山に上に放棄せられて大に困ると云ふ事になつて、一日も早く灰燼の處置方法を定めなければならぬことゝなりました。

灰燼處分を行ふに當つて第一に起た問題は一體此灰燼の總量は何程あつて、之を如何に處置すれば良いかと云ふ事と共費用をどうするかと云ふのでありました。

灰燼の量を推算するにも、何分區域は極めて廣く、且其區域の部分的灰燼の數量には非常に差違がある、從て正確なる數字を得ることは仲々出來ない、夫れで仕方がありませぬから、諸方面に於ける灰燼の厚さを試測し之に各地域の狀況を參酌して推定することゝ致しました、其時の推算によれば、大川以西十一區の燒失面積（以下面積は何れも道路面積を控除す）は約 6,195,000 坪にて、共區域の灰燼總量は約 835,510 立坪、大川以東（本所深川）の燒失區域面積は 3,832,000 坪にて、共區域の灰燼總量は約 383,1000 立坪ありものと成りました、簡單に云へば燒失總面積は 10,027,000 坪にて、灰燼總量は約 1,218,000 立坪即燒失面積は約 10,000,000 坪にて灰燼量は約 1,200,000 立坪位であらうと推したのであります、此內本所、深川兩區の分は其地にて處分せらるゝのでありますから、大川以西燒失區域の灰燼約 800,000 立坪に對し處分方法を考へなければならぬ事になりました。

猶此 800,000 立坪の灰燼を如何に處置すべきかと云ふ問題でありますするが此場合此灰燼を出來る限り多量に本所、深川兩區に運搬し兩區の地上に利用するも一方法であり又此灰燼を出來る限り大川以西の燒失區域の低地又此各居住地の地盛りに利用し他に運搬しなければならぬ丈けを江東方面の地上げに利用することも其一の方法でありまず、前者によれば直に可なり莫大なる費用を要する代りに江東の地上げが大分に出來る後者によれば差當り前者程費用がいらない代りに江東方面の地盛りは前者程出來ないことになります。

此問題は市として重大なる問題でありますので容易に確定しなかつたのですけれど今回の如き大變事に際して帝都の復興を促進する上に於て此灰燼を或程度迄市の負擔で處置することは止むを得ざる事であると云ふこと丈けは定まりましたので不取敢各罹災者が道路上に灰燼を持出すことは早く止めなければならぬゆえ九月十三日から各方面に吏員を出し路面上に灰燼を放棄しない樣に說

かしめ第一報の如き墨印刷宣傳ビラを 2,000 枚程作りまして十四日に諸所に貼附ける事にしました、當時丸ノ內以外に殘留燒物極めて少くバラックも尙ほ一向出來て居らない爲めビラを張る場所がなくて困りました、多少の燒殘りは塀、柱類もありましたが色々の紙が貼つてあつて之に貼附けても宣傳ビラが一向目立たない、然し何物も無い處よりは幾分良ろしい、此樣な便宜がない場合では仕方がありませんから灰燼又其他の物にて小高くなつて居る處に人目に付き易き樣石杯にて押へて置く外ありませんでして、處が當時は再三暴風雨が襲來して折角のビラも忽ち大部分何處かへ往つてしまひました夫れに更に同一文句の赤刷宣傳ビラを 20,000 枚作りまして九月二十日諸方面に貼付け極力此宣傳に勉めまするとと共に道路局內及各區役所に灰燼に對する相談所を設け灰燼の處分方法に就て一般の人々の相談に應ずることに致しました。

此宣傳を行ふに當りまして最も困たのは灰燼一時置場を何處にするかと云ふ事でありまず、宣傳部にて各自の番地內に灰燼を取付けて置いて呉れと云ふものゝ共片付をする餘地のない人もあらうし共人に對しては適當なる搬出場所を指定しなければならぬ、そう

燒跡の灰、瓦、土等は道路や川溝に棄てず差當り各々敷地の一隅に片付けて置けば後から區役所で取纏めに參ります

一　尙ほ敷地內に置場のなき時は市役所內道路局か區役所に御問合せ下さい

九月二十日　**東京市役所**

でない以上知らぬ間に道路川溝などに灰燼を取捨てる様なことができる、是は警視廳と協力して極力防止しても仲々廣い區域の事とて充分に監視を行屆かせることは到底六ケ敷い。

此灰燼處分に當りまして路面とに堆積してある灰燼は何人が放棄したのか分らないのであるから之を其附近の民地へ再び入れるとも云ふ事も出來ませぬ、何處かへ一應片付ける事としなければならぬ然るに其片付場所を何處にすれば良いか或は外濠或に枝川の一部を一時埋立て徐々に之を掘つて他に運ぶことゝすれば一番容易く且速に灰燼の始末を附け得るかも計られないが當時已に各枝川には種々の物資を運搬する舟が頻繁に往來して居る從て之を埋立てゝは其交通を阻害することゝなる、從て之も出來ないされば止て他に之なら總ての點に於て差支へのない場所の見當も附かない、夫れで一面燒跡區域内にて一時灰燼置場として借受け得る土地を極力捜すと共に市有地であつて市民に賃貸してある河岸地を一時灰燼置場として使用する外ないと云ふ事にしまして直に諸官衙、會社、個人の所有に係る土地にて借して貰ひたいと思ふ土地を調査し其方に依頼に人を遣り又一方河岸地の賃借權利者に對して河岸地を一時灰燼置場として使用するゆえ借地内の私有物の整理をして貰いたいと新聞廣告をなし玆で愈ゝ一時灰燼置場が定まりました此處置は河岸地の權利者に對しては誠に氣の毒でありまするが東京市の復興促進と云ふ大局上の必要なる事業の爲め忍んで貰つた譯とて權利者から色々の申出でを聞きますと誠に氣の毒な方が澤山ありました、此樣な譯で灰燼を一時置く場所も定まりましたので若し自分の敷地内に片付け置く餘地のない人々には申出により當方から最前の置場を指定し其處へ運搬して貰ふ事に致しました。

此の如く致して居る内に道路上に追々澤山の灰燼が放棄せられるので一日も早く整理に着手しないと交通上の支障を來すことになりまするので已に道路上にある灰燼量を約 25,000 坪と見積り之を附近の河岸地及其他の置場に運搬し其内 10,000 立坪丈けは更に水運によりて江東方面に運ぶ計畫を樹て其の經費豫算を金 875,000 圓と豫定し九月二十二日市參事會の承認を受け愈ゝ整理に着手することになりました。

夫れで大川以西の燒跡區域を三大區に分ち各區に技師を班長とせる班を配置し之に當りました、第一班を京橋區及日本橋區、第二班を下谷區、淺草區、本所區、小石川區及神田區、第三班を麹町區、芝區、赤坂區及四谷區を擔當し運搬作業は罹災者に職業を與へる目的とて全部直營となし運搬用馬車及牛車の一部は請負人より單價契約により供給を受けました。

灰燼整理を直營で施行する事に致しました就て其運搬具及ショベル其他の道具をどうするがと云ふことにも大に困りましたが幸に道具は大部分陸軍から借入れ又は市内にて購入することが出來ましたので牛車は約 1,500 輛計り新造し又借入をなしてどうやら間にあつたのであります。

當時灰燼運搬方法として路面上に輕便線を行ひたならば仕事も迅速にて工賃も安く上るだらうと考へられるのでありましたが何分主要路上には電車軌道が敷設せられてあつて其運轉開始もそう手間取らないことになつて居る從て之れと平面交叉して軌條を引く譯にゆかない、從て仕事が餘り有利に行かないと云ふ事情があつたのであります、夫れで大體に於て馬車及牛車により銀座通及日本橋通其他電車の開通迄に相當時日があつて輕便線を敷設する方が都合の良い處丈け輕便線を利用しました。

灰燼處分を開始しました頃には未だバラック建築もなく其他總ての事業は中止の狀態になつて居りましたので各方面から勞力に從事したいから使つて呉れと日に幾組となく申込がありました、然し罹災者に機會均等に職を與へるのを主なる目的の一として居りましたので勞力は一切當市中央職業紹介所の委託によることゝしました總ての申込の人には總て其方に話して貰ふことゝしました、只其以外に警視廳の申込により鮮人を一日 180 人位使ひ成績は極めて良好でありました。

自由勞働者は市内各所に設置せられてある職業紹介所にて到着順に必要數を採用し灰燼運搬作業現場員に引渡し作業時間を午前七時より午後五時と迄なし作業了れば現場員の使役證明書を受取り之を紹介に提出し引換に賃銀を受くることゝしたのであります。自由勞働者は九月二十七日から今日尙繼續使役して居りますが二月二十四日迄に延人員 131,757 人使役し一日の最大使役數 2,644 人でありました。

斯の如くして差向き至急を要する路面との灰燼運搬作業を開始し之を施行致すと共に一方に當地内の灰燼を如何に處置すべきかを種々研究し其財源に就ても種々考究せられました處結局政府から金 500,000 圓の低利資金を借受け得る見込が付きましたので其範圍内にて出來得る處分をすることになりました。

第一回調査後更に諸方面に亘りて灰燼數量の調査を致しました處此間に再三大雨のありましたる結果其數は前回より減じ大川以西の分は約 600,000 坪位と見積れました、夫れで此灰燼を大川以西に於ても出來る限り埋立、地上げ及敷地均らしに使用する方針をとれば大體に於て約 200,000 坪位を他に搬出すれば大川以西の整理が出來ると見込が立ちました、是に於て已に施工中の直營處分

15,000 の又坪と當地に殘つて居る分とを合せ 200,000 坪を整理する爲め金 5,000,000 圓の灰燼整理費を十月十二日の市會に決議をするに至りました。

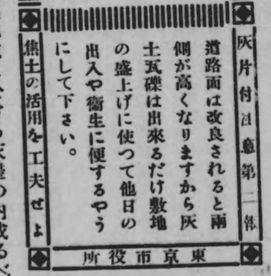

上述の如く大川以西燒類地域に於ける灰燼の内成るべく多く其地域内にて處置する必要が起りましたので更に十月十七日第二報の如き宣傳ビラを 20,000 枚諸所に貼付し又各區長より區民に上述の趣旨に充分諒解して貰ふ樣助力を賴み一方各區に於ける運搬を要すべき灰燼量に對し前二回より一層精細なる調査を行ひまして立案の基礎を作りました、夫れで結局運搬を要する灰燼量を約 200,000 坪と見積り之を三箇月間に河岸地及市に指定灰燼置場に運び更に其後三箇月間に其灰燼を江東方面及芝浦埋立豫定地等に運搬することゝ致しました。200,000 坪と云ふ大量の灰燼を雨雪の日數を論ぜず三箇月に運搬すると云ふ事は仲々容易のことでありませぬ、其上仕事の性質上どうしても之より長期に渡ることは好ましくない出來得るならば暮の賣出の初まる迄に繁榮なる街路丈けなりとも奇麗にして仕舞ひたかつたのであります、其處で從來の如く自由勞働者のみ使役して直營でやつて居つては能率も上らず經費も多く懸り然かも豫定計畫の如く整理を進捗せしむること

は出來ないと云ふ處から之を請負に附することに致しました、けれど全部を請負に附し日々約 3,000 人程を使役して居つた自由勞働者の使役を一時に停止することは面白からざることでありますので特に麹町、赤坂、下谷、本郷等の一部を直營にて從來通り自由勞働者の手にて施行し其他の部は全部請負工事となし請負者には出來る丈け自由勞働を使ふ樣依賴致す事にしました。

偖大部の灰燼運搬を請負に附することに決定しまするとと同時に考究すべき問題は請負に附するには何の樣な方法でやれば總ての點に都合が良いかと云ふ點でありました、灰燼は充分廣大なる區域に散在し其數量も多額である上請負金額も可なり多額に上る仕事でありまするから全區を適當の數區劃に分ち各區劃を別の請負者の請負に附し競爭せんことになし之に就て請負方法に關し種々、研究致しました。

第一は運搬物の數量を正確に決定することが出來ない、何れにしても推定の上に豫想しなければならぬ、其れで人車舟積にて個數拂とすれば宜しき樣でありまするが其監督が容易でありませね上而し其宜しきを得ざる樣のことがあれば非常に不利益を蒙る恐れがある又現所にて一々山を測り其坪を定めて行くも一方法でありまするが一定の場所に一定の數量のものゝある場合には此方法は良いかも知れませぬが宅地內の灰燼量はさう一時に山に累積して異れるかどうか分らぬ又路傍及宅地內に累積しある灰燼量を一々測定して行くと云ふことは極めて煩雜であつて然かも正確なることを得がたい、斯樣に種々研究致しましたが何れも一得一失ありて困りましたが結局各分劃區に於ける灰燼量は請負者側にて推定せしめて全部を運んで幾許と云ふ總金額契約とすることの總ての點に於て市に最も利益になると云ふことになりました、其處で尙ほ一度全市の灰燼量を精査し其個出に基き全區域を七區に分割し一區毎に數人の請負者を指名し競爭入札を行はせました十月二十七日初回の入札を執行致しました處其結果着しく豫定格を超過しました、それで更に請負者に再調査をなさしめん十月三十日に再入札をやりました、尙ほ豫定價超過で落札がありませんでしたので遂に最低入札者と隨意契約を結ぶに至りました、只第六區のみを市と請負者との間の灰燼量の見込が餘り懸隔があつてどうしても總金額契約が出來ない爲め遂に單價契約を致しました。

之が請負に附するまでの大體の經過であります。

直營施行區域の內下谷、淺草の一部を其後區の希望により一月十九日から夫れの區に施行を委託致しました、斯の如くして請負契約致しましたので第三報の如き宣傳ビラを諸所に貼付し電車內の廣告及新聞廣告をなし一般に注意を促しました。

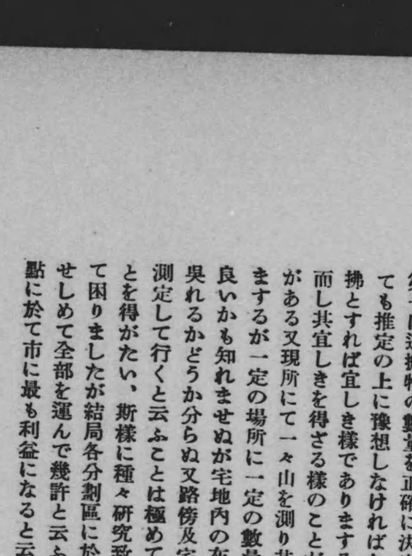

此仕事は普通の土工等とは異つて今迄例のない事でありましたので前揭書の作製には可なり苦心を要しましたのであります、其內二、三のことについて申上げて置きます。

第十條、灰燼は道路（鐵路を含む）上及宅地內に存在するもの並に市の指定する場所にあるものは之を運搬すべし但上記灰燼にして宅地內に在るものは十二月十日迄に宅地內の一隅に集積したるものに限ると云ふことゝ記入致しましたのは私人の宅地內の灰燼は矢張各私人の私有物でありまして勝手に之に觸れる譯に參らぬのであります、從て各市民に各宅地內の灰燼整理時期を制限しないと請負期限を定めることが出來ませぬ、夫れで第三報の如き廣告をすると同時に此條項を加へたのであります。

此仕事は復興促進上一日も早く進捗せしめたい從て出來得る限り期限より早くやらせたいと云ふ必要がありましたので契約期限內に工事を竣工したる者には請負金額の $\frac{2}{100}$ を賞金として交付し契約期間に竣工しなかつた場合には延滯日數一日に附契約金額 $\frac{2}{1000}$ に相當する違約金を徵收することゝ致しました。

契約が成立しました後各請負者は直に準備に着手し順次作業を始め車馬及舟を各地より集め工程進捗を計りましたる結果幸に何れも豫定期限內に竣工致しました。

第一方面　芝區　十二年十二月二十六日竣工
第二、第三方面　京橋區　十三年三月二十五日竣工
第四、第五方面　日本橋區　十三年三月二十日竣工
第六方面　神田區、下谷區、淺草區、麹町區の一部　十三年一月三十日竣工

第七方面　神田區、本郷區、小石川區、麹町區の一部　十二年十二月三十日竣工

直營灰燼整理及委托作業も昨年內に大約竣工し僅に直營の一部のみ施工中であります。

斯くて一時八ケ間敷かつた灰燼も漸く街路及宅地より一掃されました目下宅地又は道路上にあるものは第三報に示す期限十二月十日餘り更に搬出致しましたるものにて之れは自己處分するか若くは指定の河岸地又は置場に運搬すれば市にて適當に處分することになつて居りました。

今回の灰燼處分によりて本所深川兩區に運搬致しました灰燼量は正確なる數でありませぬが約 100,000 坪位であります。

今尙未整理になつて居ります神田川邊其他諸所にあります灰燼は概ね西堀留川の埋立に用うる筈になつて居ります。

終に鐵屑の處分でありまするが灰燼中に混入してある不要の鐵板其他の金物類は灰燼着手前製鐵所に於て製鐵所の方に引取りたいと希望せられましたので同所に委ねました、同所に於ては本市の鐵屑類取纏め方一切を鈴木商店代理英商會に請負とせられましたから本市に於ては灰燼中から鐵屑類を撰別し河岸其他指定置場に集積することゝ致しました、然るに英商會の鐵屑取纏作業が遲々として進ます灰燼も已に整理されましたる今日尙河岸等に鐵屑が山をなして居る處があるので一方英商會を督勵し、直に搬出せしむると共に別に直營にて深川平久町に運搬して居ります、從て尙整理完了に到りませぬ然し之を遠からず完了の見込であります。

（七）公園墓地修理

公園は愛宕、數寄屋、坂本、蠣殼、淺草橋、下谷、絲町、深川諸公

園の全部、麴町公園の一部燒失し其他公園避難民收容、罹災者救護用に之を使用したるため多大の損害を被りたるが、公園課に在りては、當時救護部に屬して專ら救護事務に從事するの一面公園中の被害の少なきものより次を以て復舊するを方針とし、將來の改良擴張をも顧慮して事に從ひ、十一月には、

四谷公園　男坂沿石垣並に混凝土壁崩壞個所、下水土留、廣場沈下個所(三分ノ一五寸沈下)の復舊。

芝公園　土留、橋梁を復舊し、燒跡灰燼整理を了す、他は次年度復舊するの計畫。

日比谷公園　入口門柱、藤棚の復舊を了す、他は次年度施行の計畫、

淺草公園　藤棚、照明復舊、灰燼の整理を了す、他は次年度施行の計畫。

今戶公園　便所の假復舊を爲す。

橫網公園(安田邸跡)　灰燼整理濟。

深川公園　藤棚復舊、灰燼整理了、他は次年度。

井ノ頭恩賜公園　橋梁、池緣、藤棚復舊濟、他は設計中。

にして、引續き銳意復舊に努めたが、大部分罹災者のバラック在るため、豫定の施設を爲す能はず、支障なき者のみ一部復舊施設を加ふ。

芝公園水泳場は、復舊並に改良施設を爲して十三年七月上旬竣工す。

皇太子殿下御成婚記念として十三年二月一日市に下賜せられたる芝離宮邸園は、一部復舊施設を加へて、四月一日より制限公開す。

日比谷及新に御下賜ありたる上野公園内所在假露店を撤去整理し、芝公園は之が手續中に在り。

史蹟名勝天然紀念物亦修理に着手し、大塚先儒墓所周圍板壁の破損を修理し、震災に破損したる窘乃木邸の復舊工事を爲せり。

墓地は青山谷中雜司ヶ谷染井龜戶各共同墓地、皆若干の損害あり、元寺院境内の共葬墓地中、京橋、芝、赤坂、本鄕、下谷、淺草、本所、深川各區に於ける四百八十七箇所、十萬一千九百四十七坪餘はそれぞれ損害を破りたるが、課は管理墓地の復舊に努む。

道路樹は復興計畫に基き街路の幅員弘擴すべき分は、該工事の竣成を待ちて植樹を實施する事とし、擴張計畫に觸れざるもの丶み、十二年度より再植に着手す。

街路照明は被害二百五基全部は、十二年十一月に復舊せり、橋梁照明は、震火災に失ふ所三百九十基、何れも橋梁の假設と伴ひ、架空線に依り引込を爲し、亦全部を復舊す。

公園墓地の建物中、大正十三年七月までに建築課の施工したるもの左の如し。

日比谷公園奏樂堂新築木工其他工事	三月十五日——六月八日
日比谷公園奏樂堂壁其他工事	四月二日——五月卅日
湯島公園圖書館移轉工事	三月八日
芝公園水泳場更衣所其他新設工事	六月十八日——七月末日
日比谷公園便所新築及移轉工事	八月十六日——九月廿四日
芝公園水泳場更衣室增築工事	八月四日——八月六日
多摩墓地葬儀場及待合所新築工事	三月十七日——八月十二日
龜戶共葬墓地管理者詰所改築工事	四月廿六日——五月卅日

第五目　經理部事務處理

(一)　經理處務

經理上の事務は、市經理課之に當り、課は臨時に分掌を定めて、庶務掛一切ノ記錄並ニ他掛ニ屬セザル事項。

購買掛　救護用物品材料ノ購買ニ關スル事項、

倉庫掛　物件及食糧品ノ保管ニ關スル事項、

炊事掛　吏員以下傭人ニ對シ炊出給與ニ關スル事項、

一、供給掛　食糧品其他ノ出納ニ關スル事項、

一、自動車掛　車馬ノ屬上並配給ニ關スル事項、

一、配給掛　救護物品材料ノ配給ニ關スル事項、

の七掛を設け、之を甲乙兩組に分ち、交互徹宵勤務を爲せり。

這回の震災は實に未曾有の大災にして、市内の大半烏有に歸し、救護物品意の如く購入する能はず、其初や實に

九月四日正午までの取扱狀況

一、炊出　炊出を給與したるもの　一萬二千人

一、前渡金にて物品購入　價格三千二百二十圓

内譯

薪石油類	五百五十圓
食料品	百十圓
筆墨用紙類	三百二十圓
燃燭種油類	三百圓
モビール	百圓
蓙	三百圓
遺骨箱製作材料	千圓
大工道具	二百五十圓
亞鉛板	百圓
衞生材料	百三十圓
雜品	六十圓

一、借上物品

荷馬車	二輪車	六輛	
同	四輪車	三百輛	
貨物自動車		五輛	

一、傭入　十名

自動車運轉士

一、食糧品供給(陸軍省より)

四斗入白米　五俵

パン　四十二箱

牛鑵　八箱

九月五日より十日までの取扱狀況

一、炊出　延五五、三二三人

一、物品購買其他勞力供給(但前渡金ニテ購買ノ分並支拂)　八八、三〇四圓五〇〇

内譯

二九、八四九、〇〇〇	円	自動車雇上料
二、四九七、〇〇〇		自動車運轉士給料
八、〇五四、〇〇〇		荷馬車雇上料
一六〇、〇〇〇		船舶雇上料
四七、七四三、五〇〇		諸材料其他購買代

一、船舶雇上員數

船舶	七艘	
荷馬車	延一、二六一軸	
自動車乘用	六二輛	
貨物	一二〇輛	
オートバイ	三輛	

一、自動車運轉士雇上　二五人

の如き有樣にて、一方に陸軍省に交涉して、軍用パン衞生材料等の分

一、輸上物品　十輛

一、物品購買其他勞力供給(但前渡金ニテ購買ノ分並支拂)　八八、三〇四圓五〇〇

内譯

二九、八四九、〇〇〇	円	自動車雇上料
二、四九七、〇〇〇		自動車運轉士給料
八、〇五四、〇〇〇		荷馬車雇上料
一六〇、〇〇〇		船舶雇上料
四七、七四三、五〇〇		諸材料其他購買代

一、船舶雇上員數

船舶	七艘	
荷馬車	延一、二六一軸	
自動車乘用	六二輛	
貨物	一二〇輛	
オートバイ	三輛	

一、自動車運轉士雇上　二五人

の如き有樣にて、一方に陸軍省に交涉して、軍用パン衞生材料等の分

與を受け一般救急材料蒐集のためには、隣接町村は勿論、遠く栃木埼玉千葉福島各縣に吏員を派遣し、購買方を當該縣廳に委囑し或は其他に於て直接購入を爲したり。

バラック建築用木材の如き、臨時救護事務局より配給を受けたるもの、外、北海道、愛知、靜岡各縣、大阪市等に購入方を電照し、又東京大林區署の讓與を受くる等、各方面の援助を得たり、釘、ボールト、亞鉛板、其他織物類は、市内斯業の商店の貯藏品を殆ど買上げたるも、到底所要の數量を滿たすに至らず、八幡製鐵所の供給を仰ぎ、一面大阪市長を介して購入を爲し、疊は門司市長の斡旋に依りて之を購入したり、又十月以降の第二次購買品たる、木材其他は北海道愛知靜岡の一廳二縣大阪神戸名古屋の三市に購買を依頼し、吏員を派して價格及輸送上の協議を爲し、以て萬遺憾なきを期したり、此等購入品の主なるは、バラック建築用の木材約六萬二千石を北海道より、約四萬石を愛知縣より、約三千石を仙臺市より購入し、東京大林區署よりは丸太材約三萬八千石、三井物産外三店よりは亞鉛板四十萬四千枚、千葉縣よりは杉戸一萬枚、空樽二千六百個、兵庫縣よりは空樽約八千個、大阪市よりは荷車千臺、ボールト一萬千九百本、名古屋市よりは荷車五百三十七臺、八幡製鐵所よりはボールト二萬五千五百本、鎹三百本、門司市よりは疊一萬枚を買入る。

而して運搬及作業上の敏活を期するため、自動車舟車馬等を雇上ぐるに就きては、市樞要の位置に募集廣告を爲し、幸に所定日時に其數を滿たすを得、救護事務の取扱上略遺憾なきことを得たり。

九月十一日炊出事務を地理課に引繼ぐと共に、建築課の人夫供給事務を課に引受け、乃ち倉庫掛供給掛を併せて配給掛と爲し、別に勞力掛を設け、又自動車掛を車馬掛と改む。

是より先人夫供給事務は、建築課之を主司し、九月一日より人夫の募集を爲し、一日及二日に大工十九名人夫百名嵩三名を雇上げたるを初めとし、八日正午までに雇上げたるもの、延數人夫三八八二人大工二一七人、各課への配給狀況は

課名	大工	人夫	配給所
經理課	二六	六九	荷物積卸、炊出
建築課	四六	一四一	青山芝浦方面
衛生課	二八	一七八	市内各所便所設置及大久保病院
地理課		一三七	芝浦配給所へ
公園課		二四	公園掃除
橋梁課	一一〇	二一〇	各所橋梁工事其他
其他		二五八	自動車配給貨物運搬の爲
計	一一〇	一、〇一七	合計一、二二七

なりしも、十一日課に勞力掛を設け、勞力に關する一切の事務を掌理するや、引續き各局課の所要人夫を直接公募し、四日より募集を中央職業紹介所に委囑し、尚一部は請負に付して諸種の勞役に配給したり、其數九月十二日より十四日までは

經理課使用大工人夫數

（配給司令部人夫ハ其所在地ニテ雇上ゲ司令部ニ引渡ス）

日	十二日	十三日	十四日
大工	一五四	一一二	八三
人夫 倉庫、陸上其他	一、〇〇二	八六三	八七一
人夫 死體收容	一五六	一四六	五〇
計	一、一五八	一、〇〇九	九二一

にして、十二月十五日勞力掛を廢止と共に、課自ら傭上を取扱ふ事となれり、九月十二日より十二月十五日までに同掛に於て取扱ひたる勞力傭上數左の如し。

勞力掛勞力傭上數（其一）

課局	學務課	社會教育課	文書課	社會局	衛生課	經理課
種別						
定傭人夫	一、九二七		八、三六	二七、三九一	一、〇六二	
人夫	一、四八二	八九四	四四	六、一四七	一〇、一四四	一、九六八
女人夫						
大工	六	六	六	二一	二七	
土工				一三五	八五	
石工				八五		
銅工				四	五	
鍛冶工						
煉瓦工						
死體收容人夫				四〇二		
塗工				八六		
雇				三五		
計	一、四八九	二、九六一	四五	一四、九二九	三八、七一六	三、〇三六
（其二）						

課局	建築課	商工課	道路局	車馬掛	水道課	河港課
種別						
定傭人夫	二、三二四	四、一三二	六四六	七九〇	五、三五五	
人夫	三、七一〇	四、六五六	一、九二二	四六五	一五七	四六
女人夫	二					
大工	六四四			七七	一	
土工					二四	
石工						
銅工				五		

課局	公園課	內記課	會計課	地理課	調査課	計
種別						
定傭人夫	九、五二〇					六一、四三三
人夫	七三五	一	一	五一〇	三	三一、八四四
女人夫						
大工					二	一、七八四
土工						二六〇
石工						八三
銅工						三
鍛冶工						一五
煉瓦工						八六
死體收容人夫						四〇三
塗工						三五
雇						五
計	一〇、二五五	一	一〇	五三	三	九六、九五一

又勞銀物價に關しては、市内一般の標準となり、其影響する所甚大なるを以て、常に深甚の注意を拂ひ、之が課査を怠らず、一方警視廳と策應して、其調節を圖れり。

九月十九日勞働賃金を定むること左の如し。

當所ノ勞働賃金其他來ル二十日ヨリ左記ノ通リ改定致候ニ付、爲御參考、此段及御通知候也。

記

一、大　工	一人一日	三・五〇〇	円
二、石　工	同	三・五〇〇	
三、人　夫	同		
常備的雜役人夫		一・八〇〇	
雜役人夫(公募)		二・〇〇〇	
並人夫(供給)		二・二〇〇	
土方人夫(同)		二・六〇〇	
苦人夫(同)		二・八〇〇	
女人夫		九〇〇	
四、鍛冶	同	三・〇〇〇	
五、船夫	同	五・〇〇〇	
六、荷馬車			
四輪車		九・〇〇〇	
二輪車		七・五〇〇	
七、荷車	一臺	三・五〇〇	

追テ、本賃金ハ、向フ一ケ月間據置ノ見込ナルモ、場合ニ依リ變更スルコトアルモノトス、尙特殊ノ事情アリ左記ニ依リ難キモノハ、此ノ限ニアラズ。

大正十二年九月十九日　　東京市役所

九月二十三日車馬掛を配給部に直屬す、是より課は

一、庶務掛　一、契約掛　一、用品掛　一、倫敦掛　一、勞力掛

の五掛を以て常務と震災臨時事務とを併せて處理する事となし、十二月十五日勞力掛を廢す。

(二)會計處務

災時に於ける會計處務は、各官廳と同じく最も苦心を要し、市金庫取扱銀行の燒失、一般銀行の營業休止に依り、支拂は一切現金を以てせざりし間の如き、殊に甚しきものありたりし也、見山會計課長（正賀）の日記能く當時の事情を詳かにすれば、今之を左に抄す。

大正十二年九月一日　正午地震す、市内の被害甚大、臨時救災事務所設置さる表門内に天幕張事務所及露營の準備整ふ、吏員の退廳前の者全部の居殘り命令あり、一同徹宵服務す。

市金庫事務を取扱ふ第三銀行亦火災に罹りし模樣あり、而かも臨時應急支出の必要あるべきを察し、三菱銀行に足立事務員（文輔）を派出し、預金引出方便宜を得んことを申出で置きしに、午後四時頃、明二日午後一時重役會議を開く筈なれば、其時期に於て何分の返事すべしとの行員の答を得たり、慘害の程度意外に甚しく、帝都下町の全部其の他山の手の一部を燒盡す、水道決潰は最も復舊の急を要す、作業地聘入の品及傭入れの勞銀は、現金ならざれば、之を求め難し、又救助用の物品勞力の供給臨時に係るものにして、是も必要とするもの一切現金ならざる可からずして前渡の必要あり、而かも其金高の漸次多額となるの模樣あり、市長代（馬渡助役）の指揮を得て、便宜前渡金を交付することゝ爲せり。

本日交付せし金高左の如し。

金九百五拾圓　　前渡金

夜に入りて火災の各所に起りしもの盛々熾盛を極め、市役所亦危險を感ずるの虞あり、電氣局燒失の結果如何に依りて、延燒の料り難きものあり、ガードを境に之を防止せば安全なりとの見地より、極力是に盡瘁、廳中備中の消火器迄も持出して大に努むる所あり、其の他衆人の協力に依り、漸く安全なるを得り、此間に於て一面萬一を慮り、最も重要なる書物を貨物自動車に積載し、出すことの容易なる樣に準備し、尙金庫内の貴重品に付て大に警戒する所あり。

傷病者の救療を求むる、迷兒の來るもの、多數勞働者の出入、廳の内外非常の雜閙を極め、自ら廳中の取締を嚴にするの要あり、巡視を督勵して注意を加ふ。

九月二日（日曜）　早朝（午前五時）菊池主事（彌太郎）を第三銀行に遣はして模樣を探らんとせしに、日本橋より前方通ずに途なく已むなく引返せり、而して午後二時再び警原事務員（直高）と共に出張せしむ、同銀行は豫想の如く全燒の不幸を見、其燒跡に於て、大河原支配人に面會するを得たり、乃ち市金庫事務開始の時期如何を問ひ、萬一暫く開始不能なるに於ては支拂上差支あり、宜しく現金融通方に盡力せられたき事を告ぐ、同支配人答、銀行備付金庫は幸に安全なる見込なり、併し數日後に非ざれば之が開扉を爲し難し、隨て金庫事務開始の時期は差向き見込立て難し、尙他より金の融通は盡力すべしとの事なりし、而して確答は協議の上明日之を爲すべしと。

火難を免れたる日本興業銀行に對しても交渉の必要ありと認め、其の速かなるを可なりと信じ、午前九時足立事務員をして出張交渉せしめたるに、重役不在の故を以て要領を得ず、依て事情を述べて相當の協議を盡されたしと後刻を約して一と度歸廳、午後三時再び同行に出張せしめたるに、明日午前九時に返事するとの事なり。

三菱銀行と前日の約ありしも更に充分交渉ノ置くを必要と認め、市收入役は足立事務員と同行し、串田萬藏氏に面會（午前八時）、現金十萬圓を是非共此際引出すことの承認を求めしに、午後一時に協議する事になり居れば、同時刻過に來行方話あり、可成希望に副ふべしとの挨拶を受けたり、依て午後一時菊地主事足立事務員の兩人をして同行に至て受領方申出しに、休暇日なるに拘はらず特に便宜を與へられたり。

現金の需用特に切なるものあり而かも急を要す、前に於て銀行との交渉は則とし、電氣局長に交渉して九月一日に於ての電車收入金現存のもの一時借入方申込み、其承諾を得て借入れたる現金八千貳百六拾圓六拾壹錢とす。

本日現金前渡の高左の如し。

金九千六百圓也、内電氣局五百圓也。

提灯の不足と蠟燭の供給不充分に閉口す。物品の交付頻繁なるのみならず、電氣局區役所等燒失し用紙類の一時融通せるものありしも、其數を覺えず、火急の場合記帳等の餘裕なき爲なり。

九月三日　午前八時に日本興業銀行に足立事務員と武田事務員とを派し、前日の返事を求めたり、協議の要ありとて午後三時に至り、解決して要求通り拾萬圓の預金引出に便宜應ぜられたり、而して營業開始の時期未定なりと云ふ、協議を遂げられし其重なる人々は、日本銀行總裁第一銀行頭取等なりしと云ふ、蓋し現金の支拂上には大なる警戒と覺悟とを要すること、思はれたり。

第三銀行も亦日本銀行に倣りしとて其の援助か現金六萬圓を持參せらる、市金庫事務の開始は尙不能なりと云ふ、之が爲現金取扱は收入役自ら便宜之を爲すの外なきなり、此點市長の許を得たり。

中島事務員（美充）は調査課長の請求に依り、川口町に同行す、午前九時より午後四時頃。

本日の現金支出高左の如し。

一、五千貳百五拾圓　　前渡金

一、金七千參百圓也　　電氣局へ一時貸

此點も亦馬渡助役の承諾を經たり。

神田區長より區に於ける支拂上に支障ゼりとて融通方申越あり。馬渡助役の承認を經て、壹千圓を程度に、請求ある場合に限り要求に應ずることを區決す。

九月四日（午前九時より午後三時迄自宅に往復）電氣局理事齋藤力氏より交涉あり、市金庫開始の時期未定なるは不安甚だし、非常の場合事業の支障なきを期し難し、銀行に交涉するも容易に預金引出に應ぜざるの模樣あり、宜しく政府をして銀行に命令せしめ、多額の現金融通を圖るの外なし、市長に内申ありたしとの事に付馬渡助役に其旨談合し、同助役は内務省會計課長に交涉して、内務大臣より大藏大臣に通ずる樣の依頼を爲したり。

群馬縣青年團の有志上京して救助事務の補助に應ず、宿泊所なき爲め市役所内階上階下の廊下全部を充當す。

大阪市の代表者及神戸市の代表者及新聞記者の一團、慰問として上京、市長室を以て休泊所に充つ。

課長會ありて諸般の打合あり、市長之を裁決す。

中島非務員埼玉縣（ワラビ）に出張して一泊す。
本日の現金支出高左の如し。
金八千四百圓也　内訳千百圓へ　前渡金
金千五百圓也　電氣局へ　仮
時入品の増加は經理課への前渡金漸やく多額となり、救
の必要上是非多額の前渡金を要するものあり、銀行業務
の急を告げんとす。而かも尚來だ前渡の金融容易に進へず。
菊地主事及松岡非務員（淺太郎）兩人を第三銀行に遣はし、市金庫非務開始に
付ての交渉を爲さしむ。重役不在の爲其來を約す。
九月五日　電氣局副局長入役より更に多額の融通方交渉ありしも馬渡助役の承認
を經て左記の融通を爲す。
金五千圓
馬渡助役より内務省會計課長へ從前の金融政府助力の件、齋藤理非内務省にて
錄藤大臣へ懇請、大藏次官に面談の結果、日本興業三菱兩銀行より九拾萬圓の
支出に應ずるの議濟る。
右融通金は、一は以て市吏員中災害の不幸を見たる者に對し給料の一部を此際
支給するの便宜を圖るの資源と爲し、一は以て臨時福災民救助の資に充てんと
す、蓋し給料の一部前拂は、更に熟議を經て決定すべきものなり。
菊地主事第三銀行を訪はしも、支配人不在に付、用件を在社の行員に談し傳言
を依頼す、蓋し尚金庫の開扉不能不便なりとて、非常開始の時期を明言するを得ず
と云ふ、思ふに銀行同取の惨死と他重役の旅行先にての治療なきものあり、協
議を爲すの首腦者在らざるに依り、方針定らざるものなるべし。
本日の現金支出高は、前記の外左の如し。
金貳萬貳千七百五圓也、内七百圓區へ　前渡金
本日の支出高左の如し。
金五千圓　田島助役旅行先きより歸京せらる。
横須賀機關學校教員佐々木惣太氏外一名視察上京せしも宿所なしとの事に、會
計課非務室に同居を承認す。
午後十二時頃玉川村災廢田正治氏來所、同村内有志の希望品を持參せらる、市
馬渡助役より内務省會計課長へ從前の金融政府助力の件、齋藤理非内務省にて
錄藤大臣へ懇請、大藏次官に面談の結果、日本興業三菱兩銀行より九拾萬圓の
支出に應ずるの議濟る。
右融通金は、一は以て市吏員中災害の不幸を見たる者に對し給料の一部を此際
支給するの便宜を圖るの資源と爲し、一は以て臨時福災民救助の資に充てんと
す、蓋し給料の一部前拂は、更に熟議を經て決定すべきものなり。
菊地主事第三銀行を訪はしも、支配人不在に付、用件を在社の行員に談し傳言
を依頼す、蓋し尚金庫の開扉不能不便なりとて、非常開始の時期を明言するを得ず
と云ふ、思ふに銀行同取の惨死と他重役の旅行先にての治療なきものあり、協
議を爲すの首腦者在らざるに依り、方針定らざるものなるべし。
本日の現金支出高は、前記の外左の如し。
金貳萬貳千七百五圓也、内七百圓區へ　前渡金
田島助役旅行先きより歸京せらる。

第一編　應急措置　第五章　東京市の活動

金貳拾六圓　小平村在郷軍人會同村年會。
本日の支拂高左の如し。
金三萬五千二百圓　前渡金
災害應急應變經理に關する特例設定の件、市長の決裁を請く、（口頭にて執
行せしも正式に書面と爲す。）
本日の答申者左の如し。

九月十一日	百萬圓	手形發行
九月十五日	二百萬圓	〃
九月廿日	五十萬圓	〃
九月廿五日	五十萬圓	〃
九月三十日	八十萬圓	〃

本日の支拂高左の如し。
金貳拾六圓　小平村在郷軍人會同村年會。

第一編　應急措置　第五章　東京市の活動

金貳拾六圓　小平村在郷軍人會同村年會。
本日の答申者左の如し。

九月十一日	百萬圓	手形發行
九月十五日	二百萬圓	〃
九月廿日	五十萬圓	〃
九月廿五日	五十萬圓	〃
九月三十日	八十萬圓	〃

本日の支拂高左の如し。
金三萬五千二百圓　前渡金
災害應急應變經理に關する特例設定の件、市長の決裁を請く、（口頭にて執
行せしも正式に書面と爲す。）
本日の答申者左の如し。

九月十一日	百萬圓	手形發行
九月十五日	二百萬圓	〃
九月廿日	五十萬圓	〃
九月廿五日	五十萬圓	〃
九月三十日	八十萬圓	〃

本日の支拂高左の如し。
金三萬五千二百圓　前渡金
災害應急應變經理に關する特例設定の件、市長の決裁を請く、（口頭にて執
行せしも正式に書面と爲す。）
本日の答申者左の如し。

九月十一日	百萬圓	手形發行
九月十五日	二百萬圓	〃
九月廿日	五十萬圓	〃
九月廿五日	五十萬圓	〃
九月三十日	八十萬圓	〃

本日の支拂高左の如し。
金貳拾六圓　小平村在郷軍人會同村年會。

第一編　應急措置　第五章　東京市の活動

金貳拾六圓　小平村在郷軍人會同村年會。
本日の支拂高左の如し。
金三萬五千二百圓　前渡金
災害應急應變經理に關する特例設定の件、市長の決裁を請く、（口頭にて執
行せしも正式に書面と爲す。）
本日の答申者左の如し。

九月十一日	百萬圓	手形發行
九月十五日	二百萬圓	〃
九月廿日	五十萬圓	〃
九月廿五日	五十萬圓	〃
九月三十日	八十萬圓	〃

本日の支拂高左の如し。
金三萬五千二百圓　前渡金
災害應急應變經理に關する特例設定の件、市長の決裁を請く、（口頭にて執
行せしも正式に書面と爲す。）
本日の答申者左の如し。

九月十一日	百萬圓	手形發行
九月十五日	二百萬圓	〃
九月廿日	五十萬圓	〃
九月廿五日	五十萬圓	〃
九月三十日	八十萬圓	〃

本日の支拂高左の如し。
金三萬五千二百圓　前渡金
災害應急應變經理に關する特例設定の件、市長の決裁を請く、（口頭にて執
行せしも正式に書面と爲す。）
本日の答申者左の如し。

九月十一日	百萬圓	手形發行
九月十五日	二百萬圓	〃
九月廿日	五十萬圓	〃
九月廿五日	五十萬圓	〃
九月三十日	八十萬圓	〃

本日の支拂高左の如し。
金貳拾六圓　小平村在郷軍人會同村年會。

第一編　應急措置　第五章　東京市の活動

金貳拾六圓　小平村在郷軍人會同村年會。
本日の支拂高左の如し。
金三萬五千二百圓　前渡金
災害應急應變經理に關する特例設定の件、市長の決裁を請く、（口頭にて執
行せしも正式に書面と爲す。）
本日の答申者左の如し。

九月十一日	百萬圓	手形發行
九月十五日	二百萬圓	〃
九月廿日	五十萬圓	〃
九月廿五日	五十萬圓	〃
九月三十日	八十萬圓	〃

本日の支拂高左の如し。
金三萬五千二百圓　前渡金
災害應急應變經理に關する特例設定の件、市長の決裁を請く、（口頭にて執
行せしも正式に書面と爲す。）
本日の答申者左の如し。

九月十一日	百萬圓	手形發行
九月十五日	二百萬圓	〃
九月廿日	五十萬圓	〃
九月廿五日	五十萬圓	〃
九月三十日	八十萬圓	〃

本日の支拂高左の如し。
金貳拾六圓　小平村在郷軍人會同村年會。

第一編　應急措置　第五章　東京市の活動

金貳拾六圓　小平村在郷軍人會同村年會。
本日の支拂高左の如し。
金三萬五千二百圓　前渡金
災害應急應變經理に關する特例設定の件、市長の決裁を請く、（口頭にて執
行せしも正式に書面と爲す。）
本日の答申者左の如し。

九月十一日	百萬圓	手形發行
九月十五日	二百萬圓	〃
九月廿日	五十萬圓	〃
九月廿五日	五十萬圓	〃
九月三十日	八十萬圓	〃

本日の支拂高左の如し。
金三萬五千二百圓　前渡金
災害應急應變經理に關する特例設定の件、市長の決裁を請く、（口頭にて執
行せしも正式に書面と爲す。）
本日の答申者左の如し。

九月十一日	百萬圓	手形發行
九月十五日	二百萬圓	〃
九月廿日	五十萬圓	〃
九月廿五日	五十萬圓	〃
九月三十日	八十萬圓	〃

本日の支拂高左の如し。
金貳拾六圓　小平村在郷軍人會同村年會。

第一編　應急措置　第五章　東京市の活動

金貳拾六圓　小平村在郷軍人會同村年會。
本日の支拂高左の如し。
金三萬五千二百圓　前渡金
災害應急應變經理に關する特例設定の件、市長の決裁を請く、（口頭にて執
行せしも正式に書面と爲す。）
本日の答申者左の如し。

九月十一日	百萬圓	手形發行
九月十五日	二百萬圓	〃
九月廿日	五十萬圓	〃
九月廿五日	五十萬圓	〃
九月三十日	八十萬圓	〃

本日の支拂高左の如し。
金三萬五千二百圓　前渡金
災害應急應變經理に關する特例設定の件、市長の決裁を請く、（口頭にて執
行せしも正式に書面と爲す。）
本日の答申者左の如し。

九月十一日	百萬圓	手形發行
九月十五日	二百萬圓	〃
九月廿日	五十萬圓	〃
九月廿五日	五十萬圓	〃
九月三十日	八十萬圓	〃

本日の支拂高左の如し。
金貳拾六圓　小平村在郷軍人會同村年會。

第一編　應急措置　第五章　東京市の活動

金貳拾六圓　小平村在郷軍人會同村年會。
本日の支拂高左の如し。
金三萬五千二百圓　前渡金
災害應急應變經理に關する特例設定の件、市長の決裁を請く、（口頭にて執
行せしも正式に書面と爲す。）
本日の答申者左の如し。

九月十一日	百萬圓	手形發行
九月十五日	二百萬圓	〃
九月廿日	五十萬圓	〃
九月廿五日	五十萬圓	〃
九月三十日	八十萬圓	〃

本日の支拂高左の如し。
金三萬五千二百圓　前渡金
災害應急應變經理に關する特例設定の件、市長の決裁を請く、（口頭にて執
行せしも正式に書面と爲す。）
本日の答申者左の如し。

九月十一日	百萬圓	手形發行
九月十五日	二百萬圓	〃
九月廿日	五十萬圓	〃
九月廿五日	五十萬圓	〃
九月三十日	八十萬圓	〃

本日の支拂高左の如し。
金貳拾六圓　小平村在郷軍人會同村年會。

第一編　應急措置　第五章　東京市の活動

金貳拾六圓　小平村在郷軍人會同村年會。
本日の支拂高左の如し。
金三萬五千二百圓　前渡金
災害應急應變經理に關する特例設定の件、市長の決裁を請く、（口頭にて執
行せしも正式に書面と爲す。）
本日の答申者左の如し。

九月十一日	百萬圓	手形發行
九月十五日	二百萬圓	〃
九月廿日	五十萬圓	〃
九月廿五日	五十萬圓	〃
九月三十日	八十萬圓	〃

本日の支拂高左の如し。
金三萬五千二百圓　前渡金
災害應急應變經理に關する特例設定の件、市長の決裁を請く、（口頭にて執
行せしも正式に書面と爲す。）
本日の答申者左の如し。

九月十一日	百萬圓	手形發行
九月十五日	二百萬圓	〃
九月廿日	五十萬圓	〃
九月廿五日	五十萬圓	〃
九月三十日	八十萬圓	〃

本日の支拂高左の如し。
金貳拾六圓　小平村在郷軍人會同村年會。

第一編　應急措置　第五章　東京市の活動

金貳拾六圓　小平村在郷軍人會同村年會。
本日の支拂高左の如し。
金三萬五千二百圓　前渡金
災害應急應變經理に關する特例設定の件、市長の決裁を請く、（口頭にて執
行せしも正式に書面と爲す。）
本日の答申者左の如し。

九月十一日	百萬圓	手形發行
九月十五日	二百萬圓	〃
九月廿日	五十萬圓	〃
九月廿五日	五十萬圓	〃
九月三十日	八十萬圓	〃

本日の支拂高左の如し。
金三萬五千二百圓　前渡金
災害應急應變經理に關する特例設定の件、市長の決裁を請く、（口頭にて執
行せしも正式に書面と爲す。）
本日の答申者左の如し。

九月十一日	百萬圓	手形發行
九月十五日	二百萬圓	〃
九月廿日	五十萬圓	〃
九月廿五日	五十萬圓	〃
九月三十日	八十萬圓	〃

本日の支拂高左の如し。
金貳拾六圓　小平村在郷軍人會同村年會。

日本興業三菱兩銀行より一時借入金爲替手形發行の事を庶務課に交渉す、蓋し總額四百八十萬圓の內として明十一日の發行と爲す。

金庫事務開始さるゝも、區派出金庫は當分其の運びに付かず、依て其旨區役所へ通知を發す。

現金の在高缺乏を感じ、更に三菱銀行より五萬圓の通知預金を引出す。

十四日及十六日の給料仕拂事務の爲常務に繁忙を來し、仕拂掛員一同之に從ふ。

本日の仕拂高左の如し。

金四萬三千二百十圓。

金壹萬圓　電氣局へ運用

九月十一日　本日より市金庫開始に付其の取扱を平素の如く爲せり、而して本月一日以後收入役の出納保管せし現金の殘餘は、市長の決裁を經て之を金庫に引繼ぐ事と爲せり。

一時借入金の內四拾萬圓は、日本興業三菱の兩銀行に對して爲替手形を發し、其振出し切手に依り更に日本銀行より再割引を爲して現金を引出せり、內二十萬圓は電氣局經濟へ繰替貸を爲す。

十四日と十六日との支拂事務に付て、十日來掛員は忙殺せられ夜勤以て之が處理に任ず。

岡山市長より左の電報が到達す。

壹萬圓日本銀行へ托し三菱銀行へ振り込たり、御査狀を乞ふ。

其の他本日の寄附左の如し。

金千圓名古屋市南區熱田旗屋町鐵地藏堂出張所

西巢鴨廣申塚東光院德宮秋兒

本日の震災に關する支拂金左の如し。

金參萬九千五百圓　前渡金

內區役所へ運用五〇〇圓。

九月十二日　收入役に於て保管出納の現金殘額十七萬二十四百四十一圓を金庫に引繼を爲す、其形式は第三銀行へ預金と爲す。

電氣局と相互の運用金は、總て之が整理決濟を了す。

本日迄の收入額十一萬六千三百拾一圓にして、預金引出は此外なり、支出高左の如し。

貳拾八萬五千四百七十圓（內譯け別に調査す）

本日の支拂高左の如し。

金六萬七千七百圓（內區へ千圓運用）前渡金

岡山市役所より壹萬圓を日本銀行へ託し三菱銀行へ振り込たり査收を乞ふ旨の電報到達す、問合せしも尙其現金着せすとの事なりし。

區中廊下に人夫等の寢るものあり、取締上危險ありて之が立退を爲さしめ取締を嚴にす。

九月十三日　日本興業より貳拾萬圓、三菱銀行より十五萬圓を引出し金庫に收納す。

漸次支拂事務の繁きを加へ、震災費の內にても材料購入費の前渡に依らず直接拂を爲すものあり。

義兵保護株式會社より電氣事業公債八十萬圓に付金庫開扉の場合立會方申出あり、電氣局に通知し、同局員と市會計課員共に立合ふことの手筈を爲せり。

本日の支拂高左の如し。

八萬六千八百貳拾九圓五拾貳錢。

九月十四日　區役所派出金庫事務を便宜市役所內に開く、五六の區より十四日拂の傭人給料を受取の爲區會計員參廳す。

迷兒全部の引拂を了し、區中の掃除其他漸次整ひて多少面目を改む。

市參事會開かれ會計規程に關する特例を設けし事の報告を爲す、又十三日迄の支拂高に付き同樣とす。

區役所に於ける救護に關する費用の立越金に困難すとて、庶務課へ申出ありとて、市より豫算の令達の話ありしも、現金の融通困難の場合なれば、國庫の負擔として當然東京府より交付すべき性質のものに對しては、此非常の場合便宜の方法を作り、東京府に於て交付すべく又請求し得べきものと思ふて、其手段に出てん事を望み置きたり。

本日の支拂高左の如し。

金四萬三千九百九十五圓。

九月十五日　內務省より依託に係るバラック建設費金の不足を告ぐるを以て、同省へ交渉し、第二回交付金貳拾萬圓を受領（菊地主事內務省日本銀行に出張）第二回借入金として爲替手形貳百萬圓を發行す。日本興業と三菱銀行との引受にて日本銀行にて、再割引を爲すものあり、足立事務員出張す。

月桂冠本店大倉恒吉氏より金壹萬圓寄附あり、現金を領收す。

通路面に在る燒失電車の片付費の仕拂に關しては、二三市經濟より支出せしものあり、電氣局經濟より支出すべきものと思ひ、其交渉を爲さしめしに、不取敢支拂濟のものは後に相當攻究整理すべしと同局經理課長と口頭協議を爲す。

京橋區役所派出市金庫は（代理店の十四銀行）明十六日より區役所內にて取扱ふ旨の申出あり、第三銀行も區役所との間に協議出來しとの事なり、支障なき旨答ふ。

震兵保險會社よりの要求に依り、金庫開扉に立會ふべく田中事務員出張せしに、都合上本日は中止せし旨の話あり。

十五日拂の關係上仕拂は多少混雜するも別段の事なし、商工課取扱の市場收支金の雜部金として收入すべき性質のものとして田川主事に談す。

本日の支拂金左の如し。

金七萬七千三百十五圓二十錢。

九月十六日　新潟縣中頸城郡斐古村字五日市早津千代（八十五歲、麹町區土手三番町五、加藤々作方）より金九圓十錢の寄附あり、現金受領す、七十五圓の寄付あり、本日の給料支拂は無事に終了す、區役所よりも派出員と區吏員との出張にて結了せり。

構內及び兎中の掃除中々行屆かず、殊に飮食物の堆積と其一部の腐敗とは蠅の發生を促し、衞生上掛念の點あり、依て衞生課濱美事務員に速かに相當方法を講ずる樣談せり。

本日の仕拂高左の如し。

金二萬九千百圓也。

第一篇　應急措置　第五章　東京市の活動

區派出金庫は漸次區役所に出張する事となりし。

九月十七日　淺草公園地使用者立退移轉手當仕拂に關し、地上物件燒失の今日仕拂の義務あるや疑問とし、之が研究を要するを以て、市長の決裁を仰ぎて後支拂ふ事と地理課喜多村事務員に談す、水道課量水器買上代は所有權移轉の時期に付疑問あり、同課長へ交渉の上仕拂命令書全部（十四通）を一時返却す。

區內にて事務を處理する事にすべしとの議あり、先づ以て大掃除と消毒とを行はざる可らずとし、其手筈を爲す見込なり。

本日の支拂高左の如し。

金四萬二千九百五十圓二十四錢。

寄附金左の如し。

金一千五十圓。

九月十八日　日本興行銀行總裁より用談ありとて書狀到達す、午前十一時同所に總裁を訪問す、要件左の如し。

一、市の金の融通に付ては、預金に對する丈の分を前回同樣の要件にて心配すべし、又預金を超過して融通する場合は、日步二錢四厘を二錢五厘として相當配慮すべし、從て十月以後の分に付如何にすべきか市の希望を計畫して通知ありたし。

（右に對しては、市收入役は可成預金引出しに依り融通を爲す考へなり、而かも其預金に依り前同樣の配慮を求むることあるべきも、電氣局と一となりて計畫を要するを以て、相談の上返事すべしと答ふ）

二、市に於て短期債あり、之が整理み要するならん、其他市公債募集上に付或は外債を起すが如きことあらんか、從前よりの關係あり、外國資本家とは自ら連絡のあるあれば、單に普通のブローカー的の周旋屋の申込に應ぜざる樣市長へ傳言ありたしとの事なり、

（收入役は其旨通ずべしと答ふ）

右に依り電氣局熊野氏と齋藤氏とを訪ふて談示の大要を談し、電氣局十月以後の計畫を立つる樣に請求し、又一面市長に復命して第二段の事をも傳へ、且又應務課長へ市の今後の應急計畫調査の上、現金調達の必要上至急將來の豫定額

を示す樣請求す。

田崎助役より建築材料調達して一般の需用に應ずるの必要ありとて、其運用金に付話あり、多額の金額は困難なれば内務省にても融通さるゝ樣希望すと答へ置きたり。

職業紹介所の運用金を今回の事件に關聯すとて、前後金二萬圓を以て適宜運用方應務課長より話あり。

青年團の宿泊所に廊下を充當する事甚だ迷惑なりとて、バラック建の事を計畫せしも、暫時の事なれば今暫く樣子を見たる上にと傳へぬ。

本日の支拂左の如し。

金七萬五百三十四圓四十錢。

本日の寄付者二名此金貳十圓とす。

九月十九日　日本興業銀行に對し明二十日に發行の豫定なりし爲替手形五十萬圓は、都合に依り二十六日に發行すべき旨を通ず。

參事會にて一時借入金の件質問あり、當初より借入成立の顚末を明かに答へたり、蓋し電氣局追加豫算に關しての質疑の結果とす。

昨日自動車、荷馬車等の借上貸を直接本人拂となし、各債主毎に支拂命令發行される爲め手數中々に加りたり。

市公債の燒失せしとて證明を求むるもの檢査を求むる者等あり、夫々便宜を與ふるの所置を執れり。

本日の寄付者左の如し。

金十圓　佐藤平吉氏

九月二十日　市場收入金の金庫に收納の際現金の計算遲れ數日後に袋入の分に不足ありとの事あり、物議を釀すなき能はず、依て金庫に於て即時計算する樣通達方田川商工課主事より話あり。

菊地主事は第三銀行に出張交渉せしむ。

建築材料實下金を雜部に收入方昨日より開始せらる、他に吏員に實知せし白米代の雜部收入をも取扱ふ。

岡山市よりの寄付金現金本日三菱銀行より收受、一時同行特別當座預金に編入す。

本日の支拂高左の如し。

金二萬三千九百四十三圓二十四錢

九月二十一日　本日の支拂高左の如し。

金五萬二千百二十圓五十六錢

別段記すべきの事なし。

九月二十二日　警衞として長野縣より應援の巡査十數名の休息場所として議事堂裏入口廊下使用方市會書記長に交渉す、正面玄關脇府市應接所を充當する事になる、經理課事務室にて事務開始すべく事務室の他に使用の分明渡方交渉あり。

二十五日の爲替手形發行に付き、日本銀行田中氏同行したき旨申出あり。

市參事會にて路面整理費追加豫算九七五、〇〇〇圓を可決す、私有地内の分をも併て取片付方市長に考慮すべしとの論々ありしも、結局豫算の執行に付最善の方法に依ることの希望あり、可決す。

市財政を如何にすべきかは此際最も迅速に攻究すべき問題なり、種々應急費の要求さるゝ場合殊に然とす、支出金の性質上關係に於て負擔すべきか市に於て負擔すべきかを決して、其財源如何を考へざる可らず要するに將來如何にして市の行政費を維持すべきかも大なる問題とす、而して早く決定せざれば益〻財政の苦境に陷るなきを保せず。

本日の寄付金左の如し。

本日の支拂高左の如し。

金九萬五千三百五十三圓三十八錢

明二十二日は日曜に明治天皇の御大祭日に相當すとて、交互休暇すべきの通達あり、各課員の都合にて申合休暇することゝ爲せり。

屋尿臨機取片付費の十萬圓は、震災善後會より指定寄付金の内を以て支出市に交付すべき者なりと、澁川衞生課長の話あり。

足立事務員發熱すとて今日より引籠れり。

九月二十三日（日曜）　大阪市主事堀政秀、同書記入江新三郎（商工課員）の兩氏登廳、大阪市に注文せし品物の代金拂出方法に付問合あり、協議ゝ（菊池主事）の末銀行をして取扱はしめ、大阪市長に宛送金し、各債主に交付方依託することゝ爲せり、此注文品は如何なるもの又幾千の金額なるや今日迄會計課として何等の交渉を受居らず、從て東京市より仕拂ふべき性質のものか又直ちに仕拂を爲し得るや否やも考慮すべきものと思ふ、併し大阪市よりの打合に對しては右の如く拂ふものとして協定したるなり。

生乳の配給方從來内務省にて行ひしも、來る二十六日より市に於て行ふとの合談決裁後にありし、是は市として費用を要するものなるや否や。

道路整理（燒跡）の豫算金九七五、〇〇〇圓決定の結果、日々の支拂高豫定左記の如しとの竹内技術長より通知あり。

九月二十五日迄器具費　二〇、〇〇〇圓。

九月二十五日后十月四日迄器具費　毎日　六、〇〇〇圓宛。

十月五日より以後器具費　同　一二、〇〇〇圓宛。

市公債の燒失又は紛失せし者の權利保全の運として再交付の方法あるべき旨の新聞廣告を爲す、必要あるや如何との話を電氣局經理課長より申出あり。

本日の支拂高左の如し。

金一萬七千七百十四圓十四錢。

本日は特に金庫の出張を要求し、午十前時より正午迄取扱へり。

九月二十四日（秋季皇靈祭）　梳其他雜貨九十二梱約四千有餘の品物寄贈品々諸認して配給す、其實購買せしものとて追認仕拂方會議あり、急場の折柄とは云へ品物の如何を問はず猥に之を購買するが如きは甚だ其當を得ずと思ふ。

本日收入役保管の内より立替仕拂たるは金二千圓とす、風雨にて罹災者の野宿するもの困難甚だ多し。

夜中俄かに假小屋の吹き破られし爲、市役所に避難し來るもの多數ありしと。

九月二十五日　日本興業、三菱兩銀行より百萬圓の爲替手形に依り借入金を爲すの約にて、菊池主事（足立氏病氣）山本事務員を同伴して兩銀行及び日本銀行に到り、割引に依り借入れたる現金は直ちに之を第三銀行に振込みたり。

市公債證書の燒失せしとて届出を爲すもの續出す、其根跡確實なるもの（對しては預書等を附與し燒かれし證書を受領す、後日完全のものと引替へんとす。

勤業儲券額面二百圓の寄付あり、其他郵便爲替にて無名の一兵卒同情ある書面を付して金二圓を贈り來る、其眞情實に美なりと謂ふべし。

前二日間の休暇は銀行の休業にて多少仕拂の少かりし關係上本日に於て非常の多數に昇り、多忙を極めたり、蓋し二十五日定期拂のもの亦勘からず。

本日の支拂高左の如し。

金九萬八千七百十八圓二十錢。

九月二十六日　内務省より依託事業の進捗に伴ひ交付金に不足を告げしを以て追加交易方菊池主事を内務省へ遣はし交渉せし處、建築課長よりの調書中坪數に相違の點あり本日の間に合はずとて歸り來りぬ。

應急費に不足を生ずとて振替の合議あり、經費の節約を希望せざるを得ず。

本日の支拂高左の如し。

金十萬三千七百六十九圓四十一錢。

九月十七日　内務省依託バラック建築費内交付金不足に付更に請求し、本日金五十萬圓を菊池主事をして受領せしむ、同省及び日本銀行出張。

本日の支拂高左の如し。

金二萬九千四百二十二圓九十九錢。

九月二十八日　明二十九日三菱興行兩銀行より借入べき筈の金は、十萬圓（爲替手形）は差向き其必要なしと認め、庶務課長並に電氣局熊野副收入役等と相談の上、暫く延期する事とし、其旨足立事務員興行銀行へ遣はし通せしむ。

尚電氣局齋藤理事の意見として既借の四百萬圓をも來月定期預金滿期を待ち返却すべしとの話あり、此點は銀行との利害關係上及爲替手形支拂期日の存する上より一應同理事より内交渉を爲す樣にしたきにつき、熊野氏より齋藤氏に其旨を通ずる事とす。

本日の支拂高左の如し。

金二十五萬二千三百三十九圓四十六錢。

市設市場の賣入品を賣却ぜるに付、既に實行せる代金を支拂ふは可なるも、將來直接市に於て購入するならば、歲入出豫算を要求すべしと付箋す。

九月二十九日　明三十日と明後十月一日とは市公休日に當るを以て交代休暇すべきの旨の通高知あり。

一般に握飯の給與を廢止し實費分配の事に本日より改めらる。

本日の支拂高左の如し。

金十六萬四千五百九十五圓六錢。（九月三十日）

日曜日なるも一般課員出勤して事務を執る。

十月一日　市役所開廠紀念日なるも平素の如く諸支拂を爲し又事務を執る、件數中々多し、殊に退隱料渡日とて一層繁劇なり。

十月以後の支拂見込を立て現金在高を比較し、其不足額の財政計畫を立て、實行方庶務課長へ照會す。

本日の支拂高左の如し。

金三萬九千三百十七圓十九錢。

十月二日　內務省依託のバラック建築費として金四十萬圓の請求を爲し、菊池主事を出張せしめたるに、此事業は未だ正式の手續を經居らずとて其手續後にあらざれば交付出來ずとの同省會計課長の說にて、從來と全く異なる話に依り其手續をなし、日を要する趣にて其後に讓る事に爲し歸廳せり。

參事會開かれ小學校建築應急費市場建築費等の豫算決定す。

本日の支拂高左の如し。

金四萬九千百九十圓三十錢。

十月三日　內務省より依託のバラック建築交付金の事に付建築課長と同行內務省震災事務局に出頭し、大江技師に至急手續取運方交涉し、尙會計課長に面會の筈なりしも不在に付、次席の人に交付方　便宜の計ひを得度旨陳述し引取りたり。

市役所內金庫員の詰所及び收入役室其他に於て龜裂の個所あり、府技師並に山田博士等の實地檢分の結果危險ありとの事に、加藤護谷各課長及び內務省技師等の臨檢を請ひしが決して安全なりと云ふ能はずとの事にて、他に一部の移轉方計畫す、結局記錄の書庫と交換を爲す外なからんか。

齋藤理事與業銀行にて同行營業部長と會見して、爲替手形に依る一時借入金を此際返還方交涉せし旨の話あり、其返事は六日に受くる筈なり。

十月四日　市金庫の詰所移轉方東京府に交涉の結果、府廳內に轉ずる事となりて其手筈を爲す、收入役室は往復掛の室に移り、往復掛を記錄の文書庫に轉ずることゝなる、大體に於て協議纏りたり。

十月五日　熊野昇氏と共に日本興業銀行營業部長を訪ねしに、未だ出勤せずとの事で更に出直すことゝ爲す。

借入金四百萬圓の返還に付ては庶務課長、荒木氏及び前島主事にも話合の上なり、尙本日は右意見を打合して市收入役同行に出頭す。

午後一時再び興業銀行へ出廳、柳川營業部長に面會す、借入金返却の事此際各銀行共異議なき旨との返事あり。

內務大臣官舍の震災救護事務局に大江技師の招に應じ出頭す、バラック建築費の交付上、市をして請負者たらしむべしとの事に會計課長堀切氏とも打合を爲し歸廳す。

電氣局の熊野氏及び齋藤氏を訪ひ、興業銀行との打合の結果を通じて其手續を爲す事み談す。

十月六日　興業銀行田中直一氏來廳され、爲替手形に依る返還金の手續に付打合あり、電氣局に通じて電話にて其手續上の交涉を爲さしむ、而して十月八日を以て日本銀行より買戻すことの協議整ひたりとの返事あり。

市會開かれて市長より諸般の報告あり、電氣局追加豫算其他議了す。

市長助役ハ及び電氣局齋藤理事市庶務課長等列席の上にて、財政上の方針に付協議する所あり、內務省よりも至急大體の計畫を立て市の必要とする金額申出方照會ありしとて、取急ぎ概算を計上する事となりぬ、結局するに市經濟にて二千五百有餘萬圓の缺陷を如何にするか、市電氣局の不足額千二百有餘萬圓を如何にするか、政府當局の腹底を請ふ外なしと爲す、思ふに市の經常費に付ては約其全額の一割を減じ、臨時費に於て約其五割を減ぜんとしての計算上の不足なり、而して收入亦見越しなりと雖も、此收入額果して見越丈の收入あるを知る能はず、此場合如何すべきか、又市經濟の不足額を全部借入金に求めんか、將來の財政計畫到底立ち行き難きを如何にせん、此難題愛とす、余は思ふ斷然た

る行政上の整理を爲し、其上にて不足を要求し、容れられずんば增稅に依る外なしと、此際は深く考慮し十三年度に涉りての大體の方針を定め置くの要ありと思惟す、然らざれば十二度實行豫算に於て僅かに彌縫するも十三年度豫算に於て立行かざるを見るは明かなればなり。

十月七日　（日曜）收入役室橫手壁の龜裂危險ありとの事に一時移轉を要すに決し、本日會計課物品室の一隅に移る、而して一部は元往復掛の居室に移る。

內務省にバラック建設の費用請求に關して書面上の手續に付異論あり、建築課田中氏同救護事務局に出頭されしも、尙同局の意見定まらず、一兩日間も遲るる豫定なりと云ふ。

十月八日　日本興業銀行と電氣局との爲替手形關係に付きては數銀行との取引關係終了せず、本日の手續未了にてありし。

十月九日　四百萬圓の爲替手形日本銀行より買戻を了す。

十月十日　衞生の施設に關する震災救護局の交付金は、內務大臣の手續を經東京府を經由して下渡さるゝ筈なりとて、既に其結了を見べき折なるに、今以て其運に至らず、東京府會計課長に問合せしも尙未だ其筋より通知なしと、實に手續の遲延驚くべきなり、此事は急速を要するに、便宜の處置なきものか。

內務省委託バラック工事の書面手續に付ても同樣にして、尙其の運に達せず、實に閉口す。

十月十一日　市長より現金の將來に於ける仕途其他に付質問あり。

東京府會計課長より衞生施設に關する救護局交付金三十二萬有餘圓の其筋より廻送し來りし旨の通知あり。

第四番金庫に故障あり、扉開かず。

十月十二日　內務省より交付のバラック建築費用は金額二百二十一萬八百圓本日下渡あり。（但前後金八十萬圓を差引く）

田中事務員を建築課田中技手と同行、受領を了す。

簡易療養所建築費三十二萬四千圓は救護事務局より東京府を經て本日交付あり受領を了す。

震災善後會より寄附の六十萬圓中三十萬圓は、本日會長德川家達氏より交付あり、之亦受領を了す。

十月十三日　十四日拂の給料本日に繰上げられ、中々の繁忙を呈す。

九月十四日　（日曜）應急費特別會計豫算の審議として市參事會開かれ午後五時に至る。（未了）

十月十五日　市參事會午前十時より開かれ、前日より引續きての豫算を終了す、時午後五時を過ぐ、約二十萬圓の借入金歲入豫算あり、之が實行方法如何は今後の現金に關係す、速かに其方法の定まることゝ希望する所あり。

十月十六日

十月十七日　（大祭日）缺勤。

十月十八日　市會開かる、善後費特別經濟豫算全部と電氣局追加豫算とを審議の爲なり、委員附託となる、他に復興に關する常設委員設置の建議可決さる。

十月十九日　被服廠跡に於ける震災死者の追悼式行はる。

兩陛下　攝政宮殿下　各宮殿下各御下賜金の恩命に接し、其金額を受領す、左の如し。

千圓、二百圓、二百圓、計千四百圓。

十月二十日　本會委員會開かれ、應急費豫算の審議決定を見る。

十月二十二日　電氣局經濟より二百萬圓の融資を受くることゝなり、差向き本日五十萬圓を借入れたり、本日市金に於て應急施設費の豫算（特別會計）議決に依り、從來市經濟支辨のもの此特別會計に移すことゝなり、之が整理を要す、中々に手數の要すると共に、種々疑問の生ずることなきを保せず、併し之が爲め費用を節するに於て多少の效能ありと思惟す。

十月二十三日　現金の支出日に多額となる形勢、殊に應急費豫算の通過は以て支出の高を一層多からしむるの結果となる、總て市長に至急不足額に對する援助の方針を其筋に打合はされ速に解決あらんことを申請する所あり。

九月二十四日　二十五日　記事なし。

十月二十六日　電氣局より五十萬圓の借入を爲す。

十月二十八日　（出勤）

十月二十九日　現金急迫な告げる故庶務課長へ照會す、別紙の通り大阪朝日新

間取扱の寄贈金到達す、罹災者に分配方の申請あり。

此間課員は、何れも夜を日に繼で課務に從ひたるのみならず、商工課を應援して市場事務に任じ、或は配給調達のため出張し、或は徹宵廳中の取締に當る等、其勤勞大なるものありたり。

（三）寄附金品

若夫れ部の取扱ひたる各方面より市に對する寄附金品は、

（一）義捐金　大正十三年九月十九日市參事會第二二八號議決を以て受領したるを初めとし十三年七月十日一八一號議決を以て受領したるものに至る累計百四萬二千三百九十圓七錢外一弗なり。

二二八號議決	（十二年九月十九日）	二七、二〇一・六〇 円
二三二號議決	（十二年九月二十二日）	一一、四八七・七〇
二四〇號議決	（十二年十月十五日）	六七、〇八二・一四
二四四號議決	（十二年十月十五日）	六〇〇、〇〇〇・〇〇
二四六號議決	（十二年十月二十四日）	六、三四二・八五
二五三號議決	（十二年十一月一日）	六、〇六〇・八二
二六〇號議決	（十二年十一月二十一日）	五五、三四一・九八
二七二號議決	（十二年十二月一日）	五二、三四七・八二
五號議決	（十三年一月十八日）	四七、二五九・三九
一九號議決	（十三年二月五日）	一〇七、二五〇・二六
六六號議決	（十三年三月二十四日）	一二、五五七・三三
一〇〇號議決	（十三年五月十四日）	四、一四二・九七
一六〇號議決	（十三年六月二十五日）	四五、四六二・二一
一八一號議決	（十三年七月十日）	一一・〇〇（外一弗）
累計（現金一、〇三六、一〇八圓〇七、債券六、四四〇圓）		一、〇四二、五三七・〇七（外一弗）

震災寄贈品調（大正十三年三月末現在東京市役所扱分）

食糧品

品名	數量	品名	數量
味噌	三、三六七樽 四、五八三貫	鹽	一七、七五〇封度 六三〇貫四八〇匁 一〇梱
澤庵	七〇〇樽 六三六本	醬油	七、三七四樽 二六、九七五斤
梅干	一、五四二樽 一四貫三函	漬物	二、四〇九樽 一、二五〇貫
罐詰	二、七八四個 三四六函	茶	二、七七〇本 一七函
砂糖	八、五〇〇斤	鷄卵	三〇、〇〇〇個 四一函
牛肉	三二、〇〇〇斤	豚肉	一一、〇〇〇斤
鯖	七〇〇罐	鱈	一、八〇〇尾
鰯	三、〇〇〇尾	鮭	二〇〇尾 四〇俵
煮干魚	一三函	鯣	一、二六八梱
鰊鹽漬	一二三俵	乾魚	八四〇函
鰹節	一〇〇貫 五本	鱈佃煮	七四樽
蛤しぐれ煮	四〇函	菓子	八、八七三個
餅	五七五函 一個	葡萄酒	七〇〇本
平野水	四函	ウイスキー	一函
パインアップル	一函	ミルク	七五九函
ルーストビーフ	二、〇〇〇罐	握り飯	白米六俵分
身欠鰊	六〇俵	鹽豚	八二個
開鰹	一八五個	ビスケット	二三三函
黍粉	三四九貫 二個	麥麵	三〇〇把 四〇〇貫
乾ウドン	二三函 四車	パン	七三二函
鰤片前	九一八俵	ワカメ	二俵

品名	數量	品名	數量
副食物	五四個	千魚罐詰	五〇噸
食糧	一四合 五噸	雜	三種

日用雜貨類

品名	數量	品名	數量
手拭	一、三九三枚 一三四梱	石鹼	四三四梱
マッチ	六二梱	ローソク	一、四〇函
郵便切手	一、四〇〇枚	郵便葉書	二五〇、〇〇〇枚
私製ハガキ	九、八〇〇枚	書簡紙	一〇、〇〇〇枚
紙	一、三〇〇束	模造紙	一包
封筒	一〇、〇〇〇枚	鉛筆	一、〇〇〇本
墨汁	一個	手帳	一函
チリ紙	二、〇〇〇束 一二梱	フロシキ	一七〇枚
文具類	九梱 六、九三三點	日用雜貨	八五梱

蔬菜及果實類

品名	數量	品名	數量
野菜	八五六貫八〇〇匁 四七九俵	馬鈴薯	二五、〇〇〇封度 四、三二八貫八〇〇匁 二、三〇〇俵 四斗五升
甘藷	五、三三六貫 四三五俵	蜀黍	八〇本 三俵
林檎	四、〇〇〇封度	梨	二、〇九五函
南瓜	二、二八九貫三〇〇匁 一、八五俵	西瓜	七三六貫 七俵
茄子	一三六貫五〇〇匁 三三俵	葱	三七九貫九〇〇匁 三〇三俵
牛蒡	一〇貫	葡萄	一四〇個
バナナ	三籠	ポンカン	一籠

被服類

品名	數量	品名	數量
衣服	九五、三八七點 二、一二六梱	襦袢	九個（包函箱） 一三三、一六三枚
袢天	二包 二六三點	帶	九〇函 三九梱
子供用マント	二包	腰卷	一〇三筋
腹掛	六枚	胸掛	四枚
コート	一着	反物	一九三反
袴地	四枚	木綿地	一包
被服類	三函 二梱	まわし	一九枚 一包
古着	一五〇枚 三函	帽子	一〇三個

工事用品類

品名	數量	品名	數量
アスフワルトタール	二石入一罐	アスフワルト重油	二石入一〇罐
ガソリン	二、八〇〇ガロン		

穀類

品名	數量	品名	數量
白米	二八九、八〇〇封度 二一、九四九俵半	玄米	三、七〇〇俵
押麥	八俵	挽麥	二八俵
大豆	二三、〇〇〇斤 九一俵	煎豆	七俵
蠶豆	一俵半	精麥	二俵
雜穀	七八俵半		

厨具類

品名	數量	品名	數量
塗	四個	鍋	六、三四一個 一函
食器	八七一個 七梱	バケツ	三一九個 二包
コンロ	一、九〇〇個	飯臺	一個
其他ノ厨具	三三六個 八梱		

寢具及敷物類

蒲團　四七四枚 四三梱　座蒲團　二包二三枚 四一梱
毛布　二〇枚 三梱　敷蓙　束二〇枚トシテ換算六二、一六〇枚
蚊帳　九枚　敷類　三包

綿布類

手拭地　七反　製綿　八三梱
サラシ木綿　三、七〇三反　タオル　一個 一函

履物類

下駄　一、一〇〇足 一一梱　草履　一五〇足 三梱
足袋　九〇〇足 三七梱　靴下　一二足 二五梱

慰問品

花　一〇包　慰問袋　二、六〇九梱 一七、三二六個
供物　一個

燃料

木炭　八俵　薪　二四五束
コークス　一、〇〇〇俵　コーライト　三、〇〇〇俵

兒童用品

玩具給具　一包　玩具　三梱
教科書　一六冊 一包

雜品

コシ戸　一個　風呂桶　一個
机　三脚　本箱　二個
ショベル　一〇挺　モッコ　二〇個
擔棒　四〇個　繩　二二〇梱
鋸　六二挺　モクズ　一個
古自轉車　三輛　新自轉車　一輛
古撒水車　二輛　雜巾　一〇〇枚
石油炎罐　八二個　箒　一包
蓑　二五枚　函入　一、三六八個
布包　二四三個　榕入　四〇〇個
俵物　九六一個　枠締　一個
茶瓶　二個　籠入　一個
蓙包　五俵　衣類家具　一車
荷梱　一七個　雜品　一、一五〇點 三車
財布　一函 一〇七個　教科書雜誌　三七一冊 四〇梱
救恤品　四〇梱　紙張　五張

第六目　電氣部事務處理

甲　事務分掌

九月一日午後九時半本局廳舍及附屬建物烏有に歸するや、益田理事、林總務課長は、直に電氣局本部を市役所内に移し、被害顚末を市長に報告すると共に全局員に通告し、二日表門側天幕内に假本部を設け、局長以下協議して三日午前九時櫻田門外電氣局材料置場に本部を移し復舊事務分掌を定む。

震災復舊事務分掌

總務部
一、庶務交渉記錄震災誌班
二、自動車及傳令班
三、用度班
四、食糧班
五、出納班

復舊部
一、電車班
二、車輛班
三、軌道建築班
四、電路班
五、電燈班
六、電力班

斯くて局員は、直に部署に就きて休暇なしの活動を開始し、櫻田門外のバラツク内に執務し、一面濱松町工場を修理し、九月二十三日本部を同工場内に移して平時に復す、十三年三月末、有樂橋畔の本廳舍成り、四月十五日新廳舍に移轉す。

乙　活動

第一、各班の活動

(一)庶務交渉記錄及震災誌班　庶務交渉記錄班は、電車電燈の復舊に關する諸般の事務を初めとし、應急豫算の編成、罹災局員事業員の保護、救濟事業等各方面に活動し、震災誌班は、燒跡の踏査を爲し、遭難者より模様を聽取し、復舊狀態を調査し、各種材料を蒐集すると同時に寫眞班を編成して被害の實況を撮影し、以て震災誌を編輯す。

(二)自動車及傳令班　自動車の徵發、破損車輛の修理等に關し、非常なる努力を爲し、傳令事務に鞅掌し、本部の濱松町移轉後も引續き之れに當り、九月七日より十月十日までに使用したる自動車、乘用車延四百九十一臺、運轉哩數一萬百十九哩九七四、貨物車延六百八十六臺、運轉哩數六千七百七十八哩一八、徵發貨車十臺、使用ガソリン千七百十一罐、モビールオイル六百四十ガロンに上れるを見て、其一班を推すべし、又九月三日より三十日までに使用したる自轉車は、延一千五百七十八臺にして、此の運轉哩數三萬二千百二十九哩に達す、而して自動車用ガソリンは、救護事務局より有償供給を受けたり。

(三)出納用度班　局は八月末日千五百八十二萬四千餘圓の運用資金を有したりしも、九月六日政府より支拂延期令布告せられたるを以て、取引しつゝありたる日本興行銀行外數個の銀行一齊に支拂停止を爲し如何ともする能はず、市が大藏省後援の下に、五百萬圓を限度として日本興業銀行より割引借入を爲したる内より二百萬圓だけ日歩二錢四厘を以て借入れ、急場に處する事とし、九月十一日二十萬圓、十五日百萬圓、二十五日三十萬圓、計百五十一萬圓の融通を受け、取引銀行の資金引出復舊するに及び、十月八日借入金を返却し、同日市へ二百五十萬圓を貸付け、同時に物品の購入を現金制とし、是より先九月分局員給料支拂は、之を九月十六日に繰上げたり、若し夫れ應急施設追加豫算は、之を應急復舊兩豫算に分ち、電燈供給事業の分は應急豫算、電車事業の分は電車並に工場の機械復舊に要するものを復舊豫算、其他の一切を應急豫算として、九月十九日市參事會の議決を經たり、應急豫算總額一千二十九萬九千圓、內電車事業八百五十九萬一千圓、電

燈供給事業百七十八萬八千圓、復舊換算五百四十九萬六千圓なり。

(四)其他　食糧班は救護事業に活動し、復舊部各班は、電車事業電燈供給事業の復活に活動す。

第二、電車恢復

A、運轉恢復

(一)運轉開始　災直後被害狀況調査の結果、被害少なき山の手方面中、電線軌道橋梁送電線配電線等の容易に使用し得る區間及び主要幹線の復舊を先にする方針を以て電車の恢復を計り、九月五日駒込變壓所試運轉好良なりしを以て六日神明町車庫前上野三橋間の運轉を開始し、八日白金變壓所修理成りて二千キロワットを送電し得るに至り、四谷鹽町泉岳寺間、青山六丁目櫻田門間、目黒魚藍坂下間を開通し、同日小石川變壓所亦復舊して、大塚春日町間を運轉す、既にして九月九日十日忍町變壓所より二千二百五十キロワットの送電成り、新宿より半藏門日比谷を經て市役所前までを開通し、十三日には春日町變壓所の三千キロワットの送電成り、其より漸次受電送電配電の增量と共に、運轉區間を延長したり、此外九月十二日王子電氣軌道株式會社の電力融通を得て、飛鳥山駒込間の郡部線を開通し、十月二十日京成電氣軌道株式會社より臨時に百五十キロワットを購入して、柳島龜澤町間を運轉す、電車系統亦臨機の處置を取りて、青山より市ケ谷九段經由淺草行、新宿より四谷見附半藏門經由市役所前行、巢鴨より本鄉須田町經由東京驛行等を運轉し、或は電力を節約して三宅坂急坂を避け、或は小石川本鄉方面より丸の內附近に至る二乘客流を一運轉系統に合する如き方法を講じたり。

電車開通順序　自大正十二年九月六日　至大正十三年三月三十一日

一二、九、八　大塚—春日町。四谷鹽町—泉岳寺前。青山六丁目—飯倉—櫻田門。目黒—魚籃坂。
〃　九、九　巢鴨—本鄉肴町。品川—薩摩原。中澁谷—赤坂見付。
〃　九、一〇　淀橋—半藏門—市役所前。若松町—飯田橋。古川橋—金杉橋。
〃　九、一一　赤坂見附—市ケ谷見附—九段上。春日町—神保町。
〃　九、一二　飛鳥山—駒込橋。
〃　九、一四　飯田橋—萬世橋。
〃　九、一八　神保町—吳服橋。
〃　九、一九　早稻田—九段下。
〃　九、二〇　市役所前—京橋。
〃　九、二一　日比谷—築地。
〃　九、二二　上野三橋—萬世橋。
〃　九、三〇　九段坂下—小川町。九段坂上—萬世橋。
一〇、一　馬場先門—小川町。
〃　一〇、六　大手町—永樂町。
〃　一〇、一四　角筈—若松町。
〃　一〇、二〇　柳島—龜澤町。
〃　一〇、二三　龜澤町—錦糸堀。
〃　一〇、二四　龜澤町—淺草橋。
〃　一一、二　千住大橋—車坂町。巢鴨—萬世橋。
〃　一一、三　雷門—須田町—日本橋。
〃　一一、八　雷門—淺草橋—本石町。
〃　一一、九　東坂町—土州橋。
〃　一一、一二　日本橋—芝口。
〃　一一、二六　日本橋—黒江町。
〃　一二、一　龜澤町—森下町。淺草橋—萬世橋。
〃　一二、八　白山上—春日町。
〃　一二、一〇　飯田橋—市ケ谷。赤坂見附—土橋。赤坂見附—三宅坂。半藏門—九段上。

一二、一二、二〇　黒江町—洲崎。
〃　一三、一、三　春日町—厩橋四詰。駒込橋—本鄉肴町。
〃　一三、一、五　南千住—駒形町。
〃　一三、一、七　猛江裏—築地。
一三、一、一四　森下町—黒江町。大手町—待避線改修。
〃　一三、一、七　飯倉—札ノ辻。
〃　一三、一、八　大曲—傳通院前。
〃　一三、一、三〇　三ノ輪車庫前—御藏前片町。
〃　二、四　土橋—芝口。
〃　二、一一　大塚仲町—神明町。
〃　二、二八　陸軍大學前曲線改修。
〃　二、二九　人形町—兩國。雷門—吾妻橋東詰。吳服橋—土橋。土橋ループ。
〃　三、二　業平橋—淺草橋。
〃　三、一五　青山一丁目—六本木。神谷町—宇田川町。京橋—永代橋。
〃　三、二九　京濱連絡線。
〃　三、三〇　お茶ノ水—錦町河岸。

大正十三年四月末運轉系統

所別	系統
三田	品川—日比谷—坂本間。三田—日比谷—吾妻橋四詰間。品川—淺草橋—雷門間。三田—日比谷—上野間。
青山	中澁谷—九段坂上—萬世橋間。青山七丁目—三宅坂—猛江間。
新宿	淀橋—京橋間。淀橋—兩國間。淀橋—雷門間。角筈—萬世橋間。
本所	柳島—大手町間。柳島—萬世橋間。淺草橋—芝橋間。
大塚	大塚—厩橋間。大塚—神保町—土橋間。大塚—お茶ノ水—土橋間。
巢鴨	巢鴨—御成門間等。巢鴨—萬世橋間。駒込橋—市役所前間。
三ノ輪	千住大橋—土州橋間。千住大橋—藏前間。南千住—三田間。南千住—市役所前間。

青山南町	中澁谷—築地間。青山一丁目—宇田川町間。
有樂橋	飯田橋—芝口間。飯田橋—札ノ辻間。
錦糸堀	錦糸堀—江戸川間。錦糸堀—日比谷間。
廣尾	四谷鹽町—高輪南町間。天現寺—永代橋間。目黒—金杉橋間。
早稻田	早稻田—洲崎間。早稻田—御徒町間。
神明町	神明町—芝橋間。大塚仲町—市役所前間。
飛鳥山線	(飛鳥山—駒込橋間)

(二)無料乘車　九月六日神明町車庫前上野三橋間開通當時より一般乘客に無料乘車を許せり、然るに乘客殺到して混雜甚しく、老幼婦女は殆ど乘車し得ず、たとへ乘車し得るも背負ひたる幼兒は押し潰さるる如き慘事を出し、車外亦人の鈴成りにて危險言ふべからざるを以て、後罹災者に限り無料となしたれども事實は殆ど一般無料の狀態にして、九月十六日に及べり。

(三)暫定乘車料　九月十七日より實行す。

乘車券種類及び復舊線

臨時片道券	一運轉系統每に金六錢(通行稅共)
臨時往復券	同金十錢(〃)
臨時回數券	一運轉系統每に片道一枚
	甲(十回)金五十錢(通行稅共)　乙(五十回)　金二圓三十錢(〃)

運轉系統

一、駒込神明町—上野三橋—萬世橋間
二、大塚驛前—春日町—神保町—吳服橋間
三、青山六丁目—六本木—飯倉—虎ノ門—櫻田門間
四、四谷鹽町—泉岳寺間
五、目黒—魚籃坂下—古川橋　金杉橋間

六、巢鴨—本郷追分町—須田町
七、品川—薩摩原—日比谷間
八、澁谷—赤坂見附—四谷見附—市ヶ谷見附—九段坂上間
九、若松町—飯田橋—萬世橋
一〇、淀橋—半藏門—日比谷—市役所前、京橋間

(四)無料乘車廢止　暫定乘車料を收むるの一面、無料乘車は區役所又は警察署の罹災證明を要する事としたるに、證明書請求頗る多く、區役所繁忙を極め、芝區役所の如き一日一萬以上の請求者あり、九月十七日より二十四日までに證明書十六萬三千七百九十八通を發行するに及べり、即ち

罹災民證明書發行高

日割	發行高	調査箇所
九月十七日	三四、六四七	五四
〃　十八日	三八、〇一三	五四
〃　十九日	三八、六九〇	四〇
〃　二十日	二五、五三七	三九
〃　二十一日	一四、三三五	三六
〃　二十二日	七、一一八	三五
〃　二十三日	三、九二七	三五
〃　二十四日	一、五三一	三五

是に於て九月十九日の市參事會に於て、二十五日後は無料乘車制を全廢する事としたり。

(五)急行實施　朝夕の乘客混雜を緩和するため、大正十二年十二月三十日急行電車を實施し、比較的乘降客少なき停留場に停車せざる事としたり、全線三百五十二停留場中の百四十二を通過停留場とす。

急行時間表

期間	急行時間 前	急行時間 後
三月一日—四月三十日	午 六時三〇分—九時三〇分	午 三時三〇分—七時三〇分
五月一日—九月三十日	六・〇〇—九・〇〇	四・〇〇—八・〇〇
十月一日—十一月十五日	六・三〇—九・三〇	二・三〇—七・三〇
十一月十六日—二月末日	七・〇〇—一〇・〇〇	三・〇〇—七・〇〇

運轉系統並通過停留場

品川—日本橋經由—雷門
東禪寺前。庚申堂前。田町九丁目。露月町。新橋驛前。銀座二丁目。銀座一丁目。中橋廣小路。通三丁目。鐵砲町。鞍掛橋。馬喰町三丁目。南元町。東禪寺前。庚申堂前。田町九丁目。四國町。增上寺前。內幸町。美土代町。黑門町。清島町。

三田—日本橋—上野—雷門
露月町。新橋驛前。銀座二丁目。銀座一丁目。中橋廣小路。通三丁目。今川橋。黑門町。清島町。

三田—日本橋—南千住
露月町。新橋驛前。銀座二丁目。銀座一丁目。中橋廣小路。通三丁目。今川橋。黑門町。清島町。山之宿。吉野町。泪橋。

千住大橋—人形町—土州橋
通新町。金杉下町。坂本四丁目。下車坂町。仲御徒町。元岩井町。堀留三丁目。

巢鴨—春日町—芝橋
巢鴨橋。四丸町。小石川原町。曙町。掃除町。餌差町。壹岐坂下。一ッ藏。東京驛降車口。銀座一丁目。銀座二丁目。新橋驛。露月町。

錦糸堀—小川町—江戸川
江東橋。綠町三丁目。相生町。飯田町三丁目。東五軒町。

三ノ輪—藏前
龍泉寺町。合羽橋。老松町。

角筈—若松町—綠町
天神町。余丁目。半込北町。築土八幡。小石川橋。本郷元町。順天堂前。相生町。綠町三丁目。

大塚—神明町—萬世橋
丸山町。駒込坂下町。駒込千駄木町。根津八重垣町。池ノ端七軒町。黑門町

駒込橋—本石町—日比谷
富士神社前。吉祥寺町。本郷追分町。大學赤門前。本郷一丁目。今川橋。

淀橋—須田町—雷門
新宿三丁目。新宿二丁目。大木戶。麹町十三丁目。木村町。市ヶ谷驛前。富士見町。南元町。

淀橋—築地—兩國。
新宿三丁目。新宿二丁目。大木戶。麹町十三丁目。麹町九丁目。麹町三丁目新富町。岡崎町。北島町。鞘堂町。濱町。

青山七丁目—上野—雷門
青山五丁目。青山三丁目。赤坂裏町。平河町五丁目。新富町。岡崎町。北島町。氣象町。濱町中ノ橋。安宅町。富川町。鏡右衞門町。東町。

神明町—日本橋—芝橋
駒込坂下町。駒込千駄木町。根津八重垣町。池ノ端七軒町。黑門町。今川橋澁三丁目。中橋廣小路。銀座一丁目。銀座二丁目。新橋驛前。露月町。

錦糸堀—萬世橋—若松町
江東橋。綠町三丁目。相生町。順天堂前。本郷元町。小石川橋。築土八幡前。

半込北町。

青山六丁目—永代橋
南町六丁目。三河臺町。狸穴町。四久保巴町。霞ヶ關。本八丁堀。

本郷肴町—土橋
本郷追分町。大學赤門前。本郷一丁目。今川橋。日本銀行前。上槇町。有樂町。山下門。

天現寺—日比谷—洲崎
四ノ橋。三ノ橋。二ノ橋。麻布中ノ橋。增上寺前。內幸町。本八町堀。相川町。不動尊前。入船町。

四谷鹽町—泉岳寺—八山橋
左門町。權田原。三聯除裏。笄町。廣尾橋。四ノ橋。庚申堂前。東禪寺前。

飯田橋—庚ノ門—札ノ辻
牛込見附。逢坂下。木村町。四谷仲町。紀ノ國坂下。葵橋。西久保巴町。飯倉四丁目。三田三丁目。

飯田橋—庚の門—芝口
牛込見附。逢坂下。木村町。四谷仲町。紀國坂下。葵橋。南佐久間町。

柳島—黑江町—大手町
中ノ郷。本所表町。石川町。林町。高橋。黑龜町。相川町。鹽岸橋。

早稻田—小川町—洲崎
關口町。東五軒町。飯田町三丁目。美土代町。相川町。鹽岸橋。不動尊前。入船町。

大塚—御茶の水—土橋
大塚窪町。清水谷町。同心町。壹岐坂下。本郷元町。順天堂前甲賀町。錦町三丁目。鎌倉河岸。日本銀行前。上槇町。有樂町。有樂橋。山下橋。

大塚—外手町。
大塚窪町。清水谷町。同心町。天神下。西町。小島町。

天現寺—惠比壽
伊達跡。

目黑—金杉橋
元白金火藥庫前。白金臺町二丁目。名光坂下。三の橋。二の橋。麻布中の橋

早稻田—御徒町
關口町。東五軒町。天神下。

門前仲町―月島
越中島。月島通二丁目。

（以上震災前の運轉系統による）

（六）變壓所復舊。

月日	所名	事項	總容量	摘要
九月四日	小沼開閉所	鬼怒川系受電開始		
〃五日	駒込變壓所	試運轉をなす		
〃六日	〃	廻轉變流機四〇〇kw一臺運轉開始	四〇〇kw	鬼怒川系
〃七日	白金變壓所	試運轉をなす廻轉變流機一、〇〇〇kw二臺運轉開始す	二、〇〇〇kw	〃
〃	小石川變壓所	試運轉をなす		
〃八日	〃	廻轉變流機五〇〇kw一臺運轉開始	五〇〇kw	鬼怒川系
〃九日	〃	同一臺修理濟容量增加す	一、〇〇〇kw	〃
〃	忍町變壓所	廻轉變流機七五〇kw二臺運轉開始	一、五〇〇kw	〃
九月十日	〃	同一臺修理濟容量增加す	二、二五〇kw	〃
〃十二日		王子電氣株式會社より電力を讓受け飛鳥山線に送電開始		猪苗代系
〃十三日	春日町變壓所	廻轉變流機七五〇kw四臺運轉開始	三、〇〇〇kw	鬼怒川系
〃	常盤橋變壓所	試運轉をなす	一、〇〇〇kw	
〃十五日	〃	廻轉變流機五〇〇kw二臺運轉開始		
〃十五日 〃二十日		大阪市電氣鐵道部の斡旋により京阪地方電車用變所機械讓受、交渉纒る總臺數十三臺總容量五、九〇〇kw京成電氣軌道株式會社より電力を讓受け柳島、龜澤町間の送電開始す		京成
〃	有樂町變壓所	周波數變換機復舊作業開始	三〇〇kw	鬼怒川系
〃二十日 〃二十三日		鐵道省川崎變電所より廻轉變流機五〇〇kw二臺讓受交渉纒る城東電氣株式會社より電力を讓受け柳島龜澤町間の送電開始	一五〇kw	城東 鬼怒川系
九月二十九日	濱松町變壓所	燒損廻轉變流機其他取外し作業開始す		
〃三十日	下谷變壓所	燒損廻轉變流機七五〇kw二臺現場にて修理着手、同二臺修理のため機械外作業開始す		
十月九日	有樂町變壓所	周波數變換機一、〇〇〇kw一臺修理濟試運轉す		
〃十日	同	同一、〇〇〇kw一臺運轉開始。市ケ谷變壓所へ送電す	一、〇〇〇kw	鬼怒川系
〃	市ケ谷變壓所	電動發電機三三〇kw三臺運轉開始す	九九〇kw	〃
〃十三日	小沼開閉所	鐵道省へ送電す	二、〇〇〇kw	〃
〃十四日	有樂町變壓所	周波數變換機一、〇〇〇kw一臺修理濟、容積增加す	二、〇〇〇kw	〃
〃	下谷變壓所	鐵道省川崎發電所より讓受の機械搬入開始す		
〃十六日	有樂町變壓所	京橋發電所へ送電す		鬼怒川系

其後各變壓所とも設備容量を增し、殘餘變壓所も、下谷は十一月二日、淺草は三日、濱松町は十二月二十五日、横網は二十九日、何れも送電を開始し、十三年一月二十八日には更に黑江町、二月七日には霞町の二新設變壓所皆送電を開始す。

（七）車輛　は、阪神電車會社より古電車十輛を買入れ、同時に永川造船會社、日本車輛會社、田中車輛會社、鶴見木工會社等に車輛製造を委託し十三年四月末日までに總數千四百七十九輛を有するに至れり。

（八）運輸成績　左の如し。

（乘客人數を含む、又三月十五日後及び災前は運轉車哩數は單車換算數）

年月日	最多運轉車數（臺）	乘客數（人）	乘車料金收入（円）	運轉哩數（哩）	軌道延長哩（哩）
一二、九、六	一二	一〇、六〇〇	二〇・三七	—	四、五六六
〃 九、八	九六	四六、八〇〇	四一・八三	—	二九、〇三三
〃 九、一二	二四五	六二九、二〇〇	二、〇九〇・五〇	—	五七、一七六
一二、九、二〇	三六八	六四一、〇三七	二〇、二三九・〇〇	—	八三、八三三
〃 九、三〇	四三四	七五〇、九二二	三三、七二五・〇〇	三八、四四五	八七、九四九
〃 一〇、一五	四六四	八七七、五五九	三九、三九一・八九	四四、〇〇八	九四、六八一
〃 一〇、三〇	四八六	九七六、三七四	四三、八四一・六七	七〇、八八二	一〇三、五一五
〃 一一、一五	五九四	一、二六三、五七八	五七、六七一・一九	六一、三三三	一三六、五九五
〃 一一、三〇	六三三	一、三三八、二六五	六〇、一三四・四五	六一、一三一	一三四、四六九
〃 一二、一五	六六八	一、三六四、五六七	六三、二二一・五一	六七、八八〇	一四四、二二六
〃 一二、三一	八一八	一、六四三、九四一	七三、八七三・二八	八七、七三八	一六三、七〇三
一三、一、一	八四〇	一、三五二、七八〇	六〇、七九一・九三	八五、三八四	一六三、七〇三
〃 一、一五	八二四	一、二六四、三四五	五七、七〇九・九五	七三、八二七	〃
〃 一、三一	八五一	一、五九七、五六五	七一、七四七・一八	八七、三〇一	一六九、五一三
〃 二、一五	八七三	一、六五七、二九七	七四、四三二・八七	八九、九三六	〃
〃 二、二九	八六七	一、六九〇、八〇四	七五、九二八・四九	九二、九四七	一八〇、六四四
〃 三、一五	九三三	一、六八〇、四二五	七五、七二四・九九	（以下換算）一四四、〇四三	一八五、三七八
〃 三、三一	九八四	一、八七五、五二〇	八四、二二三・四三	一五〇、三八一	一八五、三三四
〃 四、三〇	一、〇三九	二、四七二、九二九	一一一、六九一・四九	一六〇、二四六	一八六、五三五
震災前 三、八、三一	一、七九五	—	—	一八二、一九六	一九〇、七六八

更に月別に比較すれば、

年月	運轉車輛（千臺）	運轉延哩（千哩）	乘客數（千人）	料金收入（円）	同上一日平均（千円）
一二、三	四〇	五、五七三	四〇、三一七	二、七一八	八七
〃 四	四一	五、六一九	四四、一三二	二、九二七	九七
〃 七	三八	五、五九一	四〇、六九二	二、七〇七	八七
〃 八	三七	五、三八九	三六、一〇二	二、三九〇	七七
〃 九	八	九六二	九、五三五	四五三	一七
〃 一〇	一四	一、九四三	二七、四二七	一、二三五	三九
〃 一一	一七	二、五〇三	三四、五六五	一、五五七	五一
〃 一二	二一	三、〇五二	四一、七八四	一、八八二	六〇
一三、一	二五	三、七七三	四三、六八五	一、九六七	六三
〃 二	二四	三、八〇一	四二、二九四	一、九〇四	六五
〃 三	二八	四、五一〇	四七、〇七九	二、一二〇	六八
〃 四	三一	四、七四二	五二、七四六	二、三七五	七九

B、軌道橋梁路面恢復

災害即後、調査隊十數班を出し線路を分擔して被害を調査し、軌道の障碍物を除去し燒跡の跡片付を爲すと同時に、山手方面の燒殘區域に運轉を開始し、燒失區域に在りては、先づ洲崎、錦絲掘柳島各終點に至る三線を開通するの方針を立て、軌道橋梁皆此の方針下に應急修理をなせり、而して障碍物除去及跡片付は、各線に亘り、數十ケ所に及び、就中兩國龜澤町間、上野廣小路、萬世橋間、神田鍋町附近の改良工事跡、鍛冶橋、錦絲掘間の新線工事中なりし箇所は、道路局に協議し工費四萬九千二百十八圓を出して一旦之を埋立て、取片付をなし、路面鋪裝は、工費十五萬二千七百五十五圓を出して、約十九ケ所軌道延長二十哩二五四を施工し、燒失區域の軌道上に於ける燒損電車輪軸收容には工費約七千圓を出して軌道の假敷設を爲し、運轉系統上の必要に依り、工費四千六百九十圓を出して淺草區松山町に渉線一ケ所を新設し、橋梁上の軌道修理には、工費八萬六千六百二十圓及び黑龜橋、海邊計兩橋梁に於ける橋梁前後の取付軌道修築費一萬七千九百六十九圓、橋十萬四千五百八十九圓を出して橋梁と共に左の如く修理す。

橋名	徑間	起工	竣工	工費額
永代橋	六六〇尺	一二、一一、二〇	一三、一一、二二	一三、二〇〇円
吾妻橋	五六〇	〃 一一、一〇	〃 一二、九	一〇、六〇〇
厩橋	五二〇	—	—	一〇、四〇〇
鎧橋	二七〇	〃 一〇、三〇	〃 一一、五	五、四〇〇
粗橋	五九	〃 九、一三	〃 九、二〇	一、一八〇

御茶ノ水橋	二三〇	—	—	四、六二〇
小川橋	三二	一二、九、一五	一三、九、二六	六四〇
中ノ橋	四二	〃　九、二〇	同　一〇、八	八四〇
千代田橋	八二	〃　九、一四	同　一〇、六	一、六四〇
築地橋	一〇一	〃　九、五	同　九、一〇	二、〇二〇
黒龜橋	七〇	一三、二、六	同　二、二五	一、四〇〇
海邊橋	九〇	〃　二、二〇	同　三、一〇	一、八〇〇
彌勒寺橋	三二	〃　一一、二九	同　一二、一	六四〇
業平橋	八〇	〃　一〇、一二	同　一〇、一八	一、六〇〇
相平橋	七〇〇	—	—	一四、〇〇〇
汐見橋	六〇	〃　一一、一五	同　一一、二九	一、二〇〇
船木橋	六〇	〃　一一、一四	同　一一、二八	一、二〇〇
黒船橋	八五	〃　二、二八	同　三、二九	一、七〇〇
和泉橋	八八	〃　一〇、二〇	同　一〇、二八	一、七六〇
新川橋	五七	一二、二〇	同　一一、二〇	一、一四〇
彈正橋	六八	〃　一〇、六	同　一一、一七	一、三六〇
神田橋	一三九	〃　九、二五	同　一〇、一〇	二、七八〇
福島橋	六〇	〃　一一、一五	同　一一、二九	一、二〇〇
北野橋	二六	〃　一〇、二四	同　一一、二四	五二〇
菊川橋	九〇	〃　一一、一四	同　一一、一八	一、八〇〇
江東橋	一〇〇	〃　一〇、二四	同　一一、一四	二、〇〇〇
計	四、三六一			八六、六四〇

其起工竣工月日及工費は、左の如し。

橋名	起工	竣工	費額
永代假橋	一二年、一〇月、二〇日	一二、一二、三〇	九四、七〇〇円
吾妻假橋	〃	〃　一二、二七	八三、四〇〇
鎧橋	〃　一〇、九	〃　一〇、二二	一五、〇〇〇
廐橋	一三、一、二六		一五六、〇〇〇

組橋	一二、九、一三	一二、九、二〇	六、四〇〇
御茶ノ水橋	一三、三、二五	一三、三、二九	四六、〇〇〇
小川橋	一二、九、一五	一二、九、二六	二、六〇〇
中ノ橋	〃　九、八	〃　一〇、八	五、〇〇〇
千代田橋	〃　九、一四	〃　一〇、六	六、九四〇
和泉橋	〃　一〇、二〇	〃　一〇、二八	一、六〇〇
築地假軌道橋	〃　九、一五	〃　一〇、一	二、五〇〇
新川橋	〃　一二、六	〃　一二、一四	四、〇〇〇
彈正橋	〃	〃　一二、一七	三、〇〇〇
神田橋	〃　九、二三	〃　一〇、一	二二、八〇〇
北野橋	〃　一〇、二四	一一、一七	一、五〇〇
菊川橋	〃	〃　一一、九	五、五〇〇
江東橋	〃　九、一〇	一〇、二〇	七、八〇〇
黒龜橋	〃　一二、二四	一三、一、一〇	四、六〇〇
海邊橋	一三、二、二一	〃　三、四	六、二〇〇
彌勒寺橋	一二、一一、一九	一二、一二、五	四、〇六〇
業平橋	〃　一〇、九	〃　一〇、一八	五、五〇〇
相生橋	復興局にて工事施行		二七、六〇〇
汐見橋	一二、一一、一	一二、一一、一〇	三、八〇〇
船木橋	〃　一〇、三一	〃　一一、七	五、三〇〇
黒船橋	一三、二、二八	一三、三、二九	九、三〇〇
福島橋	一二、一一、八	一二、一一、一三	五、〇〇〇
計			五四六、一〇〇

次に車庫及び工場内の軌道修理は、

箇所名	軌線延長哩	費額
三ノ輪車庫	〇、七九八	三一、〇四四円
横綱車庫	〇、八三八	三五、七八八
錦糸堀車庫	〇、一八七	三、八三〇
新宿車庫	一、〇〇〇	六、九九〇
濱松町工場	一、五〇〇	三、〇〇〇
芝浦分工場	二、〇〇〇	四、〇六一
大塚車庫	〇、三五〇	四、二七七
計	六、六七一	八八、九八〇

而して此等の應急工事は、陸軍の援助を得たること多く、中にも永代橋、吾妻橋は、鐵道第一、第二聯隊の手に假橋を架し、新宿、有樂町兩車庫の燒跡取片付、及び日本橋、須田町、上野、萬世橋淺草橋、雷門、前の軌道工事整理は、金澤工兵第九大隊の手を借りたり。

C、饋電線、電車線、柱上電燈配電線恢復

(一)饋電線電車線　燒失變電所在區域に開通したる線路中、饋電線の連絡なき區間は、燒失變壓所より出したる饋電線と同變壓所と復舊變壓所間の相互連絡饋電線とをジョイントボックスにて直續したる連絡變壓所より送電す、即ち

白金變壓所より濱松町變壓所經由、二回線(御成門、三田方面)、常盤橋變壓所より有樂町變壓所經由三回線(日比谷、築地方面)、春日町變壓所より下谷變壓所經由一回線(上野廣小路方面)

殘存區域の電車線は、被害輕微なるを以て容易に復舊したり、其至急を要する區間にして、材料不足なりし分は、殘存品を再使用す、之が從事人員は職員以下約二百名を五班に分ちて之に當れり。

(二)柱上電燈配電線　柱上架設工事に努め、竣成分は、高壓電纜未復舊に依り、電氣供給事業方面の變壓器に接續し、電球は一柱置きに取付けたり、地中線復舊從事員は、主任一人の下に班員十二名、圖書工及び工夫八十四名を一班とし、電燈低壓線及び柱上電燈復舊從事員は、職員四名圖書工及び工夫八名を四班に分ちて之に從ひ、其一部は請負に付したり。

第三、電燈恢復

(一)概要　帝都の暗黒を救はんがため電燈復舊には主として全力を注ぎ、九月四日夜小石川變電所を經て、鬼怒川より一、〇〇〇キロワットの東京電燈會社より三〇キロワットの送電を得て、小石川殆ど全部、牛込、四谷の一部、本鄕東西片町に警戒用救護用の電燈に送電したるを初とす、實に災後第一の電燈照明にして帝都復興の曙光たり。

電力不足のため警戒用救護用の外燈を主とし、殿に一軒一燈を主義とし、燭光を十燭以下に限定したり。

五日受電量の增加と共に、供給區域を擴張して四谷の殘部麴町、赤坂及び千駄谷一部に送電し、同時に精米用に限り一部晝間の動力供給を開始す。

七日より九日に亘り、更に受電量の增加を得て、逐次供給區域を擴張し、局部に障碍あるもの丶外、局受持區域全部即ち本鄕、小石川牛込、赤坂、麻布一圓、區役所を除き芝區一圓、麴町區殆ど全部、及び澁谷、千駄谷、代々幡、目黒、大崎、大井、品川、平塚、池上、馬込、世田谷各町村に送電したり、同時に電力供給亦次第に區域を擴め、九月十一日までに左の如く供給す。

各精米所、陸軍造兵廠、理化學研究所、芝浦遞信省工場、梁瀬自動車芝浦工場內外興業會社工場、芝高輪、九段、青山、小石川各電話交換所、赤十字病院、三共製藥會社品川工場、日淸印刷工場、博文館印刷所、秀英舍第一工場

九月二十九日に至り晝夜送電を完成す。

燒失區域への送電は、九月十三日燒跡、潰跡の罹災者收容バラックへ電燈供給を開始し、晝夜兼行にて敢行工事を進め、十月二十日には八千八百三十三戸二萬百九十八燈を供給するに至りたり。

十三年四月末日には遂に左の如き恢復を見、四月分收納金額四十七萬二千六百七圓四錢を得るに至れり。

	災前	燒失	大正十三年四月卅日現在
電燈	一三〇、五〇〇戸 七三一、九二〇燈	一八、〇〇〇戸 一五四、七九三燈	一三一、三四八戸 六九一、六三六燈
電力	二、九四〇 二六、三九〇馬力	五四〇 九、一〇〇馬力	三、五四〇戸 三三、一五七馬力

(二)地中送配電線路引込線恢復　橋梁と運命を共にしたる電纜の應急處置としては、新電纜を殘存橋梁若くは假橋の桁に添加し、電纜桁は殘部鐵部分に架して其引替を復舊し、變壓塔內立上り及び燒損變壓器は變壓塔の修理建替と共に入替を爲し、地中引込線は、家屋の倒潰燒土の堆積に依り修理困難なるため送電せず、別に架空低壓幹線及び電車用鐵柱を利用して之を送電し、修理可能のものゝみ地中引込線に修良なるへて送電したり、又家屋の倒壞傾斜せるもの又は屋內設備の不理を加ものは、總て線路を切斷して送電を中止したり。

(三)變電所恢復　左の如し。

所名	月日	事項	總容量	備考
小沼開閉所	九、四	鬼怒川水電系受電開始す		
小石川變電所	〃	周波數變換機一、〇〇〇kw一臺運轉開始す	一、〇〇〇kw	鬼怒川系
	九、二〇	〃變換機一、〇〇〇kw二臺修理濟運轉開始す	三、〇〇〇	〃
	九、五	東電變電所より受電開始す	三〇〇	東電系
	九、六	〃　受電廢止す	〃	〃
音羽變電所	九、四	小石川變電所より受電し送電開始す		鬼怒川系
	九、一五	東電目白變電所復舊と同時に同所より受電し小石川變電所よりの受電を廢止す	一、〇〇〇	東電系
	九、三〇	東電目白變電所より受量、二、〇〇〇kw增加す	三、〇〇〇	〃
忍町變電所	九、四	小石川變電所より受電し送電開始す		〃
	九、七	東電左門町變電所より受電し送電開始す	四〇〇	〃
忍町變電所	九、一七	同所より受電量三〇〇kw增加す東電左門町	五〇〇	東電系
	九、二一	小石川變電所及び左門町變電所よりの受電廢止す　音羽變電所より受電し送電開始す	一、五〇〇	〃
	九、五	小石川變電所より受電し送電開始す		
	九、八	同所より受電廢止す		
	〃	周波數變換機一、〇〇〇kw二臺修理濟送電開始す	二、〇〇〇	鬼怒川系
	九、一二	目黑蒲田電氣鐵道へ送電開始す		
	一〇、二	周波數變換機一、〇〇〇kw三臺修理濟容量增加す	三、〇〇〇	〃
品川變電所	九、八	東電大崎發電所より受電し送電開始	五、〇〇〇	
	九、二三	〃所より受電を四〇〇kw增加す	四〇〇	
	九、二七	〃所よりの受電を廢止す	七〇〇	東電系
	〃	東電大井變電所復舊の爲め受電變電所を大井變電所に變更し送電	〃	〃
京橋假セラー	九、一八	京橋變電所附近に假ピラーを設置し送電を開始す	二、〇〇〇	
京橋變電所	九、二六	周波數變換機修理に着手	一、〇〇〇	鬼怒川系
	一〇、一六	有樂町變壓所より受電し送電を開始		鬼怒川系

其後各變電所其設備容量を增加し、芝、白銀兩變電所亦復舊し、大正十三年四月末日には、最大電力晝六、九一二、夜一七、〇七九、電力量二一八、六二七キロワットを出し得る事となれり。

(四)電氣供給條例改正　電燈、電力の廉價供給をなして家庭の電化の要求に應ずるため、東京電燈株式會社と協議し、電氣供給條例に一部改正を加へ、十三年四月一日より實施す、改正要旨は、

定額制は、外燈及び使用場所百燈以下の室內燈にして、取付燈數(休止數を含まず)二燈以下の場合に限り、三燈以上及び百燭光以上の屋內燈は、全部從量制とす。

電動力其他電力の供給も定額制及び晝間從量制を廢して全部從量制とし、電動機及び其他の最大使用電力を基準として使用電力量を積算すること。

從量制の實施に伴ひ、料金計器の使用料を値下す、即ち電燈料金一キロワット時の基本料從來十八錢なりしを十六錢に、一キロワット時以上二キロワット時迄十四錢、三キロワット時の一キロワット時十錢、三キロワット時以上六錢とし、積算電力計器使用料は、五百キロワット時迄のものにて、三燈以下は一ヶ月十錢、四燈五燈二十錢、六燈乃至十燈三十錢、十燈以上四十錢とす。

定額制の電燈料は、五燭光一ヶ月四十錢、十燭光五十錢。

電動力使用料は、一ヶ月使用電力量百キロワット時迄を一キロワット時に付六錢、百キロワット超過分一キロワット時に付四錢。

電熱器の電氣使用料を明文にて規定し、使用電力量一キロワット時に付使用料六錢、超過電力量一キロワット時に付四錢と定む。

第四、建物工事

各建物の修理計算及び諸設備の着手竣成日時、左の如し。

件名	着手年月日	竣工年月日
京橋變壓所應急修理工事	一二、九、一四	一二、九、一九
濱松町工場假廳舍設備工事	〃九、一六	〃九、二〇
有樂町自動車置場新築工事場震火災跡片付工事	—	〃一〇、一〇
濱松町變壓所震火災應急修理工事	〃一〇、六	〃一〇、一九
淺草變壓所建築災害應急工事	〃一〇、一〇	〃一一、八
有樂町變壓所火災跡片付及び地均工事	—	〃一〇、一一
有樂町電壓所應急建築工事	〃一〇、一四	〃一二、三
横網變電所屋根應急修理外一廉工事	〃一〇、一九	〃一一、八
東大久保車庫矢切應急變更工事	〃一〇、二〇	〃一一、一四
假廳舍內寄寫眞室應急建築工事	〃一〇、二四	〃一一、一〇
青山七丁目車庫應急棟災害取片付外二廉工事	〃一〇、二一	〃一二、五
黑江町假變壓所應急新築工事	〃一〇、二四	一三、一〇、五
東大久保車庫應急補强工事	〃一〇、二五	一二、一二、五
新宿車輪事務所取毀跡片付工事	〃九、一四	〃一〇、二六
横網町假變壓所應急新築工事	〃一〇、二七	一二、一一、五
芝崎町應急假倉庫(セメント倉庫)新築工事	〃一〇、二七	一二、三
芝崎町假倉庫事務室外四廉應急建築工事	〃一〇、二七	一三、一、一四
下谷變電所應急修理工事	—	一二、一〇、三
建築材料置場監督員詰所建築工事	一二、一一、一四	〃一二、一〇
電車課及び電路係本町派出所應急假建物新設工事	〃一一、七	〃一一、一二
目黑車庫構內自動車練習所小屋新設工事	〃一一、一〇	〃一一、一三
有樂町本廳舍燒跡片付工事	〃一一、九	〃一一、二八
有樂町本廳舍附屬材料倉庫建築工事	〃一一、九	一一、二三
黑江町假變電所應急新築工事に伴ふ障碍取除工事	〃一一、九	一二、八
本局假廳舍及び附屬建物新築工事	〃一一、二一	一三、三、三一
電車課猿江町操車場假建應急新設工事	〃一一、一三	一二、一一、二七
本所電路係出張所假建物新設工事	〃一一、一三	〃一二、二〇
飯田町軌道係出張取片付工事	〃一一、一七	〃一二、一
三田車庫災害應急工事	〃一一、二三	〃一二、二
假廳舍硝子嵌込應急施設	〃—	〃一二、八
霞町變電所應急補修工事	〃九、六	〃一〇、二
駒込假變電所增築工事	〃一二、一	一三、三、一六
飯田町開閉所應急修理工事	〃一一、二七	一二、一二、一〇
新宿車庫增築工事	〃一一、二四	〃一二、一〇
電車課錦糸堀出張所應急修理工事	〃一一、二四	〃一二、一〇
電車課上野三橋詰所假建築工事	〃一二、一四	〃一二、二八
上富士前自動車車庫附屬建物新築工事	一三、一、二	一三、一、一〇
櫻田原自動車車庫附屬建物新築工事	〃一、二	〃一、一〇
青山假變壓所新築外一廉工事	〃二、一	〃三、一六
電車課須田町詰所假建築工事	〃二、五	〃二、一五
電車課茅場町操車場假建築工事	〃二、一〇	〃二、二二

電車課御成門操車場假建築工事	一三、二、二一	一三、二、二九
電車課及び電路係兩國詰所假建築工事	〃　二、三	〃　二、一五
飯田假變壓所建築工事	一二、一二、二七	一三、一、一五
陸軍糧秣廠跡現業員假宿舍附屬建物新築工事	一三、二、一六	〃　三、五
目黒自動車車庫及び附屬建物新築工事	〃　二、五	〃　二、二〇
芝崎町作業場假建物應急新設工事	一二、一一、一三	一三、一、一〇
電車課本所出張所假建築工事	一三、三、五	〃　三、二九
三ノ輪假車庫外四廉新築工事	〃　二、五	〃　三、一五
淺草變壓所空氣室增築工事	〃　二、二五	〃　三、八
電車課龍泉寺散宿所假建築工事	〃　二、二九	〃　三、八
電車課三ノ輪出張所石垣修理工事	〃　二、二五	〃　三、三
櫻田自動車車庫附屬建物新築工事	〃　二、二九	〃　三、一四
錦糸掘車庫架線櫃取付工事	〃　一、二一	〃　二、三
飯田町開閉所補强直營工事	〃　二、一二	〃　三、八
電燈課芝出張假所建築工事	〃　三、一五	〃　三、二九
忍町變壓所補强直營工事	〃　二、二五	〃　三、二五
市谷變壓所補强直營工事	〃　一、二八	〃　三、八
廣尾車庫外四廉新築工事	〃　三、一	〃　三、三〇
電車課新宿出張所附屬物置新築工事	〃　三、三	〃　三、一一
電燈課赤坂出張所新築工事	〃　三、一二	〃　三、三〇
三宅坂假變電所新築外二廉工事	〃　三、一七	〃　三、三一
電車課三ノ輪出張所々屬聖天派出所假建築工事	〃　三、一六	〃　三、三〇
電車課三ノ輪出張所假建築工事	〃　二、二二	〃　三、一五
芝浦支場假車庫增築外二廉工事	〃　一、二七	〃　三、二三
新宿車庫附屬建物假建築外一耗工事	〃　二、一〇	〃　三、二〇
芝崎町倉庫構內工務課電路係試驗所新築外二廉工事	〃　三、一一	〃　三、二八
三ノ輪車庫附屬建物新築工事	〃　三、一〇	〃　三、二九
軌道係新宿出張所新築工事	〃　三、七	〃　三、二〇
大塚自動車ガソリン地中タンク室新設工事	一三、三、一八	一三、三、二四
下谷變壓所及び開閉所取毀工事	〃　二、二五	〃　三、一二
三ノ輪車庫增築工事	〃　三、一七	〃　三、二五
青山車庫內附屬家屋其ノ他災害應急工事	〃　一、二一	〃　三、一五
平永町假變壓所新築外一廉工事	〃　二、二五	〃　三、二八
電車課月島派出所新築工事	〃　三、七	〃　三、二〇
御成門變壓所及び附屬便所新築工事	〃　三、二	〃　三、二五
三ノ輪變壓所及び附屬便所假建築工事	〃　二、二九	〃　三、二四
廣尾倉庫內守衛詰所新築工事	〃　三、二一	〃　三、三〇
大塚變壓所新築工事	〃　三、六	〃　三、三〇
芝崎町及び横網現業員假宿舍新築工事	〃　三、五	〃　三、二四
横網倉庫及び附屬建物新築工事	〃　三、一六	〃　三、三〇
横網假變電所增築工事	〃　三、一五	〃　三、三一
本廳舍自動車車庫附屬ガソリン設備工事	〃　三、二四	〃　三、三〇
東大久保車庫及び濱松工場補强工事	一二、一一、二七	〃　三、五
本局廳舍內敷物及び窓掛設備工事	一三、三、二一	〃　三、三一
下谷變壓所所屬開閉所假建築工事	〃　三、一三	〃　三、二七
日本橋變壓所敷地周圍生子板塀新設工事	〃　三、二一	〃　三、三〇
芝浦支工場增築建物新設工事	〃　三、四	〃　三、二八

第五、乘合自動車兼營

災後電車不足し、乘客輻輳するより、之が緩和策として乘合自動車兼營を計畫し、豫算二百萬圓を計上して市營乘合自動車案を大正十二年十月六日の市會に提出し、市會は電車復舊迄の應急施設とすべしとの條件を附して原案を可決したり、是に於て米國フォード自動車會社に十一人乘自動車一千臺を注文し、一面電車從業員より約一千名の自動車操縱見習生を募集し、陸軍自動車隊に五百名、基督敎靑年會自動車部に三百名、セールフレザー會社に百名、日本帝國兩自動車學校に各百名を委託敎習せしめ、米國より着荷せる自動車の組立を横濱セールフレーザー會社に委囑し、十三年一月十一日試運轉をなし、十六日乘合自動車條例、

東京市乘合自動車使用條例

第一條　本市乘合自動車ノ使用ニ關シテハ、本條例ノ定ムル所ニ依ル。

第二條　乘合自動車ニ乘車スルモノハ、左ノ使用料ヲ支拂ヒ、乘車券ヲ受クルヲ要ス。

一區　十錢

五歳未滿ノ小兒ハ無料トス

第三條　前條ノ區間ハ、市長之ヲ定ム、但シ一區三キロメートル未滿ト爲スコトヲ得ス。

第四條　既納ノ使用料ハ、如何ナル事由アリテモ之ヲ還付セス。

第五條　乘客ハ、係員ノ請求アリタルトキハ、何時ニテモ乘車券ヲ呈示シ、檢査ヲ受クルコトヲ要ス。

第六條　有效ノ乘車券ヲ所持セズ、又ハ乘車券ノ檢査ヲ拒ミ、若ハ乘車券取集ノ際之ヲ渡サヽル者ニ對シテハ、相當ノ料金ヲ支拂ハシメ、五圓以下ノ過料ニ處ス。

第七條　本條例施行ニ關シ、必要ナル事項ハ、市長之ヲ定ム。

附則

本條例施行期日ハ、市長之ヲ定ム。

を定め十八日午前七時四十五臺を以て巣鴨、東京驛間、中澁谷、東京驛間を開通したり、料金は一區(約二哩半)十錢、一系統二區とし、乘車券は一區券、二區券二種、回數券は二十回券、五十回券の二種とす、而して主要停留場に切符發賣人を配し、運轉時間を平日午前七時より十一時まで、午後三時より七時まで、日曜、大祭日午前七時より午後七時とし、無車掌主義を實行せり、車體は實用を主とし、公稱馬力(警視廳馬力)一八、七五馬力なり。

開通當日の成績は、巣鴨線二十二臺、午前七時より十一時までに收入二百七十二圓三十錢、澁谷線二十三臺三百六十一圓九十錢、午後を合せて一日の總收入千十圓五十錢、乘客七千四百人にして豫定より四割以上を增收し、一件の事故をも生ぜざりき。

尋で一月二十八日淀橋、東京驛間、大塚、永樂町間、二月五日早稻田、兩國驛間を開通し、次を以て運轉系統を增し、三月十六日に至り、全線の開通を完了す。

自動車は千臺購入の豫定を八百臺に減し、一月中六百二十六臺、二月百七十四臺着荷し、購入を終る。

開通當日より十三年三月末日までの成績を左に揭ぐ。

乘合自動車一覽表　（大正十三年三月末現在）

運轉開始月日	系統番號	所屬出張所及び派出所名	系統 起點	區間	終點	哩數（哩）	運轉時間（分）	速度（哩）
二、三	1	目黒	品川	芝園橋	東京驛前	四、五三三	二七、〇	一〇、〇四一
〃	2	〃	目黒驛前 麻布	〃	〃	五、四〇〇	三二、〇	一〇、一二五
二、八	3	新坂町	材木町	日比谷	水天宮前	四、八九〇	三二、〇	九、一六九
一、一八	4	〃	中澁谷	赤坂見附	東京驛前	五、二四〇	三〇、〇	一〇、三〇八
一、二六	5	權田原	淀橋	四谷見附	〃	四、六四四	二九、〇	九、六〇八
二、五	6	横網	早稻田	九段下	兩國驛前	四、七五一	三一、〇	九、一九五
一、二六	7	大塚	大塚	春日町	永樂町	四、五三六	二八、〇	九、六四九
一、一八	8	上富士前	巣鴨橋	〃	東京驛前	四、四三四	二七、〇	九、八五三
二、一八	9	〃	駒込橋	本郷三丁目	永樂町	四、二二四	二六、〇	九、三六三
二、八	10	〃	神明町	上野公園	東京驛前	四、六九八	三一、〇	九、〇九三
三、五	11	三ノ輪	千住大橋	車坂町	茅場町	四、七三八	三二、〇	九、八八四

（二）食糧班活動　總務課員一部を以て編成したる食糧班は、專ら食糧品の蒐集に盡力し、之を各課の炊事部に供給して所屬動務員に炊出配給し、一面班直屬の炊事部を設け、本局動務員及び炊事場の設置なき部署動務者に給與を爲せり。

食糧品の調達は、初局共濟組合保管の白米、玄米を竈發し、又埼玉縣より數回に亘り米穀、食鹽、梅干、漬物等を購入して辛くも之を辨じ、九月七日後は配給司令部より供給を受くる事となり、十日埼玉縣よりの購入を打切りたり、而後は專ら之を配給部及び隅田配給部に輸送自動車を派して供給を受けたり、既にして米穀の供給豐富なるを得て、一部を共濟組合に讓渡し、九月九日よりは之を局員に販賣せしむ。

初め埼玉縣より購入したり當時は、握飯に少量の副食物を添へて配給し、配給司令部よりは主食と共に、諸雜語、干魚、鹽魚類、漬物類の供給を受くるに至りしも、猶十分なる能はざりき、九月七、八日頃より各課の出動人員著しく增加し一日三十俵乃至五十俵なりし炊出米は一日平均八十五俵に激增するに至りたり、即ち九月三日より二十三日迄は

月日	收容數	收容計	一般避難者 局外者	一般避難者 係局者內譯	傷病者 局外者	傷病者 係局者內譯	合計 局外者	合計 係局者內譯
9・1	8	800	800	400	0	0	800	400
9・2	8	1,600	800	400	0	0	800	400
9・3	8	2,400	800	400	0	0	800	400
9・4	8	3,200	800	400	0	0	800	400
9・5	8	4,000	800	400	0	0	800	400
9・6	8	4,800	800	400	0	0	800	400
9・7	8	5,600	800	400	0	0	800	400
9・8	8	6,400	800	400	0	0	800	400
9・9	8	7,200	800	400	0	0	800	400
9・10	8	8,000	800	400	0	0	800	400
9・11	8	8,800	800	400	0	0	800	400
9・12	8	9,600	800	400	0	0	800	400
9・13	8	10,400	800	400	0	0	800	400
9・14	8	11,200	800	400	0	0	800	400
9・15	8	12,000	800	400	0	0	800	400
9・16	8	12,800	800	400	0	0	800	400
9・17	8	13,600	800	400	0	0	800	400
9・18	8	14,400	800	400	0	0	800	400
9・19	8	15,200	800	400	0	0	800	400
9・20	8	16,000	800	400	0	0	800	400
9・21	8	16,800	800	400	0	0	800	400
9・22	8	17,600	800	400	0	0	800	400
9・23	8	18,400	800	400	0	0	800	400
9・24	8	19,200	800	400	0	0	800	400
9・25	8	20,000	800	400	0	0	800	400
9・26	8	20,800	800	400	0	0	800	400
9・27	8	21,600	800	400	0	0	800	400
9・28	8	22,400	800	400	0	0	800	400
9・29	8	23,200	800	400	0	0	800	400
9・30	8	24,000	800	400	0	0	800	400
10・1	8	24,800	800	400	0	0	800	400
10・2	8	25,600	800	400	0	0	800	400
10・3	8	26,400	800	400	0	0	800	400
10・4	8	27,200	800	400	0	0	800	400
10・5	8	28,000	800	400	0	0	800	400
10・6	8	28,800	800	400	0	0	800	400
10・7	8	29,600	800	400	0	0	800	400
10・8	8	30,400	800	400	0	0	800	400
10・9	8	31,200	800	400	0	0	800	400
10・10	8	32,000	800	400	0	0	800	400

一日平均八十五俵に激增するに至りたり、即ち九月三日より二十三日迄は一日平均十五俵に激增するに至りたり、即ち九月三日より二十三日迄は

月日	收容數	收容計	一般避難者 局外者	一般避難者 係局者內譯	傷病者 局外者	傷病者 係局者內譯	合計 局外者	合計 係局者內譯
9・1	8	800	800	400	0	0	800	400
9・2	8	1,600	800	400	0	0	800	400
9・3	8	2,400	800	400	0	0	800	400
9・4	8	3,200	800	400	0	0	800	400
9・5	8	4,000	800	400	0	0	800	400
9・6	8	4,800	800	400	0	0	800	400
9・7	8	5,600	800	400	0	0	800	400
9・8	8	6,400	800	400	0	0	800	400
9・9	8	7,200	800	400	0	0	800	400
9・10	8	8,000	800	400	0	0	800	400
9・11	8	8,800	800	400	0	0	800	400
9・12	8	9,600	800	400	0	0	800	400
9・13	8	10,400	800	400	0	0	800	400
9・14	8	11,200	800	400	0	0	800	400
9・15	8	12,000	800	400	0	0	800	400
9・16	8	12,800	800	400	0	0	800	400
9・17	8	13,600	800	400	0	0	800	400
9・18	8	14,400	800	400	0	0	800	400
9・19	8	15,200	800	400	0	0	800	400
9・20	8	16,000	800	400	0	0	800	400
9・21	8	16,800	800	400	0	0	800	400
9・22	8	17,600	800	400	0	0	800	400
9・23	8	18,400	800	400	0	0	800	400
9・24	8	19,200	800	400	0	0	800	400
9・25	8	20,000	800	400	0	0	800	400
9・26	8	20,800	800	400	0	0	800	400
9・27	8	21,600	800	400	0	0	800	400
9・28	8	22,400	800	400	0	0	800	400
9・29	8	23,200	800	400	0	0	800	400
9・30	8	24,000	800	400	0	0	800	400
10・1	8	24,800	800	400	0	0	800	400
10・2	8	25,600	800	400	0	0	800	400
10・3	8	26,400	800	400	0	0	800	400
10・4	8	27,200	800	400	0	0	800	400
10・5	8	28,000	800	400	0	0	800	400
10・6	8	28,800	800	400	0	0	800	400
10・7	8	29,600	800	400	0	0	800	400
10・8	8	30,400	800	400	0	0	800	400
10・9	8	31,200	800	400	0	0	800	400
10・10	8	32,000	800	400	0	0	800	400

六、局員の傳染病罹患者二名、何れも相當の措置を爲し其蔓延を防げり。

（三）乘務員教習所罹災者收容　九月一日青山電車課出張所、同電燈課出張員教習所に避難し來るを以て、夜裏山に於て炊出をなし、二日以南一帶の避難民に對す局長並に青山警察署長に協議し、青山一丁目以南一帶の保護を行ふ、同時に構內家屋を解放して開係罹災者其外一般罹災者をも出來得る限り收容したり、食糧は全部赤坂區役所より配給を受け、炊具は青山警察署に於て軍隊より借受けたるものを使用したり、水道斷絶の際として附近民家の井戶水を用ひたりしも、六日に至り給水道の好意に依り、青山學院前消火栓より供給を受く、炊出に從事したる人員は、多き時は百人を越え、各自分擔を定めて三千人分に達し、局員を合し大約九千人にも及べり、又收容傷病者の手當は、主として北海道大學醫學部救護班醫員及び學生之に當る、九月十四日　皇后陛下より收容傷病者御慰問として三條侍從並に鳥山侍醫を遣はされ、二十一日は伏見宮博恭王殿下、同妃殿下御附武官を隨へ御巡視遊ばさる、收容者は九月二日より十月十六日までの狀況左の如し。

收容數	收容計	一般避難者 局外者	一般避難者 係局者內譯	傷病者 局外者	傷病者 係局者內譯	合計 局外者	合計 係局者內譯
800	800	800	400	0	0	800	400
1,600	800	800	400	0	0	800	400
2,400	800	800	400	0	0	800	400
3,200	800	800	400	0	0	800	400
4,000	800	800	400	0	0	800	400
4,800	800	800	400	0	0	800	400
5,600	800	800	400	0	0	800	400
6,400	800	800	400	0	0	800	400
7,200	800	800	400	0	0	800	400
8,000	800	800	400	0	0	800	400
8,800	800	800	400	0	0	800	400
9,600	800	800	400	0	0	800	400
10,400	800	800	400	0	0	800	400
11,200	800	800	400	0	0	800	400
12,000	800	800	400	0	0	800	400
12,800	800	800	400	0	0	800	400
13,600	800	800	400	0	0	800	400
14,400	800	800	400	0	0	800	400
15,200	800	800	400	0	0	800	400
16,000	800	800	400	0	0	800	400
16,800	800	800	400	0	0	800	400
17,600	800	800	400	0	0	800	400
18,400	800	800	400	0	0	800	400
19,200	800	800	400	0	0	800	400
20,000	800	800	400	0	0	800	400
20,800	800	800	400	0	0	800	400
21,600	800	800	400	0	0	800	400
22,400	800	800	400	0	0	800	400
23,200	800	800	400	0	0	800	400
24,000	800	800	400	0	0	800	400
24,800	800	800	400	0	0	800	400
25,600	800	800	400	0	0	800	400
26,400	800	800	400	0	0	800	400
27,200	800	800	400	0	0	800	400
28,000	800	800	400	0	0	800	400
28,800	800	800	400	0	0	800	400
29,600	800	800	400	0	0	800	400
30,400	800	800	400	0	0	800	400
31,200	800	800	400	0	0	800	400
32,000	800	800	400	0	0	800	400

10・一一	六	九〇三	八六	10	一七	八六	一〇三	九六
10・一二	四	九〇七	八六	10	一七	八四	一〇三	八四
10・一三	八	九一五	八三	10	一七	九一	九九	一〇一
10・一四	三	九二七	七六	10	一七	九〇	九五	100
10・一五	四	九三一	七一	10	一八	九〇	八九	100
10・一六	一	九三二	一	一	一八	九〇	一八	九〇
計			四、二四〇	七七九	八三四	二、七三五	五、〇七九	三、四〇四

此間九月十一日收容患者中傳染病疑似者發生したるを以て之を大久保病院に送ると共に、病室其他を嚴重に消毒し、十七日收容者並に一般從業者に豫防注射を行へり、斯くて九月三十日に至り局員に對する炊出配給を廢止すると共に、十月一日より炊事を共濟組合に移管し、收容避難者への炊出は之を赤坂區役所に引繼ぐ、各方面よりの寄附品左の如し。

寄贈品

寄贈者	品名	數量
東京市	毛布	四五枚
赤坂區役所	玄白米、鯨罐詰、福神漬、味噌漬	
	馬鈴薯、素麵、醤油其他ノ食料品	三五個
	慰問袋、米	二〇貫
大阪築港在鄉軍人分會	古着類	一六點
赤坂區救護班	梨子	八樽
	南瓜	三樽
	漬物	二樽
	メリケンコ粉	
澁谷警察署	ホシ胃散	一八五個
北海道大學	ビスケット	三箱
關西婦人聯合會	古着類	五〇〇點
靜岡縣救護班	衣類	三〇點
キリストの會	雜品	一梱
	牛乳	一梱

(四)共濟組合活動　は、罹災者に物品を給與し、日用品を廉賣し、傷病者を救護し、罹災組合員に組合所定の救護金を給與する等共重なるものにして、災後組合は逸早く一般組合員共他の物品寄贈を勸誘し、衣類雜貨共他日用品六百點の寄贈を得て罹災者に分與し、更に名古屋市電氣局同從業員、住友製鋼所、同電線製造所、三井救恤部、東京朝日新聞社等の寄附を受けて同樣罹災組合員に分配したり、日用品廉賣は、一般局員自家用として食糧班より白米を讓受け、九月九日以來一日一人五合を限りて白米の實費販賣をなし、順次共量を增加し、九月十日には、神戶電氣局共濟組合よりメリヤス製品共他一萬六千圓分を取寄せて原價を以て販賣し、更に職員を市內及び近縣に派して卷ゲートル、足袋の販賣を爲し、又件傳商店に蒲團一千組を準備せしめ、九月末食糧班閉鎖後は、食料品を局員に廉賣したり、共他衞生班に入りて傷病者の救護に從へる事、別記の如し。

局員の罹災者中、十月二十日までに判明したるもの死者九十七名、行方不明者十九名、傷者七十一名、家屋罹災者四千三百名中、家屋の全燒、半燒者に對し、災害給與金を受給したるもの十月五日より二十日までに二千二百六十七名、十一萬五千四百九十四圓六十二錢なりとす。

寄贈品は、名古屋市電氣局同從業員より晒木綿千五百反、東京朝日新聞社より單衣五七枚、眞綿二九七包、洗面器二〇〇個、ラクトーゲン二四〇個、半紙一八〇〇帳シャツ六二八枚、ズボン下二〇三枚、三井救恤部より、白米三〇俵、鰹節、一三一二本、煮干一〇俵、ヒジキ五俵、スルメ三一五束、鑵詰五箱、平野水三一一本、洗面器一二〇個、洋服六〇着、毛布一六九枚、シャツ三五〇枚、足袋一〇〇足、マッチ一、一五〇箱、石鹼二八〇個、ローソク二〇〇袋、住友製鋼所同電線

製造所湯衣地一〇〇反、綿ネル地一〇卷、晒木綿五〇匹、足袋一〇〇足、シャツ二四〇枚、手拭一二〇筋、

(五)從業員住所救濟　從業員罹災者に局營假住宅を貸與す。

東京市告示第百五號

東京市電氣局假住宅使用規程、左ノ通定ム、

大正十三年三月十九日

東京市長　永田秀次郎

東京市電氣局假住宅使用規程

第一條　假住宅ハ、東京市電氣局從業員ニシテ、大正十二年九月一日ノ震災ニ因リ住居ヲ失ヒ、又ハ其ノ居住ニ堪ヘサル至リタル者ニ之ヲ貸付ス。電氣局長ニ於テ特別ノ事由アリト認メタル者ニ對シテハ、前項ノ規定ニ拘ラス貸付スルコトヲ得。

第二條　假住宅ノ種別及ヒ貸貸料左ノ如シ、但シ居住一月ニ滿タサル場合ニ於ケル貸貸料ハ其ノ日數、十五日以上ナルトキハ全額トシ、十五日未滿ナルトキハ半額トス。

甲種　一月五圓

乙種　一月三圓七十五錢

前項ノ貸貸料中ニハ電燈料、水道使用料及糞尿汲取ニ要スル費用ヲ含ム。

第三條　貸貸料ハ、毎月給料支給日。「支給期日月二回以上ニ亘ル場合ハ最終ノ支給期日」ニ於テ、本市ヨリ受クヘキ給料中ヨリ控除徵收ス。給料ノ支給ヲ受ケサルトキ又ハ支給ヲ受クルモ其ノ月ノ貸貸料額ニ達セサルトキハ、給料ノ支給ヲ受クルニ至リタル月ニ於テ控除徵收ス。

第四條　退職ノ場合ニ於テ未納ノ貸貸料アルトキハ、本市ヨリ受クル給料其ノ他ノ諸給與金又ハ共濟組合ヨリ受クル諸給與金ノ中ヨリ控除徵收ス。

第五條　假住宅ハ之ヲ轉貸スルコトヲ得ス。

第六條　居住者ハ電氣局長ノ承認ヲ經ルニ非レハ、左ノ行爲ヲ爲スコトヲ得ス。

一、假住宅ノ原狀又ハ地形ヲ變更スルコト。

二、家族以外ノ者ヲ同居セシムルコト。

三、居住以外ノ目的ニ使用スルコト。

第七條　居住者不都合ノ行爲アリタルトキハ、電氣局長ハ假住居ノ返還ヲ命ス此ノ場合ニ於テハ十日以內ニ退去スヘシ。

第八條　居住者其ノ故意又ハ過失ニ因ル假住宅ノ損害ヲ修補セサルトキハ電氣局長ニ於テ相當ト認ムル金額ノ賠償セシム。前項ノ賠償金ハ電氣局長ノ指定スル期日ニ納付スヘシ。

第九條　假住宅ハ電氣局長之ヲ管理ス。

第十條　本規程施行ニ關シ必要ナル事項ハ、電氣局長之ヲ定ム。

附則

本規程ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス。

東京震災錄

中輯畢

大正十五年三月二十八日印刷
大正十五年三月三十一日發行

東京市役所
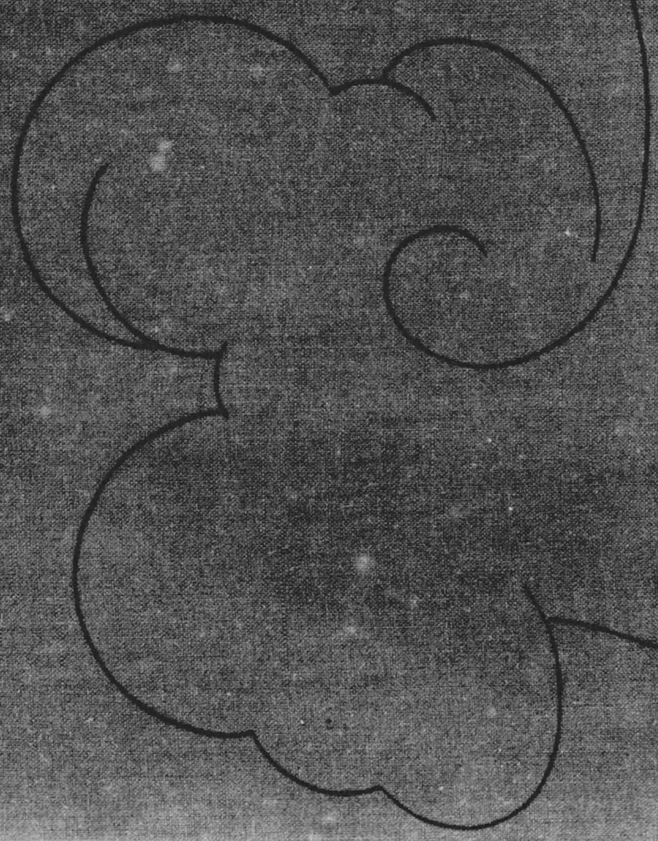
印刷人　島連太郎　東京市神田區美土代町二丁目一番地
印刷所　三秀舍　東京市神田區美土代町二丁目一番地